

# 平成 1 8 年旭市議会第 1 回定例会会議録目次

## 第 1 号 (2月28日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
説明のため出席した者.....	2
事務局職員出席者.....	2
開 会.....	4
議長報告事項.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	5
議案上程.....	5
議案第 1 号 平成 1 8 年度旭市一般会計予算の議決について	
議案第 2 号 平成 1 8 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 3 号 平成 1 8 年度旭市老人保健特別会計予算の議決について	
議案第 4 号 平成 1 8 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 5 号 平成 1 8 年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について	
議案第 6 号 平成 1 8 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について	
議案第 7 号 平成 1 8 年度旭市水道事業会計予算の議決について	
議案第 8 号 平成 1 8 年度旭市病院事業会計予算の議決について	
議案第 9 号 平成 1 8 年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について	
議案第 1 0 号 平成 1 7 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 1 1 号 平成 1 7 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について	
て	
議案第 1 2 号 平成 1 7 年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について	
て	
議案第 1 3 号 平成 1 7 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について	
議案第 1 4 号 旭市総合計画審議会条例の制定について	

- 議案第 15 号 旭市国民保護対策本部及び旭市緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 議案第 16 号 旭市国民保護協議会条例の制定について
- 議案第 17 号 旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 議案第 18 号 市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第 19 号 旭市地域振興基金条例の制定について
- 議案第 20 号 旭市都市計画審議会条例の制定について
- 議案第 21 号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27 号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29 号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30 号 旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31 号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32 号 旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33 号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 34 号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制

定に関する協議について

議案第 35 号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体から匝瑳郡  
光町を除くことに伴う財産の処分に関する協議について

議案第 36 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千  
葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町  
村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議つ  
いて

議案第 37 号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協  
議について

議案第 38 号 千葉県自治センターの解散に関する協議について

議案第 39 号 千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議について

議案第 40 号 東総衛生組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議つ  
いて

議案第 41 号 指定管理者の指定について（あさひ健康福祉センター）

議案第 42 号 指定管理者の指定について（海上ふれあいサポートセンター）

議案第 43 号 指定管理者の指定について（飯岡福祉センター）

議案第 44 号 指定管理者の指定について（旭市福祉作業所）

議案第 45 号 市道路線の認定について

施政方針並びに提案理由の説明..... 7

議案の補足説明..... 26

散 会..... 78

第 2 号（3月2日）

議事日程..... 79

本日の会議に付した事件..... 79

出席議員..... 79

欠席議員..... 79

説明のため出席した者..... 80

事務局職員出席者..... 80

開 議..... 81

議案質疑..... 81

常任委員会議案付託.....	1 1 3
常任委員会陳情付託.....	1 1 4
散 会.....	1 1 5

### 第 3 号 (3月6日)

議事日程.....	1 1 7
本日の会議に付した事件.....	1 1 7
出席議員.....	1 1 7
欠席議員.....	1 1 7
説明のため出席した者.....	1 1 7
事務局職員出席者.....	1 1 8
開 議.....	1 1 9
一般質問.....	1 1 9
7番 景 山 岩三郎.....	1 1 9
9番 嶋 田 哲 純.....	1 2 6
5番 林 七 巳.....	1 3 0
8番 滑 川 公 英.....	1 3 4
25番 伊 藤 鐵.....	1 4 6
散 会.....	1 4 9

### 第 4 号 (3月7日)

議事日程.....	1 5 1
本日の会議に付した事件.....	1 5 1
出席議員.....	1 5 1
欠席議員.....	1 5 2
説明のため出席した者.....	1 5 2
事務局職員出席者.....	1 5 2
開 議.....	1 5 3
一般質問.....	1 5 3
4番 伊 藤 房 代.....	1 5 3

1 番 伊 藤 保.....	1 6 0
1 1 番 木 内 欽 市.....	1 6 5
2 1 番 高 橋 利 彦.....	1 8 5
1 4 番 平 野 浩.....	1 9 8
追加議案上程.....	2 0 5
議案第 4 6 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
提案理由の説明.....	2 0 5
議案の補足説明.....	2 0 6
議案質疑.....	2 0 7
常任委員会議案付託.....	2 0 8
散 会.....	2 0 8

#### 第 5 号 ( 3 月 2 0 日 )

議事日程.....	2 0 9
本日の会議に付した事件.....	2 0 9
出席議員.....	2 0 9
欠席議員.....	2 1 0
説明のため出席した者.....	2 1 0
事務局職員出席者.....	2 1 1
開 議.....	2 1 2
常任委員長報告.....	2 1 2
質疑、討論、採決.....	2 2 4
常任委員長陳情報告.....	2 3 4
質疑、討論、採決.....	2 3 5
議案上程.....	2 3 7
議案第 4 7 号 旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて	
提案理由の説明.....	2 3 8
議案の補足説明.....	2 3 8
質疑、討論、採決.....	2 3 9
発議案上程.....	2 4 0

発議第 1 号 旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
発議第 2 号 児童扶養手当の減額率の緩和に関する意見書の提出について	
発議第 3 号 小児慢性特定疾患医療費についての意見書の提出について	
提案理由の説明.....	2 4 1
質疑、討論、採決.....	2 4 3
事務報告.....	2 4 4
閉 会.....	2 4 5

## 平成18年旭市議会第1回定例会会議録

### 議事日程（第1号）

平成18年2月28日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 施政方針並びに提案理由の説明
- 第 7 議案の補足説明

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第 7 議案の補足説明

#### 出席議員（26名）

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 伊 藤 保   | 2番  | 島 田 和 雄 |
| 3番  | 平 野 忠 作 | 4番  | 伊 藤 房 代 |
| 5番  | 林 七 巳   | 6番  | 向 後 悦 世 |
| 7番  | 景 山 岩三郎 | 8番  | 滑 川 公 英 |
| 9番  | 嶋 田 哲 純 | 10番 | 柴 田 徹 也 |
| 11番 | 木 内 欽 市 | 12番 | 佐久間 茂 樹 |
| 13番 | 日 下 昭 治 | 14番 | 平 野 浩   |

15番 林 俊介  
17番 林 一雄  
19番 嶋田茂樹  
21番 高橋利彦  
23番 鈴木正道  
25番 伊藤 鐵

16番 明智忠直  
18番 高木武雄  
20番 向後和夫  
22番 林 正一郎  
24番 神子 功  
26番 林 一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	伊藤忠良	助 役	重田雅行
教育長	米本弥榮子	病院事務部長	今井和夫
総務課長	増田雅男	新市行政推進室長	加瀬博夫
秘書広報課長	平野哲也	企画課長	加瀬正彦
財政課長	高埜英俊	税務課長	江ヶ崎純敏
市民課長	小長谷 博	環境課長	堀川茂博
保険年金課長	増田富雄	健康管理課長	浪川敏夫
社会福祉課長	林 久男	高齢者福祉課長	横山秀喜
商工観光課長	小田雄治	農水産課長	堀江隆夫
建設課長	米本壽一	都市整備課長	島田和幸
下水道課長	山崎健次	会計課長	遠藤純夫
消防長	佐藤眞一	水道課長	宮本英一
庶務課長	在田 豊	学校教育課長	多田清司
生涯学習課長	神原房雄	監査委員局長	花香寛源
農業委員会事務局長	野口徳和	飯岡荘支配人	野口國男
病院経理課長	鍋木友孝	企画課主幹	大木多可志

事務局職員出席者

事務局長	来栖昭一	事務局次長	堀江通洋
------	------	-------	------

主 查 穴 澤 昭 和  
主任主事 飯 田 裕 紀 子

主任主事 石 毛 勝 子  
主任主事 飯 笹 浩 一

開会 午前10時31分

議長（鈴木正道） おはようございます。

ここで、会議を開会する前にあらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本会議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

#### 日程第1 開 会

議長（鈴木正道） ただいまの出席議員は26名、議会は成立いたしました。

これより平成18年旭市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第2 議長報告事項

議長（鈴木正道） 日程第2、議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、御了承いただきたいと思います。

#### 日程第3 会議録署名議員の指名

議長（鈴木正道） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により議長が指名いたします。3番、平野忠作議員、4番、伊藤房代議員、以上の2議員を指名いたします。

#### 日程第4 会期の決定

議長（鈴木正道） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第1回定例会の会期は、本日から3月20日までの21日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月20日までの21日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願い申し上げます。

市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第45号までの45議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 配布漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、助役、教育長、病院事業管理者ほか関係課長の出席を求めました。

#### 日程第5 議案上程

議長（鈴木正道） 日程第5、議案第1号から議案第45号までの45議案を一括上程いたします。

議案第 1号 平成18年度旭市一般会計予算の議決について

議案第 2号 平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第 3号 平成18年度旭市老人保健特別会計予算の議決について

議案第 4号 平成18年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

議案第 5号 平成18年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について

議案第 6号 平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について

議案第 7号 平成18年度旭市水道事業会計予算の議決について

議案第 8号 平成18年度旭市病院事業会計予算の議決について

- 議案第 9号 平成18年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について
- 議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第11号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第12号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第13号 平成17年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第14号 旭市総合計画審議会条例の制定について
- 議案第15号 旭市国民保護対策本部及び旭市緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 議案第16号 旭市国民保護協議会条例の制定について
- 議案第17号 旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 議案第18号 市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第19号 旭市地域振興基金条例の制定について
- 議案第20号 旭市都市計画審議会条例の制定について
- 議案第21号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第33号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議に

ついて

- 議案第 3 5 号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体から匝瑳郡光町を除くことに伴う財産の処分に関する協議について
- 議案第 3 6 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 3 7 号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について
- 議案第 3 8 号 千葉県自治センターの解散に関する協議について
- 議案第 3 9 号 千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議について
- 議案第 4 0 号 東総衛生組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 4 1 号 指定管理者の指定について（あさひ健康福祉センター）
- 議案第 4 2 号 指定管理者の指定について（海上ふれあいサポートセンター）
- 議案第 4 3 号 指定管理者の指定について（飯岡福祉センター）
- 議案第 4 4 号 指定管理者の指定について（旭市福祉作業所）
- 議案第 4 5 号 市道路線の認定について

#### 日程第 6 施政方針並びに提案理由の説明

議長（鈴木正道） 日程第 6、施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 本日、ここに平成18年旭市議会第 1 回定例会を招集し、平成18年度一般会計予算及び各特別会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

本市も昨年 7 月 1 日の合併から早 8 か月が経過し、市役所内部にも、市民の間にも落ち着きが出てきたように感じております。

また、市内15小学校区を回って実施した地区懇談会並びに産業まつり、各種スポーツ大会や市民ミュージカルなどの各種イベントの実施により、市民の一体感も増してきていると考えております。

これもひとえに議員の皆様はじめ、市民の皆様の協力の賜とこの場をお借りして厚くお礼申し上げますとともに、ますますのご支援ご協力をお願い申し上げます。

それでは、開会にあたり新年度における市政運営について所信の一端を申し上げます。

最初に、総合計画の策定について申し上げます。

平成19年度を初年度とする「旭市総合計画」の策定にあたっては、市民の声を重視した市民参加の計画であることを基本として進めております。

その一端として、地区懇談会や市民・団体アンケート等を実施し、さらには昨年12月21日に市民30人からなる総合計画策定市民会議を立ち上げ、総合計画の重要事項等について検討をいただき、ご意見を伺っているところであります。

また、旭市の次代を担う子供たちから、地域資源を活用した魅力あるまちづくりの提案を受け計画に反映させるため、市内全中学校の1年生659名を東総文化会館に招き、提案のお願いをしたところであります。

子供たちには提案の調査研究の過程において、故郷となる新旭市について認識を深めていただき、愛着と誇りを育てていただきたいとも考えており、国立大学法人千葉大学の上杉教授をはじめ研究員等の全面的な協力を得て、本年7月末までに提案をいただく予定であります。

次に、行政改革の取り組みについて申し上げます。

本市の行政改革を計画的に推進していくため、このたび（仮称）旭市行政改革アクションプラン（案）を作成いたしました。

この行政改革アクションプラン（案）は、本年度から平成21年度までを推進期間として集中的に改革を行っていかうとするものであり、各界の代表者等からなる行政改革推進委員会からの提言や、市民の皆様からいただいた意見等を踏まえ、「市民が親しみやすく、効率的で簡素な行政基盤」、「健全で持続可能な財政基盤」及び「市民との協働によるまちづくり」を大きなテーマとしてとりまとめたものであります。

今後は、議会の議員や市民の皆様方のご意見をいただいて必要な修正を行ったうえで、3月には最終的に決定し、今後はこのプランに沿って着実に改革を推進していく所存であります。

次に、医療と福祉の郷づくりについて申し上げます。

「医療と福祉の郷」、「食の郷」、「交流の郷」づくりについては、新市の持つ魅力ある地域資源、特長を生かしたまちづくりを実現させるべく、平成17年8月18日に庁内会議を設

けるとともに、平成17年10月18日には県と市で協働のまちづくり研究会を立ち上げたところであります。

庁内の検討グループ会議からは、子育て中の母親たちが気軽に集え相談できる場として「子育てルーム」の設置、次代を担う中学生からの新しいまちづくりの提案募集、郷土の偉人である大原幽学が耕地整理した古田の再生に首都圏の消費者と連携して取り組むことについて提案がなされております。

県との協働研究会では、「医療と福祉の郷」と「食の郷・交流の郷」の2つのワーキンググループに分かれ、精力的な議論が重ねられており、3月末を目途に新しいまちづくりの方向性について提案されることになっております。

平成18年度からは、“日本一住みよいまち”を目指して、市民の皆様、民間団体、県など大勢の方のご協力をいただきながら、大きく前進してまいりたいと考えております。

次に、庁舎の有効利用についてご報告申し上げます。

合併協議の中で、旧3町の役場は支所として活用するというところでスタートいたしましたが、折角の立派な庁舎が空いていてもったいないという市民の声が多くあり、支所の有効利用を検討した結果、海上支所に教育委員会、干潟支所に農水産課と農業委員会、教育委員会あとの青年の家に商工観光課と職業相談室を移転することといたしました。また、飯岡支所2階には市民ギャラリーを設置し、広く市民の利用を呼びかけることといたしました。

なじみ始めた矢先の移転で不便をおかけする場面があるかと思いますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、平成18年度の予算及び主な施策について申し上げます。

わが国の経済は、企業収益が改善し、設備投資が増加するとともに、企業部門の好調さが家計部門へ波及してきており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれています。しかし、地方経済は、好調さの波及の遅れなどにより、依然として厳しい環境にあります。

また、平成18年度の地方財政計画の規模は、83兆1,800億円、前年度比0.7パーセントの減で、5年連続してマイナスとなっており、特に投資的経費に係る地方単独事業については、前年度比3.2パーセントの減で、引き続き事業規模の抑制を図ることが求められております。また、国庫補助負担金の改革では、18年度は4兆円を上回る規模の廃止・縮減等が行われることになっております。

本市の財政状況も、地方財政計画における臨時財政対策債の縮減や国庫補助負担金の一般

財源化が歳入に大きく影響し、歳出においても、扶助費の増加や、急速に進展する少子・高齢社会への的確な対応、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現などに多額の財政需要が見込まれるなど、厳しい状況が続いております。

このような状況下において、平成18年度予算は、昨年7月1日合併後初めての通年予算として、新市建設計画の主要施策、重点プロジェクトを基本に、重要度や緊急性を考慮して事業の取捨選択を行い編成したものであります。

この結果、一般会計では241億8,000万円、特別会計は、国民健康保険事業、老人保健事業、介護保険事業、下水道事業及び農業集落排水事業を合わせて153億8,022万円、企業会計は、水道事業、病院事業、国民宿舎事業を合わせて356億8,283万2,000円となり、当初予算の規模は752億4,305万2,000円で編成したところであります。

次に、主要事業等について、新市建設計画の施策体系に沿って申し上げます。

第一に「交流基盤が整備された魅力的なまちづくり」であります。

はじめに、市道の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道の整備については、地域のバランスも考慮に入れながら計画的に進めてまいります。

中央病院アクセス道路につきましては、事業実施に向けた現況測量等を実施しているところであり、今後JRを跨ぐ橋梁の予備設計や地権者交渉に入っております。

なお、国道126号線飯岡バイパスから中央病院までの東西線につきましても、千葉県海匝地域整備センターと調整を図りながら早急に整備を進める考えであります。

1級2号線長部地先の歩道整備事業は、東総運動場側から工事を始め順調に推移しており、その延伸につきましても、新年度工事予定の約500メートルについて用地確保を終えております。

新海上中学校南側4061号線の通学路としての整備事業につきましては、新年度早い時期での着工を目指して取り組んでおります。

今年度、全体の半分を終えた防衛施設周辺民生安定事業につきましては、用地交渉とともに横根から塙新町地区に至る約500メートルの道路改良工事を実施する予定であります。

次に、都市計画について申し上げます。

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには、新市において新たに都市計画を定める必要があることから、平成20年度を目途に新たな都市計画区域等の設定について検討してまいります。平成18年度はそのための基礎調査を行うことといたしました。

次に、街路事業について申し上げます。

旭市の顔となる旭駅前線については、平成9年度から県施行として事業を進めており、地権者のご協力により計画面積の63パーセントの用地を取得し、道路形態も見えてまいりました。平成18年度は、電線共同溝の工事着手を予定しており、今後も駅前広場と道路部分の早期完成を目指し、県と連携を図りながら事業を進めてまいります。

谷丁場遊正線については、谷町場地先の道路改良工事が3月中に竣工できる見通しであり、これにより国道126号線と広域農道のアクセスと鎌数工業団地への連絡道としての利便性が格段に向上するものと考えております。

また、国道南側部分については、道路・橋梁の予備設計の見直しを行い、都市計画変更の手続きを進めながら、早期の事業認可取得を目指します。

次に、コミュニティバスについて申し上げます。

コミュニティバスについては、旭地区で1ルートの試行運行、飯岡地区で2ルート、海上・干潟地区で中央病院利用者を主な対象とした福祉バスを2ルート本格運行しており、平成17年度の年間利用者見込み数は延べ8万5,000人にのぼり、市民の多くの方々に利用されております。

これらのバスの運行については、さらに利用しやすい市民の足となるよう、平成18年4月1日より旭地区試行運行ルートを一部延伸して本格運行とし、また、市内でのすべてのコミュニティバスの利用料金を1利用につき100円に統一して運行してまいります。

今後も引き続き、市民並びに関係機関から成る検討委員会において主な公共施設を結ぶルートの調査及び検討を行い、より効率的で利便性の高いバスの運行に努めてまいります。

次に、消防について申し上げます。

消防本部につきましては、老朽化の進んだ飯岡分署の2B型救急自動車とタンク車を更新整備するとともに、近年、救急需要の占める割合が非常に多くなってきていることに鑑み、救急高度化のなお一層の推進を図るため、引き続き救急救命士の育成強化を計画的に推進してまいりたいと考えております。

消防団につきましては、旭方面隊のタンク車1台、海上方面隊及び飯岡方面隊の小型ポンプ積載車4台を更新整備し、旭駅前通りに耐震性の防火水槽を設置することといたしました。

さらに、老朽化の著しい消防庫について計画的に建設することとし、平成18年度は、旭方面隊第3分団第3部、海上方面隊第3分団第2部の消防庫の建設を予定しております。

次に、防災について申し上げます。

はじめに、防災体制の整備については、災害発生時の消防水利と飲料水確保のための耐震性の複合型井戸の整備に努めてまいります。

また、合併後の新たな防災計画の策定については、現在、消防本部を中心として素案の策定中ではありますが、それと平行して防災アセスメント調査を実施しておりますので、調査結果を十分生かし、新たな防災の総合計画として策定してまいりたいと考えております。

また、防災行政無線については、現在、施設の整備統合に向けた調査設計を実施しております。事業の実施につきましては、財源確保の関係により平成20年度からの整備実施の方向で調整を進めております。

次に、防犯について申し上げます。

昨年来、全国的に幼児等を狙った凶悪犯罪が多発しております。市では、いち早く防災行政無線等により児童の登下校時の安全対策について市民への協力を呼びかけると同時に、警察・学校・PTA等の関係団体による緊急の防犯対策会議を開催し、地域と学校が一体となって防犯パトロール等を実施することにより、より一層の防犯体制の強化に取り組んでいるところでございます。

平成18年度は、防犯体制のより一層の強化を図るため、青色回転灯を装備した防犯パトロール車の配備を予定しており、これにより年間を通してのパトロールに努めてまいりたいと考えております。

また、地域を明るくすることも防犯上重要な対策であることから防犯灯の整備についても、引き続き地元区と十分連携をとって進めてまいりたいと考えております。

さらに、昨年発足いたしました「旭市エンジョイパロール隊」については、現在600名近くの市民の皆さんの参加をいただいているとのことであり、日ごろの防犯活動に改めて感謝申し上げます。

市民一人ひとりが、自分たちのまちは自分たちで守るという意識をもち、今後も多くの地区でこのような取り組みをお願いするものであります。

第二に「快適でうるおいの交流基盤が整備された魅力的なまちづくり」であります。

はじめに、広域ごみ処理事業について申し上げます。

東総地区広域市町村圏事務組合において取り組んでいる東総地域ごみ処理広域化計画については、平成17年度をもって光町と多古町が東総地域ごみ処理広域化協議会より脱退することとなりましたが、今後は、銚子市、匝瑳市、旭市の3市で協調しながら当該計画に沿って事業を着実に推進してまいりたいと考えております。

次に、水道事業について申し上げます。

平成18年度は、将来にわたっての配水施設整備計画を策定し、合併前の市町ごとに設置されている施設の効率的な統合を図り、水道水の安定供給に努めるとともに、現在、不均一となっている水道料金の統一に向けて検討してまいります。

また、東総広域水道企業団によって進められております高度浄水処理施設の整備につきましては、この3月に竣工見込みとなり、現在、4月からの供用開始に向けて準備を進めているところでございます。本施設の完成により、より安全で良質な水道水の安定供給ができるものと期待しているところでございます。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道は、平成18年3月末に、二の袋地区周辺東3.8ヘクタールを供用開始し、141.7ヘクタールの区域で使用が可能となります。これにより、事業認可区域202ヘクタールのうち、約70パーセントが整備されました。

平成18年度は、イ・ロ地先の幹線管渠工事とその周辺約4.2ヘクタールの面整備工事を進めることとしております。

また、加入世帯については、対象世帯1,733世帯のうち998世帯が加入しており、日量約1,000立方メートルの汚水を適正に処理しております。今後も、なお一層の加入促進を図ってまいります。

次に、排水路の整備について申し上げます。

財源確保の関係で1年先送りした椎名団地から十日市場までの排水路整備事業につきましては、国の交付金決定や水田耕作時期等を考慮の上、適期に下流部約500メートルの工事を施工する予定であります。

次に、都市公園事業について申し上げます。

袋公園については、公園南東側に整備しているイベント広場に引き続き、修景施設、トイレ等の整備を行い市民が利用し易く憩える公園になるように整備してまいります。

文化の杜公園については、災害時に対応できる防災機能を持った総合公園としての基本計画を策定し、まちづくり交付金事業により整備を進めてまいります。

次に、あさひ健康パーク整備事業について申し上げます。

パークゴルフ場整備については、あさひ健康福祉センターと一体的な利用を図るため、あさひ健康パーク事業といたしました。平成18年度は、実施設計に基づき造成工事に着手し、平成19年度の完成を目標に事業の推進を図ってまいります。

第三は、「健やかでやすらぎのあるまちづくり」であります。

はじめに、保健事業について申し上げます。

本年度まで、各支所ごとに実施してありました予防接種事業や母子保健事業につきまして、平成18年度から予防接種は旭と海上の保健センター2か所で実施し、母子保健事業については飯岡の保健センターで行うことといたしました。

予防接種事業は、実施場所を集約し、実施回数を増やすことで各地区の接種機会の増と均等化を図るものであり、母子保健事業は、乳幼児の健診会場を1か所にすることで、対象年齢の統一や受診機会を増やすことができるなどのメリットが考えられます。

なお、基本健康診査事業につきましては、年齢層も高齢者が多いことから従来どおり4か所の保健センターを会場として実施してまいります。

次に、障害福祉について申し上げます。

障害福祉施策につきまして、国は昨年11月に「障害者自立支援法」を制定いたしました。この法律では、身体障害、知的障害、精神障害といった障害種別により異なっていた福祉サービスが一元化され、利用者の1割負担の原則や国、県の費用負担の割合等が示されました。

市といたしましても、関連する規則等の整備を進めるとともに、関係機関と連携を図りながら、障害者の自立支援に向けた体制の充実に努めてまいります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

介護保険制度は、第2期事業計画の最終年度が本年3月をもって終了し、4月からは、第3期介護保険事業計画とこれを包含した高齢者保健福祉計画がスタートするところであります。

計画策定にあたり、保健・医療・福祉の各専門分野の代表者や被保険者の代表者、地域活動団体や介護サービス事業者、タウンミーティング参加者等多くの関係者にご協力いただきましたことに対し、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

平成17年度には、10年後を見据えた大幅な介護保険法の改正が行われ、介護予防重視型システムへの転換を目指すこととなりました。

今後は、世代間交流も含め、地域住民とのコミュニティの構築を図り、閉じこもりを予防していくための地域ふれあい交流事業など、民生委員の方々やボランティアの皆様、社会福祉協議会等のご協力をいただきながら進めてまいります。

次に、児童福祉について申し上げます。

児童福祉法の改正により、虐待を含む要保護児童の適切な支援等を図るための組織の設置

が法定化されました。

旭市においても、すべての子供たちがいきいきと安心して暮らせるように、関係機関のご協力をいただきまして旭市要保護児童対策地域協議会を2月1日に設置し、2月16日には、旭市児童虐待防止講演会を開催したところであります。今後は、県の児童相談所等関係機関と一体となって、相談や指導の充実をはじめ要保護児童の支援に努めてまいります。

また、昨今、核家族化が進む中で、子育てに不安やストレスを抱える保護者も多いことから、子育て親子の交流の場として、「つどいの広場」を開設することといたしました。

これにより、同世代の親が抱える悩みを相談できる場を提供し、子育てに悩む親子の支援を図ってまいります。

第四は「心豊かな人と文化を育むまちづくり」であります。

はじめに、学校教育について申し上げます。

平成18年度は、基礎学力の向上や、社会性を高めることを念頭に、次の事業を重点的に実施いたします。

第1番目は、小・中学校教諭補助員配置事業で、15名の指導員を配置し、国語や算数の基礎基本の徹底や学力の向上さらには生活指導などきめ細かな指導に努めます。

第2番目は、キャリア教育推進事業で、働くことの大切さを学び、働く力を養成するため、小学校3校と全中学校の2年生が、「ゆめ・仕事 ぴったり体験」や「職場体験」活動を実施します。

第3番目は、情報教育推進事業で、小・中学校7校を指定校とし、児童生徒が光ファイバー回線を利用して、パソコンやインターネットなど情報機器を活用した学習活動を展開します。

第4番目は、放課後児童健全育成事業で、新たに琴田小、嚶鳴小、中和小を加え、合計10か所で実施します。今後とも保護者が安心して働ける環境づくりに努めます。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

学校施設については、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された校舎及び屋内運動場のうち、補強工事で耐震化が見込まれる小学校9校で12棟、中学校3校で4棟について、耐震診断を実施し早期の耐震化を進めてまいります。

また、第二中学校の屋内運動場と北校舎、連絡通路については、平成17年度に耐震診断を実施した結果、補強による耐震化は多額の費用を要し、本体の老朽化などから補強によるメリットが見込めないため、改築を行うための基本設計と屋内運動場の実施設計を実施いたし

ます。

なお、平成17年度より継続事業となっています海上中学校の校舎等改築工事については、平成17年度末で工事全体の30パーセントを終了する予定で、平成19年2月末の竣工を目差し、工事を進めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

市民一人ひとりが楽しみや生きがいを持ち、健康で心豊かな生活を送ることができるよう生涯学習推進計画を基盤とし、「いつでも、だれでも学習ができ、その成果が社会の中で活かされる環境」の実現に向け、各種の生涯学習施策を展開してまいります。

また、小学生を対象に、学校や社会教育施設等を活用し、自然体験や社会体験等のできる「地域子ども教室」を学校・家庭・地域の連携、協力のもとに実施いたします。

そのほか、青少年健全育成事業として青少年が何を考え、何を求めているかを発表する場として、市内小・中学校すべてを対象に「旭市青少年意見発表大会」を開催いたします。

文化振興については、市民が優れた芸術文化に触れることができるよう、東総文化会館を中心とした舞台芸術や美術作品を鑑賞する機会の提供及び、市内各地区において活動する多くの文化団体の育成等、多様な文化活動の成果を発表する場の提供に努めます。

体育振興については、健康・体力づくりの重要性が認識されてきた中、それぞれの体力や年齢、技術に応じて手軽に楽しく継続的にスポーツに親しむことができる環境づくりを推進してまいります。

また、スポーツ大会については、市民駅伝大会や飯岡しおさいマラソン大会を開催するほか、本年5月には東部5市体育大会が旭市を会場に20種目27競技により開催されます。

なお、旭市が平成22年国体の卓球競技開催地となっていることから、今年度に「第65回国民体育大会旭市準備委員会」を設置し、各種卓球大会の招致など、卓球競技の振興を図ってまいります。

図書館事業については、合併に伴いサービス提供範囲が広がったため、市図書館と各公民館等の読書施設をネットワークで結び、図書の共有化とサービスの均一化を図ります。

また、これと併せて市図書館を核として、各公民館や学校への図書配送サービスを併せて実施し、読書環境を整備してまいります。

第五は、「創造力と活力に満ちたまちづくり」であります。

はじめに、農業について申し上げます。

水田農業の構造改革については、安定した農業経営を実現するため地域水田農業ビジョン

の目標達成を目指し、適地適作を基本に米の計画的生産を図ってまいります。

園芸については、県内屈指の大生産地として多種の野菜が栽培され、大消費地である首都圏へ安定的に供給しており、農産物の安全・安心に対する消費者ニーズに応えるため、農薬や化学肥料の減量化の推進、そして生産性の向上と高品質化及び合理化など産地体制の強化を図ってまいります。

農業基盤整備事業については、広域農業基盤緊急整備促進事業計画により、萬力地区ほか5地区で県営事業によるほ場整備と主要幹線農道の整備を予定しております。

畜産については、県内でも屈指の畜産経営体が多く、野菜・米と並んで本市の農業の基幹として県内をはじめ首都圏への重要な食料供給基地としての役割を担っており、畜産農家と耕種農家の連携を図り、広域的な資源循環型農業の推進と良質堆肥の生産施設の整備により、円滑な流通・利用体系の構築を進めてまいります。

次に、水産業の振興について申し上げます。

水産業の振興を図るため、つくり育てる漁業を推進する一方、漁港の航路確保のための浚渫と、護岸の環境整備等の漁港機能の充実を図ってまいります。

また、安定的な漁業経営の確立のため、水産業後継者や中核となる漁業者の育成を支援してまいります。

次に、商業振興について申し上げます。

市内の4商工会については、昨年12月2日の合併契約調印式を経て、来る4月1日に合併する運びとなりました。これにより、県内では最大規模の会員数を擁する新旭市商工会として力強く生まれ変わる事となり、今後、商工業の更なる発展が図られるものと期待するところであります。

市としても、本市商工業の発展のため、新商工会の活動に対して側面から支援してまいります。

次に、観光について申し上げます。

商工会の合併に合わせて、旧旭市と旧飯岡町の観光協会も合併が予定されております。

すでに、新旭市においては、大原幽学記念館や龍福寺の森、九十九里海岸・飯岡漁港周辺・刑部岬展望館など様々な観光資源を有しておりますので、これらの観光資源を有機的に結びつけ、千葉県が推進する「観光立県ちば」において新生旭市のイメージアップが図られるよう、既存の観光事業に加え、新たな観光施策を積極的に展開してまいりたいと考えております。

次に、工業振興について申し上げます。

あさひ鎌数工業団地C・D地区への企業誘致につきましては、去る12月に株式会社伊藤園の進出が決定したところであります。

今後も、地域経済の活性化と雇用の創出による若者の定住化を図るため、千葉県と緊密な連携を図りながら、優良企業の誘致が実現できるよう積極的に企業誘致を進めてまいります。

次に、労政について申し上げます。

勤労青少年ホームについては、利用者の減少と老朽化が著しいことから、現在、用途廃止について国及び千葉県との協議を進めているところであり、協議が整い次第、廃止する条例を提案したいと考えているところであります。

また、高齢者・パートタイマー職業相談室は、現在、千葉県内に12の相談室が設置されておりますが、本市の職業相談室はこれの中でも突出した利用状況となっております。今般、国の機構改革における「地域職業相談室設置構想」が示されたことに伴い、本市の職業相談室を地域職業相談室、通称「ハローワーク」に格上げし、市民の利便性向上を図るため、現在、国・県と協議を行っているところであります。

次に、2つの公営企業について申し上げます。

病院事業につきましては、現在、国において大幅な医療制度改革が進められているところであり、とりわけ診療報酬改定については、3.16パーセントと過去最大のマイナス改定が見込まれており、経営面への影響が懸念されるところであります。

また、こうした中で臨床研修必修化に伴う大学からの医師の引き上げによる影響等で、小児科や産婦人科ばかりでなく全科的な医師不足が、診療圏である茨城県南部から香取海浜地区内の公的病院で深刻化しており、旭中央病院への患者の集中がさらに進むと予想されます。

このように、病院事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、健全経営を確保し、医療、福祉そして保健面において住民が安心して暮らせるまちづくりを目指し、病院情報システムの整備をはじめ、一層の経営改革を進めていく所存であります。

終わりに、国民宿舎事業について申し上げます。

国民宿舎事業については、国内への宿泊旅行需要が減少している観光情勢の中、恵まれた自然環境を活かし、効率的な経営を心がけております。

平成18年度は、変化している宿泊旅行形態を的確にとらえるため、経営診断を実施するほか、豊富な観光資源の活用と宿舎環境の整備をより一層進め、安定した経営を目指してまいります。

続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第1号は、平成18年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算規模は歳入歳出それぞれ241億8,000万円であります。

歳入の主なものは、1款市税が61億1,208万5,000円、9款地方交付税は72億円、12款使用料及び手数料が3億8,043万4,000円、13款国庫支出金が17億1,580万8,000円、14款県支出金が11億5,133万6,000円、17款繰入金が10億2,518万5,000円、18款繰越金が5億円、20款市債が29億1,450万円等であります。

次に、歳出の主なものは、1款議会費が2億3,606万3,000円、2款総務費が37億9,209万9,000円、3款民生費が53億6,804万4,000円、4款衛生費が18億6,727万4,000円、5款労働費が3,868万3,000円、6款農林水産費が12億5,105万2,000円、7款商工費が3億1,757万4,000円、8款土木費が22億6,187万8,000円、9款消防費が11億9,136万1,000円、10款教育費が32億5,154万3,000円となっております。

また、12款公債費は、市債の元利償還金等で29億6,752万7,000円、13款諸支出金は、水道事業会計、病院事業会計、土地開発基金への繰出金等で15億9,689万5,000円、14款予備費に4,000万円を計上しております。

次に、債務負担行為は、固定資産基礎資料整備事業のほか7件の債務保証を設定するものであります。

議案第2号は、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、事業勘定が歳入歳出それぞれ69億6,600万円、施設勘定が歳入歳出それぞれ6,960万円であります。

事業勘定について、歳入の主なものは、国民健康保険税に28億1,818万1,000円、国庫支出金に23億5,307万5,000円、療養給付等交付金に5億1,991万円、県支出金に3億9,487万7,000円、共同事業交付金に1億3,674万1,000円、繰入金に5億2,983万円、繰越金に2億1,000円を計上し、歳出の主なものは、総務費に5,885万3,000円、保険給付費に48億9,567万3,000円、老人保健拠出金に10億8,077万7,000円、介護納付金に6億4,743万4,000円を計上するものであります。

施設勘定について、歳入の主なものは、診療収入に5,597万4,000円、繰入金に710万1,000円、繰越金に590万円を計上し、歳出の主なものは、総務費に3,675万2,000円、医業費に2,937万2,000円を計上するものであります。

議案第3号は、平成18年度旭市老人保健特別会計予算の議決についてでありまして、予算

規模は歳入歳出それぞれ44億7,100万円であります。

歳入の主なものは、支払基金交付金に23億8,499万8,000円、国庫支出金に13億6,032万7,000円、県支出金に3億4,008万2,000円、繰入金に3億5,500万9,000円を計上し、歳出の主なものは、医療諸費に44億2,548万8,000円を計上するものであります。

議案第4号は、平成18年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算規模は歳入歳出それぞれ30億4,703万円であります。

歳入の主なものは、保険料に5億1,613万3,000円、国庫支出金に6億9,116万1,000円、支払基金交付金に9億2,444万2,000円、県支出金に4億5,329万1,000円、繰入金に4億4,743万4,000円、繰越金に1,172万7,000円を計上するものであります。

歳出の主なものは、総務費に4,616万3,000円、保険給付費に29億6,888万円、財政安定化基金拠出金に322万7,000円、地域支援事業に1,855万8,000円を計上するものであります。

議案第5号は、平成18年度旭市下水道事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算規模は歳入歳出それぞれ7億7,800万円であります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金に3,430万6,000円、使用料及び手数料に4,638万8,000円、国庫支出金に6,400万円、一般会計からの繰入金に4億1,820万2,000円、基金繰入金に2,500万円、繰越金に2,100万円、市債に1億6,900万円を計上するものであります。

歳出の主なものは、職員人件費に7,081万7,000円、処理場維持管理費及び管渠工事費に3億8,626万7,000円、公債費に3億1,791万6,000円を計上するものであります。

議案第6号は、平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算規模は歳入歳出それぞれ4,859万円であります。

歳入については、分担金及び負担金に168万円、使用料及び手数料に1,283万3,000円、繰入金に3,407万3,000円、繰越金に1,000円、諸収入に3,000円を計上するものであります。

歳出については、人件費及び物件費等で907万円、江ヶ崎及び琴田地区排水処理施設維持管理費で1,428万1,000円、農業集落排水資源循環事業で138万3,000円、農業集落排水建設事業で50万円、公債費に2,117万6,000円、繰出金に168万円、予備費に50万円を計上するものであります。

議案第7号は、平成18年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を1万8,198件、年間給水量を627万3,600立方メートルと見込み、収益的収支において、収入に16億3,799万2,000円、支出に16億9,072万円を計上し、当年度損失5,272万8,000円を予定いたしました。

また、資本的収支については、収入に2,937万4,000円、支出に4億8,029万5,000円を計上し、収支不足額4億5,092万1,000円は損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

議案第8号は、平成18年度旭市病院事業会計予算の議決についてでありまして、病院本体の入院患者数は34万2,370人、外来患者数は85万8,325人を見込み、収益的収入及び支出において、収入に293億1,484万6,000円、支出に292億7,536万円を計上し、当年度利益3,948万6,000円を予定いたしました。

また、資本的収入及び支出については、収入に9億105万1,000円、支出に40億874万9,000円を計上しております。支出のうち主なものは、継続事業である病院情報システム設備整備事業や医師宿舎新築事業、医療機械器具の購入等によるものであります。収支不足額31億769万8,000円は損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補填する予定であります。

議案第9号は、平成18年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決についてでありまして、宿泊利用者を2万人、休憩利用者を1万人と見込み、収益的収支において、収入に2億2,044万9,000円、支出に2億1,851万6,000円を計上し、当年度利益193万3,000円を予定いたしました。

また、資本的支出については、919万2,000円を予定し、収支不足額は損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

議案第10号は、平成17年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ3億1,970万円を増額し、197億2,450万円とするものであります。

歳入の主な内容は、分担金及び負担金に660万6,000円、県支出金に5,732万8,000円、財産収入に378万6,000円、市債に4億7,790万円を増額し、国庫支出金から8,995万4,000円、繰入金から1億3,596万6,000円を減額するものであります。

歳出については、総務費に6億2,985万5,000円、労働費に17万3,000円、農林水産費に1,597万円、商工費に10万円、諸支出金に196万4,000円を増額し、民生費から4,076万5,000円、衛生費から1,873万8,000円、土木費から810万8,000円、教育費から2億6,075万1,000円を減額するものであります。

議案第11号は、平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定は、歳入歳出にそれぞれ570万1,000円を増額し、予算総額を59億2,970万1,000円とするものであります。施設勘定は、歳入の繰入金のうち、他会計繰入金に86万5,000円を増額し、基金繰入金から86万5,000円を減額するものであり、予算総額の変更はありません。

議案第12号は、平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ136万円を増額し、予算総額を4,412万9,000円とするものであります。

歳入については、農業集落排水事業受益者分担金に136万円を増額し、歳出については、一般会計繰出金に136万円を増額するものであります。

議案第13号は、平成17年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収入及び支出において、収入に3億1,585万円、支出に3億631万円の増額を計上するとともに、たな卸し資産の購入限度額についても増額しようとするものであります。

議案第14号は、旭市総合計画審議会条例の制定についてでありまして、地方自治法第138条の4第3項の規定により、市長の諮問に応じ市の総合計画の調整に関し必要な調査及び審議を行う審議会を設置するものであります。

議案第15号は、旭市国民保護対策本部及び旭市緊急処理事態対策本部条例の制定についてでありまして、平成16年9月17日に施行された武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の規定に基づき、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため設置することになる、旭市国民保護対策本部及び旭市緊急処理事態対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第16号は、旭市国民保護協議会条例の制定についてでありまして、国民保護法第40条第8項の規定に基づき、旭市国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第17号は、旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてでありまして、地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政運営における公平性及び透明性の確保を図るため、職員の任用、給与、勤務時間等について公表するための条例を制定するものであります。

議案第18号は、市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定についてでありまして、一般職の職員の給与を引き下げることとしたことに合わせ、市長、助役、収入役及び教育長の給与を減額するための条例を制定するものであります。

議案第19号は、旭市地域振興基金条例の制定についてでありまして、市町村の合併の特例に関する法律第11条の2第1項第3号の規定による合併特例債を活用し、市民の連携の強化及び地域振興を図るため、地方自治法第241条第1項の規定により基金を設置するものであ

ります。

議案第20号は、旭市都市計画審議会条例の制定についてでありまして、都市計画法第77条の2第1項の規定により、市長の諮問に応じ、市の都市計画に関し必要な調査及び審議を行う審議会を設置するものであります。

議案第21号は、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、合併直後の市の行政運営を軌道に乗せるため設置した新市行政推進室を、ほぼその役割を終えたと考え、平成17年度限りで廃止するものであります。

なお、新市行政推進室で実施してきた事務は、企画課に新たに設置する地域振興班と総務課に移管いたします。

議案第22号は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、新たに設置する総合計画審議会、国民保護協議会及び都市計画審議会の委員の報酬について、それぞれ日額6,000円と定めるものであります。

議案第23号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、給料表の水準の引き下げ、昇給制度の改定及び調整手当の廃止を行うため所要の改正を行うものであります。

議案第24号は、旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う別表の改正及び旅行雑費の見直しによる所要の改正を行うものであります。

議案第25号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、合併協議に基づき不均一課税を行っていた国民健康保険税の税率等を平成18年度から統一することとし、所要の改正を行うものであります。

議案第26号は、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、設置場所や狭隘さから児童遊園の用に適さなくなった横根岡児童遊園を廃止するものであります。

議案第27号は、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、医療費助成の受給権者について、県の補助事業の運用に合わせて所要の改正をするものであります。

議案第28号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、公営住宅法施行令の一部改正に伴い、公募によらない他の住宅への入居について所要の改正をするものであります。

議案第29号は、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、下水道法の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条文整理等所要の改正をするものであります。

議案第30号は、旭市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第31号は、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、病院事業にかかる（市の義務に属する）損害賠償額の決定を、地方公営企業法第40条第2項の規定に基づき、地方公営企業の管理者である病院事業管理者が処理できるように改正するものであります。

議案第32号は、旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第33号は、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、診療報酬の改定及び介護保険制度の改定による給付対象の見直し等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第34号は、東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、平成18年3月26日をもって匝瑳郡光町が組合を脱退することに伴い、組合を構成する地方公共団体の数の減少等について関係地方公共団体と協議するにあたり、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

議案第35号は、東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体から匝瑳郡光町を除くことに伴う財産の処分に関する協議についてでありまして、平成18年3月26日をもって匝瑳郡光町が組合を脱退することに伴う財産の処分について関係地方公共団体と協議するにあたり、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

議案第36号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、組合を組織する地方公共団体に関する規定、共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定及び議会、執行機関について改正を行うに際し関係地方公共団体と協議するにあたり、あらかじめ議会の議決を求める

ものであります。

議案第37号は、千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議についてでありまして、千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少について関係地方公共団体と協議するにあたり、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

議案第38号は、千葉県自治センターの解散に関する協議についてでありまして、千葉県自治センターを解散するに際し関係地方公共団体と協議するにあたり、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

議案第39号は、千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議についてでありまして、千葉県自治センターの解散に伴う財産処分を定めるに際し関係地方公共団体と協議するにあたり、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

議案第40号は、東総衛生組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、匝瑳郡光町が廃止され山武郡横芝光町が設置されることに伴い、組合を構成する地方公共団体の名称の変更及び共同処理する事務の区域の変更等について関係地方公共団体と協議するにあたり、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

議案第41号から第44号までの4議案は指定管理者の指定についてでありまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、それぞれの施設の指定管理者を指定するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第41号はあさひ健康福祉センターの指定管理者に財団法人旭市福祉協会を、議案第42号は海上ふれあいサポートセンターの指定管理者に社会福祉法人旭市社会福祉協議会を、議案第43号は飯岡福祉センターの指定管理者に社会福祉法人旭市社会福祉協議会を、議案第44号は旭市福祉作業所の指定管理者に旭市手をつなぐ育成会をそれぞれ指定しようとするものであります。

議案第45号は、市道路線の認定についてでありまして、新たな道路整備に伴い、1路線を新規に認定するにあたり議会の議決を求めるものであります。

以上、市政運営についての所信並びに今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じお答えいたしますので、なにとぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（鈴木正道） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時 44分

再開 午後 1時 0分

議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第7 議案の補足説明

議長（鈴木正道） 日程第7、議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

財政課長（高埜英俊） 議案第1号 平成18年度旭市一般会計予算の議決について、補足説明をいたします。

最初に、資料としてお配りしました「平成18年度当初予算の概要」について説明いたします。

3ページをお開きください。3ページと4ページは一般会計予算の概要となります。平成18年度当初予算は、合併後初めての通年予算でありまして、予算書に記載した平成17年度当初予算額は合併後の7月から3月までの9か月分ですので、そのまま比べることはできません。そこで、ここでは合併前の旧市町等が作成した平成17年度通年ベースの予算の合計と比較いたしました。18年度の総額241億8,000万円を17年度の通年ベースの予算総額231億6,081万2,000円と比較すると、4.4%の増となります。

5ページと6ページは、歳入、歳出の款別一覧です。

7ページから10ページまでが主要事業一覧表で、掲載は歳出予算科目の順としました。

それでは、予算書の内容について、主なものを説明いたします。

なお、ページの説明は、原則として見開き上段のページを申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条は、歳入歳出予算の総額を241億8,000万円と定めるものです。

第2条の債務負担行為及び第3条の地方債については、後ほど第2表及び第3表で説明いたします。

第4条は、歳計現金の不足時に備えて、一時的に借り入れすることができる限度額を20億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

次の2ページから8ページまでは歳入歳出予算ですが、内容は13ページ以降の予算に関する説明書の中で説明いたします。

9ページをお開きください。第2表は、債務負担行為の設定です。表の1行目は固定資産基礎資料整備事業について、2行目から6行目までは各種利子補給に係るもの、7行目と8行目は旭市土地開発公社が事業用地を取得するために借り入れた資金に対する債務の保証について、それぞれの期間について設定するものです。

10ページです。第3表は地方債です。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額29億1,450万円を計上いたします。

11ページと12ページは事項別明細書の総括ですので説明を省きまして、13ページの歳入から順を追って説明いたします。

13ページです。予算書の前年度欄は、合併後の当初予算である7月から3月までの本予算の数値です。したがって比較欄は、18年度の12か月分と17年度の9か月との比較となっています。そこで、18年度当初予算と前年度との比較を分かりやすくするために、各款については、予算書の概要と同様に17年度の通年ベースの金額との比較を申し上げます。

1款市税は、前年度比、これは17年度の通年ベースと比較したのですが、1,770万5,000円、0.3%の増です。

1項1目個人市民税は、税制改正による増収と国の地方財政計画、これについては以下地財計画と申し上げますが、これらを考慮して、20億7,301万4,000円を見込みました。

2目法人市民税は、地財計画を考慮して、4億857万7,000円を見込みました。

2項1目固定資産税は、評価替えによる土地、家屋の減収を見込み、さらに償却資産は実績を考慮して、27億5,784万4,000円を見込みました。

14ページです。2目国有資産等所在市交付金及び納付金は798万6,000円を見込みました。

3項1目軽自動車税は1億2,338万1,000円を見込みました。

4項1目市たばこ税は、税率の改正を考慮して、4億9,089万5,000円を見込みました。

6項1目入湯税は、1,038万6,000円を見込みました。

7項1目都市計画税は、固定資産税の土地、家屋に準じて、2億3,904万2,000円を見込み

ました。

2 款地方譲与税は、前年度比 2 億 7,522 万 8,000 円、41.8%の増です。

1 項 1 目所得譲与税は、税源移譲により 5 億 1,200 万円を見込みました。

16 ページです。2 項 1 目自動車重量譲与税は、地財計画を考慮して、3 億 1,200 万円を見込みました。

3 項 1 目地方道路譲与税は、地財計画を考慮して、1 億 1,000 万円を見込みました。

3 款利子割交付金は、金利の低下を考慮して、前年度比 1,730 万円、45.2%の減、2,100 万円を見込みました。

4 款配当割交付金は、前年度比 914 万 3,000 円、92.8%の増、1,900 万円を見込みました。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、前年度比 2,173 万 7,000 円、960.5%の増で、2,400 万円を見込みました。

6 款地方消費税交付金は、地財計画を考慮して、前年度比 5,200 万円、7.9%の増で、7 億 1,400 万円を見込みました。

7 款自動車取得割交付金は、前年度比 2,500 万円、8.9%の増で、3 億 500 万円を見込みました。

18 ページです。8 款地方特例交付金は、地財計画を勘案して、前年度比 1,406 万 4,000 円、6.6%の減で、2 億円を見込みました。

9 款地方交付税は、地財計画による前年度比 5.9%減に、合併による増額要素を加えて、前年度比 1 億 2,100 万円、1.7%の増で、72 億円を見込みました。そのうち、普通地方交付税は 63 億円、特別地方交付税は 9 億円です。

10 款交通安全対策特別交付金は、前年度比 76 万 1,000 円、4.8%の減で、1,500 万円を見込みました。

11 款分担金及び負担金は、前年度比 7,208 万 3,000 円、9.1%の減で、7 億 1,852 万 7,000 円を見込みました。

1 項 1 目民生費負担金、2 節児童福祉費負担金の説明欄 2 番の保育所運営費負担金が合併に伴う保育料の統一で減となりました。

12 款使用料及び手数料は、前年度比 2,190 万円、5.4%の減で、3 億 8,043 万 4,000 円を見込みました。

21 ページです。13 款国庫支出金は、前年度比 5 億 1,715 万円、43.1%の増で、17 億 1,580 万 8,000 円を見込みました。

1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金が増で、22ページです。2 節児童福祉費国庫負担金の説明欄 1 番の児童扶養手当と 2 番と 3 番の児童手当の負担率が引き下げられますが、旧 3 町では県事業であった児童扶養手当給付事業が新市の事業になり、また児童手当の支給対象が小学校第 3 学年修了までから第 6 学年修了までに引き上げられるため、増となるものです。さらに 3 節生活保護費国庫負担金も増ですが、これも生活保護扶助費が旧 3 町から新市の事業となったことによるものです。

24ページです。2 項国庫補助金、3 目土木費国庫補助金が増で、1 節道路橋梁費国庫補助金で従来型の国庫補助金に加え、市単独事業が交付対象となる説明欄の 4 番と 5 番、それに 2 節都市計画費国庫補助金の説明欄の 2 番と 3 番のまちづくり交付金が増となります。

25ページです。3 節住宅費国庫補助金で、説明欄 3 番の市営住宅耐震改修等事業補助金が新規です。

4 目消防費国庫補助金が増で、防火水槽整備補助金が増となります。

5 目教育費国庫補助金が増で、小・中学校施設の耐震診断調査の実施により、2 節小学校費国庫補助金、説明欄 3 番の小学校耐震改修等事業費補助金と 3 節中学校費国庫補助金、5 番の中学校耐震改修等事業費補助金は、他の公共施設に先駆けて小・中学校の耐震診断を行うためのものです。

26ページです。14 款県支出金は、前年度比 8,972 万 2,000 円、8.5% の増で、11 億 5,133 万 6,000 円を見込みました。

1 項県負担金、1 目民生費県負担金が増ですが、要因は、国庫負担金と同様に児童手当の給付対象が引き上げられるためでございます。

飛んで 33 ページです。15 款財産収入は、前年度比 7,137 万 4,000 円、89.2% の減で、859 万 8,000 円を見込みました。

35 ページです。16 款寄附金は、前年度比 468 万 6,000 円、49.2% の減で、483 万 5,000 円を見込みました。これは 3 目 2 節の水産業寄附金の減によるものです。

36 ページです。17 款繰入金は、前年度比 4 億 3,755 万 8,000 円、29.9% の減で、10 億 2,518 万 5,000 円を見込みました。2 項基金繰入金では、各基金の繰入金が減となります。

18 款繰越金は、前年度比 2,538 万 5,000 円、4.8% の減で、5 億円を見込みました。

19 款諸収入は、前年度比 2,441 万 4,000 円、12.7% の増で、2 億 1,669 万 2,000 円を見込みました。

39 ページです。20 款市債は、前年度比 5 億 3,120 万円、22.3% の増で、29 億 1,450 万円を計

上しました。

40ページです。1項6目住民税減税補てん債の市税減税補てん債及び7目臨時財政対策債は、平成18年度の発行可能見込額を計上しました。

新規発行分としては、3目土木債の旭中央病院アクセス道整備事業債、文化の杜公園整備事業債、あさひ健康パーク整備事業債を計上しました。

また、合併特例債は、1目総務費の説明欄1番の地域振興基金債と2番のコミュニティバス整備事業債、3目土木債の旭中央病院アクセス道整備事業債、5目教育費の海上中学校建設事業債を予定いたします。

以上で歳入の説明を終わります。

続いて、歳出について説明いたします。

44ページをお開きください。1款議会費は、前年度比2億2,935万2,000円、49.3%の減です。理由は、1項1目議会費で、市議会議員数の減により議員報酬等が減となります。

飛んで63ページです。2款総務費は、前年度比3億496万8,000円、8.7%の増となります。

7目企画費の説明欄2番の総合計画策定事業が増、64ページです。説明欄4番医療福祉・食・交流の郷づくり事業は、中学生による新しいまちづくり提案事業、幽学の里交流事業を予定しています。

66ページです。8目電子計算費は、前年度の電算システム統合事業がなくなったため、減となります。また、説明欄5番の統合型地理情報システム整備事業が増で、17年度からの2か年事業の今年度は、共用地図データを作成するものです。

飛んで68ページです。10目地域振興費の説明欄2番のコミュニティ育成事業が増で、地区集会施設建設事業を2地区に、地区集会施設修繕事業を5地区に、そのほか祭り用品購入助成事業に補助を予定しています。

3番のコミュニティバス等運行事業が増で、旭地区の試行運行を本格運行とするため、停留所の標識と車両購入費を計上しました。

5番の基金積立金が増で、新市建設計画において、平成17年度から19年度の3か年で合計18億6,300万円の地域振興基金の積み立てを予定したものの2年目となります。

71ページです。11目諸費の説明欄3番の防犯対策事務費は増で、小学校3年生と4年生に配布する防犯ブザーの購入で、これで新1年生から4年生までの中・低学年は全員防犯ブザーを所持することになります。その他、防犯パトロール車、防犯指導員用ジャンパー、帽子等の購入を予定しています。

飛んで75ページです。2項徴税费、2目賦課徴収費の説明欄3番の固定資産基礎資料整備事業は増で、固定資産評価基準に沿った地番図等の作成です。

飛んで79ページです。4項選挙費、3目千葉県議会議員選挙費は、任期満了に伴う選挙執行経費です。

飛んで82ページです。5項統計調査費、2目委託統計調査費は、前年度の国勢調査費がなくなったため、減です。

飛んで88ページです。3款民生費は、前年度比3億4,788万円、6.9%の増です。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の説明欄3番の地域福祉計画策定事業は増で、市民アンケート調査の委託料を計上するものです。

90ページです。説明欄9番の難病療養者医療助成事業は増で、申請者が増えたためです。

7番のあさひ健康福祉センター運営事業、12番の海上ふれあいサポートセンター運営事業と13番の飯岡福祉センター運営事業が、指定管理者制度の導入となります。

92ページです。2目障害者福祉費、説明欄2番の障害者福祉計画策定事業は増で、市民アンケート調査の委託料を計上するものです。

説明欄3番の家族介護用品給付事業、4番の障害者(児)ホームヘルプ支援事業、5番の障害者(児)デイ・サービス支援事業は、いずれも利用者、入所者の増により、増となります。

飛んで98ページです。4目国民健康保険費の説明欄2番の国民健康保険事業特別会計繰出金は、その他繰出金がなくなったため、減となります。

飛んで100ページです。2項老人福祉費、1目老人福祉総務費の説明欄5番の長寿祝金支給事業は支給対象者が増、6番の敬老大会開催事業も増、8番のシルバー人材センター助成事業は、運営費補助金が増になります。

102ページです。11番の老人保健特別会計繰出金も増となります。

2目生活支援費の説明欄2番の介護予防事業、105ページになります。7番の配食サービス事業、8番の家族介護用品給付事業は、介護特別会計への移行により減、10番の外出支援サービス事業、11番の地域ふれあい交流事業は、市内全域で実施するため増となります。

飛んで106ページです。3目介護保険費の説明欄4番の介護保険事業特別会計繰出金は、介護給付費繰出金が減です。

108ページです。3項児童福祉費、1目児童福祉総務費の説明欄6番の児童扶養手当給付事業は、旧3町で県が行っていた児童扶養手当給付事業が新市の事業になったために増、7

番のつどいの広場事業で、子育て親子の交流の場を開設する経費が増となります。

2目児童措置費の説明欄1番の児童手当給付事業は、18年度から支給対象年齢が引き上げられるために増となります。

飛んで115ページです。4目保育所費の説明欄8番のなのはな子育て応援事業では、保育所に入所していない児童を対象とした保育所行事等への参加を通じての交流や育児相談を6か所の公立保育所で予定し、9番の私立保育所次世代育成支援対策事業は、鶴巻保育園で病後児保育を実施する予定であります。

117ページです。4項生活保護費、2目扶助費は増で、旧3町では県事業であったものが新市の事業になったことと、生活保護世帯、人員の増によるものです。

飛んで120ページです。4款衛生費は、前年度比4億5,000万6,000円、19.4%の減です。

1項1目保健衛生総務費の説明欄3番の水道企業団負担金のうち、高度浄水施設整備事業への出資金が17年度で終了したため、減となっています。

126ページです。2目予防費の説明欄5番の基本健康診査事業が増となります。

飛んで131ページです。3目母子保健費の説明欄1番の乳幼児健康診査事業は、実施回数が増となります。

飛んで136ページです。4目環境衛生費の説明欄5番の合併処理浄化槽設置促進事業は、国・県の補助金の見直しにより減となっています。

飛んで142ページです。2項1目清掃総務費では、東総衛生組合負担金が減となっています。

飛んで148ページです。5款労働費は、前年度比535万1,000円、16.1%の増です。

2目働く婦人の家費、説明欄1番の職員給与費で、職員増によるものです。

飛んで162ページです。6款農林水産業費は、前年度比4,121万6,000円、3.2%の減です。

3目農業振興費の説明欄12番の経営構造対策事業が減、164ページになります。16番の環境にやさしい農業推進対策事業が増となります。

4目畜産振興費の説明欄2番の家畜防疫対策事業が増、3番のバイオマスの環づくり推進事業、4番のさわやか畜産総合展開事業が新規事業です。

166ページです。5目農地費の説明欄2番の農道等維持管理事業、3番の土地改良施設等維持管理負担金が増、5番の農村総合整備事業が減、168ページです。6番の基盤整備促進事業、9番の仁玉川補修事業が減、10番の土地改良事業費償還負担金で、県営排水対策特別事業負担金及び東総用水公団営事業負担金が17年度で償還が終了したため、減となります。

170ページです。説明欄13番の農村環境保全向上活動支援実験事業は新規です。

172ページです。2項1目林業総務費の説明欄4番の生活環境保全林整備事業は増です。

174ページです。3項水産業費、2目水産振興費は、前年度に地域水産物供給基盤整備事業があったため、減です。

飛んで180ページです。7款商工費は、前年度比4,636万9,000円、17.1%の増です。

2目商工振興費、説明欄1番の商工業振興事務費で、19節商工会合併記念事業補助金を新規に計上しました。

飛んで184ページです。3目観光費の説明欄3番の観光イベント事業で、袋公園桜まつり、海水浴場、YOU遊フェスティバルなどの各種イベントの開催を予定しております。

飛んで198ページです。8款土木費は、前年度比5億6,788万1,000円、33.5%の増です。

3目道路新設改良費の説明欄4番の旭中央病院アクセス道整備事業は、南北線の用地測量、JR跨線橋の予備設計、東西線の道路整備委託を予定しています。

5番の干潟地区の1の002号線交通安全施設整備事業では、東総運動場東から大原幽学公園南入り口付近まで歩道の整備を予定しております。

飛んで201ページです。3項都市計画費、1目都市計画総務費の説明欄2番の都市計画総務事務費は、おおむね5年ごとに実施する都市計画基礎調査を行う予定です。

飛んで203ページです。2目街路費の説明欄3番の街路整備事業（谷丁場遊正線）が増で、橋梁、道路設計、測量等を予定しています。

204ページです。3目都市下水道費は増です。理由は、説明欄2番の下水道事業特別会計繰出金によるものです。

206ページです。4目公園費の説明欄3番の袋公園整備事業が増で、トイレ、照明灯、桜の植栽、擬木柵等を整備する予定です。

4番の文化の杜公園整備事業も増で、基本設計、用地買収を行う予定です。

5番のあさひ健康パーク整備事業も増で、あさひ健康福祉センター周辺に18ホール、約1万8,000平方メートルのパークゴルフ場を整備する予定です。

飛んで210ページです。4項住宅費、1目住宅管理費の説明欄5番の市営住宅耐震診断調査事業は、飯岡地区の双葉団地A棟と下永井団地の2棟の耐震診断調査を予定しています。

飛んで216ページです。9款消防費は、前年度比1,322万5,000円、1.1%の減です。

1項1目常備消防費の説明欄3番の消防車両整備事業は、飯岡分署に配備の水槽付ポンプ自動車と救急車を更新するものです。

218ページです。2目非常備消防費の説明欄3番の消防施設強化事業は、防火衣、無線受信機を整備するものです。

5番の消防施設整備事業は、耐震性防火水槽の設置と既存の防火水槽の有蓋化等をするものです。

6番の消防庫整備事業は、旭方面隊第3分団第3部と海上方面隊第3分団第2部の消防庫の改築をするものです。

220ページです。説明欄7番の消防車両整備事業は、旭方面隊のタンク車1台と飯岡方面隊の小型ポンプ積載車4台を更新するものです。

3目災害対策費の説明欄1番の防災対策事業は、防災アセスメント調査を実施するものです。

222ページです。説明欄3番の国民保護計画策定事業は、国民保護法が制定されたことに伴い、市町村が行う措置についての計画を策定するものです。

飛んで228ページです。10款教育費は、前年度比5億2,847万1,000円、19.4%の増です。

2目事務局費の説明欄10番の沖縄交流事業は、市内の小学校児童による沖縄県中城村の児童との交流の補助金を計上します。

飛んで234ページです。2項小学校費、1目学校管理費の説明欄4番の小学校耐震診断調査事業は、中央小、豊畑小、共和小、干潟小、鶴巻小、滝郷小、櫻鳴小、飯岡小、三川小の9校の耐震診断調査の実施を予定します。

236ページです。2目教育振興費の説明欄7番の放課後児童健全育成事業は、児童クラブを、既設の7か所に加えて、3か所で新設を予定しております。

飛んで239ページです。3項中学校費、1目学校管理費の説明欄3番の中学校耐震診断調査事業は、一中、二中、干潟中の3校の耐震診断調査を予定します。

5番の海上中学校建設事業は、18年度分の校舎等改築工事、屋外運動場整備工事、施工監理委託の費用を計上します。

240ページです。6番の第二中学校改築事業は、屋内運動場の耐力度調査、基本設計、実施設計、北校舎の耐力度調査、基本設計を予定しています。

飛んで244ページです。3項教育振興費の説明欄8番の課外活動支援事業は、中学校全校で陸上競技や野球など12種目において専門指導者の派遣を受けるため、増となります。

247ページです。4項社会教育費、1目社会教育総務費の説明欄5番の地域子ども教室事業は、市内各地区で開催するため、増となります。

飛んで254ページです。4目図書館費の説明欄3番の図書館情報サービス提供事業は、インターネットでの本の検索・予約ができる蔵書検索システムの拡充等によるものです。

5目青年の家費は減です。前年度に体育館照明増設工事があったためです。

飛んで263ページです。10目歴史民族資料館費は減で、臨時雇いの賃金の減によるものです。

飛んで282ページです。11款災害復旧費は科目設定です。

飛んで286ページです。12款公債費は、前年度比2,709万円、0.9%の増です。

288ページです。13款諸支出金は、前年度比2,784万8,000円、1.7%の減です。2項公営企業費と3項土地開発基金費への繰出金が減となります。

飛んで292ページです。14款予備費は4,000万円を計上するものです。

以上で歳出の説明を終わります。

続いて、293ページから297ページまでが、特別職及び一般職の給与費明細書です。

298ページから301ページの表は、債務負担行為の調書で、支出が翌年度以降にわたるものについて、前年度末までの支出額または見込みと当該年度以降の支出予定額等です。

302ページは、地方債の現在高の見込みに関する調書で、17年度末の見込額は254億1,616万5,000円です。18年度中の起債見込額は29億1,450万円で、18年度中の元金償還見込額は24億3,055万4,000円ですので、差し引き4億8,394万6,000円の増となり、平成18年度末の現在高は259億11万1,000円となる見込みです。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第3号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

保険年金課長（増田富雄） 議案第2号 平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の303ページをお開きください。第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を、事業勘定は69億6,600万円、施設勘定は6,960万円と定めるものです。

第2条の一時借入金は、限度額を事業勘定1億円、施設勘定1,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算中、各項において流用できる経費を、給料、職員手当等及び共済費並びに保険給付費と定めるものです。

次の304ページから310ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は311ページ以

降の国民健康保険事業特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

初めに、事業勘定からご説明いたします。

311ページと312ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので説明は省きまして、313ページの歳入から予算の内容について順を追ってご説明いたします。

それでは、313ページをお開きください。1款国民健康保険税は、合計で28億1,818万1,000円、前年度通年ベースに対し5,293万6,000円、1.8%の減を見込みました。

主なものとしては、1項1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分に21億5,731万円、2節介護納付金分現年課税分に2億4,669万6,000円、2目退職被保険者等国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分に2億367万8,000円、2節介護納付金分現年課税分に1,638万1,000円を見込みました。

また、一般被保険者、退職被保険者等を合わせた額では、医療給付費分現年課税分が23億6,098万8,000円、介護納付金分現年課税分が2億6,307万7,000円であります。

なお、国保税の税率ですが、平成17年度は合併前の市町の税率で課税しましたので不均一でありましたが、平成18年度は均一となっております。医療給付費分が、所得割8.0%、資産割40%、均等割1万5,000円、平等割2万円、課税限度額は53万円です。介護納付金分が、所得割1.2%、均等割1万2,000円、課税限度額は8万円です。

314ページになります。4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金は19億1,387万6,000円で、一般被保険者の療養給付費負担金に13億5,882万円、老人保健医療費拠出金負担金に3億3,492万8,000円、介護納付金負担金に2億2,012万7,000円を見込みました。

2目高額医療費共同事業負担金は、市が納付する拠出金に対して国・県がそれぞれ4分の1を負担するもので、国の負担分を4,865万2,000円と見込みました。

315ページになります。2項国庫補助金、1目財政調整交付金は3億9,054万7,000円で、普通調整交付金に3億8,054万7,000円、特別調整交付金に1,000万円を見込みました。

5款療養給付費等交付金は5億1,991万円を見込みました。これは退職被保険者等の医療費等に対する交付金であります。

6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金は、国と同じ4,865万2,000円を見込みました。

316ページになります。2項県補助金、1目県財政調整交付金は3億4,622万5,000円で、普通調整交付金に3億1,959万2,000円、特別調整交付金に2,663万3,000円を見込みました。

県財政調整交付金は、三位一体改革の一環として市町村国保財政の安定化に対する県の役割・権限の強化を図るため、平成17年度に創設されたものであります。

7款共同事業交付金は1億3,674万1,000円を見込みました。これは1か月70万円以上の高額医療に対する交付金であります。

317ページになります。9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は3億1,083万円を見込みました。これはすべてルール分の繰り入れでありまして、内訳は、1節保険基盤安定繰入金が1億7,294万円で、保険税軽減分に1億2,723万8,000円、保険者支援分に4,570万2,000円を見込みました。

2節職員給与費等繰入金は4,885万3,000円、3節出産育児一時金等繰入金は5,000万円、4節財政安定化支援事業繰入金は3,903万7,000円を見込みました。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は2億1,900万円を見込みました。

10款繰越金は2億1,000円を見込みました。

飛びまして319ページになります。11款諸収入、3項雑入、1目一般被保険者第三者納付金600万円は、交通事故等による第三者納付金であります。

5目雑入は、人間ドック自己負担収入で278万8,000円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

320ページになります。総務費1項1目一般管理費は3,180万3,000円を見込みました。

飛びまして323ページになります。2款保険給付費、1項療養諸費は合計で43億3,567万1,000円、前年度通年ベースに対し9,881万7,000円、2.3%の増を見込みました。内訳として、1目一般被保険者療養給付費に36億7,000万円、2目退職被保険者等療養給付費に5億9,000万円、3目一般被保険者療養費に4,300万円、324ページになります。4目退職被保険者等療養費に700万円、5目妊婦付加金に1,000万円、6目審査支払手数料に1,567万1,000円を見込みました。

2項高額療養費は4億2,000万円を見込みました。内訳として、1目一般被保険者高額療養費に3億7,000万円、2目退職被保険者等高額療養費に5,000万円を見込みました。

325ページになります。4項1目出産育児一時金の7,500万円は、1件当たり30万円で250件を見込みました。

326ページになります。5項1目葬祭費の6,500万円は、1件当たり10万円で650件を見込みました。

3款1項老人保健拠出金は10億8,077万7,000円を見込みました。内訳は、1目老人保健医

療費拠出金が10億6,525万2,000円、2目老人保健事務費拠出金が1,552万5,000円であります。

327ページになります。4款1項1目介護納付金は6億4,743万4,000円を見込みました。これは、国保加入者のうち40歳以上65歳未満の第2号被保険者分の納付金として、支払基金に納めるものであります。

5款1項1目高額医療費共同事業拠出金は1億9,461万1,000円を見込みました。

6款保健事業費は3,136万円を見込みました。主な事業としては、人間ドック検査費用の85%を助成する短期人間ドック事業が1,859万4,000円であります。

328ページになります。医療費通知事業が299万7,000円、健康優良家庭表彰事業が235万円、新規事業となります国保保健指導事業が435万5,000円で、55歳以上の被保険者から2,000人を抽出して生活習慣調査を実施し、結果を基に生活習慣病予防を指導することにより医療費の適正化に努めるものであります。

飛びまして331ページになります。9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は728万6,000円を見込みました。これは過年度分の保険税還付金が主なものであります。

333ページは給与費明細書であります。

続いて、施設勘定についてご説明いたします。

335ページと336ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので説明は省きまして、337ページの歳入から予算の内容について順を追ってご説明いたします。

それでは、337ページをお開きください。1款診療収入、1項外来収入は5,439万3,000円、前年度通年ベースに対し344万2,000円、6.8%の増を見込みました。主なものとしては、1目国民健康保険診療報酬収入が1,093万2,000円、2目社会保険診療報酬収入が661万2,000円、3目老人保健診療収入が2,760万円であります。

2項その他の診療収入、1目諸検査等収入は158万1,000円を見込みました。これは一般健康診査料が主なものであります。

飛びまして339ページになります。6款繰入金、1項1目他会計繰入金は710万1,000円を見込みました。

340ページになります。7款繰越金は590万円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

342ページになります。総務費1項1目一般管理費は3,675万円を見込みました。主なものは、職員2人の給与費が1,936万3,000円、事務費が1,680万8,000円であります。

飛びまして345ページになります。2款医業費、1項3目医薬品衛生材料費は2,880万円を

見込みました。

347ページから350ページは給与費明細書であります。

なお、本予算案につきましては、去る2月17日に開催されました国民健康保険運営協議会において審議いたしましたことを付け加えさせていただきます。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号 平成18年度旭市老人保健特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の351ページをお開きください。第1条でございますように、歳入歳出予算の総額を44億7,100万円と定めるものであります。

次の352ページ、353ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は355ページ以降の老人保健特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

355ページ、356ページは事項別明細書の総括ですので、説明を省かせていただきます。

357ページになります。初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款支払基金交付金は23億8,499万8,000円、前年度通年ベースに対し1億9,475万8,000円、7.5%の減を見込みました。内訳として、1 項1 目医療費交付金に23億6,511万円、2 目診査支払手数料交付金に1,988万8,000円であります。

2 款国庫支出金、1 項1 目医療費国庫負担金は13億6,032万7,000円を見込みました。

358ページになります。3 款県支出金、1 項1 目医療費県負担金は3億4,008万2,000円を見込みました。

4 款繰入金は、一般会計から3億5,500万9,000円を見込みました。

5 款繰越金は、3,000万円を見込みました。

359ページになります。6 款諸収入、3 項雑入、1 目第三者納付金58万円は、交通事故等による第三者納付金であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

360ページになります。1 款総務費は1,492万8,000円を見込みました。内訳として、老人保健事務費に320万2,000円を、また医療費適正化事業費は1,172万6,000円で、これは国保連合会への電算共同処理委託料とレセプト点検業務委託料が主なものであります。

361ページになります。2 款医療諸費は44億2,548万8,000円、前年度通年ベースに対し5,763万7,000円、1.3%の減を見込みました。内訳として、1 項1 目医療給付費は43億3,000万円、2 目医療費支給費は7,560万円、3 目診査支払手数料は1,988万8,000円であります。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第4号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇）

高齢者福祉課長（横山秀喜） 議案第4号 平成18年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

それでは、予算書の363ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算の総額を30億4,703万円と決めました。

第2条は、歳出予算中、各項において流用できる経費は保険給付費とするものです。

次の364ページから367ページは歳入歳出予算ですが、これらの内容は369ページ以降の介護保険事業特別会計予算に関する説明書の中でご説明申し上げます。

369ページをお開きください。このページと次の370ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、ご覧いただきまして、説明を省略させていただきます。

371ページの歳入から、予算の内容について順を追って説明申し上げます。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料は、納付義務者数を1万5,320人と見込み、追加議案でご審議いただく予定となっております介護保険条例の一部改正の中で定める基準額3万5,400円に所得段階に応じた6段階により調定額を見込み、5億1,613万3,000円を計上しました。保険料の内訳は、1節現年度分特別徴収保険料を年金からの天引き者を1万3,022人と見込み4億4,470万円、2節現年度分普通徴収保険料に6,905万9,000円、3節過年度分普通徴収保険料に237万4,000円をそれぞれ見込みました。

2款国庫支出金ですが、1項1目介護給付費負担金は5億1,375万5,000円を、2項1目調整交付金は1億7,308万5,000円を、4目地域支援事業交付金に432万1,000円をそれぞれ見込

みました。なお、地域支援事業とは、制度改正による18年度からの新規事業でありまして、詳細は歳出のところでご説明いたします。

372ページをお開きください。3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で9億2,035万3,000円を、2目地域支援事業交付金に408万9,000円を見込みました。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金は4億5,113万1,000円を、2項1目地域支援事業交付金に216万円を見込みました。

5款財産収入は科目設定です。

6款繰入金、1項1目介護給付費繰入金は3億7,111万1,000円、2目地域支援事業繰入金に216万円を、3目介護保険事務費繰入金に4,416万3,000円をそれぞれ見込みました。

同じく6款繰入金の2項1目介護保険給付費準備基金繰入金3,000万円は、歳入不足額を繰り入れるものです。

374ページになります。7款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金で1,172万7,000円を見込みました。

8款諸収入、1款1目及び2項1目は科目設定です。また、2目雑入の283万9,000円は、地域支援事業の利用収入を見込みました。

以上で歳入関係の説明を終わります。

続きまして、376ページをお開きください。歳出のご説明を申し上げます。

1款総務費、1項1目一般管理費は、一般事務費で301万1,000円を見込みました。

2項1目賦課徴収費は、賦課徴収に係る事務経費384万1,000円を見込みました。

3項1目介護認定審査会費は、毎週2回、年96回の審査会開催を見込み、その経費として2,142万円を見込みました。378ページになります。2目認定調査費は1,635万1,000円を見込みました。

4項1目趣旨普及費は介護保険制度の啓発に係る経費130万7,000円を見込み、5項1目運営協議会費は23万4,000円を見込みました。

2款保険給付費は、第3期介護保険事業計画に基づき、平成18年度分は、居宅サービス対象利用者を1,087人、施設サービス対象利用者を536人と見込み、また、制度改正による18年4月から実施される新しいサービスである地域密着型介護サービス給付費を加味し、保険給付費総額を29億6,888万円で、合併前の旧市町が作成した平成17年度通年ベースの予算の数値と比較すると5,574万3,000円、1.8%の減となっております。

1項1目居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護などのサービス給付費で、9億1,040万7,000円を見込みました。

次に、380ページになります。2目地域密着型介護サービス給付費ですが、高齢者が中重度の要介護状態になっても可能な限り住みなれた自宅または地域で生活を継続できるようにすることを目的に、原則として市民のみが利用可能で、市町村単位で適正なサービスの基盤整備を計画し、指定や指導監督は市が行うものです。サービスの種類としましては、グループホーム・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・30人未満の小規模特別養護老人ホームなどがこれにあたり、18年度から新たに開始されるサービスで、1億5,785万9,000円を計上いたしました。

次に、3目施設介護サービス給付費は、介護3施設と言われます老人福祉施設、老人保健施設及び療養型医療施設利用者に対するサービス給付費で、15億9,490万3,000円を見込みました。

4目居宅介護福祉用具購入費は、入浴補助用具等の購入費で、582万1,000円を見込みました。

5目居宅介護住宅改修費は、手すり等の住宅を改修した場合の給付費で、1,260万8,000円を見込みました。

6目居宅介護サービス計画給付費は、ケアプランの作成費で、9,353万5,000円を見込みました。

2項は介護予防サービス等諸費で、制度改正により名称が変わり、17年度までの支援サービス等諸費のことで、1目介護予防サービス給付費3,338万4,000円、382ページになります。2目地域密着型介護予防サービス給付費67万9,000円、3目介護予防福祉用具購入費9万円、4目介護予防住宅改修費104万円、5目介護予防サービス計画給付費956万3,000円をそれぞれ見込みました。

3項1目審査支払手数料は、千葉県国保連合会が行う審査に係る手数料で、380万円を見込みました。

次に、4項1目高額介護サービス費は、2,199万9,000円を、384ページになります。2目高額介護予防サービス費は科目設定です。

5項特定入所者介護サービス等費は、昨年10月からの制度改正に伴う低所得者対策の補足給付で、1目特定入所者介護サービス費に1億2,318万9,000円を見込み、2目特定入所者支援サービス費は科目設定です。

3 款財政安定化基金拠出金は、平成18年度から20年度の計画ベースにおける標準給付費見込額の0.1%を3年間に割り振り、千葉県財政安定化基金へ拠出するもので、322万7,000円を見込みました。

4 款基金積立金は科目設定です。

5 款の地域支援事業費ですが、18年度から創設された新しい事業です。地域支援事業では、要支援・要介護になる可能性のある高齢者を対象に、要支援・要介護になることの防止のためのサービスを提供するものです。

1 項の介護予防事業では、第1号被保険者を対象に、要支援・要介護状態の予防、軽減、悪化防止のための事業費で、一般会計で実施している事業の中で、本事業の目的に合った特定高齢者分の事業費を介護会計に計上したもので、1目介護予防特定高齢者施策事業費に1,200万2,000円、次の386ページになります。2目介護予防一般高齢者施策事業費に402万8,000円を見込みました。

また、2項包括的支援事業・任意事業費ですが、旭市では、地域包括支援センターの設置を19年度から予定しておりますので、18年度は包括的支援事業の予算計上はありませんが、包括的支援事業では、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談、権利擁護事業などがこれにあたります。したがって、1目任意事業として252万8,000円を見込んだところであります。

続きまして、388ページになります。6款諸支出金、1項1目第1号被保険者保険料還付金は、過年度保険料還付金で19万7,000円を見込み、2目償還金は国庫負担金等の過年度分返還金で科目設定です。

7 款予備費は、1,000万円計上いたしました。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、下の389ページは給与費明細書になります。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 山崎健次 登壇）

下水道課長（山崎健次） 議案第5号 平成18年度旭市下水道事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の391ページをお開きください。平成18年度当初予算の総額は、第1条に

ございますように、歳入歳出をそれぞれ7億7,800万円に定めるものでございます。これは、前年度比較9,440万円、13.8%の増でございます。

第2条の地方債につきましては、第2表でご説明申し上げます。

第3条の一時借入金は、最高額を2億円に定めるものでございます。

次の392ページから394ページの各款ごとの予算につきましては、提案理由で申し上げておりますので、割愛させていただきます。

395ページをお開きください。第2表地方債でありますけれども、限度額1億6,900万円を計上するものでございます。内容であります、幹線管渠、面整備等を対象としまして、起債の算定をしたものでございます。

397ページ及び398ページは事項別明細書の総括でございます。これらの内容につきましては、399ページ以降の予算科目ごとにご説明申し上げます。

399ページをお開きください。1款分担金及び負担金、1項1目下水道事業負担金は3,430万6,000円で、対前年度比較913万7,000円、21.0%の減でございます。これは下水道事業受益者負担金でございまして、平成17年3月までに供用を開始した137.9ヘクタールの区域で分割納付される方の18年度納付分と、平成18年3月に新たに供用開始します袋地区の一部1.8ヘクタールの受益者負担金を推定し、計上いたしました。

また、平成18年3月末に新たに供用開始する八地区の2.0ヘクタール分につきましては、開発行為によって下水道管が設置され、市に所属していることから工事費と受益者負担金を相殺するので、新たな受益者負担金の発生はございません。

2款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料は4,624万4,000円で、対前年度比較916万4,000円、24.7%の増でございます。これは下水道の使用料金でありまして、17年度の実績を基に推定して計上しました。

2項1目下水道手数料は14万4,000円で、対前年度比較4万8,000円、50.0%の増でございます。内容は、旭市下水道排水設備指定工事店の更新手数料でございます。

なお、指定工事店は、一度登録しますと3年間有効でございます。

3款国庫支出金、1項1目下水道事業費国庫補助金は6,400万円で、対前年度比較3,200万円、100.0%の増でございます。これは国庫補助対象事業に対します国からの補助金でございまして、18年度は事業費の増大による大きな要因となっております。なお、補助率につきましては2分の1でございます。

400ページをお開きください。4款財産収入、1項1目利子及び配当金1,000円は、科目設

定でございます。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は 4 億 1,820 万 2,000 円でございます。対前年度比較 7,168 万 5,000 円、20.7% の増でございます。歳入歳出の差し引き分を一般会計から繰り入れるものでございます。

2 項 1 目財政調整基金繰入金は 2,500 万円で、対前年度比較 1,025 万 5,000 円、69.5% の増でございます。旭市下水道財政調整基金から下水道事業特別会計の健全な運営に資するため繰り入れるものでございます。

401 ページをお開きください。6 款繰越金、1 項 1 目繰越金は 2,100 万円で、対前年度比較 2,100 万円、皆増でございます。内容は、平成 17 年度からの繰越金でございます。

7 款諸収入、1 項 1 目延滞金及び 2 項 1 目市預金利子のいずれも 1,000 円は、前年度と同様に科目設定でございます。

一番下段の 3 項 1 目雑入は 10 万 1,000 円で、対前年度比較 4,149 万 2,000 円、99.8% の減となっております。これは、消費税及び地方消費税還付金の科目設定 1,000 円と、財団法人日本下水道協会からの広報活動助成金 10 万円でございます。消費税につきましては、平成 18 年度は納付となる見込みでございます。

次に、402 ページをお開きください。8 款市債、1 項 1 目下水道債は 1 億 6,900 万円で、対前年度比較 4,440 万円、35.6% の増でございます。これは、対象工事費から国の補助金を除き、補助対象分・単独事業分の起債区分により算定するもので、建設事業の工事費が起債の対象となるものでございます。

以上で歳入関係の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

403 ページをご覧ください。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は 7,081 万 7,000 円で、対前年度比較 1,599 万 5,000 円、29.2% の増でございます。主な内容といたしましては、説明欄 1 の一般事務関係職員給与費で、7 人分 5,890 万 8,000 円でございます。

説明欄 2 の一般管理事務費は 922 万 1,000 円でございます。

404 ページをお開きください。一般管理事務費の 14 節使用料及び賃借料の事務機器賃借料 404 万 2,000 円は、下水道台帳システム、下水道料金システム、下水道受益者負担金システムなどの借上げ料が含まれております。

説明欄 3 の下水道普及促進費、8 節報償費の報奨金は 83 万 9,000 円で、受益者負担金の前納報奨金でございます。受益者負担金を納期前に納付した場合、最高で 10%、10 万円を限度

としまして報奨金を交付するものでございます。

405ページの19節負担金補助及び交付金、水洗便所他改造資金補助金は170万円で、下水道加入者の負担の軽減と水洗化率の向上を図るために、宅内排水設備改造工事を使用できるようになってから1年以内実施した場合は4万円、2年以内は3万円、3年以内は2万円の補助金を交付するものでございまして、過去の実績から18年度分を推計しております。

また、水洗便所他改造資金利子補給金につきましては、宅内排水設備改造工事費を金融機関より融資を受けた場合に、借り入れ限度額100万円、返済期間を3年としまして利子の補給を行うものでございまして、18年度新たに利子補給を受ける方5件分を見込んでいるものでございます。

次に、2款事業費、1項1目維持管理費は1億3,087万4,000円でございます。対前年度比較2,906万6,000円、28.5%の増となっております。

説明欄2の施設維持管理費の主な内容といたしまして、11節需用費、消耗品費は423万4,000円でございます。水質検査用の試薬、それから放流水殺菌用の薬剤、汚泥処理用の薬剤及び施設維持管理用の消耗品でございます。

406ページをお開きください。光熱水費は745万8,000円でございます。終末処理場の施設運転に伴う電気、ガス、水道料金でございます。

修繕料につきましては495万3,000円で、曝気装置のオーバーホールほか処理場の機械設備等の修繕でございます。緊急用に充てる分も含まれております。

13節委託料、庁舎清掃委託料は168万9,000円で、処理場の管理棟及び汚泥処理棟の清掃業務の委託料でございます。

処理場運転業務委託料6,200万円、水質分析委託料304万5,000円、汚泥等運搬処理業務委託料729万6,000円、これらはいずれも下水道施設等の運転管理並びに汚泥処分等に必要な業務でございます。専門業者に委託するものでございます。

15節工事請負費は、管渠工事費500万円で、前年度同様に緊急用に充てるためのものでございます。

407ページになります。2項1目工事費は2億5,539万3,000円、対前年度比較7,835万4,000円、44.3%の増でございます。増の主な内容といたしましては、説明欄1の下水道建設事業、13節委託料の幹線管渠整備委託料1億2,425万円は、イ・ロ地区の旭駅前污水幹線の354.5メートルの整備と工損調査を予定しております。

また、15節工事請負費の管渠工事は8,820万円で、先ほどと同様にイ・ロ地区の4.2ヘクタ

ールの面整備工事を予定していることと、17年度に面整備工事を実施いたしました二袋地先の舗装復旧工事を予定しております。

408ページをお開き願います。19節負担金補助及び交付金の水道管・ガス管切り回し工事の負担金のそれぞれ1,575万円は、面整備工事に伴い支障となる水道管・ガス管の切り回し工事の負担金でございます。

道路掘削復旧費負担金735万円は、17年度に幹線管渠の工事を実施しました二袋地先の市道につきまして建設課が道路維持補修工事を行うため、舗装復旧分を負担するものでございます。

また、22節補償補填及び賠償金210万円は、下水道工事に伴い建築物等への被害が発生した場合の補償金と電柱移設等の補償金を予定しております。

3款公債費、1項1目元金は2億1,930万5,000円で、対前年度比較1,735万6,000円、8.6%の増でございます。これは下水道債の償還元金でございます。

1項2目利子は9,861万1,000円で、対前年度比較284万8,000円、2.8%の減でございます。これは下水道債の償還利子でございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、410ページをお開き願います。給与費明細書でございます。1の特別職は、公共下水道事業審議会委員9人分の報酬でございます。

411ページは一般職についての総括でございまして、職員数、給与費、共済費等について対前年度との比較表でございます。

412ページから414ページにつきましては、ご覧いただくことで割愛させていただきます。

415ページになります。最後になりますけれども、地方債の現在高の見込みに関する調査でございます。平成18年度末の現在高見込額につきましては、おおむね43億5,000万円となる見込みでございます。

以上で、議案第5号の補足説明を終わらせていただきます。

議長（鈴木正道） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

農水産課長（堀江隆夫） 議案第6号 平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、農業集落排水事業の普及状況につきまして申し上げます。

平成18年1月末におけます江ヶ崎地区の状況は、処理区域内人口1,402名に対しまして使用人口は988名で、普及率70.5%であります。琴田地区は、処理区域内人口673名に対しまして使用人口は387名で、普及率56.2%であります。

それでは、予算書の417ページをお開き願います。平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ4,859万円と決めました。

次の418ページの歳入歳出予算から422ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括までの説明は省きまして、423ページの歳入から、予算の順を追って説明を申し上げます。

それでは、423ページをお開き願います。1款分担金及び負担金、1項1目受益者分担金は168万円を計上いたしました。内訳といたしましては、江ヶ崎地区、琴田地区それぞれ2件の受益者分担金を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項1目施設使用料は1,283万3,000円を計上いたしました。施設使用料は、現に農業集落排水施設を使用している世帯数及び新規に使用する世帯数を見込んでおります。内訳といたしましては、江ヶ崎地区は使用戸数205戸、922万4,000円を見込んでおり、琴田地区につきましては使用戸数79戸及び新規2戸で、360万9,000円を見込んでおります。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は3,407万3,000円を見込んでおります。歳入歳出の差し引き不足額を一般会計から繰り入れするものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出につきまして説明をさせていただきます。

1款総務費、1項1目一般管理費は、農業集落排水事業に係る職員の人件費及び管理経費907万円を計上いたしました。説明欄1の農業集落排水関係職員給与費は841万8,000円、説明欄2の一般管理事務費は65万2,000円であります。

426ページをお開き願います。2款事業費、1項1目維持管理費は、各経費の実績を勘案しまして、1,428万1,000円を計上いたしました。説明欄1の江ヶ崎地区排水施設維持管理費は949万9,000円で、主たるものは光熱水費でございます。294万円を計上。修繕費138万5,000円、維持管理業務委託料355万7,000円であります。

19節負担金補助及び交付金43万円の内訳につきましてご説明をいたします。水洗便所他改造資金利子補給補助金は、取扱金融機関から改造資金の融資を受けた者に対して3年以内の利子補給を行うもので、新規分2件、3万円を計上しております。また取出管工事補助金は、新たに取り出し等の工事を実施した場合、工事費用の2分の1以内、20万円を限度として補

助するもので、2件、40万円を計上しております。

続きまして、説明欄2の琴田地区排水施設維持管理費は478万2,000円で、主たるものは光熱水費130万8,000円、維持管理業務委託料230万8,000円であります。

19節負担金補助及び交付金23万円の内訳につきましてご説明いたします。水洗便所他改造資金利子補給補助金は、新規分2件3万円を計上しております。

続きまして、428ページをお開き願います。取出管工事補助金は1件、20万円を計上しております。

次に、2目資源循環事業費138万3,000円は、農業集落排水処理施設から排出されます汚泥を肥料として還元するための費用であります。主なものは、汚泥農地還元業務委託料の126万円であります。

次に、2項1目工事費50万円は、江ヶ崎地区の道路舗装復旧のための工事請負費でございます。

次に、3款公債費、1項1目元金1,442万6,000円、2目利子675万円は、農業集落排水整備によります借入金の償還であります。

次に、4款繰出金、一般会計繰出金168万円は、歳入の受益者分担金で受け入れた収入の全額を一般会計へ繰り出すものであります。

次に、5款予備費は50万円を計上するものであります。

次に、431ページは給与明細書で、職員数、給与費、共済費、職員手当等につきまして、対前年度と比較してございます。

432ページから434ページにつきましては、ご覧いただきまして、説明は省略させていただきます。

435ページをお開き願います。地方債の現在高に関します調書でありまして、表の右欄ですが、18年度末現在高見込額は3億4,406万2,000円であります。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 宮本英一 登壇）

水道課長（宮本英一） 続きまして、議案第7号 平成18年度旭市水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条は総則でございます。

第2条は業務の予定量でございます。給水件数を1万8,198件に、年間給水量を627万3,600立方メートルとし、1日平均給水量を1万7,188立方メートルと予定しました。

主な建設改良事業といたしまして、配水管布設及び路面復旧工事に4,625万3,000円を予定いたしました。

次に、第3条で収益的収入及び支出を、2ページの第4条で資本的収入及び支出を記載額のとおり定めました。内容につきましては、実施計画書により説明いたします。

次は3ページでございます。第5条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものでございます。

第6条は、予定支出の各項で流用ができる項を定めるものでございます。

第7条は、職員給与費、交際費を議会の議決を経なければ流用できない経費として定めるものでございます。

第8条は、高料金対策のため、一般会計から受ける補助金を1億3,416万7,000円とするものであります。

第9条は、たな卸資産の購入限度額を212万1,000円と定めるものでございまして、これは量水器の購入でございます。

次に、5ページをお開きください。平成18年度旭市水道事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1款水道事業収益16億3,799万2,000円を予定いたしました。

1項営業収益13億9,321万5,000円です。これにつきましては、1目給水収益13億6,349万8,000円は水道料金で、有収水量583万4,400立方メートルを見込みました。

2目受託工事収益2,377万5,000円は、下水道工事などに係る水道管切り回し工事の受託収益でございます。

3目その他営業収益594万2,000円は、一般会計からの消火栓維持管理負担金500万円及び各種手数料でございます。

2項営業外収益は2億4,477万7,000円を予定しました。この主な内訳ですが、1目他会計補助金1億3,416万7,000円は、一般会計からの高料金対策としての補助金であります。

2目補助金1億1,060万円は、県からの市町村水道総合対策事業補助金でございます。

次に、支出でございますが、7ページをお開きください。資本的収入及び支出の内訳でございます。

収入につきましては、1款資本的収入は2,937万4,000円を予定しました。

1項1目負担金の100万円は、消火栓設置に係る一般会計からの負担金でございます。

2項1目給水申込納付金は2,837万4,000円を予定しました。

支出につきましては、1款資本的支出は4億8,029万5,000円を予定しました、

1項1目拡張工事費4,625万3,000円は、配水管布設及び路面の復旧工事でございます。

2目固定資産取得費531万円は、量水器、器具備品などの購入費用でございます。

2項1目企業債償還金は4億2,673万2,000円を予定しました。

この資本的収支の不足額4億5,092万1,000円につきましては、恐れ入りますが、2ページの第4条の括弧書きに記載されております当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額103万3,000円及び過年度分損益勘定留保資金4億4,988万8,000円で補てんするものであります。

次に、8ページをお開きください。この表は平成18年度の資金計画でございます。左側、受入資金から支払資金を引いた額、当年度予定額の欄の一番下ですが、年度末の現金を3億9,435万4,000円と予定いたしました。

次の9ページから12ページまでは職員給与費関係の明細でございます。各種の支給要件などは一般会計と同様でございます。

13ページから15ページにつきましては、平成18年度末の予定貸借対照表でございます。予定では、15ページ下から5行目になりますが、18年度純損失は5,385万6,000円、その下の欄、欠損金合計で6億7,090万2,000円となる見込みでございます。

16ページから20ページまでは、平成17年度末の予定損益計算書及び予定貸借対照表でございます。予定では、20ページ下から5行目になりますが、17年度の純損失は3,136万4,000円、その下の欄、欠損金合計では6億1,704万6,000円が見込まれます。

以上で、議案第7号についての補足説明を終了させていただきます。

議長（鈴木正道） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鍋木友孝 登壇）

病院経理課長（鍋木友孝） 議案第8号 平成18年度旭市病院事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条は総則であります。

第2条は業務の予定量であります。

1.事業量、事業計画ですが、(1)病床数986床。(2)患者数、イ.入院患者数34万2,370人、ロ.外来患者数85万8,325人。(3)介護老人保健施設、イ.入所者数3万3,398人、ロ.通所者数4,753人。2ページをお開きください。(4)養護老人ホーム、イ.入所者数1万8,104人、ロ.短期入所者数767人。(5)特別養護老人ホーム、イ.入所者数1万8,177人、ロ.短期入所者数730人。(6)ケアハウス、イ.入所者数1万4,418人。以上の人数を見込んだところであります。

2.資本的支出、建設改良計画。(1)工事費7億5,190万5,000円は、医師宿舎新築工事、内科外来増設工事、神経科病棟改修工事などを予定いたしました。(2)資産購入費21億7,608万6,000円は、病院情報システム設備整備や医療機械器具の購入を予定いたしました。

3.職員計画は1,693人であります。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額は、7ページの実施計画により説明申し上げますので、7ページをお開きください。

平成18年度旭市病院事業会計予算実施計画であります。収益的収入及び支出であります。収入につきまして、第1款病院事業収益は293億1,484万6,000円を予定いたしました。

1項医業収益は264億6,771万5,000円を見込みました。主な内訳であります。1目入院収益は133億8,050万7,000円、2目外来収益は121億9,596万7,000円を予定いたしました。診療報酬改定はマイナス3.16%ですが、当院への影響を、入院ではプラスマイナス0%、外来ではプラス1%と設定いたしました。

2項医業外収益は17億8,113万9,000円を予定いたしました。主な内訳であります。2目補助金2億711万5,000円は、臨床研修費補助金など病院の運営に対しての国・県からの各種補助金であります。

3目負担金交付金12億8,919万1,000円は、病院事業に対する一般会計からの繰入金でありまして、交付税算定額を見込んで計上いたしました。

なお、このほかに看護学校に1億2,746万円、養護老人ホームに2,071万8,000円、ケアハウスに2,534万8,000円が繰り入れられておりまして、市からの繰入金の合計は14億6,271万7,000円であります。

次の8ページをお開きください。3項看護師養成事業収益1億8,202万9,000円は、看護学生155名の授業料、寄宿舍費、繰入金などであります。

4項介護老人保健施設事業収益4億8,299万円は、入所者、通所者の介護料などです。介護保険制度は昨年10月に施設サービス費が見直され食費及び居住費が自己負担となっ

ておりますが、今回その利用料の変更も見込んでおります。

5 項養護老人ホーム事業収益 1 億3,104万8,000円は、老人保護措置費収益、使用料、繰入金などであります。

6 項特別養護老人ホーム事業収益 1 億9,996万7,000円は、入所者の介護料などであります。

7 項ケアハウス事業収益6,995万7,000円は、入所者の使用料、事務費県補助金、繰入金などであります。

次に、支出であります。1 款病院事業費用は292億7,536万円を計上いたしました。

1 項医業費用は265億6,969万6,000円です。主な内訳であります。1 目給与費128億1,219万3,000円は、病院職員に係る給与費であります。

2 目材料費89億9,658万4,000円は、薬品、診療材料、給食材料などです。

3 目経費27億3,865万8,000円は、光熱水費、修繕費並びに医療機器の保守料及び派遣職員に係る委託費などです。

4 目減価償却費は18億5,059万円で、建物、器具、備品などの有形固定資産に対する償却費を計上いたしました。

2 項医業外費用は14億6,389万6,000円です。主な内訳であります。1 目支払利息及び企業債取扱諸費 4 億5,398万1,000円、3 目雑損失 5 億1,558万2,000円、4 目繰延勘定償却 4 億6,385万円などです。

第3 項看護師確保対策事業費用 3 億925万5,000円は、職員の給与費や学生の教育費、奨学金などです。

次の4 項から7 項までは、いずれも各施設の職員給与費及び材料費、経費などが主な内容です。4 項介護老人保健施設事業費用は 4 億9,420万6,000円、5 項養護老人ホーム事業費用は 1 億3,870万1,000円、6 項特別養護老人ホーム事業費用は 2 億2,488万4,000円、次の10ページをお開きください。7 項ケアハウス事業費用は6,473万1,000円です。

9 項予備費は1,000万円を計上いたしました。

次に、11ページは資本的収入及び支出です。1 款資本的収入は 9 億105万1,000円を予定いたしました。

1 項 1 目企業債 9 億円は、病院情報システムの設備整備事業に係る企業債です。

3 項 1 目固定資産売却代金は105万円を見込みました。

1 款資本的支出は40億874万9,000円を計上いたしました。

1 項建設改良費、1 目工事費 7 億5,190万5,000円は、継続事業である医師宿舎新築工事の

ほか、内科外来診察室 3 室の増設や老朽化している神経科病棟の改修工事を予定いたしました。

2 目資産購入費 21 億 7,608 万 6,000 円は、電子カルテ化のための病院情報システムや、医療機械器具、各種開発費などであります。

2 項 1 目企業債償還金は 10 億 8,075 万 8,000 円であります。

ここで 4 ページに戻らせていただきます。第 4 条資本的収入及び支出の本文括弧書きであります。これは資本的収入 9 億 105 万 1,000 円、資本的支出 40 億 874 万 9,000 円により生ずる不足額 31 億 769 万 8,000 円を、損益勘定留保資金及び建設改良積立金などで補てんしようとするものであります。

第 5 条は、継続費の総額及び年割額を定めるものであります。医師宿舍新築事業と病院情報システム設備整備事業は、ともに順調に進捗しております。18 年度の年割額は、医師宿舍新築事業が 1 億 1,707 万 5,000 円、病院情報システム設備整備事業が 11 億 250 万円であります。

第 6 条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、病院情報システム設備整備事業で 9 億円を予定するものであります。

第 7 条は、一時借入金の限度額を 10 億円と定めるものであります。

第 8 条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる項を定めるものであります。

第 9 条は、職員給与費、交際費を議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めるものであります。

次の 6 ページをお開きください。第 10 条は、棚卸資産の購入限度額を 103 億 8,240 万円と定めるものであります。

第 11 条は、重要な資産の取得及び処分を定めるもので、記載のとおりマルチスライス CT システムの購入など 6 件を予定いたしました。

次に、12 ページをお開きください。この表は、平成 18 年度の資金計画であります。一番下の行のとおり、年度末の差引残高を 24 億 9,866 万 9,000 円に予定いたしました。

次の 13 ページからは予定貸借対照表であります。16 ページの下から 5 行目の 8. 当年度未処分利益剰余金は、当期利益金を含めて 6 億 7,506 万 7,592 円となる見込みであります。

以下、17 ページからは平成 17 年度予定損益計算書、20 ページからは平成 17 年度予定貸借対照表、24 ページからは給与費明細書、30 ページからは実施計画内訳書、44 ページは継続費に関する調書、45 ページは債務負担に関する調書となっております。

以上で、議案第8号に対しての補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 病院経理課長の補足説明は終わります。

議案第9号について、飯岡荘支配人、登壇してください。

（飯岡荘支配人 野口國男 登壇）

飯岡荘支配人（野口國男） それでは、議案第9号 平成18年度旭市国民宿舎事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の方、1ページをお開きいただきたいと思います。第1条は総則でございます。

第2条は業務の予定量となっております。利用者数といたしまして、宿泊を2万人、休憩を1万人とし、1日平均利用者数を宿泊につきましては55人、休憩を27人と予定いたしました。

次に、2ページの第3条で収益的収入及び支出を、第4条で資本的収入及び支出を記載のとおり定めました。内容につきましては、実施計画により説明をさせていただきます。

次に、3ページの第5条は、職員給与費を議会の議決を経なければ流用できない経費として定めるものでございます。

第6条は、一般会計からの補助金を82万円と定めるものでございます。

第7条は、棚卸資産の購入限度額を6,051万8,000円とするものでございます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

平成18年度旭市国民宿舎事業会計予算実施計画でございます。収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款国民宿舎事業収益を2億2,044万9,000円と予定いたしました。

第1項営業収益は、2億1,548万9,000円と予定いたしました。内訳につきましては、1目利用収益1億9,946万9,000円は宿泊料及び食事料等でございます。

2目売店収益1,350万円は、土産品及び販売機等の売上でございます。

3目その他営業収益252万円は、配膳料、違約金等でございます。

第2項営業外収益は496万円と予定いたしました。主な内容といたしまして、1目補助金102万円は、市営プール維持管理に伴う一般会計からの補助金及び経営診断に伴う社団法人国民宿舎協会からの経営改善事業補助金でございます。

2目雑収益394万円は、臨時職員の社会保険料自己負担分等でございます。

次に、支出でございますが、6ページをお開きいただきたいと思います。第1款国民宿舎事業費用は2億1,851万6,000円と予定いたしました。

第1項営業費用は、2億1,121万2,000円と予定いたしました。内訳につきましては、1目

宿舍経営費 1億9,531万3,000円は、人件費、食事材料費等でございます。

2目減価償却費は、1,560万7,000円を予定いたしました。

3目資産減耗費は、29万2,000円を予定いたしました。

第2項営業外費用530万4,000円は、1目企業債利息、2目雑支出、3目消費税を予定いたしました。

第3項予備費は200万円を予定いたしました。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。資本的支出につきましては、919万2,000円を予定いたしました。

1項建設改良費は553万3,000円と予定いたしました。内訳につきましては、1目工事費340万2,000円は、2階小広間等の改良工事を予定いたしました。

2目資産購入費213万1,000円は、客室及び食堂用備品の購入費を予定いたしました。

2項企業債償還金は265万9,000円を予定いたしました。

3目予備費は100万円を予定いたしました。

資本的支出919万2,000円の財源ですけれども、当年度分損益勘定留保資金等で補てんを予定しております。

次に、8ページをお開きいただきたいと思います。この表は、平成18年度旭市国民宿舎事業会計資金計画でございます。年度末の現金を9,838万9,000円と予定いたしました。

次に、13ページから15ページまでは平成18年度末の予定貸借対照表でございます。15ページの中段になりますけれども、予定では、この期間の純利益は159万3,000円で、繰越利益剰余金と合わせまして1,637万6,000円が当年度末処分利益剰余金となる見込みでございます。

以上で、議案第9号について補足説明を終了させていただきます。

議長（鈴木正道） 飯岡荘支配人の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時30分

議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第10号について、財政課長、登壇してください。

( 財政課長 高埜英俊 登壇 )

財政課長(高埜英俊) 議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算(第2号)について、補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお開きください。第1条は、歳入歳出にそれぞれ3億1,970万円を追加し、総額を197億2,450万円とするものです。

第2条は債務負担行為の補正であります。内容は5ページの表で説明いたします。

第3条は地方債の補正であります。内容は6ページの表で説明いたします。

2ページから4ページまでは予算の款項の補正額ですので説明を省略いたしまして、事項別明細書により説明いたします。

5ページです。第2表の債務負担行為補正は変更で、平成17年度と18年度の2か年にわたって海上中学校建設事業を実施しておりますが、17年度分の進捗状況などから18年度分の限度額を増額するものです。

6ページです。第3表の地方債補正です。追加は、南堀之内遊正線整備事業で、限度額を7,970万円とするものです。これは、旭地区の谷丁場遊正線と干潟地区の1級5号線を一つの路線として整備することとし、合併特例債を予定するものであります。

地域振興基金は、限度額を5億8,990万円とするものです。

次に、変更です。水産基盤整備事業では、補正後の限度額をゼロとするものであり、これは起債対象である県の飯岡漁港地域漁港整備事業が1,540万円から550万円に減額されたためでございます。

臨時地方道整備事業も、補正後の限度額をゼロとするものであり、これは先ほど追加の項目で説明いたしました南堀之内遊正線整備事業として、合併特例債へ振り替えるための減額です。

都市計画街路旭駅前線整備事業では、1,160万円を減じて補正後の限度額を2,900万円とするものですが、これは事業量の減と、従来国庫補助事業であったものが今年度から交付金事業に変更されたため一般公共事業債が該当しなくなりましたので、県の市町村振興資金に振り替えるものです。

海上中学校建設事業では、当初平成17年度末に40%の進捗を見込んでおりましたが、30%と見込まれることから、減額するものです。

7ページと8ページは事項別明細書の総括ですので、省略します。

9 ページです。歳入を説明いたします。11款 1 項負担金であります。1 目 2 節児童福祉費負担金の保育所運営費負担金の660万6,000円の追加は、対象児童の増加によるものです。

13款 1 項国庫負担金です。1 目 1 節社会福祉費国庫負担金の説明欄 1 の身体障害者施設訓練等支援費負担金の682万円の減額と、説明欄 2 の知的障害者施設訓練等支援費負担金の942万2,000円の減額は、入所者の減によるものです。

説明欄 4 の保険基盤安定負担金の5,905万5,000円の減額は、三位一体改革で国費から県費への変更によるものです。

2 節児童福祉費国庫負担金の1,409万9,000円の減額は、いずれも対象者の減少によるものです。

10ページです。2 項国庫補助金です。2 目 2 節児童福祉費国庫補助金の217万5,000円の追加は、国の内示により増額となります。

3 節生活保護費国庫補助金の581万1,000円の追加は、生活保護システム導入の補助額確定により計上となります。

3 目 1 節衛生費国庫補助金の596万8,000円の減額は、合併処理浄化槽の申請の減少によるものです。

4 目 1 節道路橋梁費国庫補助金の100万円の追加は、南堀之内遊正線整備事業の補助対象事業費の増により、地方道路整備臨時交付金を増額するものです。

3 節住宅費国庫補助金の258万9,000円の減額は、高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金が、いわゆる姉歯事件、構造計算偽造の緊急対策事業に充てられるため、後年度以降に繰り延べされることとなったことにより減額するものです。

5 目 3 節教育費国庫補助金の113万7,000円の減額は、海上中学校建設事業の進捗によるものです。

14款 1 項県負担金です。1 目 1 節社会福祉費県負担金の説明欄 1 の保険基盤安定負担金6,590万2,000円の追加は、三位一体改革による国庫負担金の付け替え分と対象世帯の増によるものです。

11ページです。2 項県補助金です。2 目 1 節社会福祉費県補助金の355万2,000円の減額は、医療費の決算見込みが減少となったことによるものです。

3 節児童福祉費国庫補助金の200万9,000円の減額は、説明欄 1 の一時保育促進基盤整備事業で三川保育所の増により113万1,000円の追加、説明欄 2 の私立保育所運営費等補助金で国の内示により減額となったことによるものです。

3目1節保健衛生費県補助金の808万3,000円の減額は、国庫補助金と同じく申請件数が減少となったことによるものです。

4目1節農業費県補助金の651万8,000円の追加は、説明欄2の強い農業づくり交付金で原油価格高騰対応施設園芸に対する緊急対策事業の採択によるものです。

説明欄3の農業経営基盤強化資金利子補給は、利子補給額の減によるものです。

5目1節住宅費県補助金の129万4,000円の減額は、高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助で、先ほど国庫補助で説明のとおり、県も国と同様に繰り延べされることとなります。

7目3節中学校費県補助金の25万1,000円の追加は、スポーツエキスパート活用事業の採択によるものです。

15款2節財産売払収入であります。1目1節土地売払収入は、旭駅前線の土地売却によるものです。

12ページです。17款1項特別会計繰入金であります。2目1節農業集落排水事業特別会計繰入金は、受益者分担金の増のため追加するものです。

2項基金繰入金であります。1目1節財政調整基金繰入金の1億3,732万6,000円の減額は、財源調整です。

20款市債は、先ほど6ページの第3表で説明したとおりです。

以上で、歳入の説明を終わりました。次に歳出です。

14ページです。主なものを説明いたします。

2款1項10目地域振興費は、積立金に6億2,100万円の追加で、新市建設計画において、平成17年度から19年度の3か年に、各年6億2,100万円、合計18億6,300万円の積み立てを予定したものの1年目となります。なお、財源内訳の地方債は合併特例債を予定いたします。

2項2目賦課徴収費は、備考欄23の償還金利子及び割引料の662万5,000円の追加は、法人市民税の還付増及び合併により歳出還付の対象が増えたことによるものです。

15ページから16ページの3款民生費については、いずれも歳入のところで説明のとおりです。

17ページです。4款1項3目母子保健費は、備考欄1の乳幼児医療費助成事業の233万8,000円の追加は、乳幼児医療費助成の電算システムを統合しましたが、旧市町で使用していた電算システムを解約するため必要となったものです。

飛んで19ページです。6款1項4目畜産振興費の備考欄1の畜産振興事務費は、株式会社千葉県食肉公社の産地食肉処理体制強化推進事業に対する補助であります。

21ページです。10款1項4目青少年センター費は、小学生の防犯対策で、子ども110番の看板などの作成費です。

22ページです。13款2項1目水道事業公営企業費は、高料金対策補助金の基準単価の変更による増額分です。

24ページです。本表は地方債現在高の見込みに関する調書であります。今回の補正額は、総務債へ5億8,990万円、土木債へ2,810万円の追加、農林水産業債から1,380万円、教育債から1億2,630万円を減額することにより、平成17年度末の現在高は254億1,616万5,000円となるものです。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

保険年金課長（増田富雄） 議案第11号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ570万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を59億2,970万1,000円とするものです。

事業勘定からご説明申し上げます。

7ページをお開きください。歳入についてご説明申し上げます。

4款1項1目療養給付費等負担金は、2億1,639万7,000円を減額するものです。内訳としては、療養給付費負担金が1億4,877万9,000円の減額、老人保健医療費拠出金負担金が4,315万5,000円の減額、介護納付金負担金が2,446万3,000円の減額であります。これは、三位一体改革の一環として、県に4%分が移行されたことによるものであります。

2項1目財政調整交付金は570万1,000円を増額するものです。これは、旭中央病院の保健事業と滝郷診療所の設備整備事業に係る特別調整交付金であります。

5款1項1目療養給付費等交付金は2,317万4,000円の減額であります。これは、退職被保険者等の医療費等の交付金が減となったものであります。

6款2項2目県財政調整交付金は、2億1,639万7,000円を増額するものであります。これは、先ほど4款のところでご説明いたしました国負担金の4%分が移行されたものでございます。

8ページになります。9款1項1目一般会計繰入金は、2,317万4,000円を増額するものがあります。内訳として、1節保険基盤安定繰入金は912万6,000円の増額、4節財政安定化支援事業繰入金は1,404万8,000円の増額であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

9ページをお開きください。1款1項3目保健衛生普及費は483万6,000円を増額するものです。これは、歳入でも申し上げましたが、旭中央病院の保健事業に係る交付金をそのまま支出するものであります。

10ページになります。9款3項1目直営診療施設勘定繰出金は、86万5,000円を増額するものです。これも、歳入で申し上げましたが、滝郷診療所の設備整備事業に係る交付金を施設勘定に繰り出すものであります。

続きまして、施設勘定についてご説明申し上げます。

12ページをお願いします。6款1項1目他会計繰入金は86万5,000円を増額するものであります。これは、設備整備事業に係る交付金を事業勘定から繰り入れるものであります。

2項1目基金繰入金は86万5,000円を減額するものであります。これは、医療用機械の購入について、当初は財源のすべてを財政調整基金の繰入金で予定しておりましたが、国の交付金がついたことにより減額するものであります。

予算総額の変更はありません。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

農水産課長（堀江隆夫） 議案第12号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開き願います。今回の補正は、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万円を追加し、予算の総額を4,412万9,000円とするものでございます。

次の2ページ、3ページは各款ごとの補正で、5ページ、6ページは歳入歳出補正予算事項別明細の総括であります。内容については、7ページ以降で各項目ごとにご説明申し上げます。

それでは、7ページをお開きいただきたいと思います。歳入につきましてご説明申し上げ

ます。

第1款分担金及び負担金、農業集落排水事業受益者分担金136万円を計上するものでございます。

8ページをお開きください。歳出につきましてご説明申し上げます。

4款繰出金、一般会計繰出金136万円は、歳入の受益者分担金で受け入れた収入の全額を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鍋木友孝 登壇）

病院経理課長（鍋木友孝） 平成17年度 旭市病院事業会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。第1条は総則であります。

第2条は予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

収入、第1款病院事業収益の既決予定額216億8,174万2,000円に3億1,585万円を増額し、219億9,759万2,000円にしようとするものであります。内訳は、第1項医業収益の増額であります。

支出、第1款病院事業費用の既決予定額216億3,997万6,000円に3億631万円を増額し、219億4,628万6,000円にしようとするものであります。内訳は、第1項医業費用が2億9,830万円、第2項医業外費用が801万円であります。

第3条は棚卸資産の購入限度額を定めるものですが、1億500万円を増額し、74億5,500万円にしようとするものであります。

次に、2ページは実施計画、3ページは資金計画、4ページからは予定貸借対照表となっております。

8ページの実施計画内訳書をお開きください。こちらでは節ごとの補正予定額が表されております。

収入のうち、医業収益では3億1,585万円の増額を予定しておりますが、外来診療収入の増額が3億30万円、医師派遣の増加によるその他医業収益の増額が1,555万円。また、支出のうち、医業費用では2億9,830万円の増額を予定しておりますが、外来患者の薬剤長期投与などによる薬品費の増額が1億4,000万円、診療材料費の増額が1,500万円、診療用印刷物

の増加による印刷製本費の増額が1,310万円、医療機器、設備の修繕による修繕費の増額が1億920万円などとなっております。

工業外費用では801万円の増額を予定しておりますが、棚卸資産の購入増に伴う消費税雑損失の増額が573万円、課税売上額の増額に伴う消費税及び地方消費税の増額が228万円となっております。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第14号、議案第19号、議案第34号、議案第35号について、企画課主幹、登壇してください。

（企画課主幹 大木多可志 登壇）

企画課主幹（大木多可志） 議案第14号 旭市総合計画審議会条例の制定について、補足説明を申し上げます。

総合計画の策定状況につきましては、施政方針にて市長から申し上げましたが、地区懇談会や市民・団体アンケート等の実施、総合計画策定市民会議の立ち上げ、市内中学校生徒の新しいまちづくりの提案のお願いなど、鋭意事務を進めているところでございます。今後、基本構想（案）または基本計画（案）がまとまった時点において、市長の諮問に応じてその内容等にご意見をいただく審議会を設置するものであります。

条例の内容について説明いたします。

第1条は、審議会の設置についてでありまして、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置するものであります。

第2条は、所掌事務についてでありまして、審議会は、市長の諮問に応じ市の総合計画の調整、その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うとするものでございます。

第3条は、組織についてでありまして、審議会は、15人以内の委員をもって組織すること、また委員の構成は、教育委員会の委員、農業委員会の委員、公共的団体等の役職員、学識経験を有する者、公募の委員のうちから市長が委嘱することとするものであります。

第4条は、会長職の設置について、第5条は、会議の開催等について、第6条は、庶務の規定について、第7条は委任事項について規定するものであります。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第19号 旭市地域振興基金条例の制定について、補足説明を申し上げます。

初めに、旭市地域振興基金条例を設置することの背景について申し上げます。

市町村の合併の特例に関する法律第11条の2第1項第3号の規定により、旧市町単位の地域振興または住民の一体感の醸成に資するために設けられる基金の積み立てについては、合併特例債を充当することができることとされています。

充当率は、事業費（積立金）の95%で、その元利償還金の70%が普通交付税で措置される有利なものであります。

旭市においても、地域振興基金の造成については、新市建設計画で平成17年度から19年度の3か年に、各年6億2,100万円、合計18億6,300万円の積み立てを予定しているところであります。

これに基づき事務を進めてまいりましたが、過日1月5日付で千葉県知事から合併特例債の許可予定通知がなされたところでありますので、本議会に補正予算と併せ基金の設置をお願いするものであります。

条例の内容について説明いたします。

第1条は、基金の設置についてでありまして、市民の連携の強化及び地域振興を図るために設置するものであります。第2条は、基金の積み立てについて、第3条は、基金の管理について、第4条は、基金の運用から生じる運用益金の処理について、第5条は、基金の繰り替え運用について、第6条は、基金の処分について、第7条は、委任事項について規定するものであります。

以上で、議案第19号の補足説明を終わります。

続きまして、また飛びまして議案第34号についてご説明申し上げます。

議案第34号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、補足説明を申し上げます。

東総地区広域市町村圏事務組合は、現在、銚子市、旭市、匝瑳市及び光町の3市1町で組織しておりますが、平成18年3月26日をもって光町が廃止され組合を脱退することに伴い、構成団体数の減少及び組合同規約の一部改正の必要が生じたことから、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更内容については、第3条中、組合を組織する市町村から光町を削除し、構成団体を銚子市、旭市及び匝瑳市の3市とするとともに、構成団体が市のみとなったことから所

要の文言整理を行うものであります。

第6条については、組合議会の議員定数を12人から3人を減じて9人とするとともに、組合議員となれる有資格者から関係市町の長を除き、議長及び選出議員2名とするものであります。

また、第7条についても、これに伴う文言整理であります。

第9条については、管理者及び副管理者について、構成3団体の長をもって充てることとするため、管理者1人、副管理者2人を置くとするものであります。

第13条については、構成団体の減少を踏まえ、監査委員の人数を3人から1人減じて2人とするものであります。

その他、第4条、第10条、第15条、第17条から第19条については、文言整理であります。

なお、附則において、施行日を3月27日とすること並びに経過措置について規定するものであります。

以上で、議案第34号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第35号についてご説明申し上げます。

議案第35号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体から匝瑳郡光町を除くことに伴う財産の処分に関する協議について、補足説明を申し上げます。

東総地区広域市町村圏事務組合では、平成2年度に東総地区ふるさと市町村圏の創造的、一体的な振興整備に資する地域振興事業を推進するため、東総地区ふるさと市町村圏基金を設置したところであります。

基金の額は10億円で、平成2年及び3年度に構成市町出資金及び県助成金により積み立てられたものであります。

出資基準は、出資総額の30%が均等割、70%が人口割で、光町はこの基準に基づき6,873万円の出資をしたところでありまして、東総地区広域市町村圏事務組規約第19条では、「基金が廃止されたときは、関係市町からの出資金に相当する額は、当該市町に帰属するものとする」とされていることから、これを準用し、光町に返還することについて、地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第35号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 企画課主幹の補足説明は終わりました。

議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第21号、議案第22号、議案第23

号、議案第24号、議案第30号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号について、総務課長、登壇してください。

( 総務課長 増田雅男 登壇 )

総務課長(増田雅男) それでは、補足説明を申し上げますが、議案数が13件と多いので、多少時間がかかると思います。また、提案理由と重複する部分もあろうかと思いますが、ご了承のほどよろしく願いいたします。

初めに、議案第15号 旭市国民保護対策本部及び旭市緊急対処事態対策本部条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、平成16年9月17日に施行された武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の規定に基づき制定するもので、市町村対策本部の設置や組織については国民保護法の中で規定されており、本条例では法で規定するもの以外について、対策本部の組織及び運営に関し必要な事項について定めるものであります。

それでは、条文の内容について説明いたします。

第1条は趣旨規定で、市町村の対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものです。

なお、対策本部の設置・解除については、閣議の決定が必要となるものであります。

第2条は組織の規定で、第1項は対策本部長の事務についての規定で、法第28条第1項の規定により、対策本部長は市町村長がなることが規定されております。

第2項は、対策副本部長の事務についての規定で、法第28条第5項に、対策副本部長は本部員の中から市町村長が指名することと規定されており、通常では助役が指名されることとされております。

第3項は、本部長の命を受けた本部員の事務についての規定であります。法第28条第4項に本部員が規定されておまして、助役、市町村教育委員会の教育長、当該市町村の区域を管轄する消防長またはその指名する消防吏員、なお消防本部を置かない市町村にあっては消防団長、また、以上に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員から任命するものとされております。

第4項は、本部長、副本部長、本部員以外にも必要な職員の設置について規定したものであります。

第5項は、市の職員のうちから市長が任命する規定であります。職員については、市長部局の職員に限られるものではないこと及び非常勤職員も含むものであるとされております。

第3条は会議規定で、第1項は対策本部の会議の招集についての規定であります。

第2項は、本部長が関係機関からの必要な情報の収集や、またはこれらの機関との連絡調整等の必要な場合等を考慮し、国の職員やその他市の職員以外の者を会議に出席させ意見を求めることができることとした規定であります。

第4条は部に関する規定で、本部長が必要に応じて部の設置や、本部員、部長の指名等についての規定であり、部の設置については、現在の市の対策本部同様に、専門部を組織して災害時における所掌事務内容を明らかにして、迅速な対応を図るための組織を想定した規定であります。

第5条は現地対策本部に関する規定で、法第28条第8項の規定により、対策本部に国民の保護のための措置の実施を要する地域にあっては、対策本部の一部を行う組織として現地対策本部を置くことができることとされており、この現地対策本部への職員等の配置について本部長が指名する者を充てる規定であります。

第6条は委任規定で、第2条から第5条までに定めるもののほか、必要事項について本部長が定めることを規定したものであります。

第7条は準用規定で、第2条から第6条までの規定について緊急対処事態対策本部について準用する規定で、法第183条において準用が規定されております。これは、緊急対処事態及び緊急対処保護措置に関し必要な規定を準用することにより、緊急対処事態において必要とする緊急対処保護措置が講じられるようにしたものであります。

附則は、この条例の公布日を施行期日とするものであります。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

次に、議案第16号 旭市国民保護協議会条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、国民保護法の規定に基づき制定するもので、市町村国民保護協議会の設置や組織については、国民保護法の中で規定されており、本条例では法の規定するもの以外について、協議会の組織及び運営に関し必要な事項について定めるものであります。

それでは、条文の内容について説明いたします。

第1条は趣旨規定で、国民保護法第40条第8項の規定により、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

また、市町村協議会の所掌事務として、市町村長の諮問に応じて国民保護のための措置に関する重要事項を審議することや、国民保護に関する計画、変更等について市町村長が協議会へ諮問することが、法第39条で規定されております。

第2条は、委員及び専門委員に関する規定で、第1項は委員の定数を定めたものでありまして、23人以内といたしました。

なお、定数については、防災会議の委員数を参考といたしました。

第2項は、専門委員の解任について規定したものでありまして、法第40条第6項の規定により専門委員を置くことができるもので、専門委員はその有する専門知識及び学識経験を生かし専門の調査をさせるため、関係指定地方行政機関の職員等のうちから、市町村の実情に応じ当該市町村長が任命することとなるものであります。

第3条は、会長の職務代理規定で、会長に事故があった場合の職務代理についての規定であります。

第4条は、会議に関する規定で、会議の運営について規定したものであります。

第5条は、部会に関する規定で、部会の設置等について規定したものであります。

第6条は委任規定で、この条例以外の必要事項について、会長が協議会にはかることを規定したものであります。

附則は、この条例の公布日を施行期日とするものであります。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

次に、議案第17号 旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法が改正されたことに伴い、職員の任免、職員数、給与、勤務条件等の項目について公表するために制定するものであり、報告事項、公表の時期、公表の方法等について定めるものであります。

それでは、条文の内容について説明いたします。

第1条は趣旨で、地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政の運営等の状況の公表について必要な事項を定めるものです。

第2条は、任命権者が市長に人事行政の運営の状況を報告する時期を定めるものです。

第3条は、任命権者が市長に対し報告しなければならない事項を定めるものです。

第4条は、千葉県市町村公平委員会が毎年9月末日までに市長に対し前年度の業務の状況を報告しなければならないことを定めるものです。

第5条は、千葉県公平委員会が市長に対し報告しなければならない事項を定めるものです。

第6条は、市長が人事行政の運営等の状況を公表する時期を定めるものです。

第7条は、前条で定める公表の方法を定めるものです。

第8条は、必要な事項を別に定める委任規定です。

附則は、施行日を定めるものです。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

次に、議案第18号 市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与を引き下げることとしたことに併せ、平成18年4月から市長等の特別職の報酬を一律2%減額するための条例を制定するものです。これにより当分の間、市長の報酬は月額1万5,800円、助役は月額1万3,000円、教育長は月額1万2,200円、それぞれ減額となります。

以上で、議案第18号の補足説明を終わります。

続いて、少し飛びまして議案第21号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、合併直後の市の行政運営を軌道に乗せるため設置した新市行政推進室を、ほぼその役割を終えたと考え、平成17年度限りで廃止するものであります。

なお、新市行政推進室で実施してきました事務は、企画課に新たに設置する地域振興班と総務課に移管いたします。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

次に、議案第22号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、新たに設置する総合計画審議会、国民保護協議会及び都市計画審議会の委員の報酬について、それぞれ月額6,000円と定めるものであります。

なお、これらに関連する議案第14号、第16号、第20号を本議会に提案してありますので、よろしく申し上げます。

以上で、議案第22号の補足説明を終わります。

次に、議案第23号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、調整手当の廃止。なお、国及び県が導入する地域手当については、当市は対象地域でないので支給はしない。給料表を現行の9級制から7級制にする。現行の1

級と2級を統合して、1級とする。現行の4級と5級を統合して、3級とする。現行の1号給を4分割する。以上の改正により、国及び県に準じて給料表の水準の引き下げを図ります。

それから、昇給時期を4月に統一し、勤務成績判定期間4月から翌年の3月を良好な成績で勤務した場合は4号給。なお、7級は3号給、昇給する等の勤務実績の給与への反映があります。

附則は、本案の施行日及び経過措置を定めるものであります。

以上で、議案第23号の補足説明を終わります。

次に、議案第24号 旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、旅行雑費の支給範囲を見直すために改正するものでありまして、従来、無支給区域としていた本市から100キロメートル未満の区域を、千葉県内の市町村、または茨城県鹿島市、潮来市、もしくは神栖市に改正するものであります。

なお、別表の改正は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正により給料表が改正されることに伴うものでございます。

以上で、議案第24号の補足説明を終わります。

次に、少し飛びまして議案第30号 旭市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、一般職の職員と同様に調整手当を廃止するための改正を行うものであります。

なお、他の部分の改正は、企業管理規定により改正するものです。

以上で、議案第30号の補足説明を終わります。

続いて、少し飛びまして議案第36号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、補足説明を申し上げます。

本案は、同組合を組織する市町村の廃置分合及びこれに伴う一部事務組合の解散により、構成団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び組合同規約の一部改正が生じたことから、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、今回の廃置分合等により4月1日からの構成団体数は、36市20町村44一部事務組合の100団体となります。

以上で、議案第36号の補足説明を終わります。

次に、議案第37号、それから第38号、第39号。

議案第37号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について、議案第38号 千葉県自治センターの解散に関する協議について、議案第39号 千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議についての3議案は、関連がありますので一括して補足説明を申し上げます。

議案第37号は、同センターを組織する市町村の廃置分合及びこれに伴う一部事務組合の解散により構成団体の数の減少が生じたことから、地方自治法第286条第1項の規定により、また議案第38号は、同センターが平成18年3月31日をもって解散することについて地方自治法第288条の規定により、また議案第39号は、同センターの解散に伴い財産処分を定めることについて地方自治法第289条の規定により、いずれの議案も関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第37号、議案第38号、議案第39号の補足説明を終わります。

以上で、13議案の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第20号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 島田和幸 登壇）

都市整備課長（島田和幸） 議案第20号 旭市都市計画審議会条例の制定について、補足説明をいたします。

都市計画法の改正によりまして都市計画法第77条の2の規定が新設され、市町村に都市計画審議会を設置することができることとなりました。そして、この改正に伴って政令（都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令）も制定されております。

本市では、都市計画を決定する場合は、県の設置する都市計画審議会の議を経ることが必要とされておりましたが、市の都市計画審議会を設置することにより、市が定められる案件については、市の都市計画審議会の議を経れば、県の同意を得、決定することになり、都市計画決定等の手続きの簡素化、円滑化の観点から、新たに都市計画審議会条例を制定するものであります。

次に、条文について説明をいたします。

第1条は、設置についての規定であります。

第2条は、組織についての規定であります。委員の構成と組織につきましては、学識経験を有する者、市議会議員、関係行政機関の職員、公募の委員とし、政令に掲げる基準による構成員であり、構成人数は10名以内としております。

第3条から第5条につきましては、運営に関する規定でございます。

第6条は、委任についての規定であります。

なお、施行期日は平成18年4月1日であります。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 都市整備課長の補足説明は終わりました。

議案第25号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 江ヶ崎純敏 登壇）

税務課長（江ヶ崎純敏） 議案第25号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、旧市町ごとの税率等を使用し不均一課税を行っていたものを、合併の調整方針に従い統一を図ったものであります。

それでは、お手元の条文の順に説明いたします。

第2条第3項の改正は、介護納付金課税額の限度額について、旧旭市は7万円、そのほかは8万円であったものを、8万円で統一するものであります。

第3条第1項の改正は、基礎課税額の所得割の率について、旧海上町は100分の7.5、旧旭市、旧飯岡町、旧干潟町は100分の8であったものを、100分の8で統一するものであります。

第4条の改正は、基礎課税額の資産割の率について、旧旭市は100分の45、その他旧3町は100分の40であったものを、100分の40で統一するものであります。

第5条の改正は、基礎課税額の被保険者均等割額について、旧旭市は1万7,000円、旧海上町、旧飯岡町は1万5,000円、旧干潟町は1万8,000円であったものを、1万5,000円で統一するものであります。

第5条の2の改正は、基礎課税額の世帯別平等割額について、旧旭市は1万8,000円、その他の3町は2万円であったものを、2万円で統一するものであります。

第6条の改正は、介護納付金課税額の所得割の率について、旧旭市は100分の0.85、旧海上町、旧飯岡町は100分の1.2、旧干潟町は100分の0.75であったものを、100分の1.2で統一するものであります。

第7条は、介護納付金課税額の資産割額について、旧干潟町だけが100分の5を課税して

いましたが、今回削除し、第7条の2の改正は、介護納付金課税額の被保険者均等割額について、旧旭市は8,500円、旧海上町、旧飯岡町は1万2,000円、旧干潟町は6,000円であったものを、1万2,000円で統一し、これを第7条とするものであります。

第7条の3は、介護納付金課税額の世帯別平等割額について、旧干潟町のみが4,000円を課税していましたが、今回削除するものであります。

第9条第1項の改正は、納期についてでありまして、旧1市3町でそれぞれ納期が違っておりましたので、これを8期で統一するものであります。

めくっていただきまして、第13条の改正は、国民健康保険税の減額でありまして、第5条、第5条の2及び第7条の改正に伴い、第1号は6割減額について、第2号は4割減額について、それぞれ減額する額を改めるものであります。

続いて、本条例の附則の説明をいたします。

附則第1項は施行期日を定めたものでありまして、施行日を平成18年4月1日としたものであります。

附則第2項は、経過措置として改正後の条例の適用区分を定めたものであります。

以上で、議案第25号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第26号、議案第27号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 林 久男 登壇）

社会福祉課長（林 久男） 議案第26号、議案第27号、議案第41号から議案第44号までの6議案について、補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第26号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

横根岡児童遊園は、遊具等は地元で既に撤去されており、敷地も狭く、児童遊園の用に適さなく、地元の同意を得て廃止するものであります。

次に、議案第27号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本事業につきましては、千葉県の子重度心身障害者（児）医療費給付改善事業の補助対象事業となっております。このほど県が当該事業の受給権者について国民健康保険の住所地特例を適用することとする通知がありましたので、本市の条例におきましても受給権者について

改正の必要が生じたので、一部改正を行うものであります。

改正の内容は、受給権者を定めた第3条の改正で、医療費の助成を受けることのできる重度心身障害者は、次に掲げる者としております。

第1号で、住民基本台帳に登録された者とし、括弧書きで、国民健康保険法第116条の2の規定、いわゆる住所地特例により、他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となっている者を除くとしております。

反対に、第2号において、本市以外に住所を有するが本市の国民健康保険の被保険者となっている者は対象とすると規定しております。

飛びまして、議案第41号から議案第44号までの指定管理者の指定について、補足説明を申し上げます。

議案第41号 あさひ健康福祉センターの指定管理者の指定については、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わずに、従来の管理委託者を指定管理者の候補として、市民の代表及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行い、審議の結果、財団法人旭市福祉協会が管理業務に適当な候補者として選定されたことにより、同協会をあさひ健康福祉センターの指定管理者として指定するものであります。

次に、議案第42号 海上ふれあいサポートセンターの指定管理者の指定について、議案第43号 飯岡福祉センターの指定管理者の指定については、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わずに、従来の管理委託者を指定管理者の候補として、市民の代表及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行い、審議の結果、社会福祉法人旭市社会福祉協議会が管理業務に適当な候補者として選定されたことにより、同協議会を海上ふれあいサポートセンター、飯岡福祉センターの指定管理者として指定するものであります。

議案第44号 旭市福祉作業所の指定管理者の指定については、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わずに、従来の管理委託者を指定管理者の候補として、市民の代表及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行い、審議の結果、旭市手をつなぐ育成会が管理業務に適当な候補者として選定されたことにより、同育成会を旭市福祉作業所の指定管理者として指定するものであります。

以上で終わります。

議長（鈴木正道） 社会福祉課長の説明は終わりました。

議案第28号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

財政課長（高埜英俊） 議案第28号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をいたします。

今回は、公営住宅法施行令の一部改正に伴うものであります。施行令の改正は、公募の例外の拡大、公営住宅の同居親族の要件を緩和できる範囲の拡大、収入超過者の家賃の合理化等を行うものであります。

本条例の改正は、第5条に規定する公募の例外に、入居者等の世帯構成及び心身の状況による移動を加えるものです。そして、現在は同条第5号から第8号までに施行令第5条に規定されております要件がそのまま列記されておりますけれども、今後の改正も考慮いたしまして、この際、施行令第5条全体を引用する規定に改めるものであります。

附則は、条例の施行日を交付の日とするものです。

なお、施行令の他の改正部分については、条例に係る部分はありませんので、条例改正は必要ございません。

以上で、議案第28号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第29号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 山崎健次 登壇）

下水道課長（山崎健次） 議案第29号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

旭市下水道条例第10条第1項に記載されております、引用する下水道法第12条の10第1項を法第12条の11第1項に改めるものでございます。

平成17年11月1日から施行されております下水道法の主な改正点でございますけれども、

下水道法第2条の2第2項第5号の、高度処理の推進のための流域別下水道整備総合計画制度の見直し、下水道法第2条第4号口に、雨水流域下水道制度の創設、下水道法第12条の9に、事故時の措置の創設であります。また、下水道法施行令第5条の4の排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準の見直し、平成18年4月1日から施行されます。

以上の4点が下水道法関係の改正でございますけれども、今回の条例改正では、今申し上

げました 3 番目の下水道法第12条の10、除外施設の設置等でございますけれども、これが第12条の11に繰り下がったために、条例も改めるものでございます。

なお、内容につきましては、従前と変わっておりません。

次に、消費税の関係でございます。

先ほどの下水道法改正に伴います条例改正に併せまして、下水道使用料について消費税及び地方消費税を総額表示とする条例に改めるものでございます。

条例第16条は、使用料の算定方法につきまして規定したもので、消費税相当額を外税方式としていたものを内税方式の総額表示に改めるものでございます。このことによりまして、不要な条文を削り、別表も消費税額を含んだ総額表示としたものに改めるものでございまして、料金に変更が生じることはありません。

なお、下水道使用者等に対しましては、市のホームページ、チラシ、パンフレット等によりまして、既に総額表示として対応しておりますので、消費税法に抵触はしておりません。

以上で、議案第29号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第31号、議案第32号、議案第33号について、病院事務部長、登壇してください。

（病院事務部長 今井和夫 登壇）

病院事務部長（今井和夫） 初めに、議案第31号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

設置条例の第7条は議会の議決を要する案件を規定しておりますが、このうち市の義務、すなわち病院の義務に属する損害賠償額については、地方公営企業法第40条第2項の定めるところに従い、これを除外するよう改正するものでございます。

普通会計におきましては、地方自治法第96条第1項第13号に、損害賠償額を定めることは議会の議決を要すると規定されておりますが、一方、地方公営企業におきましては、管理者の自主性を尊重する必要があるという考え方から、この除外規定が設けられているところでございます。

なお、第6条の改正につきましては、地方自治法の該当条項の改正に伴い、適用条項を訂正するものでございます。

次に、議案第32号 旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

病院事業におきましても国の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づきまして所要の改正を行うところでございますが、医師並びに歯科医師につきましては官民の格差がなおあり、この格差を是正するため、調整手当を地域手当と改め支給するものでございます。

その他の給料表の改正、勤務実績の給与への反映等につきましては、給与規程におきまして、国の人事院勧告等に準じまして所要の改正を行う予定でございます。

また、第21条の改正は、法律名を訂正するものでございます。

次に、議案第33号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

過去最大の3.16%の引き下げとなります今回の診療報酬改正に伴いまして、医療機関においては大幅な減収が見込まれているところでございますが、このような状況の中で大病院志向に歯止めをかけることを目的に、200床以上の病院に対し、他の医療機関からの紹介状を持たずに受診する外来患者からは初診時に特定療養費を徴収するよう、国から要請されております。また、他の医療機関の料金設定状況等を勘案いたしまして、当料金を改正しようとするものでございます。

介護老人保健施設シルバーケアセンターの使用料につきましては、昨年10月に介護保険制度が改正されて以来、自己負担となりました居住費や食費等を厚生労働省基準費用額により算定しておりましたが、施設の収支状況及び厚生労働省の指針等を勘案し、利用料を独自に設定するものでございます。

また、産科関係の料金につきましては、本年4月より乳房外来の新設を予定しており、これに伴いまして各料金を設定するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 病院事務部長の補足説明は終わりました。

議案第40号について、環境課長、登壇してください。

（環境課長 堀川茂博 登壇）

環境課長（堀川茂博） 議案第40号 東総衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、補足説明を申し上げます。

本案は、平成18年3月27日から、匝瑳郡光町及び山武郡横芝町が廃止され、山武郡横芝光町が設置されることに伴い、現在当組合で共同処理している事務について光町の区域を引き続き当組合が共同処理することから、組合を組織する地方公共団体の変更及び組合の共同処理する区域に関する規定を新たに定めるものです。

そのほかの主な規約の改正内容は、組合の共同処理する事務について、具体的な表現に改めること及び関係市町村の賦課金の負担割合に関する規定の改正並びに今回の規約変更の際し、内容が重複する補欠議員の任期の規定を削除するものです。

以上、議案第40号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 環境課長の補足説明は終わりました。

議案第45号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 米本壽一 登壇）

建設課長（米本壽一） 議案第45号 市道路線の認定について、補足説明を申し上げます。

認定路線調書をご覧ください。認定路線は1路線です。総延長は927.1メートルです。

次のページに、その位置を示す図があります。飯岡バイパス西側の道路で、千葉県が銚子旭線のバイパス整備のために用地を確保した道路です。平成18年度に旭市が国の道整備交付金事業の採択を受けるために市道路線として認定するものであります。

以上で、議案第45号 市道路線の認定についての補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 建設課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

議長（鈴木正道） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は3月2日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時46分

## 平成18年旭市議会第1回定例会会議録

### 議事日程（第2号）

平成18年3月2日（木曜日）午前10時開議

第1 議案質疑

第2 常任委員会議案付託

第3 常任委員会陳情付託

### 本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

日程第2 常任委員会議案付託

日程第3 常任委員会陳情付託

### 出席議員（26名）

1番	伊藤 保	2番	島田 和雄
3番	平野 忠作	4番	伊藤 房代
5番	林 七巳	6番	向後 悦世
7番	景山 岩三郎	8番	滑川 公英
9番	嶋田 哲純	10番	柴田 徹也
11番	木内 欽市	12番	佐久間 茂樹
13番	日下 昭治	14番	平野 浩
15番	林 俊介	16番	明智 忠直
17番	林 一雄	18番	高木 武雄
19番	嶋田 茂樹	20番	向後 和夫
21番	高橋 利彦	22番	林 正一郎
23番	鈴木 正道	24番	神子 功
25番	伊藤 鐵	26番	林 一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	伊藤忠良	助役	重田雅行
教育長	米本弥榮子	病院事業者 管理	村上信乃
病院事務部長	今井和夫	総務課長	増田雅男
新市行政 推進室長	加瀬博夫	秘書広報課長	平野哲也
企画課長	加瀬正彦	財政課長	高埜英俊
税務課長	江ヶ崎純敏	市民課長	小長谷博
環境課長	堀川茂博	保険年金課長	増田富雄
健康管理課長	浪川敏夫	社会福祉課長	林久男
高齢者 福祉課長	横山秀喜	商工観光課長	小田雄治
農水産課長	堀江隆夫	建設課長	米本壽一
都市整備課長	島田和幸	下水道課長	山崎健次
会計課長	遠藤純夫	消防長	佐藤眞一
水道課長	宮本英一	庶務課長	在田豊
学校教育課長	多田清司	生涯学習課長	神原房雄
監査委員 事務局長	花香寛源	農業委員会 事務局長	野口徳和
飯岡荘支配人	野口國男	病院経理課長	鍋木友孝

事務局職員出席者

事務局長	来栖昭一	事務局次長	堀江通洋
主査	穴澤昭和	主任主事	石毛勝子
主任主事	飯田裕紀子	主任主事	飯笹浩一

開議 午前10時 0分

議長（鈴木正道） おはようございます。ただいまの出席議員は26名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 議案質疑

議長（鈴木正道） 日程第1、議案の質疑を行います。議案第1号から議案第45号までの45議案を順次議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林一雄議員。

17番（林 一雄） 議案第1号 平成18年度旭市一般会計につきまして、歳出の部で何点が質問させていただきます。

69ページになりますけれども、コミュニティバスの18備品購入費、車両購入費なんですけれども、試行運転で行われましたバスが今度、本運行ということでバスを購入するというところでございますけれども、試行運転で使いましたバスのような形なのか、どのような車種なのか、また何人乗りの車なのか、それをお聞きいたします。

100ページになります。5番の長寿祝金支給事業ですけれども、8報償費の金額なんですけれども、年代別に金額は幾らなのか、また年代別の支給者数についてお伺いをしたいと思います。

129ページ、上段になります。13委託料、がん検診委託料ですけれども、何名くらいのお受診者を見込んだのか、地区別に分かればお伺いをしたいと思います。

次に144ページになります。一番下の15工事請負費、焼却施設改修工事、それと旭市グリーンパークの改修工事ですけれども、この内容について詳しくお伺いをしたいと思います。

207ページの下段になりますけれども、あさひ健康パーク整備事業、15工事請負費ですけれども、この解体工事の7,350万円、その内容についてお伺いをいたします。

216ページ、消防関係ですけれども、3消防車両整備事業、18備品購入費、車両購入費ですけれども、この車両の内容とどこに配備するのか、お伺いをいたします。

219ページ、5消防施設整備事業ですけれども、15工事請負費、防火水槽設置工事ですけれども、これは旭駅前ということで説明がありましたけれども、駅前のどこの場所なのか、そのことについてと、それと水槽の大きさですけれども、面積が分かればお伺いをいたします。

それと最後になりますけれども、220ページ、7消防車両整備事業ですけれども、旭方面隊にタンク車を購入するということでありましたけれども、この内容についてお伺いをいたします。

それと、どこに配備をするのか、分かればお伺いをいたします。

それと、小型ポンプ車の配備先、4台ということでありました。海上方面隊と飯岡方面隊ということでありましたので、どこに配備するのか詳しくお伺いをいたします。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 林一雄議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（加瀬正彦） それでは、69ページのコミュニティバスの備品購入費の質問についてお答えいたします。

まず、購入車両でございますけれども、旭地区ルートに導入するためのバスの車両でございます。それと試行調査の結果等を踏まえまして、座席15人程度で立ち乗りを含め25人乗りのバスを想定しております。この購入の車種でございますが、市民、それから関係機関から成るコミュニティバス検討委員会におきまして十分な議論をお願いして、購入していきたいということで考えております。高齢者、それから就学前の児童、また車いす利用の方々の乗降のしやすさ、それから安全性、財政負担の少ないこと、それから他市町の導入状況、市場のシェア等を考慮して決定していきたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（鈴木正道） 社会福祉課長。

社会福祉課長（林 久男） それでは100ページ、長寿祝金事業の報償費について、年代別金額と年代別支給指数についてお答えいたします。

長寿祝金支給事業は、旭市長寿祝金支給条例に基づきまして、毎年9月1日現在において住民基本台帳に記載されている方で満80歳から89歳までの方に5,000円、満90歳以上の方に

1万円、満100歳に到達された方につきまして、その年に限り3万円を支給いたします。平成17年度の支給実績で申しますと、80歳から89歳までの方が3,431人、90歳以上の方が578人、満100歳に到達された方が2人ございました。平成18年度予算額で申し上げますと、平成17年10月末の住民基本台帳を基準にいたしまして算定しました数字ですが、80歳から89歳の方が3,494人、90歳以上の方が583人、満100歳に到達される方が7人ございまして、合計2,351万円を予算計上させていただきました。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 健康管理課長。

健康管理課長（浪川敏夫） 続きまして129ページ、がん検診委託料の受診者の見込数についてお答え申し上げます。

がん検診につきましては、胃がん検診等6種類の検診を予定しているところでございますけれども、旧旭地区で1万2,030人、旧海上地区で4,840人、旧飯岡地区で3,280人、旧干潟地区で2,850人で、合わせますと2万3,000人を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 環境課長。

環境課長（堀川茂博） 続きまして、144ページになりますけれども、焼却施設改修工事と旭グリーンパークの改修工事の内容についてお答えいたします。

現在の焼却施設は、平成4年8月に竣工し耐用年数の15年目に近づき、延命措置を目的として平成16年度に1号炉の改修工事、7,685万円、平成17年度に2号炉の改修工事、9,660万5,000円、3年目の最終工事1億11万8,000円、主にガス冷却室、計器電装設備、電気集じん設備等の改修を平成18年度に行おうとするものです。

次に、旭市グリーンパーク改修工事に対するご質問ですが、埋立地盤の上昇によります堰堤のかさ上げとコンクリート擁壁部分の防水機能の劣化に伴う補修工事1,419万円であります。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） 207ページでございます。あさひ健康パーク整備事業の工事請負費での解体工事の内容につきましてでございますが、パークゴルフ場計画地に隣接しています旧福祉センターと勤労青少年ホームの土地が、パークゴルフ場のエントランス広場として、それからプレーする方々の交流と親睦の場、それからまた大会等を開催しましたときの

セレモニーなどを行うための用地として必要なため解体することといたしました。勤労青少年ホームセンターの別館655平米、それから旧福祉センター延べ床1,420平米の解体でございます。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 消防長。

消防長（佐藤眞一） それでは、消防関係3件のご質疑にお答え申し上げます。

まず、第1点目の216ページの常備消防費中の車両購入費の関係でございますけれども、この内容につきましては、高規格救急自動車1台、水槽付消防ポンプ自動車 B型1台、この内容でございます。配備先につきましては、飯岡分署と予定しております。

次に、非常備消防費中の工事請負費、防火水槽の設置工事の関係でございますけれども、これにつきましては、旭駅の南側に消防団の旭方面隊第1分団第1部がございます。その車庫の前に容量100トン級の耐震性防火水槽を設置する予定でございます。

次に、非常備消防費中の備品購入費、車両購入費の関係でございますけれども、これにつきましては、総事業費については3,640万円でございますが、内訳はタンク車が消防団旭方面隊第1分団第1部に配備します4トン級の水槽付消防ポンプ自動車 A型でございます。それと小型ポンプ自動車4台につきましては、消防団飯岡方面隊2分団1部、3分団3部、3分団4部、これに各1台ずつ、そしてさらに海上方面隊の3分団2部に1台の計5台ございます。

以上でございます。

17番（林 一雄） どうもありがとうございました。終わります。

議長（鈴木正道） 林一雄議員の質疑を終わります。

続いて、明智忠直議員。

16番（明智忠直） 平成18年度一般会計予算の質問を何点かさせていただきます。私は、平成18年度当初予算の概要の主要事業の部分で何点かお聞きしたいと思いますので、よろしくご答弁をいただきたいと思います。

まず最初に、市長の公約でもあります医療と福祉、そしてまた食、交流の郷づくりについてであります。552万円の予算の中で、研究してもらおうというような部分と、ある程度いろいろの部分でのアンケート、そういうようなものが予算化をされていると思いますけれども、市長も昨年の選挙でも最大の公約、大きな政策の柱としての一つであったわけですので、その552万円くらいの予算でやるには、ちょっとスピードが遅いのではないかと、そん

なように考えているわけでありまして、実際に交流というような部分で医療と福祉の問題には、中央病院と旭農の提携あるいは交流、そういった部分を考えておられたようでありますが、知事との話し合いの中でその後の進捗状況をできれば聞かせていただきたいと思います。

また、食の郷ということで、今回、本当に大きな旭市が合併でできたわけでありまして、漁業にしても畜産にしても野菜にしても大生産地であります。そういった部分の中で、その食の郷というような部分で考えれば、道の駅や地場製品のその流通センター、そういったものもそろそろ具体的な計画の段階で、市長のビジョンの中では入っているのかと、そんなように思いますが、ただ外部機関、研究機関にゆだねるだけでなく、市長の本当の思いをできればこの機会にみんなに聞かせていただければと、そんなように思います。

また、漁業と野菜、畜産、そういった部分での地場製品のいろいろな面でのPRにもなるのかと、そんなようなことで早くそういうことを具体化していただければと、そんなように思うところであります。

2番目に、地域振興基金の使い方についてお尋ねをしたいと思います。

合併特例債が認められまして、6億2,100万円、3年間積み立てるようでありましてけれども、特例債の申請が認められてということで、3年間は18億円基金として蓄えられるわけがあります。その後のこの基金の目的、使用につきましては、1回特例債がクリアしたということで、どんな事業にも使えるものかどうか。また、その18億数千万円の使い道は、ある程度、今、予定があるかどうか、その辺もちょっとお聞きしたいと、そんなように思います。

また、その3年間だけの申請が認められたのか、その先の地域振興基金というものはないのかどうか、その辺も分かれば教えていただきたいと思います。

それから、一般質問でもかなり出るようでありましてけれども、旭中央病院のアクセス道につきましては、いろいろなこれまでの経緯の中で何路線か候補を挙げたわけでありまして、今回、1億4,000万円の予算をされて土地買収に入るといようなことをこの間の提案のときになされました。その土地買収に入るといことは路線が決定したのかと、そんなように思いますし、この中央病院のアクセス道が特例債で認められる事業ということも聞いておりますけれども、今後のスケジュール、進捗について、今現在での計画につきましては、何年くらいでその完成をするのか、あるいはまたどのくらいの規模の予算で、特例債以外の部分も出るわけでありまして、その辺も今の段階で分かる状況を、できればその路線、交渉できるものであれば交渉して、交渉するということになればいろいろな問題も絡むと思いますので、その辺はできなければ結構でございますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

4番目に文化の杜の整備事業であります。東総文化会館の西側に文化の杜公園があるわけでありまして、この整備事業にまちづくりの交付金3億5,000万円が充てられるわけでありまして、用地買収やら整備計画があると思いますが、将来この文化の杜公園はどのような公園に造っていくのか、3億5,000万円が今回まちづくり交付金でできたわけでありまして、その先のことは、同じようなまちづくり交付金が継続していただけるものなのか、あるいはどのくらいの規模でどのような公園にするのかという部分ももう一度、我々旧旭市の議員にとっては説明がたびたびあったわけでありまして、今回、1市3町の大勢の議員が誕生したわけでありまして、ひとつもう1回、その文化の杜の整備についてお聞かせいただきたいと思っております。

5番目に、地方交付税の今後の見通しであります。今回は、地方交付税は昨年よりやや伸びた、基本的には合併があったから合併に対する特例法での交付税が措置されたということでありまして、我々も合併協議会を傍聴していた中で、合併した市町に対しては、今までどおりの交付税が10年間約束されるというような特例法があったというような記憶をしているわけでありまして、この問題は国がやることであるので、どうなるのか果たして今後の見通しは分からないわけでありまして、その辺の交付税の今後10年間の推移と言いますか、財政当局はどう見ているのかどうか、今改めてお聞きしたいと、そんなように思います。

6番目に少子化対策予算についてであります。少子化対策、これも一般質問で多くの議員が取り上げているようですけれども、今、日本の国で最大の問題は少子化であります。その少子化は、国、県もいろいろな部分で地方へお金を流しているわけでありまして、我々旭市でも、そのお金を国、県から来ただけのものでなくて、独自の少子化対策事業というものも予算書を見ると、かなりひとり親家族への応援やら出産祝金のアップ、つどいの広場事業等、独自の事業を多く取り組んでいるわけでありまして、いろいろな若い親たちの意見を聞きますと、とにかく一番大事なことは児童手当、それがお金がある程度育てられるようなお金がいただければ、少子化に少しは歯止めがかけられるのではないかと、そんなような親の意見がかなりあるわけございまして、旭独自でほかの予算も切り詰めながら、いろいろな後で問題もまたもう1回質問しますけれども、そういった部分も考えながら、育児手当、児童手当、そういったものに回していけないものだろうか、そんなように思うところであります。

また、つどいの広場事業が今年始まるわけでありまして、具体的な親子つどいの広

場の内容について説明をいただければと、そんなように思います。

以上、6点ほどお尋ねをしてご答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（鈴木正道） 明智忠直議員の質疑に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） それでは、議案質疑でありますから、本来であれば、課長に答弁をお願いするところでありますけれども、医療と福祉あるいは食、交流といった三郷構想についての政策的な質問が出ましたものですから、その辺につきましては、私の方から答弁をさせていただきます。

まず、この三郷構想でありますけれども、私が描いておりますのは、この旭市には、そういった中央病院を中心とした医療、福祉あるいは農産物、水産物等、食材となるものは何でもそろおうというこの地域の特徴を持っておるわけです。そういった特徴を生かしたまちづくりをしたいというのが私の念願でありまして、そういった意味では、しっかりと進み始めておるといふふうに自分としてはとらえております。そして、この政策でありますけれども、まず庁内に企画課を中心とした検討グループを設けてございます。そこに県の方から、県と協働でのまちづくりが進められるように、県から猿田部長を中心として17名ほどのチームを派遣をさせていただいておりまして、県と協働でこのまちづくりの政策を立ち上げ進めようとしておるところでございます。

今年度まずどんなことを実施するのかと言いますと、子育て中の母親たちが気軽に集い相談できる場として、先ほど質問がございましたつどいの広場、これをまずしたい、そのように考えております。かつては、家族制度の中で若い母親たちが子育てをするそのフォローというのは、家庭の中でしっかりとできた。それが、現在の核家族の中にあっては、なかなか思うようにいかないということで、先日も要保護児童の対策の協議会を立ち上げたところでございますけれども、本当に何でこんなことが大人になって解決ができないんだと思うような、いわゆる児童虐待にあらわれるような形等もございまして、そういった意味で対策協議会を立ち上げたわけでありまして、家族でフォローができなければ、これは地域ぐるみでフォローしなければならないだろうということで、まず旧旭市にあっても第三保育所等で、そういった支援室を設けてきたわけでございますけれども、今度は、それをひとつ農産課あるいは農業委員会、そういった機能を各市町へ分散をして、この前の建物が空きます。そのお借りをしている建物が契約がございまして、平成20年までの契約があるわけでございますけれども、その契約期間中に持ち主の高橋学園さんに、その間で次の借り主を探してい

ただけるようお願いをしてあるんですけれども、その期間、この建物を利用させていただいて、そこで子育てルームを開設をしたい。そういった悩みを持っていると言いますより、子どもさんを持っている親たちが、子どもと一緒にそのルームを利用させていただいて、そこに相談員も派遣をして、いろいろな悩みを相談ができるような形をとりたいということで、このつどいの広場をまず設置をさせていただきます。

それから、今、新しい新市のこれからの歩みの指標となる総合計画を策定しようとしておるわけでありまして、その総合計画の中に中学生の意見を取り入れてみよう、別の意味合いも少し持っておりまして、中学生に自分の生まれ育っているこの旭市をしっかりと見てもらう、見ていただいて、できればこういったことを総合計画に取り組んでいただきたいというような提案をしていただく。子どもたちが、この自分の生まれ育っている旭市をしっかりと見ることによって、この自分の地域に対する愛着というものをそこで生まれてくるだろう、そういった期待を持っておるわけでありまして、その子どもたちがこの地域に愛着を持ってきて、できれば将来、この地域に住んでいただける、そんなまちにしていきたい、そんな願いも込めて、この中学生から提案をいただくというのがまず一つ。

それから、今、干潟地区に大原幽学先生があられるわけでございますけれども、その徳川時代の大原幽学先生が設計をして土地整備を行ったその水田が残っております。現在のところは荒れ放題であったわけでありまして、それを生かさせていただいて、そしてそこに都市部から消費者を招いて、そこで田植えをしていただいたりしながら、当時の大原幽学先生の偉業もしのばせてもらいながら、この旭市のまちづくりの一端として生かしたら、そのように考えておるわけございまして、先日、その荒れていたところの整備を大勢の皆さん方が集まってきて、していただきました。そういったものを通じて、今年度のまちづくりをしていきたい、そのように考えておるわけでありまして、できれば、そういった事業をするときに、民間の皆さん方にどんどん参加をしていただきたい。できれば、農産物あるいは魚等を販売ができるような形もとれるように、民間の人に加わっていただいて、そういったこともしていただけたら、そのように願っておるわけでありまして。

それから、県との協働の研究の中で進めておりますのが、旭中央病院を生かしたまちづくりということでございまして、その一つが中央病院へのアクセス道路であるわけでありまして、ご案内のように、既に中央病院は医療圏人口100万人の基幹病院として大変なにぎわいを見せておるわけでありまして、ただ、残念ながら中央病院では手に負えないくらい患者さんが集まって、そこで働いておる、ちょうどきょうは院長もお見えになっておりま

すけれども、先生方をはじめ大変な苦勞をしてくれておるわけございまして、そういった基幹病院としての役割をきちっと果たせる仕組みづくりというものも、今考えております。その一環がアクセス道路であり、あるいは中央病院のこれからの行き方を周りの病院と提携をすることで、きちっとした基幹病院としての生かせる方法というものも、今検討に入っております。助役を中心として会議を持って、周りの病院とのネットワークを今進めておるところであります。

この病院のネット構想でございますけれども、皆さん方はお聞きだろうと思っておりますけれども、医療改革と統合ヘルスケアネットワーク、IHNと略されているようでございまして、医療法人の誠仁会という会の専務で、また経済学博士である松山幸弘先生、それと薬剤師で病院経営医師の河野圭子先生、この先生方が、その本をちょうどタイミングよく出してくれまして、その本の中で、そのIHNを我が国の中で実施ができる地域というのをこの旭中央病院を中心としたこの地域ということで本を出してくれました。アメリカの医療が、今大変な活況を呈しておるのは、そのIHN方式によるものだということで、この地域で中央病院を中心としてそういったものを立ち上げれば、この地域の医療というのは大変なものになるよという進めをしてくれておるわけでありまして、そういったちょうどいいあंबいでそういったものも後押しをしてくれております。

県の方もこれに着眼をしてくれて、ちょうど亀井理事、国の方から県の方へ派遣をされておる県の担当の方でありますけれども、これを視察に行ってくれて、この間、中央病院の方で報告会を開いてくれました。そんな意味で、こうしたことも大いに旭市のまちづくりには追い風になってくれておりますものですから、きちんとした医療と統合して、そして地域の皆さん方がより安心ができるようなまちづくりをしたい。同時に、このことを生かして、若い者がこの地域に大勢集まってくれるような仕組みづくりをぜひしていきたい、そのように考えております。そんなことで、順調にこの事業も進み始めている、そのようにとらえております。

この8日には、東京都の江戸川区の方へ少し足を運びまして、江戸川区の区長と会って、これからの交流もお願いをしていきたい、そのように思います。そういった交流を主体のしかけというのは、私ども行政の方でしっかりとさせていただいて、あとはいわゆる経済的な取り組みというのは、農協を中心とした民間にぜひそれに加わっていただいております。このように考えております。

あとの細かなことにつきましては、担当の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

議長（鈴木正道） 企画課長。

企画課長（加瀬正彦） それでは、医療、福祉の郷、食交流の郷づくり、この件につきまして若干補足説明いたします。

今、市長が申し上げたとおりでございます、今年度予算522万円組んでおります。この中身につきましては、中学生のまちづくりの提案事業、それから大原幽学先生の幽学の郷交流事業ということでございまして、この事業を既に準備段階で進めておるところでございます。当面、日本一住みよいまちを目指しまして、できるところから着実に進めていくということでございまして、今回この食と交流をメインで取りかかっているということでございます。

これは非常に簡単ですけれども、以上でございます。

続きまして、地域振興基金の今後の取り扱いにつきましてご説明申し上げます。

まず、どんな事業にも使えるのかということでございますが、実際にはソフト事業がメインでございまして、旧市町村がございまして、一体感の醸成に資するもの、こういうものと、例えばイベントの開催であるとか、市町村の新しい文化の創造に関する事業の実施とか、そういうものがございまして。それと、旧市町村単位での地域の振興、これは地域行事の展開ですとか市民団体への助成、コミュニティ事業、自治会活動への助成等がそういうものに当たります。まず、そういう利用が原則にありますよ、ということです。

それから、予定ですけれども、実は3か年で積み立てて18億6,300万円になりますけれども、今は非常に低金利で確実な運用を図る観点から申し上げますと、国債等でも運用が考えられます。短期の果実、これが期待できないことがございます。また、合併特例債に係りまず交付税算入がされる期間につきましては、原資の取り崩しは好ましくないと考えられます。ということで、現時点におきましては、経済情勢をにらみながら市の財政状況等を相談しながら、少しずつ取り崩してそういったものに使っていくのかなというふうに思っております。

それと、3年だけの積み立てなのかということでございましたけれども、これは合併した関係市町村の数、それから人口の増加分、それから合併後の人口、この三つが基礎になりまして算定されます。これで算定した数字が18億6,300万円ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 建設課長。

建設課長（米本壽一） 中央病院アクセス道の計画、見通しについてお答えいたします。

新年度におきましては、旭警察署東脇から中央病院までの約1.2キロメートルについて用地測量、跨線橋の予備設計等を行うとともに、警察署から広域農道までの2.3キロメートルについても、道路の詳細設計や測量業務を実施するわけであります。南北線につきまして先ほどコースの話が出ましたんですけれども、これは県道銚子旭線の交差点部分の用地交渉の結果によりまして、これを確定したいというふうに考えております。

それから、見通しとして何年かという話であったわけであります。これは大事な部分ですけれども、金のかかる部分、大事な部分につきましては5年から10年をめどに整備したいというふうに考えております。

それから、どのくらいの費用かと申しますと、その南北線につきましては20億円台というふうに計画しております。

それと、一方、東西線につきましても、新年度において飯岡バイパスから川島歯科医院北側に向けて、千葉県と協力しながら工事に着手するというところでございます。

また、その川島歯科から中央病院までの残り約900メートルにつきましても、現道拡幅のための用地測量や用地買収、用地買収というのはこのことであります。川島歯科から中央病院までの拡幅のための用地買収を行うというものでございます。

以上です。

議長（鈴木正道） 都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） 206ページ、文化の杜公園の整備計画でございますが、最初に文化の杜公園とはどういうものかについてご説明させていただきます。

人々の価値観が、物の豊かさから心の豊かさを求められる時代に対応した文化行政の一層の充実が求められている中で、千葉県東総文化会館、それから県立東部図書館が建設されまして、周辺地域を東総地区の文化拠点として整備していくことが望まれてきました。このような中、平成10年度におきまして旭市文化ゾーン基本計画を策定しまして、求められている多くの機能を効果的に発揮できるような施設の導入を考えた総合公園を計画しまして、旭市における文化拠点としましてのシンボリックな存在となり得るような整備を目的とした公園でございます。

整備計画でございますが、既設の東総文化会館、それから県立図書館の周辺を併せまして、市の顔となるような総合公園として仁玉川北側の都市計画決定区域約7.6ヘクタールを整備することでありまして、それから国が推進しています防災公園の機能を取り入れまして、耐震性貯水槽や備蓄倉庫などの災害時に対応できる施設を考慮した基本設計の策定を進めてま

いりたいと考えております。

平成18年度につきましては、地権者のご協力をお願いしまして、約2ヘクタールの用地を取得していく予定でございます。それから、まちづくり交付金をいただいて行う事業でございまして、5か年計画でございます。これは15億円を予定しております。

それから、この公園は平成13年3月30日に都市計画決定を受けまして、それから同年7月24日に事業認可を受けまして、事業期間は平成23年3月31日までとなっております。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 財政課長。

財政課長（高埜英俊） 地方交付税の見通しについてお答えいたします。

地方交付税、特に普通交付税でございますけれども、平成15年度までは臨時財政対策債の枠を含めまして、若干ずつではありますけれども伸びてまいりました。平成16年度になって減りまして、これは三位一体改革の一端でございますけれども、平成16年度から18年度まで国全体で5.1兆円減額ということでございます。平成19年度以降については、まだ国から何も示されておられませんので、今の段階でその推計というのはできないわけでございますけれども、現状、国の状況等から判断いたしますと、普通交付税自体は毎年同じくらいずつ圧縮されるんだらうというふうに考えております。平成18年度の地方財政計画においては、全体として対前年度5.9%の減ということになっておりますから、このくらいずつは減っていくのかというふうに考えております。

一方、旭市の場合でございますけれども、補足説明の中でご説明いたしましたように、平成18年度は合併関連のことがございまして、議員ご指摘のように、全体で1.7%増ということで予算編成はいたしましたけれども、実は平成17年度の通年予算といえますのは、1月から6月分は、例えば生活保護であるとか児童扶養手当なんかは県でやっておりまして、平成18年度はその分が当然増えるということになります。

それから、合併関係の補正関係もありますので、これらを含めて平成18年度は1.7%の増というふうになったわけでございますけれども、平成19年度以降はそういうものも合併関係の補正はございますけれども、生活保護等はなくなりますから、いろいろ考えますと今の状況でいたい推移するのではないかというふうに考えております。

一方、増加要因といたしまして、今、平成17年度から18年度も幾つか合併特例債の対象事業は出てまいりました。2年か3年たちますと、この元金の償還が始まってまいります。その償還額の70%は交付税の方にカウントされますから、その分が上積みになります。全体に

減る中と、それからその上積み分を勘案いたしますと、10年間ということが言えるかどうか分かりませんが、しばらくの間は同じくらいで推移するというふうに考えております。

一方、特別交付税でございますけれども、特別交付税の方は、その年の社会状況、それから災害の発生状況で著しく変わります。例えば、平成16年度は地震があったり、それから集中豪雨があったりして、12月交付分の特別交付税ですけれども、3割近くカットされました。今年度も、平成17年度ですけれども、これも大雪とかいろいろありましたものですから、12月交付税はやっぱり3割くらいカットされております。そんな状況でございますので、読めない状況でございますけれども、実は特別交付税の方がその合併関連の上乗せ分というのが結構ございまして、平成17年度はその合併関係で包括措置とか移行経費とかいろいろありまして、5億3,000万円以上、平年度よりも多いのではないかとこのように私も考えております。それがだんだん減ってまいりまして、平成20年度にはなくなるだろうと考えておりますから、平成17年度がピークだろうというふうに考えております。ですから、地方交付税全体で見ますと、若干低下傾向になっていくのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（鈴木正道） 社会福祉課長。

社会福祉課長（林 久男） 少子化対策予算について、児童手当の増額を市独自で行う考えはないか、つどいの広場の内容ということでお答えいたします。

児童手当でございますけれども、平成18年度予算では、児童手当の制度が小学校4年生、5年生、6年生まで引き上げられるという、まだ案でございますけれども、平成18年度予算の中ではその改正案に基づきまして、小学校就学前までの児童数6,481人を見込みまして、現行どおりの支給、第1子、第2子5,000円、第3子1万円ということで4億1,600万5,000円を計上しております。

手当の増額ということにつきましては、国の補助が今までの3分の2から3分の1に下がりがりまして、県市の費用負担が6分の1から3分の1に上がるため、この厳しい財政状況でございますので、また増大する、議員がおっしゃいましたような福祉のいろいろな事業等の福祉サービスの要望等がございますので、そういうことを勘案いたしまして、慎重に考えていきたいと思っております。

それから、つどいの広場の開設内容でございますけれども、週5日を予定しております。内容につきましては、子育てに悩む母親の相談業務等、月に2回程度、保健師、栄養士などの専門職の方が、母親の質問や疑問に思うことについて話をすることや、週に2回程度ボラ

ンティアの方をお願いいたしまして、読み聞かせ、紙芝居、手遊び等を実施したいと考えております。事業費といたしましては351万8,000円を計上しております。主な支出といたしましては、臨時保育士の2名、保育用の備品を計上しております。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 明智忠直議員。

16番（明智忠直） 2点ほど再質問させていただきます。

一つは、市長がちょっと答弁漏れがあったようでありますけれども、旭農と中央病院の福祉課、看護課の知事との折衝の中で、今どのような進捗になっているのかどうかということ再度お聞きしたいと、そのように思います。

これが、医療と福祉の交流につながるというような部分で、市長も最初は期待をしていたわけありますので、その辺をちょっとお聞きできればと思います。

それから、少子化の問題でありますけれども、手当が引き上げられるということがちょっと今のところ難しいということであれば、限られた予算でありますけれども、例えば全国的に今、割引券とかいろいろな部分で自治体が行っているようなことは考えていないのかどうかというようなことをもう1回お聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（鈴木正道） 明智忠直議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） 農高の件でありますけれども、私もここへ新しい課を新設をしてもらって、そしてそこで医療、福祉に携わる皆さん方を養成をする。できれば、養成をした皆さん方が、この旭市で働いていけるような場も設ける。そのことが一番旭市の活性化につながっていくだろう、そのように考えて一番期待をしておるところでございますけれども、残念ながらまだ今のところは県の方から色よい返事をちょうだいしてございません。ほかの面では、アクセス道路に交付金制度を新しく取り入れてくれたり、非常に助かっているんですけども、もう一つ肝心なところの返事がいただけませんので、これからは助役ともども大いに県の方に働きかけをしていきたい、そのように思っております。

それから、少子化の中での市で対応できる新しい制度等については、これからは鋭意検討させていただいて、でき得る限り頑張らせていただきたいと思いますけれども、同時に、ただ単純に市の方でいろいろな制度をつくって補助をするというだけではなしに、少し若い皆さん方にも我慢するところはしっかり我慢して、これからはいわゆる少子化というのは、一番

大きな問題を抱えていくのは、若い皆さん方の世代だろうと思いますので、そういった自分たちの将来のことも考えながら、若い皆さん方にも対応をお願いをしていきたい、働きかけをしていきたい、そのように考えております。

以上です。

議長（鈴木正道） 明智忠直議員の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

島田和雄議員。

2番（島田和雄） それでは、議案第1号について5項目ほど質問をしたいと思います。

まず、第1点でありますけれども、この予算書の中で合併特例債による事業がどれであるかを教えていただきたいと思います。

2番目としまして、合併に伴いまして、合併特例債以外にも国と県から財政支援が4項目ほどあったと思います。これが、3年から5年にわたりまして27億円ほどあったと思いますけれども、それらの予算がついているのかいないのか、ついているとすればどこにその予算がついているかをお知らせ願いたいと思います。

続きまして、歳入の繰入金でありますけれども、この予算書でなくて概要の方が通年ベースの予算書が出ておりますが、通年ベースで前年度と比較しまして4億円余り不足しているということで、目減りが一番大きいと思いますけれども、この繰入金というのは、よく見ますと主なものは基金からの繰入金ということになっているわけでありまして、この基金の残高というものをお知らせしていただきたいと思います。

4番目としまして、予算書の13ページであります。市税の徴収率の問題で、この固定資産税の徴収率が93%で、個人、法人から集めた市税96.6%に比較しまして低いわけでありまして、同じ個人あるいは法人からこの税を徴収すると思われましてけれども、なぜ徴収率が低いのかをお答え願いたいと思います。

続きまして、5番目ですが、294ページの給与の明細書がありますが、この中の2番、一般職、1の総括の中で、職員数がマイナス7人というふうに示されているわけですが、本年度のこの退職者数、また新規の採用者数を教えていただきたいと思います。

以上、5点について質問いたします。

議長（鈴木正道） 島田和雄議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（高埜英俊） 財政関係についてお答えいたします。

まず、合併特例債を予定している事業でございますけれども、予算書の68ページでございます。2款総務費、2項10目地域振興費、説明欄の3番にコミュニティバス等運行事業というのがございまして、その18節車両購入費1,712万円がございまして、そこに1,620万円がございまして、

それから、5番の基金積立金6億2,100万円に5億8,990万円がございまして、これを合計いたしました6億610万円というのが、本年度財源内訳欄の地方債というところがございます。真ん中辺でございますけれども、そこに6億610万円というふうに記載してございます。

それから198ページでございます。8款土木費、2項3目道路新設改良費の説明欄4番の旭中央病院アクセス道整備事業、これが1億3,972万5,000円、この中に本年度財源内訳欄の地方債8,790万円のうちに5,350万円が入っております。この地方債については、ほかの事業の起債もありますから、そのうちの5,350万円ということでございます。

それから239ページでございます。一番下になります。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、説明欄5番の海上中学校建設事業でございますが12億607万4,000円、この中に237ページになりますけれども、本年度財源内訳欄の地方債というのがありまして、それが7億2,430万円、これがそうでございます。この事業は補助金が入っておりますから、ちょっとその充当率とぴったりその数字が合いませんけれども、そういう状況でございます。

それで、合併特例債の総額といたしましては13億8,390万円を予定しております。

次に、合併特例債以外の合併に伴う国、県からの財政支援でございますが、総額で27億円というお話がございましたけれども、平成18年度分についてお答えいたします。

国の分でございますけれども、合併市町村補助金、それから特別交付税の合併包括措置分というのがございます。それから、県の方はふさのくに合併支援交付金というのがございます。まず、国の合併市町村補助金でございますけれども、2月9日に通知がまいりまして、経過措置団体、去年の3月いっぱいまでには合併をしませんで7月に合併ということになり

まして、これは経過措置団体ということで、本市もこれに該当するわけでございますけれども、それもこの補助金の対象となることがはっきりいたしました。これから補助対象事業等をいろいろ勘案いたしまして、申請して協議するというところでございますので、当初予算には未計上でございます。

それから、予算書の18ページになりますけれども、先ほど明智議員のご質問で地方交付税についてお答えいたしました、そこでございます。

9款地方交付税、2項1目地方交付税の中の説明欄2番の特別交付税、この中に合併包括措置分といたしまして2億3,400万円ほどを見込んでおります。この合併包括措置分でございますが、平成17年度は3億9,000万円ばかり入る見込みになっておりまして、それから平成18年度が2億3,400万円、平成19年度が1億5,600万円ということで、平成20年度からはなくなるというものでございます。

それから、予算書の27ページでございます。14款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金の説明欄1のふさのくに合併支援交付金でございますが、これは、新市建設計画に位置付けられた事業のうちで、建設等に資する必要な事業ということで、知事が承認した事業が対象となります。これもこれから申請ということになります。県との協議が必要ですので、どの事業に充当できるか、今の段階でははっきり申し上げられませんので、歳入のみの計上でございます。

続きまして、繰入金の減に伴う基金の残高についてお答えいたします。一般会計分の基金につきましては、財政調整基金ほか8基金でございます。個々に申し上げますと、ちょっと細かくなって恐縮なんですけれども、財政調整基金でございますけれども、平成17年度末で12億8,372万9,000円でございます。平成18年度中に利子分の1,000円を積み立て、それから7億9,000万円、これは予算でお示ししてありますが、取り崩しということになります。年度末には4億9,373万円ということになるわけでございますけれども、平成17年度の決算剰余金、この2分の1を積み立てるという法律の規定がございますので、今のところ約5億円程度積み立てるという予定をしておりますので、その分が上乘せになります。ですから、9億9,000万円余りになるということでございます。

次に、減債基金でございますけれども、平成17年度末の見込額が1億9,393万9,000円でございます。平成18年度中に利子分1,000円を積み立てまして1,010万7,000円を取り崩しまして、年度末には1億8,383万3,000円というふうに見込んでおります。

それから、地域福祉基金でございますが、平成17年度末の見込みは3,145万7,000円で、平

成18年度中に利子分1,000円を積み立てて3,000万円を取り崩し、年度末には145万8,000円を見込んでおります。

それから、育英基金でございますが、平成18年度中の増減はございませんので、平成17年度末の見込額と同額の8,437万7,000円を見込んでいます。

それから、奨学基金ですが、平成17年度に利子分の1,000円を積み立てまして、年度末の残高は6,790万円を見込んでおります。

次に、文化振興基金でございますけれども、平成18年度中に利子分の1,000円を積み立てまして1,339万7,000円を取り崩します。これは、予算書の250ページの説明欄2番、文化振興事業というのがございます。ここに充当いたします。年度末の残高は5,944万1,000円を見込んでおります。

それから、土地開発基金でございますけれども、平成18年度中に利子分の1,000円を積み立てるだけでございまして、年度末は6億6,240万1,000円を見込んでおります。

それから、学校建設基金でございますが、平成18年度中に利子分1,000円を積み立てまして1億8,000万円を取り崩しまして、これは、やはり予算書の239ページということで、先ほどの説明欄5番の海上中学校建設事業に充当いたします。年度末の残高が38万2,000円を見込んでおります。

それから、地域振興基金は平成18年度中に6億2,100万円を積み立てまして、年度末には12億4,200万円を見込んでおります。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 税務課長。

税務課長（江ヶ崎純敏） それでは、13ページ、市税のうち固定資産税の徴収率が低い理由について申し上げます。

これは固定資産税の場合、市県民税のような所得に比例した課税と違いまして、所得のあるなしにかかわらず課税されるというものでございますので、例えば、無収入の方でも家屋敷を所有されていれば、それなりに課税されますし、事業を営まれている場合には、赤字であっても課税されます。また、予算書に現年課税分調定見込額として載っている金額の中には、所有者の所在が不明である固定資産についての課税額や倒産して破産処理の法的手続が進められているものに対する課税額も含まれております。破産手続中等で税金を払えないのは明らかであるにもかかわらず、地方税法上は固定資産税を課税しなければならないこととされております。

以上のようなことから、固定資産税の徴収率が他の税より低くなっているものでございます。

以上です。

議長（鈴木正道） 総務課長。

総務課長（増田雅男） それでは、私の方から予算書の294ページ、給与費明細書にかかわる件についてお答えいたします。

平成17年度の退職数でございますが25名でございます。それで、平成18年度の採用者数は16人を予定しております。それで、退職者と採用者を差し引きますと、マイナス9人となります。それで、給与費明細書にはマイナス7人となっております。では、この差額2名はといいますと、これは県費負担の県からの職員の派遣を予定しております。

以上です。

議長（鈴木正道） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） 合併協議会に示されました新旭市の10年間の財政の推計というものがありませんけれども、これは、当時の執行部の皆さん、担当者の皆さんが協議をされまして、知恵を出し合って考えられました素晴らしい案だと思います。このとおりに進めば基金も増加すると、道路建設などに使います投資的な予算も合併前に1市3町が行っていたこの投資額の30億円よりも毎年6億円くらい多く投資できるといったような、そういった予算でありました。今年の予算を見ますと、予算総額あるいは地方交付税の額など、おおむね合併協議会に示されたこの推計に近いと思います。ただ、この予算書の中では分からない投資的な予算というものが合併協議会に示されていた数値に沿ったものかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（鈴木正道） 島田和雄議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（高埜英俊） それではお答えいたします。

先ほど来、地方交付税等の議論がございましたけれども、地方交付税は若干減る傾向にはございます。ただ、新しい制度のまちづくり交付金なんかがいろいろ出てきております。工夫次第では、こういう制度を使うことによってかなり有利な事業展開ができるというふうに思っておりますので、財政運営全般を見た限りでは、想定内の範囲で進んでいるというふうに考えております。

以上です。

議長（鈴木正道） 島田和雄議員の質疑は終わります。

続いて、日下昭治議員。

13番（日下昭治） 平成18年度一般会計予算の質疑をさせていただきたいと思います。

まず初めに、市税について伺いたいと思います。調定見込額に対して徴収率等が、個人では96.6%、法人では98.1%、島田和雄議員の中で固定資産税は93%だと、そういう話もございましたけれども、これらを算定するに当たりまして、平成17年度はもちろんまだ決算も出ていませんし分からないわけでございますけれども、平成16年度決算書に基づいて見ますと、旧各市町に相当の差があるというふうに私は思ったわけでございます。その辺の調整は、どのような調整をして、この96.6%や98.1%といったものに調整されたかをまず1点伺いたいと思います。

続きまして、支出の部で何点が通告はしてございましたけれども、今までに説明がございましたものについては省かせていただきたいと思います。141ページ、公害対策費の中に説明欄3、水質汚濁防止対策事業155万円というものがございます。それらについての内容説明を1点。

続きまして、197ページの道路新設改良費の中における説明欄2の道路新設改良事業の中の17公有財産購入費、道路用地購入費として2,091万5,000円ほどございます。これらにつきましては、どこの場所でどのような工事を進められるのかをまず伺いたいと思います。

次に、最後になりますアクセス道路については説明がございましたし、健康パークも説明がございましたので、10款教育費の中で学校管理費の中で独立行政法人日本スポーツ振興センター負担金ということで、何点が小学校、中学校がございます。収入の中では、確かにその辺も出てきておるわけでございますけれども、収入と支出をやると収入について50%、約半分くらいです。そういったものに対して負担をするわけでございますが、それらの負担につきましては、義務的なものがあるのか、あるとするならば、それらに対してどのような政策内容、そういったものが受けられるのか、それらについて伺いたいと思います。

議長（鈴木正道） 日下昭治議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（江ヶ崎純敏） それでは、市税の徴収率はどのように算定したかというご質問についてお答えいたします。

この市税の予算におきます徴収率につきましては、平成17年度予算において予算調整の直前でございます11月末におきまして、一応、平成17年度の決算見込額を推計いたしました。

その決算見込額における予想徴収率を平成18年度も同じような徴収率を確保できるものと見込みまして、平成18年度予算の徴収率としております。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 環境課長。

環境課長（堀川茂博） 水質汚濁防止対策事業の内容についてお答え申し上げます。

この事業は、地下水の水質の汚濁状況について調査を行おうとするものです。内容としては、平成2年に井戸水から発がん性物質であるテトラクロロエチレンが環境基準を超過した地点がありましたので、汚染された土砂を除去した後の残留についている物質の追跡調査、17か所、年2回を行っております。

なお、この追跡調査については県の補助事業となっております。

また、このほかに汚染地域を早期に発見するため、地下水の水質検査、旭市内6か所、年1回を実施しております。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 建設課長。

建設課長（米本壽一） 予算書197ページ、公有財産購入費2,091万5,000円の内訳でございます。

旭地区で6か所を予定しています。それと、海上地区で2か所を予定しています。

以上です。

議長（鈴木正道） 学校教育課長。

学校教育課長（多田清司） 先ほどの233ページの独立行政法人日本スポーツ振興センター負担金についてご説明申し上げます。

日本スポーツ振興センター負担金は、児童・生徒の災害共済掛金でございます。共済掛金の額は、児童・生徒1人あたり945円でございます。そのうち免責の特約に係る共済掛金は25円で、これは市が負担しております。残りの920円を保護者と市が2分の1ずつ負担するということでございます。保護者負担分は、先ほどご指摘ございましたように、歳入として市の会計に繰り入れてございまして、市が合計金額945円を一括して負担金として支払うことになっております。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） 市税について、ただいま平成17年度11月時点での見込額だと、その辺

の説明がございました。平成16年度の決算書から私の見た範囲ですから、正確なものは若干ずれているかは分かりませんが、各旧1市3町の市町ですね、それらのものが決算においても、調定額に対して予算を編成する上においても相当差があったかと思えます。決算等におきましては、約10%くらい近く徴収差が生じておるのではないかと、予算に対してでなく調定額に対してあったのではないかと思えますし、当然、予算額においても約七、八%の差がある編成をされておったのではないかと思えます。それらにつきまして、見込額につきましては、いわゆる市一本としてこれから進む上において、旧市町のその辺の今までの過去の率を考慮して編成してあるのか、それとも、全くそういうことなくして平成17年11月時点において1本で、例えば市税の個人等におきますと96.6%という形で、すべてに96.6%にしてあるのか。各地区ごとに若干のそういったものを考慮されておるものか、それについて伺いたいと思えます。

議長（鈴木正道） 日下昭治議員の再質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（江ヶ崎純敏） 平成17年度合併後におきましては、旧市町単位での徴収状況というものは出ないようなコンピュータのプログラムになっております。したがって、市全体での状況に基づきまして、徴収見込みを出しております。

以上です。

議長（鈴木正道） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） 分かりました。では、今後、徴収においては差が生じてくることも考えられるわけでございますけれども、当然、その辺は各支所の税務室等に対して徴収等の働きかけをしたいと思います。その辺の考え方としては、どのような考え方を持っておるのか伺っておきたいと思えます。

議長（鈴木正道） 日下昭治議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（江ヶ崎純敏） 旧1市3町の平成16年度決算の状況を見ますと、平成15年度と対比して上がったところも下がっているところもございます。これからの徴収対策でございますけれども、旧旭地域におきましては、平成15年度から差し押さえ等の滞納処分を力を入れて行っておりましたが、ただ旧3町地域におきましては、なかなか滞納処分が行われておりませんでした。したがって、3町地域において平成16年度決算では若干、下がりぎみのところもあったわけでございますので、本年度合併してからは全体といたしまして、滞納者

の方に対しては旧旭市におけるのと同じように滞納処分に力を入れていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 日下昭治議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

（「議長」の声あり）

議長（鈴木正道） 高木武雄議員。

18番（高木武雄） それでは、2点ほどお伺いいたします。

23ページ、国庫支出金、民生費国補助金の中の節区分の中の児童福祉国庫補助金、その中の備考欄に次世代育成支援対策交付金（私立保育所）というようなことで載っております。この3,744万1,000円は、従来、各保育所でいろいろな事業をやるときに市、県を通じて国の方に事業申請をいたしまして、その補助金という形で流れてきたものなのか。そうしますと、国でそういう事業の補助金がつきますと、県の方でもそれに比例してつくと聞いておりましたが、その県の方の補助状況はどうなっているのか、また市の補助状況はどうなっているのか。

それで、それと関連いたしましてその支出でございますけれども、115ページの一番下に書いてあります、私立保育所次世代育成支援対策事業1,395万円、これが今言った予算の使われ方なのか。それと、だいたい想像はつきますけれども、ほかにどういう項目にその予算を使われているのか、この2点をお伺いします。

議長（鈴木正道） 高木武雄議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（林 久男） 23ページの次世代育成支援対策交付金でございますけれども、これは公立は補助金がなくなりまして、私立保育所に対する地域交流だとか、次世代の年の違う方々、高齢者とか児童等の交流のために私立保育所でやった場合に国から出るポイント制になっていまして、1ポイント10万円というような形の交付金というような形になっております。

今の高木議員の方のご質問でございますけれども、これは干潟中央保育所にかかる建設費の国からのものが市に来まして、市から干潟中央保育園さんの方に回すものでございます。県の関係でございますけれども……、ちょっと時間をいただきまして、また後で。

議長（鈴木正道） 高木武雄議員。

18番（高木武雄） それでは分かりました。後日、その回答をいただきたいと思います。その中の干潟中央保育園に大金の補助金をいただきましてありがとうございます。その中国の分と県の分と町の分、これが分かれば後日で結構ですから、お聞かせいただきたいと思います。

社会福祉課長（林 久男） 分かりました。

議長（鈴木正道） 高木武雄議員の質疑を終わります。

そのほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

13番（日下昭治） 議案第2号について1点だけ伺っておきます。

今回、議案第25号において健康保険条例改定が提案されておるわけでございますけれども、当然そこにおいて税率等の改正がございます。そうしますと、当然、平成17年度と比較しますと調定見込額が当然出てくるわけでございますけれども、それで徴収率によって賦課されるわけでございますけれども、予算を最終的に見ておるものについて、その辺を勘案した際には増えるのか減るのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

議長（鈴木正道） 日下昭治議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（江ヶ崎純敏） 国民健康保険税の調定見込額について、現行税率での調定額と改正後の調定額との差額というご質問でございますけれども、ちょっと平成18年度予算のベースでは試算をしてございません。ただ、合併協議の最中ございました平成16年9月に、そのときの平成16年課税データを基にして、現行の税率での調定額と改正後の税率での調定額というものを試算させた数値はございます。共通したデータで試算いたしませんと差が出まないので、差ということで申し上げますれば、その数値になりますが、それでよろしいでしょうか。

13番（日下昭治） はい。

税務課長（江ヶ崎純敏） それでは、平成16年課税データを基にした試算の数値を申し上げます。

一般被保険者分の医療分の調定額でございますけれども、現行税率、いわゆる本年度の課税の税率では、調定額は一般医療分で25億8,814万6,000円、改正条例の税率で試算いたしますと、これが25億4,989万円となりまして、差し引きでは3,825万6,000円の減となります。介護納付金分の調定額でございますけれども、現行税率では2億4,405万4,000円、改正後の税率では2億9,530万1,000円となりまして、差し引きでは5,124万7,000円の増となります。一般医療分と介護納付金分の合計額では、その差は1,299万1,000円の増となっております。以上でございます。

議長（鈴木正道） 日下昭治議員の質疑は終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第5号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第6号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第7号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第8号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第9号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第10号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第11号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第12号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第13号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第15号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第16号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第17号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第18号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第19号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第20号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第21号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第22号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第23号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

明智忠直議員。

16番(明智忠直) 23号について質疑をしたいと思います。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということでありまして、今回、人事院勧告によりまして、市役所の一般職の職員の給与の改定だそうですが、給与表が9級から7級に縮減される。そして、また前回の11月7日にも、やはり一部改正する条例が出ましたけれども、それと比べてみますと、9級の28号に比べて今度の7級の41号を単純に比較して約7万円から8万円くらいの給料表の減額があるわけでありまして、実際にこの改定によりまして、1人あたりの平均の職員の給与の減少はどのくらいになるものかどうか、分かっていたら教えていただきたいと思います。

また、この給与の改定によりまして、旭市の職員の中で、全体ではどのくらいの減額になるのか、その辺も開示していただきたいと、そんなように思います。

それと、この人事院勧告でありますけれども、人事院勧告ということをちょっと辞書で調べました。人事院が国家公務員の労働条件の改善を内閣、国会に勧告するとなっております。国家公務員の労働条件に対しての人事院勧告が、地方公務員にその勧告のたびに波及するのかどうか、その拘束力はどのくらいのものなのか。また、守らなければならないというような部分があるのかどうか、そういう部分もついでにお聞かせをいただきたい。

このことは、職員の報酬、給料の問題でありまして、職員サイドから言えば、かなり厳しいものであろうかと、そんなように思います。民間との比較あるいは物価等、いろいろな部分でこの人事院勧告がなされるわけでありまして、どれだけの大幅だか分かりませんが、給料表で見るとかなりの大幅な減少、減額だと、そんなふうに思いますが、それによって職員の勤労意欲と言いましょうか、仕事に対する情熱、そういうものが損なわれないのかどうか、そういうところまで波及するのではないかと思います。庁内でのそのコンセンサス、それとすべてのコンタクト、どのくらいの庁内での合意ができているものなのか、ちょっとお聞かせいただけたらと、そんなように思いますので、よろしく申し上げます。

議長（鈴木正道） 明智忠直議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（増田雅男） それでは、まず1点目の職員の給与の減少はということでございますが、これは個々には出してございません。ですので、とりあえず給料表で申し上げます。

まず、新給料表の1級でございますが、これは減額率はございません。それから、新2級でございますが、これは0.5%、それから3級でございますが、マイナスの5.4%、それから4級が5.7%、それから5級が5.9%、それから6級が6%、それから7級が6.2%、給料表全体では4.5%となります。なお、国の方は全体で4.8%と、こういうようになっております。

それから、2点目の人事院の拘束力の関係でございますが、人事院勧告の拘束力については、人事院勧告後の総務省事務次官通知により、地方公共団体においても国に準じて改定するよう要請がされておりますが、強い拘束力があるものではございません。しかしながら、本市のように人事委員会を持たない市町村では、民間賃金の調査や給料表の作成など困難であり、国、県の勧告と同様に実施せざるを得ない状況でございます。また、従来からもこのように準じて実施してきたところであります。

それから、3点目の職員の士気の問題でございますが、私も士気の低下については懸念しているところでございます。今回の人事院勧告は、先ほど申し上げましたが、若年層職員の給料表の引き下げは行われておらず、高齢層の職員に影響があるものでございます。また、今までのように年功的な昇給制度をなくしていこうとするものでございます。個人の勤務実績を反映できる昇給制度を進めていこうとするものでありますので、勤務実績の良好な職員については4号級の昇給、そうでない者は半分の2号級というようなことができる給料表の設定になっておりますので、必ずしも士気の低下に結びつくものではないと考えているところであります。

なお、この改定につきましては、職員組合とは交渉し同意を得ているところであります。

以上です。

議長（鈴木正道） 明智忠直議員。

16番（明智忠直） だいたいのことは分かりましたけれども、11月7日に新市になって、同じくやはり給料表の一部改正があったわけでありまして。それから、また今度の3月議会で勧告に準じてやるということで、そんなに短期間で給料表の改定をした方がいいのか悪いのか、国の勧告に準じなければならないという部分であるわけであれば、半年くらいの中でやらず、もう少し様子を見てからというような部分も考えてもよかったのではなからうかと思

いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（鈴木正道） 明智忠直議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（増田雅男） 議員のおっしゃっていることはよく分かります。これは、11月にやりましたのは、一応、これは通年の人勧の関係です。今度これから4月にやりますのは、いわゆるこれは国がやっております構造改革の中の一環として、いわゆる日本全体、全国の公務員の給料を引き下げると、このようなことでやるわけでございます。

確かに、先ほど申し上げましたけれども、私個人的にも思いますけれども、いわゆるこのような社会の状況でございますので、いたし方ないのかと、このように思っております。

以上です。

議長（鈴木正道） 明智忠直議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第23号の質疑を終わります。

議案に対する質疑は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 0分

再開 午後 1時 0分

議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第24号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第25号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第26号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第27号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第28号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第29号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第30号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第31号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第32号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第33号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第34号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第35号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第36号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第37号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第38号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第39号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

議案第40号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第41号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第42号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第43号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第44号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第45号について質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

以上で議案の質疑を終わります。

## 日程第2 常任委員会議案付託

議長（鈴木正道） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第10号中の所管事項、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第21号、議案第22号、

議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第28号、議案第30号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号の21議案であります。

続きまして、文教福祉常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第10号中の所管事項、議案第11号、議案第26号、議案第27号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号の13議案であります。

続きまして、建設経済常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第5号、議案第6号、議案第10号中の所管事項、議案第12号、議案第20号、議案第29号、議案第45号の8議案であります。

続きまして、公営企業常任委員会は、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第13号、議案第31号、議案第32号、議案第33号の7議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、3月16日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

### 日程第3 常任委員会陳情付託

議長（鈴木正道） 日程第3、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第1号、陳情第2号、陳情第3号、陳情第4号、陳情第5号、陳情第6号の6件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 配布漏れないものと認めます。

これより陳情を付託いたします。

総務常任委員会に陳情第1号の1件を付託いたします。

続きまして、文教福祉常任委員会に陳情第2号、陳情第3号、陳情第4号、陳情第5号、陳情第6号の5件を付託いたします。

付託いたしました陳情は、3月16日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

議長（鈴木正道） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたします。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は6日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時 8分

平成18年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第3号）

平成18年3月6日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（26名）

1番	伊藤 保	2番	島田 和雄
3番	平野 忠作	4番	伊藤 房代
5番	林 七巳	6番	向後 悦世
7番	景山 岩三郎	8番	滑川 公英
9番	嶋田 哲純	10番	柴田 徹也
11番	木内 欽市	12番	佐久間 茂樹
13番	日下 昭治	14番	平野 浩
15番	林 俊介	16番	明智 忠直
17番	林 一雄	18番	高木 武雄
19番	嶋田 茂樹	20番	向後 和夫
21番	高橋 利彦	22番	林 正一郎
23番	鈴木 正道	24番	神子 功
25番	伊藤 鐵	26番	林 一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 伊藤 忠良 助 役 重田 雅行

教 育 長	米 本 弥榮子	病院事務部長	今 井 和 夫
總 務 課 長	増 田 雅 男	新 市 行 政 推 進 室 長	加 瀬 博 夫
秘書広報課長	平 野 哲 也	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	高 埜 英 俊	税 務 課 長	江ヶ崎 純 敏
市 民 課 長	小長谷 博	環 境 課 長	堀 川 茂 博
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	浪 川 敏 夫
社会福祉課長	林 久 男	高 齡 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	小 田 雄 治	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都 市 整 備 課 長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	山 崎 健 次	飯 岡 支 所 長	佐久間 俊 雄
会 計 課 長	遠 藤 純 夫	消 防 長	佐 藤 眞 一
水 道 課 長	宮 本 英 一	庶 務 課 長	在 田 豊
学校教育課長	多 田 清 司	生涯学習課長	神 原 房 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	花 香 寛 源	農 業 委 員 会 事 務 局 長	野 口 德 和
飯岡荘支配人	野 口 國 男	病院經理課長	鎗 木 友 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長	来 栖 昭 一	事務局次長	堀 江 通 洋
主 査	穴 澤 昭 和	主任主事	石 毛 勝 子
主任主事	飯 田 裕 紀 子	主任主事	飯 笹 浩 一

開議 午前10時 0分

議長（鈴木正道） おはようございます。

ただいまの出席議員は26名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 一般質問

議長（鈴木正道） 日程第1、一般質問を行います。

景山岩三郎

議長（鈴木正道） 通告順により、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（7番 景山岩三郎 登壇）

7番（景山岩三郎） おはようございます。

私は、3月定例市議会において質問の機会をいただいたことに感謝申し上げます。

新生旭市は、合併により日本一住みやすいまちづくりを目指していますが、本予算審議はそれらの基礎となるものと思っています。

しかしながら、本予算を見ますと、歳入歳出とも大変厳しい内容となっています。その中で、特に学校の耐震化を最優先に予算を組んでいるとのことですが、住民の行政に対する要望は多種多様であり、予算編成には大変苦慮されたものと推察いたします。

また、市長が常々言われています旭市の魅力である医療、福祉施設は日本一の充実度であり、農業面においても食料の種類や生産額では県内一を誇っております。そして、それらを通して地元の方と首都圏との皆さんとの交流が図られ、そんな旭市にしたいと熱い思いを申されています。

旭市は、自然があり山もあれば海もあり、気候も穏やかで全国的に見ても住みやすいところです。また、商業圏域にしても旭市は発展しており、大型店があり、国道126号線には多

くのロードサイドショップもたくさんあり、近隣からも多くの買い物客でにぎわっています。

私は、今後、力を入れてもらいたいものとして、若者が地元に残れる、また雇用できる企業の誘致をお願いしたい。そして、多くの若者が地元に残り、家族と一緒に住むことにより市全体が活気が出る、そんな旭市にさせていただきたいと思っています。また、強く希望する者の一人でもあります。

工業団地には、まだまだ余裕があり、雇用に結びつくような企業誘致を期待するものがあります。私は、誘致にあたっては、付加価値の高い裾野の広く、かつ先端技術があるようなそんな企業誘致を熱望します。旭市には、資源が十分あります。市長の強力なリーダーシップを期待するものです。

昨今の社会状況を見ますと、我が国の経済は少し明かりが見えてきておりますが、行財政面においては、大変厳しい状況であります。長期債務であります国と地方を合わせた借金は780兆円とも言われており、年々その額は増加しております。それを少しでも減らすことを目標に、財政構造改革に取り組んでいるわけですが、旭市においても徹底的な歳出の見直しを図っていくことが肝要であります。また、そのことを市民によく説明をしていただきたい。その上に立って、足りない部分は市民に理解を求めていただきたい。

旭市においても、近年の社会経済情勢の変化の下で、地方分権の進展や少子・高齢化への対応、財政状況の悪化などにより、行財政の効率化や行政能力の向上への早急な対応が求められています。このような状況を踏まえて、市では行政改革アクションプランを策定し、今後5年間の改革指針を定めていると聞いています。着実な実行を期待いたします。

旭市の一般予算は241億8,000万円で編成されていますが、内容を見ますと、積立金である財政調整基金は7億9,000万円の取り崩し、基金の残高は8億6,000万円ほどとなり、財政運営はますます厳しくなっていると説明がありました。

そこで、私は、大きく分けて学校施設等の耐震診断関係と新市の土地利用関係の2つを質問いたします。

1点目は、市内小・中学校の耐震であります。この耐震は、合併前の旧旭市の議会でも一度一般質問で取り上げていますけれども、再度質問いたします。

記憶にある最近の大地震としては、平成16年10月23日に起きた新潟県中越地震、同年12月26日のインドネシア・スマトラ沖地震、平成17年は4月20日の福岡県西方沖地震、8月16日には宮城県沖地震があり、毎年世界や国内のどこかで大きな地震があり被害も甚大であります。

また、今後30年の間には、関東大地震クラスの地震が首都圏で必ず起こるとの専門家の話があります。災害はいつ起こるか分かりません。そこで、行政の務めとして市民の安全、安心を守ることから、もし起きた場合の想定マニュアルや対応指針を作っておくことが行政の責務であり、重要なことでもあります。

今回、優先して学校、病院の耐震診断を行うことは大変重要なことでもあります。診断内容として、その建物の性能を判定する耐震診断基準とその診断結果による改修指針があると思いますが、この診断基準と改修判断基準についてお聞かせください。

次に、常に耐震診断を実施した小学校、中学校の状況とその診断結果による取り組み状況は、また今後、実施する耐震診断を含めて改修計画の基本的な方針と大規模改修にするのか、改築にするのか、判断基準と金額はどのくらいなのか。

2点目、まちづくりを進めていくための市全体の土地利用計画は、市民の日常生活における経済的、文化的、自然的環境条件の向上の観点から極めて重要であります。合併前の旧3町には、都市計画にかかわる土地利用や都市施設などの計画はなかったと思いますが、このたび銚子連絡道が3月25日に光町まで開通することになり、次は、いよいよ旭方面に向けて整備路線として格上げが期待されるところであります。

そこで、このような状況を踏まえた土地利用等について、現在の取り組み状況をお聞かせください。

なお、都市計画には近隣市町との若干の整合もあることから、海匝、山武、香取地域の状況と県内における市町村マスタープランの策定状況をお聞かせください。

また、農業振興地域との整合が生じると思うが、どのように進めていくのか併せてお尋ねします。

3点目は、旭市の海岸地域の土地利用計画についてであります。私は、海岸地域に住んでいる一人として、海岸をよく歩くことがあります。特に、簡易保養センター前の浜辺はでこぼこで、雨が降ると水たまりがたくさんできています。この地域は、県立九十九里自然公園地域として指定されていますので、市では、県の許可がなければ整備はできないと伺っています。しかしながら、この地域は旭市にとっては重要な観光資源の場所でもあり、財産でもあります。飯岡地先から駒込浜までの海岸地域の市の土地利用計画、整備方針があればお聞かせください。

4点目は、パークゴルフ場の整備であります。

生きがいづくりとしての旭市健康福祉センター東側に、老人から子供までだれでも簡単に

できるパークゴルフ場の整備をすることになっています。この整備に伴う基本的な概略説明を千葉県北部林業事務所と話し合いは既に終わっていると聞きますが、今後の具体的な整備内容として基本計画や実施計画の策定状況と、完成には何年かかるのかを質問して、1回目の質問を終わります。

議長（鈴木正道） 景山岩三郎議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） それでは、景山議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

景山議員のご意見の中で、若者の定着できるまちにしてほしい、そういった要望がございましたけれども、私も全く同意見でございます、若者が定着をして、そして活力あるまちを作っていたかなければ、市民全員が安心して暮らせるという格好にはいかないわけですから、そういったことに今、全力で取り組んでいるところでございます。そういった中で、私の方からは、市全体の土地利用についてお答えをさせていただきたいと思います。

この旭市の土地利用方法というのが、これからの新しいまちづくりにとって非常に重要ですし、同時に、市民が安心して暮らせるような生活基盤を、インフラ整備をしっかりと整えていく上でも、その土地利用計画というのは非常に大事でありますので、これに全力で取り組んでいきたいと思っております。そのまず基本でありますけれども、新市の建設計画の中で、そのイメージを示してございます。こういったものを示してあるわけでありまして、これを基本として、今ちょうど総合計画を策定するために、多くの市民の皆さん方のご意見を伺っております。そういったものしっかりと連携をさせながら、いい形の本当に市民のプラスになるような土地利用を考えていきたい、そのように思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それから、海岸の利用でございますけれども、海岸の土地利用は、新市の建設計画の中でリゾートレクリエーションを軸として位置付けをいたしてございます。そういった方向でまず進めていきたい、そのように考えております。パークゴルフ場等は、あそこで福祉センターと一緒に健康づくりの重要拠点にしたい、そのように考えておりますし、海岸というのは、旭市にとって観光の上でもこの上ない大きな財産でありますから、これをしっかりと生かしていけるように検討していきたいと思っております。

細かい部分に関しましては、担当課の方からお答えをさせていただきます。

議長（鈴木正道） 庶務課長。

庶務課長（在田 豊） それでは、学校施設の耐震診断につきましてお答えを申し上げます。

児童・生徒が1日の大半を過ごし、また災害時の避難場所にもなっております学校施設につきましては、その耐震性能を向上させる耐震化を図ることが重要であります。耐震診断を行っていきます基本的な考え方といたしまして、昭和56年以前の旧基準で建設をされました施設で、建築年数が比較的新しく耐震補強が可能と思われまます校舎と屋内運動場の耐震診断、2次診断を実施していく予定でございます。

平成18年度に2次診断の実施を予定しております学校は、小学校15校のうち中央小学校、共和小学校、豊畑小学校、滝郷小学校、干潟小学校、嚶鳴小学校、飯岡小学校、三川小学校、鶴巻小学校の9校で校舎10棟、屋内運動場2棟を予定しておりますところでございます。

また、中学校につきましては、5校のうちの一中、二中、干潟中の3校で校舎4棟を予定しておりますところでございます。

また、現在までの耐震診断、それから耐力度調査の結果により耐震補強が難しく、対応年数と経済性を考慮いたしまして、改築が必要な施設は、中央小の北校舎、矢指小の校舎、二中の北校舎・連絡通路・屋内運動場、飯岡中の校舎・屋内運動場であると考えておりますところでございます。

さらに、金額ということもございますけれども、耐震診断の結果によりまして1棟あたり何か所の補強が必要になるかで金額は大きく変わってまいりますので、現時点では何とも申し上げられませんが、概算で耐震補強工事ならば1棟数千万円、同規模の改築工事ならば1棟数億円ということになるものと思われまます。いずれにいたしましても、耐震診断結果によりまして、耐震補強工事と改築の二通りの工事を組み合わせながら計画的に耐震化を、そして早期に実施していきたいと考えておりますところでございます。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 病院事務部長。

病院事務部長（今井和夫） 耐震診断と改修計画のうち、病院関係についてお答えを申し上げます。

旭中央病院につきましては、地域住民の健康を守るという観点から、設立以来50年にわたりまして順次、増築とともに古い診療棟、病棟などを改装いたしまして、現代医学に対応できる施設、設備等の充実が図られてまいりました。病院建築という性格上、建物の耐震診断、また耐震補強というのは大変重要なことでございます。ただ、病院につきましては、実は耐震診断はこれまで実施しておりませんけれども、建物の構造及び建築設備につきまして、建

築基準法の規定に基づきまして2年ごとに建物の状況等を有資格者、設計士でございますが、これに調査をしてもらいまして、特定行政官庁、千葉県の方に報告しております。

報告の内容というのは、地盤沈下でありますとか、躯体のひび割れ、劣化、腐食、欠損、爆裂、防火上等の項目でございますけれども、現在までは特に問題ないということで報告をしております。しかしながら、病院の建物のうち、1号館、2号館、7号館、それから第2透析棟、職員食堂等、それから平成16年に開設をいたしましたPETセンター棟、これは比較的新しいものでございますけれども、これを除く建物におきましては、いわゆる新耐震基準という昭和56年以前の建物でございますので、現行の耐震基準が求めます耐震機能の水準を満たすには、補強工事等が必要になるところでございます。

そこで、これらの建物にかかわる補強工事の施工につきまして、専門家の見解、意見等をいただきましたところ、医療法上の施設基準及び消防法等の規程から壁、天井、床、設備、床面積等、1棟ごとの全面改修となってしまうというような意見がございまして、これですと、新築とほぼ同等額の費用が算定をされます。加えまして、工事中におきます入院患者様の病室の確保あるいは検査部門、手術室等の仮設建物の確保など、さまざまな指摘事項が示されたところでございます。

また、同時に受入れ先となります他の医療機関の確保でございますとか、もろもろの問題、障害が生じまして、同時に建替えをするということにつきましては、十分な診療行為をするということが極めて困難になる恐れがあるというふうに判断されたところでございます。

このような事情を踏まえまして、病院側といたしましては、耐震補強工事ということではなくて、根本的な解決方法ということで建替えということを考えておりまして、現在、そのためのマスタープランの作業をしておるところでございます。もちろん現状の施設規模等の見直しというものもあわせて図っていかねばならないという事情でございます。

なお、金額等のご質問がございましたけれども、これにつきましては、現時点ではまだ算定しておりませんで、こういったマスタープランの作業が終わった後に試算をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 都市設備課長。

都市設備課長（島田和幸） 都市計画の状況と市町村マスタープランの策定状況でございますが、市全体の土地利用を図っていくためには、この都市計画が一番重要だと思っております。この都市計画は、新市の均衡あるまちづくりを進めるため、農林漁業との健全な調和を

図りつつ、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図っていくことを目的としております。海匝地域につきましては、4市町とも都市計画区域を指定してございますが、旭市と匝瑳市は市の一部の区域について指定してございます。また、山武地域につきましては、9市町村すべてが全域都市計画区域の指定をしてございます。

それから、香取地域につきましては、佐原、小見川、多古、大栄、下総の全域及び東庄町の一部の区域に都市計画区域の指定をしてございますが、山田、神崎、栗源町の3町は都市計画区域の指定はございません。したがって、海匝、山武、匝瑳3地区におきまして、22市町村のうち19市町村が都市計画区域の指定をしているという状況でございます。それから、県内では71市町村のうち57市町村が都市計画区域の指定をしてございます。そのうち45市町村が市町村マスタープランを策定しているというのが状況でございます。

それから、農業振興地域との調整につきましては、豊かな自然、田園空間を保全しつつ均衡あるまちづくりを図るため、旭市総合計画や土地利用調査等に基づきまして、農業担当部局と十分調整を図りながら計画を策定していきたいと思っております。

それから、パークゴルフ場の基本計画と実施計画の策定状況でございますが、基本計画につきましては、平成16年度に旧福祉センター付近から中谷里浜野球場の手前までの約1.8ヘクタールに18ホールのコース設定で策定してございます。この基本計画をベースとしまして、コースの形状や起伏などの詳細設計と芝生、それから樹木の植栽計画、散水施設等の管理施設につきまして、工事の実施に向け現在、実施計画の策定を進めており、3月中には完了する予定でございます。

それから、また保安林区域につきましては、県北部林業事務所との事前調整も済んでございますので、近々に申請書を提出する予定でございます。

それから、完成は何年になるかとのことですが、策定いたしました実施計画に基づきまして、平成18年度から暴風、それから防潮、飛砂を防ぐための緩衝緑地の植栽やコースの造成工事に着手いたしまして、平成19年度末には完成させる予定で、今事業の推進を図っているところでございます。2か年を要する予定でございます。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 景山岩三郎議員。

7番（景山岩三郎） 大変よく分かりました、ありがとうございます。

それで、やはり旭市には、若者がどんどんこれから来てもらわなかったらしょうがないという観点でありますけれども、国からの交付金や補助金も減らされる中で、企業誘致をどん

どん推進してまいりまして、その減らされた分だけ税収で賄っていかなかったらしょうがないという、私の考えはあると思うんです。ですので、皆さんが一体となって協力して頑張っていたいただきたいと思います。ありがとうございます。

それと、耐震診断はよく分かりました。子どもらが、安全なところで勉強できないというあれですので、ぜひ早急に進めてもらって、安全なところで教育が受けられるようにひとつよろしくどうぞお願いいたします。

それで、3点目はちょっと要望として、海岸地域の土地利用についてちょっと要望を一つお願いいたします。

当地域は、自然公園に指定されていることから、土地利用については難しい面もあると思われていますが、自然公園には整備と保全という両面があります。県においては、この地域の自然環境保全の見地から、車両の乗り入れの規制を行っております。私の地域、旧旭市の実情は、一部の不心得者により進入禁止区域の車止めが移動されたり、ごみの不法投棄があったりで、規制前と変わらないのが現状であります。そして、この海岸に来遊する人は、夏季観光をはじめとして、年間を通してサーファー、また釣り人なども年々増加しておりますが、地元住民とのトラブルもあります。また、トイレ等の整備要望もあるところであります。

一方、県におきましては、現在、観光立県を目指した施策を講じております。このようなことから、本市においても観光振興の観点から、土地利用計画と整備方針について県と協議を早急に取り組んでもらいたいと思います。

以上、これで終わります。

議長（鈴木正道） 景山岩三郎議員の一般質問を終わります。

嶋 田 哲 純

議長（鈴木正道） 続いて、嶋田哲純議員、ご登壇願います。

（9番 嶋田哲純 登壇）

9番（嶋田哲純） おはようございます。議席9番の嶋田哲純でございます。

昨年12月合併後、初めての市議会議員選挙におきまして、不詳私もふつつかながら議会の席に着くことができましたことを深く喜びとするとともに、改めて議員の責務の重大さを認識し、誠心誠意市民の負託にお応えしていく決意を新たにしているところでございます。

つきましては、市当局並びに先輩議員各位のご指導、ご鞭撻、ご協力のほどを心よりお願い申し上げます。

また、本年の冬には、近年にない寒波に襲われまして、新潟県方面の豪雪地帯では大変な被害が出ております。市街地の皆さんに心からお見舞いを申し上げますとともに、昨今の異常気象から、当地方においても集中豪雨や大型台風、地震等に対する防災のあり方についても大いに考えさせられるものがあるわけでございます。

さらに、学校帰りの子どもたちがねらわれる悲惨な事件が多発していることも、全国民が戦々恐々としているところであります。本市においても、各小学校ごとに学童安全防犯パトロールを展開しておることは誠に時宜を得た適切な活動であり、ボランティアの皆さんに心から敬意を表するものであります。

さて、新市の誕生から早いもので8か月がたち、新しい議会の体制も整いまして、初めての定例議会を迎えました。私も、この初めての定例議会にあたり、新しい市になったことを喜び合える行政を目指して、1市3町が合併したことの効果を実感することのできる市政の発展を目指しながら一般質問をさせていただくものであります。市当局におかれましても、合併早々のことであり、議題の山積する中で、多事多難なことは十分承知をいたすところでありますが、地域住民が長年にわたり大変困っていることの2件について、やむにやまれぬ思いから、改善策を講ぜられるようお願いするものでございます。

まず、第1点は、市道U0102号線とU0103号線の生活道路の排水問題であります。この道路は、海上中央自動車教習所前から忍坂の恵天堂特別養護老人ホーム方面に至る道路でありまして、国道126号飯岡バイパスに並行しております。

また、この道路は、地域の生活道路であると同時に、銚子方面から旭、八日市場方面に通り返ける昔の銚子街道でありまして、今では通勤道路となり、交通量の大変多いところでございます。私が朝の7時から8時半まで1時間半に限って調査をいたしましたところ、銚子から旭方面に向う車が314台、旭方面から銚子に向う車が186台、それに単車が5台ありました。このほかに銚子方面から来て恵天堂下からバイパスに出て行く車は数え切れないほどあります。これほどの交通量がありながら道路幅も狭く、その上排水が悪く、雨が降るたびに冠水し、車も立ち往生してしまう場所が2か所あるわけでございます。あわせてU0103号線の野球場に向かう地点においても同様でありまして、都合3か所が冠水し、大変困っております。

この地先を考えますと、このU0102号線の道路が旧海上町と旧飯岡町の境界線であったのでありまして、排水問題に関しては水は高きより低きに流れるのが当然でございます。昔は全く問題がなかったのでありますが、国道126号飯岡バイパスができたことにより、その水

がせき止められた形になったわけであります。飯岡バイパスの一部開通が、昭和52年9月のことでありますから、少なくとも30年以上にわたって悩み続けてきたわけであります。旧海上町においても、歴代の先輩議員が声を高くしてその解決を訴え、町としてもそれなりの努力をしてきたわけでございます。けれども、まだいまだにその悩みを解消するには至っておりません。つまり、長年にわたる歴史的な課題もあるわけでございます。

そうした折から、平成17年待望の対等合併がなされたわけでございます。行政の境界線が消えたわけでありますから、地域の住民としては、この道路排水の解決に向けて大きな期待を寄せておるわけでございます。けれども、いろいろな事情がありまして、冒頭申し上げたとおり、合併してよかった、合併したかいがあった、旭市になってよかった、実感できるような課題解決こそが、今、私たちに課せられた使命であると思うものであります。

そこで、市長に質問いたします。この市道U0102号線及びU0103号線の生活道路について、排水並びに道路改良に向けて実態をよく調査していただき、30年来の課題解決のために市政のまな板に乗せていただきますようお願いするものであります。まずは、市長のお考えをお伺いいたします。

続いて、次に第2は通学道路整備についてであります。

これは、鶴巻小学校から鶴巻保育園をへて蛇園大坂に至る道路で、市道U0209号線であります。坂の部分についてはよく整備され、幅員6メートルに3メートルの歩道がついておりますけれども、大地の平らな部分約700メートルの区間が未整備でありまして、途中に1か所、見通しの大変悪いカーブがあります。また、この道路は、蛇園への集落から小学校までの間、周辺に民家は1軒もなく、山間の坂道と畑があり、畑もセンリョウ畑が多くて見通しが大変悪く、奥の方は畜産団地がありますから、飼料運搬車などの大型車が通行し、最近では利根かもめ大橋と飯岡バイパスを結ぶ近道として、通勤車両が多くなっております。したがって、通学道路として学童が歩くのには非常に危険性があります。特に、学校帰りの子どもたちが悲惨な事故に遭うという昨今の状況から、この道路改良を望む声が非常に高まっているところであります。鶴巻小学校は、全校児童204名であります。そのうち95名が蛇園集落であります。その大坂を利用する子どもたちが54名あり、安全性確保のために防犯パトロールをする中からも、見通しの悪いことが強く指摘されておるわけでございます。

ただ、この地先が東総用水事業の実施地域であり、換地登記のできない状況が長く続いてきたために、道路整備が遅れてきたという事情があります。また、この道路は鶴巻小学校の運動場を横断している旧飯岡町に至る上水道の送水管が布設されておりますことから、東総

事業の当時は現状維持であったということであり、ともあれいろいろな経過はありますけれども、東総用水事業も平成17年度をもって打ち切りとなり、登記も完了するという段階でありますから、長年の懸案をぜひとも実現していただきますようお願いするものであります。

そこで、市長にお願いをいたします。この通学道路について、いつごろまでに整備していただけますかどうか、その見通しについて答弁を求めるものでございます。

以上、2点についてお伺いいたしましたが、いずれも旧海上時代の歴史的な課題がありますから、一朝一夕に解決するという限りではございません。十分承知しておりますけれども、合併の効果を実感することができますよう、市長の誠意あるご答弁を期待いたしまして私の質問を終わります。

なお、再質問はいたしませんので、よろしくお願い申し上げます。

議長（鈴木正道） 嶋田哲純議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） それでは、嶋田議員の質問にお答えをさせていただきます。

この問題は、既に前海上町の穴澤町長からも話を伺っておりましたものですから、そういった意味で担当課長の方からお答えをさせていただきたいと思うことで準備をさせていただいたんですけれども、市長へというご指名でございましたので、私の方からご答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、教習所から忍坂に至るU0102・U0103号線の周辺の排水の整備という問題でありますけれども、この後、林七巳議員からの質問も出るようになっておりますけれども、ちょうど飯岡バイパスの下の排水路、これが目那川が主体で流れておりますけれども、非常に排水が悪いということで、その整備をまず急がなければならないだろう。この教習所周辺の排水を根本的に解決するには、目那川だけでは少し無理だろうということから、三川派線の整備も併せてしていかなければならないだろう、その整備と併せてしっかりとあの周辺の排水の整備をしたい、このように基本的に考えておりますものですから、できるだけ早い段階で、根本的な解決になるように図っていきたい、そのように思いますので、よろしくをお願いをいたしたいと思っております。

それから、蛇園の鶴巻小学校の辺の通学道路の問題でありますけれども、この辺ですけれども、大坂上の辺から小学校までの圃場整備事業の換地手続きがまだ終了していないという

ように伺っております。それができれば、当然あそこは歩道整備をしなければならないところですから、きちっと整備をしたいと思いますから、その辺の手続きと一緒に進めていきたい、そのように考えております。手続きが済みましたら、早急にこの辺の作業も進めたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

議長（鈴木正道） 嶋田哲純議員の一般質問を終わります。

林 七 巳

議長（鈴木正道） 続いて、林七巳議員、ご登壇願います。

（5番 林 七巳 登壇）

5番（林 七巳） 5番、林七巳です。

今回、第1回定例会の一般質問に質問の機会を与えていただきありがとうございます。大きな点、2点を質問させていただきます。

一つは、農業問題、一つは旧飯岡地域にあります防衛庁と自衛隊の基地についてであります。初めに、手短かに質問いたします。

農業問題につきましては、当地区は首都圏の食料供給基地として、全国屈指の農業生産地点であります。地域のさらなる振興を図るため、基本となる農業基盤整備は重要な政策と思います。地域の一角を占める旧飯岡三川地区の水田地帯は、昭和28年か29年ころですか、区画整理された耕地でありまして、作業効率の悪さ、排水の不良のため耕作に苦慮しております。

そこで、三川地区において、このたび土地改良推進事業委員会を立ち上げまして事業に取り組んでおりますが、この事業の進捗状況と今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

また、旧飯岡地区においては、防衛庁と海上自衛隊の基地があります。市長の言う日本一安全で住みよいまちづくりの中に、こういう施設があるということをして7万1,000人の市民の皆さんにお知らせ願いたいと思います。私は、この質問をするに当たり、右でも左でもありません、真ん中ですから。特に、旧飯岡におかれましては、飯岡漁港、海岸、それと旭市においては商業地域、干潟においては八万石、大原幽学、海上町については畜産団地がありますが、この自衛隊の基地がいい、悪いという質問ではありません。旧飯岡において民生安定事業とか何とかという予算を国からいただいてきております。これが、7万1,000人の市になりましたので、もう少し市長には多く国へ折衝してもらってきていただきたいという観点

から質問をいたします。

まず、防衛庁の研究所におきましては、聞くところによりますと、日本一、世界で1台しかないという、名称はちょっと間違いがあるかもしれませんが、「FPS XX」、ダブルエックスという通称カメラレーダーというレーダーがあるとお聞きします。これは、ミサイル防衛のEGCシステムの中に組み込まれて、現役指令レーダーだと聞いておりますが、市としてはどのような把握をしておりますか、お聞きしたいと思います。

また、三川にある海上自衛隊の中にやはりMCCという民間会社が入っております、衛星のコントロールをしている会社だとお聞きしますが、分かる範囲でいいですから、両方の内容をお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（鈴木正道） 林七巳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） それでは、林七巳議員の質問にお答えをさせていただきます。

私の方からは、農業振興について、飯岡の西部地区の土地改良事業の進捗状況と今後の取り組みについて、それから自衛隊の方の問題は、私の考えだけ述べさせていただいて、あとは担当の方からお答えをさせていただきたい、そのように思います。

まず、飯岡の西部地区の土地改良事業でありますけれども、私もおふくろのところで、あの辺の土地も持っておりますし、おふくろの家に行くには、いつもその中を通りますから、あの地域が圃場整備が必要だということは重々承知をしております。特に思いますのは、非常に排水の悪いところだ、このような思いで見えておるわけであります。同時に、先ほど嶋田議員からご質問がございました、その上の排水の整備にも、この辺の圃場整備がぜひ必要だろう、そのような思いで見えておりますものですから、ちょうど七巳議員から質問が出るということで少し調査をさせていただきましたら、もう20年来、この圃場整備というものが話題に上がっているんだけど、なかなか成就をしない、工事にかかれぬという話を伺いました。

その要因は何だと言いますと、どうも180町歩ほどの面積の中で受益者が約500人おいでになるというようなことございまして、受益者の同意をいただくのがなかなか難しいというのがまず一つ、もう一つは先ほど申し上げましたように、目那川1本の排水に頼っているというようなことから、そこに集中して、これ以上排水の形というものを求めるときには、一

番の目那川の下流から整備をしてこななければならないだろう、そういった問題も抱えているようでございます。かと言って、この問題は放っておくというわけにはいかないわけでありますから、どうぞひとつ今度は推進委員会ができて、その推進委員のメンバーを拝見をさせていただきますましたところ、前議員の石毛昭夫さんが代表、そして林七巳議員、それから前議員の大久保源一前議員、高野宇一郎前議員、こういった皆さん方が、その委員会のメンバーに加わっているということでございますから、どうぞひとつ林議員、先頭に立って少しまとめ上げていただいて、同意をぜひちょうだいをしていただきたい、そのようにお願いをさせていただきますたいと思います。

同時に、同意をいただく上で、いろいろなお手伝いというのは、我々のところの農水産課でお手伝いをできるでしょうから、どんどんひとつ課と相談をしていただいて、皆さん方の同意がちょうだいできるようにお願いをいたしたいと思います。先ほども嶋田議員の質問にもお答えをさせていただきましたように、目那川と三川派線、この辺をしっかりと整備をする、その上でもこの辺の圃場整備と一緒にできたら非常に助かるわけでございますから、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それから、防衛庁の施設でありますけれども、この施設について、ほとんど正直言って私は詳しいことを存じ上げておりません。この質問を機会に自衛隊の飯岡の支庁を訪れて、少し詳しくお話を伺ってまいりたい、そのように考えております。ただ、ホームページに載っていたのを拝見いたしますと、こういったレーダー、カメラと通称呼んでいるということでもありますけれども、詳しくはこれから担当課の方からお答えをさせていただきますけれども、こういったものを扱っているということでもあります。

そういったものが飯岡に配備をされているということであれば、我々の安心度と同時に危険度も同じ日本国民の中で、ほかのこういった施設がないところの皆さん方から比べると、また高くなるということだろうと思いますので、その分をいろいろな意味でインフラ整備に役立てられるようにお願いをしていきたいと思います。今度も防衛施設周辺民生安定施設整備事業、こういったものでお世話になっているようですけれども、旧飯岡町の時代には児童館あるいは体育館等も、この補助をいただいて整備をした、そのように伺っておりますから、負けなようにぜひお願いをしていきたい、そう思います。

私からは以上です。

議長（鈴木正道） 飯岡支所長。

飯岡支所長（佐久間俊雄） それでは、私の方から飯岡地区の防衛庁と自衛隊の基地につい

ての業務内容等についてお答えをさせていただきます。

防衛庁技術研究本部第2研究所飯岡支所では、自衛隊での使用を想定する電波や光が、雨や霧などいろいろな気象条件のもとで、どのように遠くまで伝わっていくのか、そして海面、山、飛行機、船などいろいろなものに当たったとき、どのように反射するかといったことについての研究をしていると聞いております。

ご質問のレーダー施設につきましては、新聞報道等にもございましたように、有事における弾道ミサイル等に対処することを目的に、新たなミサイル防衛システムとしまして開発されたFPS-XX、通称ダブルエックスと称しておりますが、一般には市長が申し上げましたカメラレーダーの愛称で呼ばれているようであります。

次に、海上自衛隊飯岡受信所におきましては、主として海上自衛隊の艦船及び航空機からの通信を受信するために必要な通信設備等を保有し、これら設備の保守整備を行っているという聞いております。

ご質問に出ておりましたMCCという民間の会社につきましては、国防に関する業務を委託されているという以外、その詳細な内容は把握しておりません。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 林七巳議員の一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時20分

議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き林七巳議員の一般質問を行います。

林七巳議員。

5番（林 七巳） 私のこの質問は、この施設があるということを市民に知ってほしいということと、市長に、旧町のもらってきた予算よりも多くもらってきてほしいという観点から、これは危険が増せば、やはりそれだけ よく原子力発電のところには、交付金がかかりあって裕福だというお話も聞きますから、そういう観点から、この地域が目と耳の役目を果たす施設がここにあるということですから、やはりいろいろなミサイルが来る可能性も排除できません。

アメリカのミサイルならば、GPSの誘導により1メートル以内、やはりソ連だとか中国、または北朝鮮のミサイルは何キロメートルという誤差があるわけですから、そうすると、保険は紛争もしくは戦争には無力でございますから、そのためにもライフラインの拡充をするために国から予算を少しでも多く、市長には大変でしょうけれども、いただいてきてほしいと思うための質問ですから、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

議長（鈴木正道） 林七巳議員の一般質問を終わります。

滑川公英

議長（鈴木正道） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（8番 滑川公英 登壇）

8番（滑川公英） 昨年の12月に、合併後、初の市議会議員選挙により選任された26名による初の定例会市議会におき、一般質問の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

我が国経済は、バブル崩壊後の大不況から抜け出し、今年の11月には「いざなぎ景気」を超えるのではと言われ、株式市場も日経平均株価も1万5,000円台に回復しております。大企業は好況持続といいますが、私ども地方は農産物価格の長期低迷、雇用の低迷、また昨年4月からの消費税の改正による増税等、厳しい情勢が続いております。地方経済の活性化なくして新旭市の発展はありません。行政にも選択と集中、スピードが要求されている昨今です。このような観点から、大きく4点ほど質問いたします。

大きい1として、新市建設計画にはたくさんの計画が網羅されており、それを要約した重点プロジェクトにも45項目ほどありました。また、先日、旭市行政改革アクションプラン案も提示されました。それを見ますと、合併の協議は何年も前から始まっておりますが、先送り事項が大変多いように思われます。市長の今任期3年半を見通した最大の重点政策をお聞きしたいと思います。

大きい2として、道路行政について。

中央病院東側アクセス道の現状、見通し、総事業費、工期はどの辺でしょうか。アクセス道の予算計上も3年目に入り、約1億4,000万円弱が計上いただきましてありがとうございました。市民のまた利用者の不便さの解消の見通しをお示し願いたいと思います。1,000万人の医療圏を脅かす山武地域医療センター計画、県が東金市に2011年に開設を予定しております。その計画が始動します。旭中央病院の今後にも影響を及ぼすと思われるので、アク

セス道の工期については、極めてスピーディーさが要求されるのではないのでしょうか。

2として、広域農道をどのように把握し、今後どのように対処していくのか。

昭和50年ころ当時の北総開発局が、東総地域の発展のために126号線のバイパスとして計画し、県道、国道昇格を想定して買収にあたっておりました。我が旭市は、沿線面積が関係市町の中では最大の面積を誇っております。広域農道総延長30キロメートルの中で約20キロメートル以上を占めていると思われまますので、今後の対応をいかに進めていくのか、よろしくお願いいたします。

3番目として、市道舗装、私道の市道編入の旧1市3町の違いを平準化し、どのような条件とするのか。

合併前の1市3町では、大分舗装条件が違っていた、編入の条件も違っていたと思われるので、やはり大きい7万1,000人の市民のための道路行政であれば、速やかな一元化したプランをお示し願いたいと思います。

大きい3番目として、産業政策について。

企業誘致の推進、農業の振興についての具体的なプランはどうなっておるのでしょうか。

1として、光ファイバー網の完成、谷丁場遊正線の広域農道までの開通、地下水の用水規制緩和、工業団地の土地のリース等、企業誘致条件は少しではありますが整いつつあると思います。雇用の増大、強いては少子化の歯止めの一助につながる企業誘致の進展は、いかになっておるのでしょうか。

私が議員になりまして3年の中では、まだほとんどの進出企業がございませんので、その意味合いも含めまして、これからのプランをぜひお示し願いたいと思います。

2として、昨年4月の消費税改正が、自営業者、中小企業者益税はき出し、そのための大増税と深刻です。それに加え今国会で、同族会社のオーナー報酬の給与所得控除の廃止の法律が成立されると聞いております。中小零細企業は、我が国の全企業の98%も占めており、同族会社が大多数です。国の政策、地方経済に大きな影を落としております。中には、喜ぶ人もありましようが、中小企業は、大増税のほか原油の急騰による諸資材の高騰と収益を圧迫しております。中でも、県下第1の農業生産額を誇る農業が大変な状態でございます。農薬規制や燃料費の急騰、価格の低迷と三重苦、四重苦です。農業振興の具体的なプランは、どのようになっておるのでしょうか、お示し願いたいと思います。

大きい4として、消防、防災、防犯体制の充実について。

1として、消防団の再編について。合併して三役、議員数は大幅に減りました。消防団18

分団1,050人体制の消防団については、どのように検討されておるのでしょうか。

旧旭市では、昭和48年に団の再編がなされており、その後、今日に至っております。人口移動が相当進んでおる現在でも、生命、身体、財産の安全は平等に確保されなければならないと思います。団の規模、定員数は、旭市の人口に対して適正な線はどの辺にあるのでしょうか、お示し願いたいと思います。

2番目として、障害者の方々への防災、広報体制はどのようになっておるのでしょうか。特に、手足の不自由な方、目、耳などの不自由な方々の掌握と、その方々への防災広報体制をお示し願いたいと思います。

3番目として、防犯体制の充実について。全国的に学童に対する痛ましい事件が多発しております。旭市でも、死傷事件や不審者の増加が目立ちます。旭市では、既にあるエンジョイパトロール隊の増員やら各学校の学校安全パトロール隊の結成等々、防犯に地域ぐるみで努力しており、市民の皆様にはご協力いただきまして大変ありがとうございます。旭市でも、警察署から各学校に2名あてのメール配信を行っているそうですが、末端の保護者には全然伝わっておりません。メール配信の最大の利点は、従来より早く確実に情報が欲しい方に伝わることです。各学校にもホームページが開設しておりますが、更新されていない学校も見受けられます。また、OSがまだウィンドウズ95のパソコンも多々あるやに聞いております。情報過多で不信感をあおるとか、個人情報の壁があるとかの考えもありましょうが、保護者の安心感にはかえられないと思います。また、携帯メール配信は、各学校単位であればコストはほとんどかかりません。これからの対応をお聞きしたいと思います。

障害者の方々への防災広報体制と防犯体制につきましては、今、携帯電話はほとんどの人々が加入していると思われまます。この2点につきまして、十分に利用していただければやはり安心感の拡充につながるのではないかと思います。よろしく願いいたします。

1回目の質問を終わります。

議長（鈴木正道） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 滑川議員の質問にお答えをさせていただきます。

私の方からは、政策的な件、それから細かい問題につきまして細部にわたりましては担当課長から答弁をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の新市建設計画には、たくさんの計画が網羅されており、重点プロジェクト

でも45項目ある、選択と集中、スピードが要求されている今日、市長の3年半の任期を見通した重点政策はという質問でございます。

私は、今この時期に一番大切なのは何かと言いますと、少子・高齢化の問題と、それからもう一つはまちに活気をもたらすいわゆる若手がしっかりと定住できる、若者が集まって来る、そういった政策をとっていかなければならないだろう。そういったことから医療、福祉の郷あるいは食の郷、交流の郷という問題を提起をさせていただいておるわけでありましてけれども、そのことは、この旭市にある要素というものをしっかりと生かして、そして若者がこの地域に定住できるようなまちづくりをしよう。そうすることが、いわゆる少子・高齢化の対策にもつながる。そういった考えのもとに提案をさせていただいておるものであります。

まず、これからのまちづくりに関しましては、今、総合計画を策定をしようということで、地区懇談会を開いたり市内組織を立ち上げて検討してもらったり、また市民アンケートを実施したり、総合計画の策定市民会議を立ち上げて、市民の皆さん方のご意見を伺おう、そういった備えを今しておるところであります。新市の建設計画の重点プロジェクトが45項目あるということでございますけれども、これらのいずれも私は重要な問題だろう。ただ、その中でいわゆる大量の資金を必要とするもの、あるいは先ほどご指摘がございましたように、行政改革の推進案等は、これはすぐに実行ができる。そういったものがいろいろあるわけございまして、そういった意味で、その辺をしっかりと見きわめながら整備をしていきたい、そのように考えております。

いわゆる資金が必要であるものに関しては、できるだけ市の一般財源を使わなくて済むように効率のいい事業に当てはめられるように、今、検討をさせていただいておるところでございます。今回の予算の中にも上程をさせていただいております、まちづくりの交付金、あるいは道整備の交付金、こういったものをしっかりと生かさせていただいて、そしてできるだけ市の予算を使わなくても済むような対策を今講じさせていただいておるところであります。今年度の一番の重点項目に置かせていただいておりますのは、先ほども質問がございましたけれども、まず小中学校の校舎の耐震診断と耐震補強、これをまずやりたい、そのように考えています。何と言っても、これからの旭市を背負ってくれる、将来のある子どもたちに危険のあるところで勉強させているというわけにはいかないわけでありまして、万難を排してこれに対処をしたい、そのように考えております。

それから、医療、福祉の郷あるいは食の郷、交流の郷のこの事業の中では、今年度まずやらせていただきたいと思っておりますのは、中央病院のアクセス道路もそうでありまして

ども、旧干潟地区で大原幽学先生の江戸時代に指導して整備をされた圃場を生かして、そこで米づくりの交流事業を展開をしたいと思っております。この間、大勢の皆さん方にご協力をいただいて、荒れていた土地の整備を少しさせていただいたところであります。こういった交流事業を通じて、いわゆる消費者の皆さん方に大いにこの旭市へ来ていただいて、そして旭市を活性化をしていきたいと考えておりますけれども、これには単純に交流事業を展開するだけでは先へ伸びませんものですから、農協さんをはじめそういった仕事に携わっている、いわゆる農業に携わっている皆さん方等にもこれに参加をしていただいて、できればそういった交流事業が、次には経済事業にもきちんと結びついていくようにしたい、そのように考えております。その辺がきちんとできませんと、私は長続きがしないだろうという考えでございますから、その辺、できるだけ行政の方で後押しをさせていただきながら、できれば経営者の皆さん方が先頭になって、経済事業の方の展開はさせていただきたい、そのように考えております。

それから、今度の総合計画の中に中学生の意見を取り上げようということで、中学生によるまちづくりの提案事業を掲げまして、先日、東総文化会館に中学校5校の現在の1年生659人を集まらせていただきまして、そして自分の考えを話し、あるいは地区懇談会等でも使わせていただいたスライド等も見ていただいて、旭市の現況というものをしっかり子どもたちに把握をしていただいて、そしてこれから半年の期間を置いて提言をいただくように、研究課題としてお願いをさせていただきました。

それと、もう1点はつどいの広場事業、今、少子化の中で、いわゆる子育てに対応ができないお母さん方が非常に多い。お母さんだけでなくお父さんも同じだろうと思っておりますけれども、なかなか勤めながら子育てをするということは大変なことございまして、その悩み等をなかなか相談ができる人がいない、そんな問題を抱えておる方々が非常に多いということから、つどいの広場事業を計画をいたしました。この中でお母さん同士が話し合ってくれたり、また持っている悩みを聞けるそういった担当者を配置して相談にも乗れるように取り組んでいきたい、そのような今計画で進んでおるところであります。今年度の予算の中にきちんと予算づけがしてございますから、ぜひひとつよろしく願いをいたしたいと思っております。

きょう、あすと一般質問をちょうだいいたしましたして、その後、8日の日には、東京都の江戸川区の区長を訪問する予定になっております。区長さんをお願いをさせていただいて、我々のところと交流が持てるように、できれば行政サイドよりも民間サイドの交流ができる

ようにお願いをしていきたい、そのように考えております。今でも飯岡荘を使って、いろいろな団体等がキャンプ等に旭市へ訪れてくれるようになりました。先日、中日ドラゴンズにありました谷沢選手の作ったチームが、海上の野球場を利用して、飯岡荘に泊まって来てキャンプを張ってくれたわけでありまして、その後も東京の高校等も来てくれるというようなことで、非常に飯岡荘の需要もふえておりますし、いろいろな意味で旭市のいろいろな施設を使つてのキャンプ等を張ってくれておりまして、そういったこともこれからの交流事業の一環として、旭市の経済とうまく結びつけていけたら、そんな思いを持っておるところであります。谷沢さんのときには、ちゃんと谷沢選手に母校の野球部の指導もしてもらいました。いろいろな意味で、旭市が元気づけるように努力をしていきたい、そのための提案でございますから、どうぞひとつ議員の皆さん方にもいろいろなお知恵を貸していただいて、これがしっかりと旭市の活性化に結びついていけるようお願いをしたいと思います。

それから、3点目の1の産業政策の企業誘致の推進という問題でございますけれども、議員さんからもご指摘がございましたように、このところ国の経済の活性化に伴って、私どもの工業団地へのいろいろな問い合わせというのが非常に多くなってきております。非常にありがたいことだという思いでおるわけでありまして、そういった中で、お茶の伊藤園の進出が決まりまして、きのう少し現場を見てまいりましたけれども、既に倉庫の建設にかかっております。伊藤園の場合には、製茶工場というわけにはまいりませんで、そのストックをする倉庫でありますけれども、ここではお茶はございませんから、そういった意味で製造工場は難しいだろうと思っておりますけれども、あれだけのメーカーが来てくれるということで、そういった意味では大いにPRの効果があるだろう、そのように考えております。これからも県と十分相談をしながら、できるだけ早い段階であそこがいっぱいになるように頑張っていきたい、そのように思っております。

いわゆる若者がしっかりと定着をするまちづくりをするには、どうしてもその勤め先、職場というものがなければ事が進まないものですから、全力を挙げたいと思っておりますので、議員さん方にもいろいろな手づる等がございましたら、紹介をしていただければいつでも飛んでいきますから、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、消防団の組織の再編問題でありますけれども、私自身も1,050人の消防団員、少し多過ぎるというのが率直な思いであります。ちなみに、旭市の消防団員の数というのは、県内でと言いますと、2位とか3位とかに該当するんだそうです。そういった大勢の団員さん

がおいでになってくれるのは非常に心強いんですけども、7万1,000人の市としては、少し団員数が多過ぎるだろう、再編が必要だろう、率直にそう思っているものでありますけれども、ただ、ここのところ非常に災害が多い、そういった災害に対応するには、この消防団の組織がないところは非常に弱いんだそうです。消防団が核になってそういった災害のときに活動をしてくれるということで、いわゆる総務省の消防庁の方からは、合併をしたときに消防団員の数を1人でも減らしてはいけない。減らすということがあれば、いわゆる補助金は差し上げませんよというようなお達しが来ておりまして、そんな意味で、今すぐやりたい事業ではありますけれども、少し国の出方も見てみたい、そのように考えております。

同時に、1市3町が合併をしたばかりでございますから、そんな意味で、合併によって再編をされる地区の皆さん方の考えもあるわけございまして、そういった様子というものもしっかり伺いながら、この問題に対しては慎重に検討をしていきたい、そのように思いますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

私の方からは以上でございます。

議長（鈴木正道） 建設課長。

建設課長（米本壽一） 道路に関する3点につきましてお答え申し上げます。

1点目は、中央病院アクセス道についてでございます。

現在の状況は、中央病院から国道126号までの約1.2キロメートル区間について、測量及び道路の予備設計業務を行っているところでございます。平成18年度以降の全体事業費は約20数億円と、事業期間は大事な部分なんですけれども、5年から10年をめどといたしまして、国の交付金を受けて施工する計画でございます。

それから、計画路線は現道拡幅部と現道の用地交渉の必要でない部分というのがありますけれども、特に現道のない部分につきましては、用地取得や物件補償の交渉に時間を費やされると思っておりますけれども、重点プロジェクトとして早期完成を目指したいと思っております。

次に、広域農道についてのご質問にお答えいたします。

広域農道は、千葉県との協議に基づき市で管理しているわけでありまして、今後もそのつもりであります。

それから、最後に市道舗装、私道の市道編入の一元化の件でございますけれども、市道の舗装につきましては、原則として市道路線認定の要件を満たす形状、構造を有するものについて実施するわけでございます。具体的に道路幅員は4メートル以上を原則といたします。4メートル未満の場合は、用地取得や物件補償等を行って拡幅の協力をお願いして行うとい

うわけであります。特殊事情がありまして拡張できない場合につきましては、狹隘道路取扱要綱というのを作ってありまして、それによって施工したということでございます。

私道の市道編入につきましては、市道路線認定要件を満たす形状、構造を有する道路の場合、寄附を受けるということでございます。所有権が市に移転でき、管理上支障ないものとするわけであります。市道路線認定の要件につきましては、一般の通行に供され、安全かつ円滑な交通ができるものであって、行き止まり道路や小規模開発の宅地内道路など、特定された利用に限られている場合には対象外とさせていただきます。

以上です。

議長（鈴木正道） 農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員のご質問に対しましての産業政策につきましての農業振興の具体的プラン、ここの部分につきまして担当課の方からお答えさせていただきます。

議員ご指摘のように、今、農家が大変だというのは、我々も十分承知しております。原油価格が高騰して燃料費が上がったと、燃料費だけかと思いましたが、これがまた包装資材、そういうものが一連いろいろなものが上がっている、そんなような時代で大変な時代になってきております。ただ、本市のいろいろな農業の中を見ますと、実はいろいろな恵まれている点もいっぱい多いんじゃないかと。一つは、地理的な面が恵まれております。首都圏に近いというのが一つあります。先般も直売所の方は、朝収穫した野菜がそのまま宅配で送りますと夕方首都圏には届く、そういうほかにないような立地条件にも恵まれております。もう一つは、気候条件でございます。いろいろ雪なんかもこの辺は少ないというようなことで、本当にいろいろな面が恵まれている。

また、大きく畜産につきましては、鹿嶋に近いというようなことで、日本の中でも特にここはえさが安い、距離が短いということもあって、そういういろいろな面で恵まれている地域ではございます。ただ、若干、課の中でいろいろ今具体的なプランを進めておりますけれども、一つは問題点も若干あるのかなと。売りがこの地についてはちょっと弱いのではないかと。今までは作れば売れる時代だったわけですがけれども、これからは消費者が求めるようなものを売らなければいけない、そういうようなことで今考えて進めております。

具体的には、例えば干潟地区あるいは飯岡地区で出荷しております春菊、これが今、少子・高齢化で大東ではなかなか売りが難しい、そんなことで200グラムの出荷から100グラムあるいは150グラム、そういう出荷体系を今変えつつございます。そういう消費者ニーズに

合った出荷の体系、あるいは一部、実はいちごの生産者でありますけれども、観光のいちご組合を立ち上げたい、そういう動きもございます。そんな形で、市内のJA等ともいろいろ緊密に連携をとりながら、売りの部分について指導していきたい。特に、平成18年度予算の中で新規にいろいろな事業を農業者の方がやっていただけるように、実は予算書の中にベンチャー農業支援事業、そういう施策も入れさせていただいてあります。そういういろいろな面を使いながら農業指導をしていきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

議長（鈴木正道） 総務課長。

総務課長（増田雅男） それでは、私の方から障害者の方々への防災広報体制についてお答えいたします。

まず、人数の方でございますが、平成17年度の数字です。視覚障害者の方は現在108名、これは手帳を持っている方です。その中で、特に耳の不自由な方につきましては77名でございます。それと、現在、対応はどのようにしているのかということでございますが、手足や目の方につきましては、一般の防災無線で対応しております。ただ、耳の不自由な方については、これといった対応は現在しておりません。ただ、その中で消防署への救急要請だけはファクスで対応している状況でございます。

今後といたしましてはということですが、今後といたしましては、一応携帯電話を利用した防災情報のメール配信について、本年8月ころをめぐりに一般の方々にも配信できるよう、現在その整備に向け検討中でございます。

また、現在、防災行政無線の統合に向け整備を進めております。この中で、現在、アナログ方式からデジタル方式を取り入れる方向で検討しております。このシステムによりまして、障害者の方で耳の不自由な聴覚障害者の方々にも、情報伝達ができるデジタル文字受信機の設置が可能となります。従来の戸別受信機のほかに文字表示装置を設置することにより、防災無線の音声放送と同時に、災害情報を文字で確認することができるようになります。市では、対象となる家庭すべてに設置する考えでおります。

今後も、障害者の方々への災害情報伝達等につきましては、さらに整備、充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（鈴木正道） 学校教育課長。

学校教育課長（多田清司） それでは、私の方から滑川議員のご質問にお答えをいたします。

不審者情報のメールによる情報配信についてでございますが、現在、学校独自で保護者に対しまして携帯電話のメール機能を使いまして、実際に不審者情報を提供している学校もございます。今後は、こうして実施している学校からメリットやデメリットなどをよく聞きまして、まだ実施していない学校とも相談しながら、各学校単位で不審者情報が全保護者に伝わるよう努めていきたいというふうに考えております。

ただ、これらのことはあくまでも予防や対策でございまして、私は根本的には後々児童・生徒を不審者や変質者にしない、させない教育が必要ではないのかと思っております。その点も、また各学校にご理解いただきましてご指導いただけるようお願いをしたいというふうに思っております。

次に、学校のホームページについてでございますが、学校のホームページ開設の主な目的は、各学校が自校の教育活動や、あるいは特色ある教育課程などをほかに情報提供する場というふうにとらえております。しかし、滑川議員からご指摘のとおり、合併後まだ更新をしてない学校も正直でございます。学校教育課としましては、教育情報センター職員による研修会を開催しまして、各学校の情報担当者の力量を高め、更新するよう指導してまいりたいというふうに考えております。

また、各学校のコンピュータについてでございますが、5年ごとのリース契約を行っており、契約するたびに新しい機種に交換してございます。ですから、児童・生徒の使用しているOSにつきましては、海上地区を除きましてウィンドウズXPでありまして、ご指摘のウィンドウズ95は使用していないというふうに思われますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 滑川公英議員の一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時 0分

議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き滑川公英議員の一般質問を行います。

滑川公英議員。

8番（滑川公英） どうもありがとうございました。何点が再質問したいと思います。

建設課長をお願いします。

市道のことなんですけれども、1市3町の中でも今回は4メートル以上でないといけないと要するに市道にしないし舗装もしないと、そういうように考えてよろしいでしょうか。

それと、狭隘道路については考え方が違うということであれば、その辺に舗装の仕方とか市道に対する編入の仕方が基本にないところでも「ある」ということでよろしいのでしょうか。

それと、農水産課です。確かに、今の東総地域は、日本の農業は東総地域がだめであれば、日本の農業はすべて全滅と言われるくらいのよい条件でやっておりますが、聞くところによりますと、旧3町の直売所ないしは道の駅構想があったかに聞いておりますが、今回の中では、そういうことにつきまして検討が全然されていないのではないのでしょうか。直売所がいいとかであれば、旭の直売所のアグリ・ポケットパークがありますけれども、そこに出している生産者の方々の声でありますと、例えば公衆便所がゼロだと、駐車場が全然足りないと、そういうことも前々から言われていることではあります。今後、1市3町を含めて道の駅構想があるやに聞いておりますけれども、もし本当にそれがあるとするれば、今のアグリ・ポケットパークに対するそういうような設備投資、それをこれからやっていくのか、それともやらないでそのままにして、新しくどこかにそういう発展的な構想を作っていくのか、その2点についてお尋ねいたします。

議長（鈴木正道） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

建設課長（米本壽一） 市道の舗装についてお答え申し上げます。

先ほどはあくまでも原則を申し上げたまででございます。例えば、高低差が激しいような道路を例にとりますと、これには4メートルをこだわるつもりはありません。なぜかと申しますと、高低差があれば雨が降ってその道路が崩れるようなことがあってはいけません。また、車が上がれないようでは困ります。そういうことで、それはあくまでも4メートルにこだわると。4メートルにこだわらないものについては、旭市の狭隘道路取扱要綱というのを定めてございます。これは、合併後の統一した考えでございます。この要綱に基づきまして、要綱をちょっと定義と整備の方針をこの要綱を読ませさせていただきますけれども、この要綱において、狭隘道路とは、幅員4メートル未満で工作物、建物、地形及び拡幅について、関

係地権者の同意が得られない等の理由から判断して、拡幅できない道路になりますということです。どういう整備を言いますかという、狭隘道路においても予算の範囲内で舗装及び排水施設として側溝工事等を行うものとする、ということでございます。

以上です。

議長（鈴木正道） 農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） 議員のご質問に対しましてお答えさせていただきます。

一つ目の旭市の農産物直売館でございますけれども、これにつきましては、旭市アグリ・リゾート推進事業、これは平成8年から10年に実施しまして、この事業の中で旭市農産物直売研究会が運営主体となりまして、平成11年3月にオープンをしておるものでございます。ご指摘ありましたように、現在、トイレの改修とか駐車場、いろいろな要望が出ていることは承知しているところであります。ただ、あそこの施設をこれからどうする云々につきましては、今、施設の運営主体が一生懸命にやっています、一つはフレッシュ宅配便、そういうもので地元の野菜の詰め合わせセットを都会へ送ろう、そんな形で昨年暮れから動いております。特に、先般は堂本千葉県知事も何か10ケースほどご要望いただいたと、そういうようなことで、建物の前にひとつ品ぞろえをしながら、もうちょっと市内の方々に利用していただくような形で、行政としては支援をしていきたい、そういうふうに考えております。

それと、道の駅の構想等につきましては、地元の農畜産物あるいは水産物、これを市内で提供できる施設、これは本当に必要だということで認識をしております。計画をするにあたりましては、JAや民間指導、そういうところの機関で活力ある積極的なものに対しまして、市で支援していきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

議長（鈴木正道） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 建設課長にお願いします。

市道につきましては原則4メートル、それ以外については狭隘道ということでよろしいですね。例えば、狭隘道であれば4メートル未満でも舗装ができると、そうでないと、旧旭市の中では大変道路行政が遅れているところがたくさんあると思うんです。旧3町の皆さんのところには、例えば4メートルでなくても舗装になって、同じ旭市になって、なぜ4メートルでなかったら舗装ができないかと、これが最大の旧旭市の声なんです。ということであれば、原則でなくて、ここの狭隘道路の舗装とかそういうことについては、この辺でもこれからも対応していただけると考えてよろしいですね、よろしく願いいたします。

議長（鈴木正道） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） それでは、滑川議員の再々質問について答弁をさせていただきます。

この道路の道幅になぜこだわるのかと申しますと、既に議員には消防委員をしていただいたりということで、よくご承知だと思ふんですけれども、道路幅がございませんと、緊急のときに非常に困るという問題、それから今のような車社会の中にあっては、車がすれ違えないというような道路では、本当の意味で道路の用が足せない。それを一たん認めてしましますと、全部そういった形で道路の舗装なり整備なりがされてしまう、そういったことがあるわけですし、原則としてはきちんと最低4メートルの幅は欲しいというのが実際のところですし、そういったことがどうしても不可能だというときに限って、幅がなくても整備をさせてもらう、そういった方針でいきたいと思ふますので、よろしくご理解をいただきたいと思ふます。

8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

議長（鈴木正道） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

#### 伊 藤 鐵

議長（鈴木正道） 続いて、伊藤鐵議員、ご登壇願います。

（25番 伊藤 鐵 登壇）

25番（伊藤 鐵） 25番、伊藤鐵です。私は、通告のとおり、極めて簡単な1点でございます。市長の重点施策についてという1点でございます。

市長は、昨年7月、新市の市長に就任され、半年余り日夜市長の職務に熱情とご努力をされておられて、住民の一人としまして、そのご努力に敬意と感謝を申し上げるところであります。

さて、過日、新市長になられて初めての平成18年度一般予算が提案されたわけでありまして、そのときに、私は数学的なことを、ここのひな壇の先生らは専門家ですが、専門的な知識は分かりませんが、通観するところ、予算上に重点施策が何であるのか、これはやっぱり地方自治といえども公平でなければならぬという大原則にのっとり市長の配慮によるものであろうと思ひ、素人考えでは総花的予算であって、新市長というのは、やっぱり創設期の歴史に残る市長でございますので、やはり何か1点重点主義であって、やむを得ないのではなからうか。例えば、この庁舎の問題、旭市はやっぱり新市のこの近代的建物を建てるには早

い時期であって、昭和のしまいから平成の初めにかけて箱物行政全盛の時代がございました。

その当時の箱物というのは立派なものでありますが、今、この合併に先立って本庁方式と  
いうことを打ち出したわけでありましたが、まず初代でありますので、無理であっても

創設期はやはり個人の家と例えては地方自治の場合はまずいかも分かりませんが、個人の家でも母屋を建築する場合は、余裕があってやるならいざ知らず、そうでない場合でも、あらゆるものを犠牲にしますので、それはやはりこの際、私は初代市長として、まず居は気  
を移すという例えもございますので、本庁方式で行くという合併の本旨でありましたので、  
民間に公の施設を借りる現況においては、なおさらこれを専門にほかのことを我慢してでも、  
やはり市長が打ち出してしかるべきではなからうかと。地方自治といえども優先順位があっ  
てしかるべきだ。執行者であると同時に、市長は権力者でもあるのであります。

そういう意味合いにおいて、やはり創設期でございますので、市長のこの形態は50年、  
100年すぐ経過するわけでありまして。すべてのむだを排除して合理的な生活をするというの  
は理想ではございましょうが、むだであるかも分かりませんが、やはり長い目では50年、  
100年使うものでありますので、やっぱり一点重点主義であっても何でも、権力者としての  
意見を持って、やはり市民に、本年度予算を見ますと、過日の新聞にも報じられましたが、  
一般会計を先ほど滑川議員も発表されましたが241億8,000万円、1市3町の通年度予算から  
比較して10億9,000万円ほど増、4.4%ほど増ということではありますが、そういう中で、支出  
は逆に3企業などをやれば収入も752億4,300万円、2.3%増、市税も0.3%増と、地方譲与税、  
交付税、国庫支出金、県支出金など、いずれも大幅に増加して、逆に支出においては議員の  
削減等により、議員報酬2億円以上減額をしている。

そういう中で、一般予算を見た中で、市長の重点施策、いろいろもろもろ中央病院のアク  
セス道路とか、耐震診断とかあるようではありますが、何を置いても繰り返すようでありませ  
が、やはり私は市長にこれだと、初代市長として、さらに2代、3代と健康の許す限りご継  
続願うためにも、大英断を持ってやはり執行者であると同時に地方では権力者であります。  
そこに思いをはせて、十分に市長にご活躍を願いたいために、ご英断を持って対処して  
いただきたいと願って、あえて登壇したわけでございます。どうも草稿を起こす能力もうせて  
おりますので、思いつき質問的なもので誠に恐縮ですが、平にご容赦のほどお願いしたいと  
思います。

いずれにしても、市長の前途に洋々たらんがために、あえて苦言に類することを申し  
上げ、市長のご英断を願いたいと思うものであります。

終わります。

議長（鈴木正道） 伊藤鐵議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 伊藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

非常に今年度の予算が総花的であるというご指摘をいただきました。十分に注意をさせていただきますと思います。また、重点的なものがあったらいいだろうということでございますけれども、その重点的なものに先ほど申し上げましたように、小・中学校の耐震補強をまず第一に考えていきたいというお話をさせていただきました。同時に、この地域の誇れる中央病院が、より一層市民あるいは医療圏の皆さん方にとってきちんとした重要な役割を果たせるように、そのアクセス道路の整備についても申し上げました。

庁舎の建設計画ということでございますけれども、これは合併項目の中で決定を見ている問題でありまして、この新庁舎の建設については、財政状況を勘案しつつ、新市において基金の積み立て等を開始をするとともに、新庁舎の建設計画を策定し、早期に庁舎の建設をするということになっておるわけでありまして、この合併協議に基づきまして、今年度中に新庁舎建設計画の策定のための委員会を設置をし、建設計画の策定を開始をさせていただく予定であります。同時に、策定目標は平成21年度、合併特例債の使える範囲に建設をするならしたいと思っておりますので、それを目標に積み立てを開始をしたい、そのように考えております。積み立てをしながらきちっとした計画を立てていきたい、そのように考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

議長（鈴木正道） 伊藤鐵議員。

25番（伊藤 鐵） 庁舎の建設につきましては、平成21年度を目途として建設をしたいというお話でありました。ありがとうございます。

昨日、消防訓練がカインズホームを借りてありましたが、一個人企業でもあれだけの広場を確保しておるのでありますので、自治体でありますので、財政が窮屈とか何とかとは別に庁舎の建設の場合は、起債をしてでも何でもこれは住民も不自由をやっぱり理解をすることと思っております。十分なる検討を加えて早期結論を目指していただきたいと念願してやみません。

以上で、終わります。

議長（鈴木正道） 伊藤市長。

市長（伊藤忠良） 1点だけちょっとお断りをいたしたいと思っておりますのは、平成21年までに

建設ではなくて、建設計画を平成21年までに策定をするということでもよろしく願いをいたしたいと思います。

なお、きのうの防災訓練を行ったカインズホームを例に出して、民間の企業でもあれだけの広い場所を確保してというお話がございました。この件に関してでございますけれども、今、行政改革の案を策定をして、これからその目標に向かって進むわけであります。そういった意味で、市民にとってはできるだけ負担の軽い行政というのがこれから目指すところでございますから、そういったその行方というものも十分検討しながら配慮していきたい、そのように思いますので、よろしくご指導のほどをお願いをいたしたいと思います。

以上です。

25番（伊藤 鐵） 終わります。

議長（鈴木正道） 伊藤鐵議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日予定いたしました一般質問は終了いたします。

議長（鈴木正道） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は7日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時22分

## 平成18年旭市議会第1回定例会会議録

### 議事日程（第4号）

平成18年3月7日（火曜日）午前10時開議

#### 第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程第1 議案上程

追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 議案の補足説明

追加日程第4 議案質疑

追加日程第5 常任委員会議案付託

#### 出席議員（26名）

1番	伊藤保	2番	島田和雄
3番	平野忠作	4番	伊藤房代
5番	林七巳	6番	向後悦世
7番	景山岩三郎	8番	滑川公英
9番	嶋田哲純	10番	柴田徹也
11番	木内欽市	12番	佐久間茂樹
13番	日下昭治	14番	平野浩
15番	林俊介	16番	明智忠直
17番	林一雄	18番	高木武雄
19番	嶋田茂樹	20番	向後和夫
21番	高橋利彦	22番	林正一郎
23番	鈴木正道	24番	神子功
25番	伊藤鐵	26番	林一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	伊藤忠良	助役	重田雅行
教育長	米本弥栄子	病院事業者 管理	村上信乃
病院事務部長	今井和夫	総務課長	増田雅男
新市行政 推進室長	加瀬博夫	秘書広報課長	平野哲也
企画課長	加瀬正彦	財政課長	高埜英俊
税務課長	江ヶ崎純敏	市民課長	小長谷博
環境課長	堀川茂博	保険年金課長	増田富雄
健康管理課長	浪川敏夫	社会福祉課長	林久男
高齢者 福祉課長	横山秀喜	商工観光課長	小田雄治
農水産課長	堀江隆夫	建設課長	米本壽一
都市整備課長	島田和幸	下水道課長	山崎健次
会計課長	遠藤純夫	消防長	佐藤眞一
水道課長	宮本英一	庶務課長	在田豊
学校教育課長	多田清司	生涯学習課長	神原房雄
監査委員 事務局長	花香寛源	農業委員会 事務局長	野口徳和
飯岡荘支配人	野口國男	病院経理課長	鍋木友孝

事務局職員出席者

事務局長	来栖昭一	事務局次長	堀江通洋
主査	穴澤昭和	主任主事	石毛勝子
主任主事	飯田裕紀子	主任主事	飯笹浩一

開議 午前10時 0分

議長（鈴木正道） おはようございます。

ただいまの出席議員は26名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 一般質問

議長（鈴木正道） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

#### 伊藤房代

議長（鈴木正道） 通告順により、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（4番 伊藤房代 登壇）

4番（伊藤房代） おはようございます。

平成18年3月定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

私は、1点目、子育て支援について、食育推進プランの充実を入れ質問をいたします。2点目、防災について、アスベスト問題について質問します。

1点目、子育て支援について。

出産一時金について質問します。

旭市としまして出産育児一時金として現行では30万円で、10月より35万円支給と聞いておりますが、現在出産費は45万円から50万円だと聞いております。少子化、少子化と叫んでおりますが、安心して子どもを産むためにも、退院する時に立て替え払いをしないで出産一時金を支給できるような制度を設けることはできないのでしょうか。

国民健康保険、社会保険にかかわらず、現在の退院にかかる費用は45万円から50万円だということですので、50万円を支給というのはできないのでしょうか。

次に、児童手当について質問します。

現在児童手当は小学校3年生までとなっておりますが、今年の4月から小学校6年生まで年齢が引き上げられると聞いております。しかし第1子月額5,000円、第2子5,000円、第3子1万円となっております。しかし、子育て費用は予想をはるかに超え、大学を出すまでに1,000万円はかかるという時代です。外国では、国公立の費用は大学まで無料となっております。

我が旭市でも、未来を担う子どもたちが安心して大学まで行けるよう応援し、まず中学3年まで児童手当を引き上げることはできないのでしょうか。

次に、食育推進プランの充実について質問します。

近年健全な食生活が失われつつあり、我が国の食をめぐる現状は危機的な状況にあると思います。このため、増加する生活習慣病や子どもの朝食を食べないで学校に来ることがあるという児童、そのデータは千葉県のアンケート調査の結果、小学生12.2%、中学生21.8%、高校生31.6%となっております。また、高齢者の健全な食生活を推進するためにも国民運動として食育に取り組み、豊かな人間性をはぐくむことができる社会の実現を目指すために質問をします。

健全な食生活ということについて、現在、栄養教諭制度を設けるといことですが、旭市ではどのような考えがあるのでしょうか。

学校給食だけでは、食生活の改善はできないと考えます。保護者並びに地域全体で考える時ではないでしょうか。そのためには現在肥満児が増えて小児の成人病が増加していると聞いています。旭市としても小児成人病検診というのを実施してはどうでしょうか。

地域に根差した食育ということで、地場産業である食肉、魚、米、野菜、果物等地元で収穫できるものを学校給食に取り入れ、子どもたちにも地場産業への関心を高め、理解とふるさとを愛する心を育てていく運動を推進してはどうでしょうか。

2点目、防災について質問します。

近年地球上における異常事態が発生しております。その中で一番近くで起こったことは、フィリピン(レイテ)島で起こった大規模地滑りで壊滅したギンサウゴン地区、懸命の捜索活動が続いたが、児童246人が土砂にのみ込まれた同地区の小学校付近は死の河原となり、357世帯、1,857人が生活していた小村は土砂の下に埋もれ、痕跡すら残っていない、荒れ果てた採石場のようだ。一日も早く救援の手が届くように、また救援できるよう願っています。

原因は、降り続く大雨による地盤が緩んだこと、そこへ地震が起こり、土砂災害が起こっ

たことで1地区全体が土砂に埋まったことでした。

予報としては、今年は冷夏、大雨が降り続くと聞いており、他人事とは思えない現状です。その対策として、災害予知ができるように注意を払っていきたいと考えます。

その上で、旭市として津波、高潮対策、土砂災害対策、河川の水害対策のハザードマップはどの程度進んでいるのでしょうか。

また、災害予知はどこと連絡をとっているのでしょうか、質問します。

次に、アスベスト問題について質問します。

アスベストの大量使用から30年たった2000年代に入って、中皮腫などの死者数が多様な業種で急増していることが明らかになっており、1970年代以降の累計死者数371人、企業へ公表した死者数も計460人を超えたとあります。

まず、国として学校施設のアスベスト使用実態を昨年7月下旬から再調査すると明らかにされていますが、旭市として、また教育委員会が調査依頼をしてその結果を公表し、必要があればその対策を講じることを考えているのでしょうか、質問します。

以上で私の質問を終わります。

議長（鈴木正道） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 伊藤房代議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、政策的な加算を要求された面、その辺を私の方から答弁をいたしたいと思います。

出産一時金の拡充という問題、そして退院時に立て替え払いをしないで、出産育児一時金を支給できるような制度を設けることができないかということでございますけれども、本市では出生届をしたときに国保の被保険者の方には、国保の窓口で出産育児一時金を即日支給させていただいております。

この制度でありますけれども、その出生届を出していただいた時にその確認をさせていただいて支給をするのが私は一番いいと考えております。そういった意味で現行の方式でいきなりたいと思いますから、できるだけ早く出生届を出していただければ即日お支払いをさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それから、出産育児金は今度制度改正で、10月から議員ご指摘のように35万円支給という形になるようでございますけれども、当然そうなれば旭市でも35万円の支給をさせていただきます。50万円支給できないかというお話でございますが、ちなみに現在の出産費用がどの

ぐらいかかるのかなということで、中央病院に問い合わせをさせていただきました。現在、中央病院で平均で35万円から40万円くらいというのが平均だそうでございますから、そんな意味ではこの金額でできればご容赦をいただきたい、そのようにお願いをいたしたいと思えます。

それから次に、児童手当の問題でありますけれども、確かに今の少子化に歯止めをかけるというのが行政にとっても非常に大きな問題であります。少子・高齢化、高齢者の皆さん方には老後を安心して健康で過ごしていただけるような対策、そして若いご夫婦の皆さん方には安心してたくさん子どもをもうけていただけるような支援策というのは、もう本当に大事だろうと思うわけでございますけれども、それでは現行、現在小学校3年修了までこの児童手当を支給しているわけでございますけれども、これが今度は6年生まで、もう議員からご指摘があったように拡大がされます。所得の制限の方も現在の780万円から860万円に引き上げがされます。確かに支給額につきましては第1子、第2子が5,000円、第3子が1万円ということで、これで6年生までということになりますと、現在は3年生までで4,837人が対象者であるのが、6,481人、1,644人増えることとなります。今回の議会に上程をさせていただきます予算の中では、4億1,600万5,000円というのをこれに見込んであるわけございまして、1,644人、中学3年生まで引き上げるということになりますと約1億円、これにプラスをされるということになってまいります。

現在の児童手当は、これまでですと国が3分の2、県と市が6分の1ずつ持っていた制度が改正になりまして、国が3分の1、県・市も3分の1という形になってまいりました。そんな意味で、今の財政状況の中から、これ以上市独自でというのは少し無理があるんじゃないのかと思います。そういったことで現行の形の中、法令どおりにいきたい、そのように考えておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思えます。

その他の面では、できるだけ支援策を頑張ってお考えしていきますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

私の方からは以上です。

議長（鈴木正道） 学校教育課長。

学校教育課長（多田清司） それでは、伊藤議員からご質問の栄養教諭制度の創設につきましてお答えをしたいと思います。

今年度までは、県内におきまして栄養教諭の配置はございませんでした。来年度から県内の方でも若干名の配置があるというふうに聞いております。ただ、本地区への配置はちよ

と見込めないのではないかというふうに予想しております。

しかし、旭市の小・中学校では総合的な学習の時間とかあるいは社会科、または生活科、そして家庭科、そして学級活動の授業の中で、学校栄養士と担任でチームティーチングを組んで食に関する指導の方を十分行っているというふうに思っております。

ですから、今後栄養教諭が配置されない場合でも、学校栄養士と連携しながら、食育の充実に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 総務課長。

総務課長（増田雅男） それでは、私の方から津波、高潮等のハザードマップの件についてお答えいたします。

初めに、津波、高潮ハザードマップについてですが、現在県において関係市町村の津波浸水予測等の基礎データを策定中であります。18年度早々には関係市町村へそのデータが配布される予定であります。

関係市町村は、そのデータを基に避難経路等の防災情報を書き込んだ津波・高潮ハザードマップを作成することになります。県の基礎データの配布時期にもよりますが、旭市としては18年度中の作成を予定しております。

また、作成にあたっては、地域住民の方々のご意見等も十分に取り入れ、作成してまいりたいと考えております。

次に、土砂対策についてでございますが、この件についてもやはり県において各市町村の土砂災害ハザードマップの作成に向けた急傾斜地の基礎調査を実施しております。ご存じのように、旧3町のすべてが急傾斜地やがけ崩れの危険箇所を抱えております。県の旭市のこの調査は18、19年度の2か年かかる予定ですので、この調査終了後に作成したいと考えております。

次に、河川の水害対策についてですが、これについては洪水ハザードマップの作成は、県の指定を受けた河川を要する市町村について義務づけられております。

旭市においては、2級河川の新川があるわけですが、今までに大きなはんらんや被害等も出ていないことなどから、県の指定もない状況でございますので、洪水ハザードマップの作成については現在のところ考えておりません。

ただ、今後の県の方針等により、その状況を見きわめながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（鈴木正道） 消防長。

消防長（佐藤眞一） それでは、私の方から災害予知の関係につきましてお答えを申し上げます。

災害には、発生が予知、予想することができる災害と予知することが全くできない災害があると思います。

台風に起因する災害につきましては、台風の規模、進路等が現在ではかなり正確にとらえることができますので、台風の進路に直面する地域では、事前にその災害発生のおそれを予知、予想することができます。そして、情報の伝達あるいは住民への周知や発生に備えての対応策を講ずることが可能であります。

しかし、地震のような災害につきましては、現在では予知について非常に難しい問題ではないかと考えます。実際地震発生メカニズムも、現在ではかなり詳細に解明されてはおりますけれども、国内外の地震学者等にとっても地震発生予知についてはかなり必死に研究されているようでありまして、現在その成果というものは目に見えておりません。

予知研究には地震学的あるいは地質学的、そして気象学的あるいは動物行動学的、このようにいろいろな方法で実際には研究が進められているようでありまして、しかし、どれをとっても非常に現在では困難であるところが実情であります。

次に、台風などの災害情報については、今現在私ども消防本部の指令課としましては、気象庁の発表いたします気象情報及び県の地震防災課からの情報を収集して対応策を講じておりますが、実際にはテレビあるいはラジオ等の方が情報の把握が早いことが多いんです。現実、県あるいは気象庁から情報が発信されてきますけれども、その前にやはりテレビなどでも現に放送、放映されているのが多いんです。これが情報把握の現在の実態であります。

そして次に、地震に対しては、いつどの程度の規模のものが発生するか、現段階では予知不可能でありますので、やはり予知ができないからといって対応策をとらないわけにはまいりません。それなりにかえって十分な対応策をとっておく必要があるんです。これは発災に対してです。やはりこれとしましては、自治体としては常に危機感を持って、危機管理の徹底を図って、いざ発災時には被害を最小限にとどめるべく、ふだんから諸計画の整備、それから必要な資機材の準備、必要な活動要員の確保、さらには訓練の実施等を図って、ふだんからまだ予知のできないものでありますから、本当に危機感を持って、発災に対する対応策を講じる必要があると思います。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 庶務課長。

庶務課長（在田 豊） それでは、学校施設のアスベスト調査の状況と対策につきましてお答えをさせていただきます。

市内の小学校15校、中学校5校につきましては、全施設で設計図書による建築建材の確認及び目視調査を実施し、アスベストの含有が疑わしい建材、仕上げ材、それらにつきまして32か所でサンプルを採取いたしまして、顕微鏡及びエックス線による分析調査を実施いたしております。

その結果、小学校につきましては6校10か所、中学校では1校4か所で仕上げ材としてアスベストの含有が確認されているところでございます。

このうち利用頻度の高い箇所につきましては、既に空气中濃度調査を実施いたしまして、これらの結果、現状で空气中にアスベストが飛散をしている箇所はございませんでした。このような状況の中で、吹き付け部分の剥離が危惧される箇所や利用頻度の高い箇所などにつきましては、当面の応急対策といたしましてベニヤ等による囲い込み対策を実施しております。

なお、アスベスト含有が確認された箇所につきましては、今後改築や改修が予定されている建物につきましては改築、改修時に、その他の建物につきましてはそれぞれの状況を勘案いたしまして、逐次撤去する方向で検討をいたしているところでございます。

また、アスベストに関する情報の公表でございますけれども、他の公共施設の調査がすべて終了いたしました後に、広報あさひ等によりまして周知を図ってまいりたいと、そういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 学校教育課長。

学校教育課長（多田清司） 答弁の方、前後して申し訳ございませんでした。

2番目の小児成人病検診についてでございますけれども、市内のほとんどの学校で以前から実施しております。その結果、児童・生徒の実態等も把握できまして、指導のためのデータ等もほぼ整っております。

そして、養護教諭を中心とした研究では、平成14年から「食に関する実態調査」を行いまして、各家庭とともに生活習慣病予防の意識をともに持ちながら、家庭と連携しまして児童・生徒の食習慣の改善に努めているところでございます。

また、先ほどお答えしました学校栄養士と養護教諭及び担任で保健の時間を活用しまして「生活習慣病を予防しよう」といったテーマで授業研究もされております。

さらに、今後も各学校やまた健康管理課とも交えて相互に相談しながら、生活習慣病予防の指導を実施するとともに、肥満傾向等のある児童・生徒に対しては個別指導を行いたいというふうに考えております。

それから、地域に根差した学校給食についてでございますが、学校給食の食材としましては、既に地元産の農産物をできる限り使用しているところでございます。中でもお米や野菜ではミニトマトやマッシュルーム、果物ではイチゴやナシはすべて地元産でございます。そして地産地消に努めています。

また、食育としまして、給食の内容を理解してもらうために、献立予定表を児童・生徒を通じまして各家庭に配布しまして、学校栄養士が場合によっては各学校に出向きまして給食の時間を利用して児童・生徒への指導に努めております。

今後とも各学校と協議をしながら、さらなる充実に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） ご答弁をいただきありがとうございます。

1点だけ、出産一時金につきましても、退院時に立て替え払いをしないでも済むよう要望し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（鈴木正道） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

伊 藤 保

議長（鈴木正道） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（1番 伊藤 保 登壇）

1番（伊藤 保） 議席番号1番の伊藤保です。3月の定例議会に初めて質問する機会を与えてくださり、大変にありがとうございます。早々質問に移りたいと思います。

現在日本の人口は少子・高齢化が進み人口の減少化に転じました。10年、20年後の未来を考えてみたとき、さまざまな分野で大変深刻な影響を及ぼすことを危惧しているところでございます。市政にも影響があると思いますので、少子化対策について質問をいたします。

現在の旭市の出生率は全国または千葉県で何番目ぐらいにあるのか、お伺いいたします。

少子化対策について子育て支援などさまざまな国や県の対策があります。また、ほかの地方自治体も国・県の政策のほか独自の政策を行っておりますが、旭市では独自の政策としてどのようなものを実施しているのか。また、今後どのような対策を考えているのでしょうか、お尋ねいたします。具体的に教えていただきたいと思います。

この問題に関連して、子育て支援の一環として放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育、今は放課後児童クラブとっているそうですけれども、ありますが、あと5校ほど空き教室が無い、または指導員が足りない等の問題でできないとのことでありました。この4月から、子どもが小学校に入学してから、保護者は仕事ができなくなってしまうおそれがあるわけでございます。安心して働ける環境ではなくなってしまうので、この対策をしっかりとやっていただきたいと思います。この5校については事前調査を行っていたのでしょうか、またはアンケートをとっていたのでしょうか、お伺いしたいと思います。

次に、学校及び登下校の安全対策について質問をいたします。

最近学校内、または登下校時の学童が巻き込まれる痛ましい事件が頻りに報道されております。父兄の方々からも不安の声が多くありますが、小・中学校及び保育園は現在どのような防犯対策を行っているのでしょうか。また、登下校時の学童の安全にどのような対策をしているのでしょうか。今後新しい対策がありましたら教えていただきたいと思います。

現在、国や地方自治体が、防犯などの専門家に指導を受けたボランティアで行うスクールガードの実施が始まっております。旭市はスクールガードの創設を考えているのか、お聞きいたします。

少子化問題、また学校内、登下校の安全は市民の皆さんが意識を持って取り組み、行政と一体となって取り組んでいかなければならないと考えております。この問題をしっかりと取り組んでいくには、行政はこういうふうにしてやるから皆さんもしっかりと協力をしていただきたいというようなメッセージを与えていただきたいと思います。

質問は以上です。

議長（鈴木正道） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） それでは、伊藤保議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、少子化対策でございますけれども、先ほどの伊藤房代議員にもお答えをさせていた

できました。本当に大勢の子どもさんをつくっていただいて、そしてこの旭市が子どもたちの声で大いににぎわっていただけるとというのが私の一つの夢でありまして、そういった意味ではできるだけ支援策をとっていきたい、そのように考えているところでございます。

そして、国の政策のほかに市独自の政策はあるのかという点でございますけれども、まず市独自の支援策といたしまして、一つには出産祝い金等の支給事業がございます。これは第3子以上を出産して養育する父母に出産祝い金を支給するものでございまして、出産時に10万円、それと小学校の入学時に5万円を支給させていただいております。

それから、給食費の減免措置を設けております。これも3人以上の児童の場合でございますけれども、3人目の児童・生徒については減免率が50%、4人目以上は90%を減免させていただいております。

それから、病気の回復時期の児童を預かる病後児の保育等も行っております。さらには今年度からといいますより、平成18年度から予定をしております事業に集いの広場の開設、これは議案質疑の中でもお答えをさせていただきましたけれども、非常に今こういった核家族の中で子育てに悩んでいるお母さん方が多いというようなことから、この集いの広場を開設させていただいて、お母さん同士が話をできたり、またそこに専門の相談員を派遣させていただいて、相談員がそういったお母さん方の悩みに相談に乗っていただく、そういった事業を今年度から開設させていただきます。

それから、小学校の学童保育もその一環でございます、これに関しては新たに5校に対する質問も出ているようですから、担当の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

それから、2月16日に要保護児童対策地域協議会を立ち上げました。このことはこんな経済的に豊かな時代になっても、非常に幼児に対する虐待が多いというようなことから、これをみんなで解決策を図っていこうということで、恐らくこの周辺では一番最初の立ち上げだろうと思っております。この協議会を立ち上げまして、専門の児童相談所等の指導もいただきながら、みんなで地域ぐるみに、こういった児童虐待をなくそうという形で取り組んでいきたい、そのように考えております。

それから、担当課の方からお答えをさせていただきますけれども、学校の登下校時の安全対策、これも幅広く市民の皆さん方をお願いをして、今大勢の皆さん方がそういった形で活動をしてきております。ちなみに例を申し上げますと、区長会の皆さん方等が取り組んでおりますのが、エンジョイパトロールというパトロール隊を設けて、子どもたちの安全のために活動をしてきているんですけれども、既に参加してくれている皆さん方も600名を超

えております。

それから、学校によりましてはPTA等が中心となりまして、子どもたちの下校時、登下校時に子どもたちと一緒に歩いていただいて気を配っていただく、そんな形もとっていただいておりますので、これからもひとつ議員の皆さん方にもいろいろお知恵をおかりさせていただいて、警察と一体となって1件の事故も起きないような配慮をしていきたい、そのように思いますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

議長（鈴木正道） 社会福祉課長。

社会福祉課長（林 久男） それでは、少子化対策について。

旭市は、全国平均と比べて千葉県で何番目かというご質問でございますので、お答えいたします。

少子化、1人の女性が生涯に産む子どもの平均数で表されております合計特殊出生率に基づいてお答えいたします。

全国平均といえますと1.29人、1人の女性が生涯に産む子どもの平均数は1.29人でございます。その中で千葉県といえますと1.22人ございまして、これは47都道府県のうち40番目と低いところに位置しております。

それで、全国の中で旭市が何番というのちょっと把握しておりませんが、千葉県では何番目かということでお答えさせていただきます。

新旭市としての数値というのはまだございません。16年度末の旧市町で説明をさせていただきます。旧旭市でございますと1.41人、これは県下では上位から3番目になります。旧海上町が1.49人、これは県下1位でございます。旧飯岡町が1.17人、これは24位でございます。干潟町が1.24人となっておりまして県下15番目でございます。

それから、登下校時の保育所の安全対策ということでございますが、保育所につきましては保護者が送迎しておりますので、特別な対策はとっておりません。

保育園の防犯対策ということでございますが、保育所は不審者や事故などの緊急時に対応するため、警察、消防署に直接通報できる緊急通報装置を現在13か所の保育所に設置しております。残りの2施設については、これから早急に設置したいと思っております。

それから、不審者が入らないような防御といたしまして、すべての保育所にはフェンス、門扉等を設置して侵入者が無いようにしております。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 学校教育課長。

学校教育課長（多田清司） 学校教育課の方から、学童保育につきまして答弁したいと思います。

学童保育につきましては、現在市内15小学校中7校で開設しておりまして、来年度琴田小学校、嚶鳴小学校、中和小学校区で開設をするように準備の方を進めているところでございます。

先ほど質問の中で、5校の学校にアンケートをとったかということですが、来年開設の琴田、嚶鳴、中和の方と現在開設しているところにアンケートをとったということでございます。

また、今後ともアンケート調査等によりまして保護者のニーズを把握しながら、開設校を拡大していく予定でございます。よろしく願いいたします。

それから、小・中学校の防犯対策として行っていることは何かというご質問にお答えをいたします。

学校教育課としましては、緊急通報装置を全小学校に設置することを目標に整備を進めているところでございます。また、旭警察署と協力しまして、各学校が危機管理マニュアルに基づきまして、不審者侵入を想定した訓練を定期的を実施しております。

次に、登下校の安全対策について行っていること、またこれから対策を考えているかというご質問でございますが、現在次に述べる5点の登下校の安全対策を実施しております。

1点目としまして、子ども110番の家の看板を新規に作成しました。新たに150軒追加をしまして、合計650軒で子どもたちの登下校を見守ってもらうようお願いしてございます。

2点目としまして、市内全小学校1年生から4年生までの児童に防犯ブザーを配布できるよう準備を進めております。そして登下校の不審者対策に努めております。

3点目としまして、各学校に安全マップの作成を依頼し、児童・生徒に危険箇所を周知させるとともに、定期的にパトロールを行うよう指導しております。

4点目としまして、各学校は不審者対応訓練等の防犯教育を旭警察署の協力及び指導のもとに実施しております。

5点目としまして、ボランティアグループが中心となって、登下校の小学生を見守る活動を行っていただいております。

次に、スクールガードの創設は考えているかというご質問でございますが、学校の安全体制を高めるには、スクールガードがぜひ必要であるというふうに考えております。

既に幾つかのボランティアグループが中心となって、登下校の小学生を見守る活動を行っていただいております。さらに、今後県の支援を受けながら、来年度よりスクールガード創設に向けてスクールガードリーダー候補者などを含めて現在準備を進めているところでございます。

以上です。

議長（鈴木正道） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） 大変よく分かりました。

それで、1点質問をさせていただきたいのですが、この5校のうちのまだ実施されていない学童保育のところにはとっていないということだったと思いますけれども、それはどういふことでとらなかったのか、説明をしていただきたいと思います。

議長（鈴木正道） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（多田清司） それにつきましては、順次こちらの方で開設校をある程度予想しまして、準備でき次第若干とるということで進めていきたいというふうに考えております。

議長（鈴木正道） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） これは住民の方々の要望があるということで、私はこの質問をさせていただきました。これはやはり設置条項があると思いますけれども、ぜひ全体的に行っていただいて、なぜできないのかということ住民の皆さんに説明をしてあげないと、納得はしていただけないのかなと、こういうふうに思いますのでぜひその辺のところは公平にやっていただいております。

以上で質問を終わります。

議長（鈴木正道） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

木 内 欽 市

議長（鈴木正道） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（ 1 1 番 木内欽市 登壇 ）

1 1 番（木内欽市） 11番議員、木内欽市です。

12月の市議会改選後初めて開かれる本定例議会、この席に立って質問する機会をお与えくださいました皆様方に心から感謝を申し上げるとともに、与えられた4年間の任期中ご期待にお応えすべく、今後ますますの精進と努力を重ねてまいりたいと存じます。

私は、平成18年旭市議会第1回定例会において、当面する諸問題5項目13点について質問を行います。過去の議会においても何度も質問が出され、また本定例会においても既に質問をなされた方々、またこの後登壇する皆様方の質問と重複する点もあろうかと思いますが、私なりに角度を変えて質問させていただきますので、あらかじめお許しをいただきたいと思っております。

それでは、市長はじめ担当課長の前向きな答弁を期待して、順次通告に従い質問を行います。

まず最初に、教育関係について伺います。

教育は国づくりの原点、急速に少子・高齢化が進む中、未来を担う青少年は家庭の宝であると同時に地域の宝であります。子どもたちが事故や災害に巻き込まれることなく、すくすくと健全に成長してほしいと願わずにはおられません。

そこで、4点ほど伺います。

まず最初に、危険校舎ということで建て替えが進んでいます海上中学校の進捗状況について伺います。

2点目として、跡地の利用方法について伺います。

次に、新しい中学校はご存じのように海上支所の隣、今までの倍近い敷地面積4万5,000平方メートル、数寄屋づくり風の2階建て曲がり屋のモダンな学校として来年4月には開校いたします。合併を機に学区の再編の予定はないのでしょうか、お伺いをいたします。

教育関係の最後の質問として、市内20の小・中学校の通学路の安全対策について伺います。

質問要旨の大きな2番目、歳入の確保について伺います。

大きな施設や工場、企業のない本市は、歳入の多くを地方交付税に頼らざるを得ないのでありますが、今後その増加は望めません。これから市民のさまざまなニーズに応えるには、今まで以上に努力をしなければなりません。この質問は過去にもどこの市・町でも恐らく何名かの議員から質問が出ていることと思いますが、市税等の徴収状況、できれば過去何年かの分についても伺いたいと思っております。

納税は、国民の義務ですが、払いたくても払えない人、払える能力があっても払わない人、未納者に対する対応を伺います。

歳入の増加を図るには、たくさんの税金を納めてくれる、また雇用の場を提供してくれる企業の誘致は欠かせません。昨日も景山議員、滑川議員同様の質問に対し、市長をはじめ担当の方々も努力をなされているようですが、再度お尋ねをいたします。

次に、道路問題について伺います。

良好な住環境を築くために計画をされた都市計画道路、何本か計画されて、ただいままで40%くらい完成したようですが、今後の予定はどのようになっているのか伺います。

道路問題の2番目、中央病院へのアクセス道路の件ですが、この問題もやはり昨日景山議員、滑川議員から出ましたし、この後、高橋議員も質問なさるようであります。また議案質疑においても、明智議員が質問をなさいました。それだけ市民の重要な要望、また関心の高い問題だからだと思います。道路の幅員あるいは車線等具体的にお答えをお願いします。

次に、防災計画について伺います。

安全で安心なまちづくりには、防災計画は欠かせません。台風、地震、雷、テロなどさまざまな災害が予想されますが、わずか10秒か20秒で、一瞬にして多大な被害を及ぼす地震の対策が一番ではないかと思えます。今市内の小・中学校では耐震診断、耐震補強、建て替えなどが進んでおります。我々は過去の教訓に学んで対策を練るのが非常に大事になります。

比較的安全と言われていた地域に突然起こった阪神・淡路大震災、この生活関連の被害状況、家屋、家具等の倒壊による死者数、亡くなった方のほとんどがこれだと思えますが、その人数、また火災の発生件数と原因、同時多発火災の原因等をお知らせください。

被害を最小限に防ぐには、住民一人ひとりがしっかりとした防災意識を持つことですが、安全になれてしまうとその意識が薄らいでまいります。災害は忘れたころにやってくる、市民に対する防災意識の浸透策を伺います。

防災意識を高めると同時に、いざというときのために防災訓練は欠かせません。防災訓練の予定を伺います。

最後に、配偶者対策について伺います。

この件に関しては、一体どこの課が答えていいのか、困ったんじゃないかと思えますが、よろしく願いいたします。

家のせがれ、嫁に、娘に、いい人がいたらぜひお願いしますといったような話はよく聞きます。ここにおられる26名の議員をはじめ市長や執行の皆さんもよく頼まれるんじゃないかと思えます。

この件に関しては、その場ではいい、分かりました、任せてくださいと、胸を張ってたたける人はいないんじゃないかと思えます。本市の場合でも、つい先日いただいた統計あさひを見てみましたら、30歳から34歳までの男性未婚率は39.35%です。10人のうち4人が独身者です。内訳を見ますと旧旭市が38%、旧海上町が40.4%、旧飯岡町43%、旧干潟町37%とな

っております。これは平成12年の国勢調査の結果ですから、今だともっと上がって40%以上にはなっているはずで、特に1日の大半を自宅、ハウス、農場で過ごす農業後継者の場合は深刻です。行政としても何かする時期に来ていると思いますが、いかがでしょうか。

以上で私の第1回目の質問を終わります。

なお、詳細につきましては、自席で再質問させていただきます。

議長（鈴木正道） 木内欽市議員の一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） それでは、木内欽市議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、海上中学校の跡地利用という問題でございますけれども、海上中学校の跡地利用につきましては、建物のうち屋内運動場とそれから多目的教室をそのまま残しまして、屋内運動場は社会体育活動のためにご利用いただく。それから多目的教室は、子育て支援や適応指導教室としての利用を考えております。あとの場所につきましては校舎等の解体終了後、どのような形で利用するのが、活用するのが、市民にとって一番プラスになるのか、その辺を十分考慮しながら検討をしていきたい、そのように考えております。

それから、企業誘致の問題でありますけれども、昨日も滑川議員の質問にお答えをさせていただきました。本当にもうここは若者が職を求め、この地に定住をしていただくという上で、あそこに優良企業を誘致するというのが近々の課題であります。

そういった意味では、全力で取り組んでいきたいと思っているわけでありまして、いいあんばいによろしく企業が動き始めました。そんな意味で、昨日申し上げましたようにお茶の伊藤園の進出が決まって、既に倉庫の建設が始まっているわけでありまして、いろいろな面でいろいろな手づるを利用しながら少しでも進出を希望するところがあれば、どこへでも飛んでいって進出をしてくれるように進めていきたい、そのように思っております。

す。今も一つ市内の鉄工所の方が進出を希望しているようでございまして、そんな意味で今、当人と話し合いを初めたところであります。

あの地域を持っておりますのが県の土地開発公社でございますから、土地開発公社の方とも十分相談をしながら、そして我々でできる点については十分な努力をさせていただきたいと思っておりますものですから、何かいい縁故、また進出を希望する方々等の情報等ございましたら提供していただきまして、そういったものを生かしながら早くあそこをいっぱいにしたいと思っておりますものですから、よろしく願いをいたしたいと思えます。

次に、一番難しい問題であろうかと思えますけれども、配偶者対策という問題でございまして、そんな意味で本当に農家だけにかかわらずいろいろな面で、どこを見ても非常に独身者が多い。

ちなみに、この市役所であっても、これだけいい職場にお勤めになりながら、しかも男女の出会いの場というのは毎日役所へ出てくる限りあるわけでありましてけれども、こういった市役所にあつてさえ独身者が男性も女性も非常に多いというのが現状でございまして、このことそのものが何か若い皆さん方が結婚に対する少しロマンがなくなっているのかなと、そんな思いもいたします。

そんな意味では、この間の日曜日も職員の結婚式に呼ばれたものですから、ぜひひとついい家庭を作って、独身の皆さん方がうらやむような形を作ってください、これなら我々も結婚しなければというような思いになってくれるように頑張ってください、そんな願いをさせてもらったわけでありましてけれども、そんな意味ではぜひともひとつ若い皆さん方にこれからの自分たちの将来も考えていただいたときには、結婚して子どもをつくっていただきますと、今度はその子どもたちがお父さんやお母さんが年をとった時に働いて支えてくれるわけですから、自分たちだけが年をとって支えてくれる人が育っていないのでは困るわけですから、その辺も十分考慮に入れていただくと同時に、それから家庭というのは男女が力を合わせて築いていくものであり、そこには子どももあるという形の中で、本当に一般の楽しみとはまた違った喜びというのがそこに見出せるわけですから、そういったものも大いに先輩の特に議員の皆さん方から若い皆さん方に聞かせていただいて、結婚に対する夢を育てられるようにひとつご指導をいただけたら、そのように思えます。

今ちょうど手元に干潟地区で行ってきた結婚相談事業あるいは飯岡地区の男女の交流事業等の記録も持っているんですけれども、両方とも残念ながら今は続いていないようです。そんな意味でこれからひとつどうしたらいいのか、大いに検討をしていきたいと思えますので、

木内議員をはじめ議員の方のご指導をよろしくお願いいたしたいと思います。

いろいろな意味で、旭市には中央病院という非常に多くの女性がいる場所もあるわけですし、私などもできれば看護師をこの旭市の男性の皆さん方が射止めてくれて、旭市に定着ができるように努めていただければ、いろいろな意味でプラスになるものですから、ぜひお願いをしたいと思っているんですけども、なかなか定着をしてくれないというのが実際のところなんです。そんな意味でどうやったらいいのか、十分これから検討をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（鈴木正道） 庶務課長。

庶務課長（在田 豊） それでは、海上中学校の進捗状況につきましてお答えをさせていただきます。

海上中学校の改築工事につきましては、校舎等の本体部分と屋外運動場部分に分離発注をし、工事を現在進めているところでございます。

現在の進捗状況でございますが、本体工事では基礎コンクリートの打設を行っておりまして、3月末には全体の30%を完成させる予定でございます。また屋外運動場工事では、土工事を実施しておりまして、3月末には全体の70%が完成できる見込みでございます。

今後、19年4月の開校に向けまして万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（鈴木正道） 学校教育課長。

学校教育課長（多田清司） それでは、私の方から木内議員の学区の再編の予定についてお答えをしたいと思います。

現時点では学区の再編は予定しておりません。現状は、しかるべき理由があれば、区域外就学制度の弾力的な運用によりまして、希望する学校への就学が現在できるようになっております。以上の理由からでございます。

次に、各学校の安全対策でございますが、先ほども伊藤議員のご質問にお答えしたとおりで、子ども110番の家の増設、それから防犯ブザーの配布、安全マップの作成、不審者対応訓練、防犯ボランティアによるパトロール等の対策を現在も実施中でございます。

以上です。

議長（鈴木正道） 建設課長。

建設課長（米本壽一） 道路に関するご質問についてお答えいたします。

1点目は、通学路の安全対策の件です。

道路を整備する我々担当者としては、より危険の少ない道づくりを常に念頭に置かなければならないと考えています。例えば路肩の草刈りや堆積した土の除去あるいは道路わきの生け垣の刈り込みなど狭い道路を少しでも広く使うために努めているつもりです。

本件につきましては、今後も関係機関と連携をとりながら、危険箇所の把握とその解消にさらに努めたいと思っております。

次に、中央病院へのアクセス道の幅員の件ですけれども、12メートルを予定しています。

以上です。

議長（鈴木正道） 税務課長。

税務課長（江ヶ崎純敏） 市税等の徴収状況につきまして、まず市税についてでございますが、16年度決算の現年分徴収率を15年度決算との対比で申し上げたいと思います。

まず、旧旭市は95.31%で0.47ポイントプラス、旧海上町は96.78%で対前年度比0.03ポイントのマイナス、旧飯岡町は94.58%で対前年度0.11ポイントのプラス、旧干潟町は95.78%で対前年度比0.59ポイントのマイナスでございます。これら合計いたしました1市3町全体の徴収率では95.46%で、対前年度比0.23ポイントのプラスでございました。

また国保税につきましては、旧旭市88.68%で対前年度比0.76ポイントのプラス、旧海上町91.85%で対前年度比0.6ポイントのマイナス、旧飯岡町87.73%で対前年度比1.47ポイントのマイナス、旧干潟町91.44%で対前年度比3.35ポイントのマイナスとなりまして、これらの合計での徴収率では89.36%で対前年度比0.3ポイントのマイナスとなっております。

次に、未納者に対する対応でございますが、未納者に対しましては自主納付を基本に納税指導を推進しておりますことから、文書催告あるいは電話催告によりご自分で金融機関や市役所へ行って納めてくださるよう指導しております。そのための納付窓口として本庁税務課や各支所税務室では、毎月25日を夜間納付窓口として午後8時まで開設しております。

また、仕事等でなかなか自分では納付に行けない方に対しまして口座振替を推進しておりますし、事情があって外出が困難だという方のためには徴収補助員による臨戸徴収を行っております。しかし、そのような指導にも応じないような方については、旭県税事務所との共同徴収や日曜徴収等で折衝を重ね、それでも納税意識の薄い方には預貯金調査等財産調査を行って、その結果によって滞納処分を行っております。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） 都市計画道路の今後の予定でございますが、都市計画決定している路線は全部で13路線ございます。社会経済情勢また財政状況等から、計画内容や整備の必要性を十分調査しまして整備を進めていきたいと考えております。

また、現在におきましては谷丁場遊正線、それから旭駅前線の2路線の整備を実施してございます。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 消防長。

消防長（佐藤眞一） それでは、私の方から阪神・淡路大震災の被害状況についてご回答申し上げます。

阪神・淡路大震災は、平成7年1月17日5時46分に発生しまして、マグニチュードは7.2でございました。今年で11年目でございます。

まず、第1点の生活関連の被害状況といたしましては、住家の全半壊及び一部破損は全壊が10万209棟ございまして、半壊は10万7074棟、一部破損が18万3,436棟となりまして、火災による消失につきましては7,000棟となっております。

さらに、被災地につきましては、地震発生直後から断水が約129万世帯、停電約260万世帯、都市ガスの供給停止が86万戸、電話の不通につきましては29万回線に及びまして、完全に都市機能が麻痺しております。

次に、この地震によります総死者、負傷者数についてでございますが、死者数は6,308名、負傷者が4万1,527名であります。そのうちのご質問にありました家屋、家具類の倒壊による死者数につきましては、死者が5,538名、火災による焼死者が550名となっております。また負傷者につきましては4万1,527名のうち、家具類等の転倒によるものは2万4,500名となっております。

次に、火災の発生件数と発生原因についてでございますが、17日の発生から10日後の26日までの間、発生件数は294件でございます。そして、7,000棟が消失しております。原因としましては、早朝既に起床しておりまして、みんな火を使用しておりました。そして家屋が瞬間的に倒壊したことで、その火源を完全に始末できなかった、そういう状況にあったこと。そしてまた地震の沈静後10日間にわたって発生した火災の原因としましては、電気器具あるいは電気配線、そしてガスの漏えいによるものばかりでございます。

そして、同時多発火災の主たる原因としましては、通電火災が大きな原因を占めておりま

す。避難時におけるブレーカー遮断の忘れが地震直後の通電火災を引き起こしたものです。

地震時の対応としましては、まずガスの元栓を閉めることは皆さんよくご承知だと思えますけれども、電気のブレーカー遮断については意外と忘れがちでございます。この通電火災を防止するには、地震発生でまずガスの元栓を閉めることはもちろん、ふだんからガス漏えい対策としてのガス配管の耐震化やフレキシブル化を図って、その漏電破断を防ぐ必要があります。

火災の延焼拡大を招いたさらなる原因としましては、水道管の寸断によりまして消火栓が使用不能になってしまったこと。さらにそれに加えまして耐震性防火水槽、そして自然水利が欠落していたために、延焼拡大を容易に許す結果となってしまったものです。

次に、地震の災害防止に対する市民の防災意識の浸透策についてでございますけれども、現在私ども消防本部が実施している内容についてご説明を申し上げます。

まず、年1回発行いたします「しょうぼうだより」、火災予防運動期間中に配布する「防火チラシ」、そしてさらに防災訓練等の訓練時に配布する防災パンフレット、これを作成しまして、市内全戸または訓練参加者にその都度配布しております。

内容的には火災予防に対する方策及び台風、地震等の自然災害に対する予防策、発災時の対応策、特に地震に対しましては発災に対し、ふだんからの生活必需品の確保、家屋内における安全対策としましては、先ほど申しましたように阪神・淡路大震災時の家具類等の転倒による死者、負傷者が膨大な数であったことから、家具類等の転倒防止方法及び配置場所の注意事項とまた避難時の注意事項等を掲載しております。

そしてまたさらには、年間を通して実施されます各学校や事業所における避難訓練や初期消火訓練時、さらには毎年行われております管内小学生の消防署見学、中学生の体験入署等を通じまして、火災予防及び地震等における方策等について指導し、防災意識の普及に取り組んでいるのが現状であります。

今後も市民に対し防災意識の高揚を図るために、あらゆる機会をとらえながら指導、啓蒙を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 総務課長。

総務課長（増田雅男） それでは、私の方から防災訓練の予定についてお答えいたします。

防災訓練については、昨年は合併等の関係で実施できませんでしたが、本年度からは会場を市内1か所にして実施したいと考えております。

訓練の実施時期につきましては、9月1日の「防災の日」前後を予定しております。訓練の実施内容につきましては、これから検討することになりますが、地震発災対応型の総合防災訓練を予定しているところであります。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） それでは、再度ご質問させていただきます。

まず、中学校の件ですが、本体工事の進捗率が30%ということですが、当初の予定ではこれが40%になっていたと思いますが、どういうことで30%なのかお答えください。

それと、跡地の利用ですが、市長の答弁で屋内運動場、多目的教室は残していただけるということですが、柔剣道場とあとプールがありますが、このプールも残しておいてほしいと思うのですがいかがでしょうか、この点をお聞きします。

それとあと、学区の再編については現在予定していないそうですが、弾力的に対応ということですが、ご存じのように移転をいたしまして旧嚶鳴地区の方々から見れば非常に近い位置になって、通学するのに便利ではないかなとこう考える一人であります。当初これを計画したときにも、将来そういうこともあり得るだろうということで敷地も広くとってありますし、あと教室の方も生徒が増えてもいいようにそのように設計をしておりますので、もともと江ヶ崎地区、琴田地区は旧海上と一緒に、親なんかはみんな一緒に、あんまり抵抗ないと思うので、もしも可能であればひとつ行政の方からそういう指導といたらおかしいんですが、一応地域住民にアンケート等をとって、そういう意見があればご存じのように旭二中は県下で2番目の大きさの超マンモス校でありますので、そういった意味で適当に生徒が違う学校へ行けるようになればお互いにいいんじゃないかなと、そうってお尋ねをしたんです。いかがでございましょうか、この点をお願いいたします。

それと、通学路の安全対策ですが、やはり路肩の草刈り等をやっていただいているそうですが、これは本当にそのとおりだと思います。前回も申し上げましたが、夏場などは路肩の草に朝露がついておりますので、子どもたちはそれにぬれるのが嫌ですから、ついつい車道側を通学すると、大変危険でございますので、路肩の草刈りをよろしくお願いします。

と同時に、U字溝に随分通学路でもふたが無いところがあります。U字溝のふたを全部やるとなると工事から必要になりますが、単なるグレーチングというんですか、上から金網みたいなものを載せる、これだと幾らも経費がかからないので、そういった点の対応もまたお願いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

それと、歳入の確保についてですが、全体で89.36%ということで、予算書で計算すれば分かるんですが、毎年時効で消えていっちゃう分の金額、大ざっぱで結構ですからどのくらいあるのか、ちょっとお教えいただきたいと思います。

あと、企業誘致ですが、これはやはり今度新しい道路もできますし、非常に来る方によっては大変いい条件じゃないかなとこう思っております。また、私どもも市政の一端を担っているんで、市長が言うように宣伝をしなければいけないかなと、こう思っております。ここに入れる条件等があると思うんですが、その条件、それと入った後の税金面とかの優遇策があるかと思いますが、それを教えてください。それとあと値段は幾らなのか。だいぶ今土地も安くなっているんで、お安くなっているんじゃないかと思っておりますので、値段の方もお願いいたします。

それとあと、防災計画についてですが、やはり地震の被害が一番怖いと。わずか10秒の間に6,300人も亡くなっている。それで、家屋等の圧死者が5,500名、これはほとんど即死状態だと思っております。ですから、これを防ぐには、やはりこれが一番の防災対策の要になるんじゃないかなと、こう考えます。安心で安全なまちづくりをうたっておりますので、ぜひこちらの方の対応を我々も一緒に考えていきたいなと、こう思っておりますが、瞬間的にわずか10秒程度で木造住宅が、比較的これは弾力性があるので私ども地震には強いのかなと思っていたんですが、これだけの家屋が倒壊して多数の死傷者を出したと。この原因等専門家の立場から分かれればお教えいただきたい、このように思います。

それと、最後の一番難しい問題ですが、配偶者対策についてですが、実はこれちょっとテレビで見ていたんですが、やはり今までも干潟町、飯岡町についてはあったと。今はなくなってしまったようですが。これは先日見たのでは全く違うやり方でしたね。日本青年結婚相談所の先生か何か来て、農家の方だったんですが、農家の方というのは会話になれていませんから、いきなりお見合いの場みたいでもしゃべれないんですね。ところが、自分の畑でお見合いをしたら、畑は自分の専門分野ですから実に生き生きとして、一緒に来た女の人たちがほれ直したというようなそんなふうなことがありまして、それとあと愛知県の何ていう市だかちょっと忘れましたが、ここはやはり市がバックアップして、成婚率が60%だったとかいうたしかそんなことだったような気がします。

それとあと新潟県の山北町とっていたのか、町で縁結び係がありましていろいろなイベントをやって19組、縁結びをしたと。ですから、この地区の特性を生かしたやはりそういう企画を考えれば、大変みんなに喜ばれていいのかなとちょっと思いましたものですかいか

がでしょうか、よろしくお願いいいたします。

議長（鈴木正道） 木内欽市君の再質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） それでは、木内議員の再質問に私の方から何点かお答えをさせていただきます。

まず、海上中の跡地利用でいわゆる尚武館とプールの問題でありますけれども、尚武館に関しましては、海上地区の剣道関係者の皆さん方が非常によく利用をしてくれて、正月にもお招きをいただいて、そのけいこの風景も拝見をさせていただいたんですけれども、本当によく利用してくれていてありがたく思っているところでございますけれども、昭和45年の建設というようなことで、非常に老朽化が進んでいるということで、残念ながらこの建物は取り壊しをさせていただきたい、そのように考えております。

そのあとの利用に関しては、屋内運動場を残しますものですから、それをご利用いただくというのが一つ。もう1点は、新校舎の方に剣道場を作りますから、それらもご利用をいただいてカバーをしていただきたいな、そのように考えております。

それから、プールでございますけれども、あの地域に消防用の水利が、貯水池槽が少なく残してもらいたいということであれば、少し検討をしなければならないと思っておりますけれども、これは防火用水として残しますと、あれだけ大きなものにふたをするというような面もございまして、大変な費用も必要になってくるものですから、十分これも消防用の水利等々の面とも併せて検討をさせていただきたい、そのように考えております。

ともあれ、これから跡地利用についてはその利用方法を講じるわけでございますので、そういったものも含めて検討をさせていただきたいと思っております。

それから、海上中へ旧嚶鳴地区の子どもたちを通わせたらどうかという問題でありますけれども、この問題は合併の説明に歩いた時に、海上はいいけれども、旧旭地区の江ヶ崎から琴田の皆さん方には十分お話をさせてもらいました。その当時は何ら問題のないご返事をいただいていたわけでありまして、どうもこのところは少し違ったニュアンスの意見等も多く聞こえます。と申しますのは、海上中ができることによって、我々は海上中に行かされるというような少しご意見がございまして、そんな意味で地域の皆さん方の様子も見守りながらその辺は柔軟に対応していただけたら、また担当課の方のお考えもあるでしょうけれども、私の方では今そのように考えております。

それから、配偶者対策でございますけれども、木内議員からいろいろな事例を今紹介いた

できました。そういったことを少し教えていただいてこれから検討をしてみたい、そのように思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

私からは以上でございます。

議長（鈴木正道） 庶務課長。

庶務課長（在田 豊） それでは、海上中学校の完成見込みが当初40%であったものが3月末で30%になったという、その関係でございますが、若干工事に取りかかった時期も遅れまして、そういう状況も招いた要因の一つでございますけれども、基礎杭が200本以上ございまして、特殊な加工をもってその杭を用意するわけですが、それらが加工に若干手間がかかりまして期間が伸びた関係で、どうしても補助金のルールでございます40%は、達成見込みできないということで仕方なく30%で県の方と調整を図ったものでございます。

以上です。

議長（鈴木正道） 建設課長。

建設課長（米本壽一） 通学路に関連しまして道路のU字溝のふたの件でございます。

先ほどグレーチングという話がございました。道路のふたの場合にはグレーチングにせよコンクリートのふたにしる、歩行者のみならず車が載ることを想定するわけですから、受ける側のU字溝の構造をよく見て設置するわけですから、かえってグレーチングの方が高い場合があります。いずれにしても、よく検討させていただきます。

以上です。

議長（鈴木正道） 税務課長。

税務課長（江ヶ崎純敏） 時効等により消滅する税についてでございますが、平成16年度決算、1市3町合計の数値で申し上げますと、まず市税でございますが、5年時効によるものが1億1,560万949円、執行停止、これは3年で消滅いたします。これが1,142万6,068円、即時消滅が339万2,511円で計1億3,101万9,528円でございます。

次に、国保税については、5年時効が6,204万3,214円、執行停止分が348万9,500円、即時消滅分が19万900円となっております、合計では6,572万3,614円でございます。

以上です。

議長（鈴木正道） 商工観光課長。

商工観光課長（小田雄治） それでは、企業誘致に関しますご質問にお答えいたします。

特別な企業が張り付く条件としましては定めがございませんけれども、当地域が全国的にも有数な農水産物の生産地であることから、これらを企業誘致に生かしつつ首都圏の食

糧基地としての一翼を担うため、食品加工業等における分野への企業誘致に力を入れて推進していきたいと考えております。

それから、優遇税制でございますけれども、企業誘致を有利に進める方策として企業誘致条例に基づきまして一定の条件のもと、固定資産税の課税免除及び奨励金を行っているところでございます。この制度でございますけれども、全国的に多くの工業団地で導入されておりますけれども、本市におきましては立地した当初の優遇制度のみならず、進出後におけます施設の増設に伴っての固定資産税についても課税免除、これは5年間を追加して行っているものでございます。

それから、分譲価格でございますけれども、昨年4月から社会環境等の状況のもと30%ほど価格を下げました。現在1平米当たり1万3,000円から1万4,700円の中で分譲販売をしているものでございます。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 消防長。

消防長（佐藤眞一） それでは、私の方から木造住宅の震災で倒壊した原因と耐震性を高めるにはどうしたらいいかという質問に対してご回答を申し上げます。

木造住宅が震災で倒壊した原因につきましては、この倒壊した多くについては、戦前から戦後に建てられました築後30年以上の古い建物でございまして、特に瓦を土で固定した重量の大きな「本瓦葺屋根」、このような住宅や昭和40年代にはやりました文化住宅などの粗略なつくりのものが多くて、また虫の害や腐朽の進んだもの、筋交いがなかったりあるいは不十分なものが多く認められております。

そして、この一般住宅の耐震性を高めるには、現在の建築基準法による規制、これについては2階まではございませぬ。しかしながら、阪神・淡路大震災の事例を見ましても、2階部分だけが崩れたり屋根だけが落ちたりという現象は全くありませんでした。補強の優先順位としてやはり高いのは、いかに建物の1階部分を崩さないかということであります。1階部分さえ崩れなければ、家の倒壊はかなりの確率で免れるはずでございます。

一般木造住宅の耐震強化の方法といたしましては、基礎は最低布基礎、そして柱や基礎がはりから抜けないう金具を使って十分に固定し、また4隅についてはホールダウン金物等で緊結し、筋交い、床、天井、小屋裏の火打ちばりの追加、さらに屋根材の軽量化等を実施することが、地震による倒壊を現在防ぐ方法として一般化されております。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） それでは、まだ若干時間もありますので、質問させていただきます。

学校の安全の件ですが、これ先日課長にお伺いいたしましたら、防犯カメラを設置するというのですが、これはやはり一番いいのは袖ヶ浦市や浦安市がやることになりました学校の正門前に警備ボックスを設け警備員を配置する、これが何といても一番だと思います。経費がかかるということであれば、警備ボックスだけでも設置をしていただきたい。人員は、ボランティアをシルバー人材センターから派遣していただければ大幅に経費が削減できますので、何よりも犯罪の抑止力が違います。これはいずれ市内すべての学校に設置すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

あと、跡地の利用、尚武館の解体の方は理解をいたしました。

あと、プールなんですけど、これは新しい中学校にはプールがございません。これはやはり水泳の授業が3年間で3時間くらいとか、それに減ったのに伴うことではないかと思いますが、将来水泳の授業がまた多くなるかもしれませんし、その時にまたサンモールへ行ってお願いというのも、何か学校にプールが無いのも、ちょっと今の教育制度ではそういうあれでもいいのかなどは思っていますが、プールはできれば残していただきたい。

そして、防火水槽に対しても大変お金がかかるようでございますが、あれは25メートルで幅が10メートルくらいあるんですか。そうすると、300立米や400立米の普通の防火水槽の7基、8基分の容量を持つ防火水槽として利用すれば非常にいいのかなとそんな気もしておりますので、プールの解体については少しまた慎重にお考えをいただきたいと思います。

それと、跡地の利用ですが、この跡地は特急の停車駅でありますJR飯岡駅から歩いて約5分の位置にありまして、敷地面積は2万5,000平方メートルあります。これだけ駅から近いところで条件のそろった土地というのはなかなかありませんので、旧町時代は売却という話が出ていたんですが、一たん売却してしまうと求めるのは困難ですので、やはり市長がおっしゃっていただいたように地域のためになるような利用方法をお考えいただきたいと思います。

また、売却するのであれば、公共性の高いそういった方々に売却をしていただければ地域の方はありがたいんじゃないかなとこう考えておりますので、よろしく願いをいたします。

あと、税金の時効になる分が毎年約2億円あるということですが、これは皆さん努力はしていると思いますが、より一層のご努力をお願いしたいと思います。実際に行って徴収もするようでございますが、やはり何度も取りに行けば払ってくれる人が何割かは増えるはずで

ございますので、この点をよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それとあと、例えば差し押さえ等をかけても、先ほどお聞きしましたら、何か私の考えでは昔は税金が優先的に競売代金から引かれて税金だけは確保できると思っていたんですが、今は法律が変わってその税金も最初に抵当権を設定してある金融機関が優先するという事で、せっかく差し押さえかけて、競売をかけても市にはお金が入ってこないということでは、やはりこれも法律だからやむを得ないんでしょうが、そういった面でもぜひ徴収の方はよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、防火意識の高揚のことですが、これはやはり具体的に一般の方々に言わないと、通電火災の恐ろしさといってもちょっと分からないと思うんですよ。私も消防をやっていてついこの間まで分からなかったんですが、地震が起きます、電子レンジ等電気ストーブ等が倒れますね。そうすると安全装置が働いていますから、その時点では火は消えるんですよ。ところが、安全装置は下を押していると作動しちゃいますんで、それが停電の時はいいんですが、二・三日して電力会社が電気を、停電が直りますと、そこがもうそこから発火すると、こういう火災が相当件数あったと思うんです。ですから、やはり地震の際にはガスを消せというのはよく言われていますが、これからはブレーカーもということの一つ加えていただいで。実はこの前大雪で何か停電した時にラジオでやっていたそうです。やはり停電中は電気のブレーカーを下げましょうと、やはりそういった危険を防ぐためだと思うんです。例えばこたつのスイッチを入れっぱなしにしておいて、停電中はいいですが、電気が通ってくるとそこから火災とそういった意味もありますので、これは一般の方々はあまり分からないので、ここのところをぜひまたパンフレットなり防火訓練あたりで言っただけであればいいかと思ひます。

ついでに言わせていただければ、熱帯魚の水槽からの火災が5件あったそうです。どうして熱帯魚の水槽から火災かというと、地震でその水槽が壊れて水が全部こぼれちゃったと。当然その時はもう停電が発生していますから温熱機は作動していないんですが、その後やはり電気が流れてその上にかぶさっていた衣類とかからの火災が5件。ですから、当初事後火災、放火かと思ったんですね。人が誰もいないところからあちこちから火が出て、それで先ほどおっしゃったように、消火栓がもう切れていますから火が消せません。何かテレビで見るとヘリコプターの映像で見ると、あっちにもこっちにも火ができていて、それはすべて通電火災だそうなので、そういった意味での啓蒙をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、今回の地震は直下型でしたから、一たん品物が全部上に浮き上がってそれが南か

ら北に物すごい勢いで飛んだと言うんですね。ですから、住宅なんか2階と1階部分がちょうどずれているんです。ちょうど1階分ぐらい。それで先ほど消防長がテレビの位置とか言いましたが、これがやはりテレビが飛んできて、家の中を南から北まで飛んで高校生がそれが頭に当たって即死だと、こういう痛ましい事故も起きています。ですから、家具類の固定、こういったことが起きますから、早朝でしたから、恐らく一般の人はただ布団をかぶって10秒間我慢するしかなかったと。しかしその10秒間のうちに5,000名の方が亡くなっているわけですから、この辺も地震の巣と言われているので、ぜひそういった意味の啓蒙をよろしくお願いしたいと思います。

またあと、防災訓練につきましては、一応市役所の対応はどのようになっていますでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。多分災害発生時には、震度4か5になったら市長を本部長として対策本部が設置されると思いますが、各支所の場合にはどうなるのでしょうか、お聞かせください。

それと、大規模災害が発生した場合には、消防団並びに消防署は近隣との協力体制があって応援体制を組めると思うんですが、大規模災害になると自分たちも被害を受けていますから、いざという時にはやはり自衛隊の出動ということになるかと思うんですが、この自衛隊というのがやはり命令系統ですから、一たん来てもらえればこれはもう戦車みたいなもので物すごい働きをするんですが、彼らはもう食料がなくても、寝るところがなくても24時間動いてくれますからいいんですが、来るまでにだいぶ時間がかかるようでございます。万が一、そういう場合の要請の場合にはどのような手順を踏むのか、お聞かせください。

それと、最後の配偶者対策ですが、できればこれは旧海上時代もある程度のところまでいったんですが、合併になってそのままになっているんですが、縁結び係みたいなものを作っていたらいいかなと思いますが、もし縁結び係が経費でだめであれば、縁結び推進協議会というようなものを作っていたらいいかなと思います。そうしたら委員は10人くらいで構成して、そうしたら市長、私を任命してください。そうすれば……時間ですか。

議長（鈴木正道） いいです。

11番（木内欽市） いいですか。そうすれば前回ですか、昨年、神子議員が一般質問でおっしゃいましたこの辺にはいろいろすばらしい施設がそろっております。例えば私の考えはこうなんです。七夕祭りにまずおいでをいただくと。そこでカーニバルとかに参加をさせていただいて、夜は飯岡灯台の上に上がっていただいて、神子議員がおっしゃったように地域の方々に協力をしてもらって、「LOVE」の明かりを点灯してもらおう。これを見たカップル

は幸せになるよとこういうことで、そうして翌日は農場体験をしていただいて農家の皆さんと交流を持っていただく、その後は海上の県立のキャンプ場がありますから、そこでバーベキューやゲームなどをしていただいて、バンガローにお泊まりをいただいて、次の日には地元農産物などをお土産に帰っていただくと。都市との交流、生産者との交流も結構ですが、ぜひこの若者との交流を広めていただければ、やはりその方々はまたその年に結ばれなくても、翌年は言えばまた来てくれるんじゃないかなとこう思いますので、ぜひお考えをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（鈴木正道） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） それでは、私の方から学校の安全対策に警備ボックスをという提案がございました。教育委員会の方とも十分相談をさせていただいて、きちんと子どもらの安全が守れるように、こういったものが必要であるのかどうか、十分検討をさせていただきたいと思います。

それから、海上中の跡地対策につきましては、議員から提案がございました点も十分含めましてこれから検討をさせていただきます。

配偶者対策につきましては、非常に木内議員も木内議員のお考えを持っているようですから、木内議員を長としたそういった対策委員会等も少し考えてみたい、そのように思いますので、よろしく願いをいたします。

私の方からは以上です。

議長（鈴木正道） 消防長。

消防長（佐藤眞一） 通電火災の防止について申し上げます。

やはり同時多発火災の原因は、主たるものは通電火災が大きな原因でありましたので、今後は地震対策のマニュアルにあります使っている火の始末に加えまして、ガスの元栓を閉める、それから電気のブレーカーを切るということも、今後住民意識の中に強く浸透させていきたいと思います。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 庶務課長。

庶務課長（在田 豊） それでは、プールの関係での水泳の授業とのご質問でございますが、海上中学校につきましては当初から維持管理コストとそれからプールの建設のコスト、それらを勘案しましてプールの建設は考えておりませんで、それで中学1年生で授業としてプー

ルを使用するわけなんです、これらにつきましては民間のプールを利用していくというそういう方針のもとに整備を進めてきたものでございます。それで維持管理コストと民間のプールを利用した場合のコストでございますけれども、ほぼ同じ程度で、これらの授業が展開できるという試算のもとにそういう計画をいたしましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 税務課長。

税務課長（江ヶ崎純敏） 徴収についての努力ということでのご質問でございますけれども、現在徴収補助員という方を2名お願いしておりますけれども、この2名の徴収補助員を設置いたしました目的というのが、徴収にあたる事務職員については、簡易な未納者に対する訪問については徴収補助員の方に行っていただいて、滞納整理の必要な困難事例について事務職員がその滞納者の調査にあたって、滞納処分を実行できるようにするということが目的でございました。これは旧旭市の場合ですけれども、実際に16年差し押さえ件数等も増えておりまして、その結果として徴収率がプラスに転じたということがございます。

したがって、こういう滞納処分、差し押さえ換価という滞納処分についてこれから力を入れていきたいと考えておりますが、ただ先ほどご質問の中でもありました税が優先するという原則が違ってきているのではないかとご質問なんですけれども、国税徴収法という法律がございまして、題名は国税ですけれども、これは税全般に対する滞納処分について規定した法律でございまして、この中に税と一般債権との優劣を定めた規定がございまして、それを税について、納期限よりもその日付が以前に抵当権等の設定登記がされている場合、その抵当権等によって担保される一般債権は税に優先するという規定でございまして、

それからもう一つ、この国税徴収法には無益差し押さえの禁止という条項がございまして、その差し押さえたいと思う物件が税に優先する一般債権全部支払った後、残って税に回す分が無いようなそういう場合には無益差し押さえであるということで、市町村あるいは国は差し押さえをすることができないと定めた規定がございまして、

往々にして時効によって消滅してしまう場合でございますけれども、市町村の税については、この時効を中断させるというのは差し押さえをいたしませんと時効中断ができません。催告だけでは何回催告をやっても、これでは時効中断の効力が発生いたしませんので、差し押さえをしないと時効が中断しない。そして多くの場合、差し押さえをすることができないような資産しか持っていない方もいらっしゃるということで、結果として5年時効になって

しまうというような場合もございます。

そうすることで、時効による消滅について滞納者からの徴収率を高める努力はこれからもしてまいりますので、よろしくお願いいたしたいと思えます。

議長（鈴木正道） 総務課長。

総務課長（増田雅男） それでは、災害時のまず最初に配備の方の関係について申し上げます。

これは地震で申し上げます。震度4、もしくは津波注意報が千葉県北東部に発令されたときは、これは注意配備といまして総務課、建設課、水道課等の管理職は自動招集ということになります。支所につきましては、庶務室の防災担当が同様の登庁を行います。

それから次に、警戒配備、これは震度5以上及び津波警報が発令されたとき、これにつきましては原則といまして各課の管理職以上がやはり自主登庁と。支所につきましては庶務室の防災担当が同様でございます。

それから非常配備、これは震度5以上及び市長が認めたとき、または警戒宣言が発令されたときが非常配備といましてすべての職員が自主登庁と、このようになっております。

それから、災害対策本部でございますが、この設置につきましては自動設置と状況設置の2種類ございます。まず自動設置につきましては震度6弱以上の地震が観測されたときは、これは自動的に設置いたします。それから状況設置につきましては、震度5強以下の場合によっては、これは市長の判断により設置するかしないかを決めます。

災害対策本部の設置場所は、現状では庁舎3階の委員会室を予定しております。

それで、支所の方の本部につきましても、支所本部室というのを設置するようになっております。支所の本部長は一応支所長を充てるようにしております。

それから、自衛隊の派遣要請でございますが、これは災害時における自衛隊の派遣要請、これは一応市長から知事に要請をします。それからうちの方へ派遣と、そういう形になります。要請内容につきましては派遣要請計画、こういうものを出すようになります。

以上です。

議長（鈴木正道） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時10分

議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

高橋利彦

議長（鈴木正道） 高橋利彦議員、ご登壇願います。

（21番 高橋利彦 登壇）

21番（高橋利彦） 21番、高橋です。一般質問を行います。

私は、大きく3点ほどお尋ねしたいと思います。

まず最初に、公共工事についてお尋ねをいたします。

新生旭市誕生以来、はや8か月が過ぎました。市民の新市への期待感は大きなものがあります。まず、市民の一番の期待は道路等のインフラ、そして環境の整備です。この要求、要望を満たすことが必然的に新市への期待に応えることとともに、市民それぞれが一体感を感じる一番の要素であります。そのためには、新市づくりの中での公共工事、これから多くなることが予想されますが、その中で廃材の処理についてお尋ねします。

廃材の処理でございますが、これは環境問題も厳しくなり、またリサイクル社会において工事の際に出た廃材はどのような形で適正処理しているのか、処理方法についてお尋ねします。

次に、2点目として、工事の際には当然のこととして再利用可能な資材もあります。これらU字溝、柵渠板、そしてこの際出る建設残土、現状では埋め立てに使える資源という位置づけになっていて、廃棄物のように法律規則がありません。そういう中でこれらの資材、個人でも申請すれば払い下げができるのか。できるのであればその条件等についてお尋ねをいたします。

次に、旭中央病院問題についてお尋ねをします。

旭中央病院設立以来50年、半世紀が過ぎました。今では診療圏、人口100万人を要する全国屈指の大病院になりました。そして東総地域の基幹病院としての役割を果たすとともに、職員数1,800人という地域最大の雇用の場、つまり職場として地域経済の活性化、発展にも大きな貢献をしております。そしてなおかつ自治体病院の経営が厳しい中で、黒字経営ができていくということはすばらしいことです。この旭中央病院、これだけ大きな病院に発展し

たのも患者の信頼をかち得た結果であります。そしてこのことによって患者が増え、利益が出たから最新の医療機器が導入できた。それがさらに質の高い医療につながったということで相乗効果のたまものだと思います。

しかし、病院を取り巻く環境も少子・高齢化、これを起因とした医療費の抑制、道路、インフラの変化、それに加えて耐震基準の問題等の中で、基幹病院としてはこれが理想だという将来像についてをお尋ねいたします。

次に、病院の改築計画等についてですが、建物の老朽化、そしてたび重なる増築によって職員でも迷うような迷路状態であります。それに加えて阪神・淡路大震災の教訓による耐震基準の強化ということで、かなりの部分が耐震基準をクリアできないと聞いていますが、耐震基準をクリアできない建物は全体の何割くらいあるのか、そのうちで改築しなければならないもの、また補強のみで対応できるもの、この比率はどのようになっているのか、それらの改築、補強計画についてお尋ねします。

次は、アクセス道路についてであります。中央病院への通院患者は日に3,500人余り、入院患者への見舞い、そして職員、出入り業者ということで、時間帯によっては全く交通渋滞を起こしています。そのため、中央病院への道路をどうにかならないかという話が多く出ておりましたが、今年度アクセス道路のための予算が計上されました。大部分が家屋の移転の伴う工事が予想される中で、当然のこととして関係者に対する事前の説明会等がされていると思いますが、何回くらい説明会を行ったのか。そしてどの程度のコンセンサスを得ているのか、また概略路線、概算予算、完成に要する年月、そして一番実情を熟知しているのは中央病院、そして消防等でございますが、その辺りとの打ち合わせの内容等についてもお尋ねをいたします。

最後に、行財政改革についてお尋ねいたします。

平成の大合併と言われる今回の市町村合併、一番の要因は国と地方の財政難であります。我が市の合併の背景も財政難であります。このことから合併とは何か、合併の意味を十分認識する必要があります。つまり、合併とは重複した部分、これをリストラして効率化することです。このことは民間企業では既に立証済みです。日本の景気は今上向いて持ち直していますが、これは景気の低迷が長引いた中で、企業が生き残りをかけた合併、それによって従業員的大幅リストラ、つまり人件費の大幅削減の効果であります。要は企業でも、行政でも手法には変わりありません。行財政改革、行き着くところは人件費の削減です。

それには必ず今までの概念、しがらみにとらわれない組織、機構づくり、これが業務の効

率化につながるとは思いますが、そのためにはどのような組織、機構の構想を持っているのか、お尋ねをいたします。

次に、職員の適正規模についてですが、行政は企業とは違って公務員法との絡みの中で、リストラができない中で余剰人員はそれぞれの部署に張り付けされていると思います。そのために現在28戸88人に1人の職員がいます。埼玉県志木市は民間委託等で580人の職員を50人にするという打ち出しをしていますが、このような極端なことはともかく、北海道でも2万人の職員を10年間で600人、3割削減する。そして退職の補充は行わないなど方針を打ち出していますが、我が市の適正な職員の規模は何人くらいなのか、お尋ねをいたします。

以上で第1回の質問を終わります。あとは自席で行います。

議長（鈴木正道） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） それでは、高橋議員の質問にお答えをさせていただきます。

私の方からは、行政改革について、組織機構の簡素化とそれから職員の適正規模についての2点についてお答えをさせていただきます。

まず、組織機構でございますけれども、組織につきましては住民が利用しやすく簡素で効率的な組織を目指しておりますが、合併後まだ間もないというようなこともあっていろいろな問題が生じてきております。適宜修正等も必要となろうかと思っております。

同時に、今一番私どもの方で心がけておりますのは、合併によって、いわゆる本庁、支所方式をとっているわけでありまして、そういった支所のあるところの旧3町の皆さん方の特に住民の皆さん方に、サービスの低下というような思いをさせないということに心がけをさせていただいております。今回新たに提案をさせていただいておりますいわゆる教育委員会、農業委員会、農産課等の海上支所あるいは干潟支所への配置替えということを提案させていただいているわけでありまして、そういった面では庁舎の有効利用を十分考えていこうということで今検討をしております。

市民の皆さん方が本当に利用しやすい市役所になるように、これからも大いに努力をしていきたい、そのように考えております。

それから、職員の適正規模という問題でありますけれども、正直いって合併をして1市3町の職員をそのまま引き継いでおりますので、これが順調に行政が動き始めたら恐らく相当な職員の削減ができるだろうというようなことで、今度提案をさせていただく行政の改革推

進プランでは、定年退職を迎える皆さん方の、合併協議会の中では半分の採用ということで検討をいただいたわけでありまして、今回は3分の1程度にしようということで提言をさせていただいております。それによって平成22年4月までに約65人、7.6%の縮減が図れるだろうというふうに検討をいたしております。ただ、今年前に退職する職員も非常に多いという現状から見ますと、縮減はもっと進むのではなかろうか、そのように考えております。

合併直後でございますから、現状ではいろいろなダブるような事務作業等もございます、今の人数でも本当に足りないくらい職員は忙しい目をしているわけでありまして、これから落ち着いてきたらこういった形で縮減をしていきたい、そのように考えてございます。

それから、適正な人員配置等を心がけさせていただいて、そういった意味でも事務の適正化を図りたい。同時に、今のこの時期、これから最後に平野議員の質問の中でいろいろな電力等の削減の中で少し出てくると思っておりますけれども、今回非常に残業が多くて電気代等がかさんでおります。そのこと等を見まして、しっかりと残業をしなくて済むような体制づくりを考えていきたい。ここのところ課長方をお願いをしておりますのは、二重にも三重にも事務をとるようなことが無いのかどうか、そういったものも十分チェックをしながら、事務の適正化を図っていただけるようお願いをさせていただいております。

それから、忙しい時期に職員の応援体制というような問題、こういったものも個人保護のような問題でそういったこともできないところもありますけれども、協力し合えるようなところは協力し合って人員削減ができるように努めていきたい。いろいろな意味から、今度の行政改革推進プラン等をしっかりと生かして、本当に市民に負担の軽い行政にしていきたい、そのように考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

私からは以上です。

議長（鈴木正道） 建設課長。

建設課長（米本壽一） 公共工事における廃材の処理方法や利用可能材の有効利用についてお答えいたします。

初めに、廃材の処理でございますけれども、幾つかを例に挙げながらお答えいたしたいと思っております。

アスファルトにつきましては、再生プラント工場へ運び、再生アスファルト合材として利用いたします。

それから、コンクリートも再生プラント工場へ運び、粉砕して再生路盤材として利用いた

します。

それから、路盤材も再生プラントへ運び、セメントを混合して再生路盤材として利用します。

次に、利用可能材の有効利用、利用可能な廃材の有効利用ですけれども、いいもの、良質で再利用可能な場合には指定場所へ運搬させまして再利用すると。例えば発生土やU字溝、先ほど言われました柵渠板というようなものでございます。

それから、個人的にという話がありましたけれども、これは原則として個人には払い下げはいたしておりません。

それと、中央病院のアクセス道路関係ですけれども、順を追って説明申し上げます。

地元の説明会、地元の事前の説明会は何回ぐらいという話がありました。これは地元を集めての説明会はまだいたしておりません。個々にお会いして、例えば区長だとか役員だとか個々にお会いしていろいろな意見を聞いてございますけれども、大勢を集めて説明会はまだ開いておりません。

それから、ルートですけれども、これは議案質疑でも一般質問でも話が出ましたんですけれども、県道銚子旭線があります。あそこに集落があります。あそこを南北から北から来て、交差点ができる、そのところが一番のポイントですので、その用地交渉のめどが立ちましたら正式決定したいというふうに考えております。

続きまして、予算、全体事業費ですけれども、これも議案質疑の時に申し上げましたけれども、20数億円という形を予定しております。

それから、期間ですけれども、これは南北道は3.5キロあるわけです。その3.5キロの大事な部分、特に国道126号から中央病院にかけて橋を造るわけです。JRの上をまたぐ橋を造るわけです。こういったものの本当に大事なところは5年から10年かけてをめどにやっていきたいというふうに考えております。

それから、中央病院、消防等の打ち合わせですけれども、これは特にルート、どのルートがどうのこうのという打ち合わせはたびたび実施させていただきました。特に中央病院との話です。消防等につきましては、消防機関については特に具体的にはいたしておりません。

以上です。

議長（鈴木正道） 病院事業管理者。

病院事業管理者（村上信乃） ただいまお褒めにあずかりまして、50年間黒字経営して基幹病院としてよくやっているとお褒めにあずかったんだと思ひまして感謝いたします。ご評

価に感謝いたします。

しかし、その中には多分今後もこの黒字が続くのかというご不安がおありのような意味も受け止めましたので、その点についてお答えさせていただきます。

確かに、今回の診療報酬、マイナス3.17%のマイナス改定は、過去最高のマイナス改定でありまして、ざっと試算しまして我が病院でも約3億円くらいの減収になると出ております。それをこれからもこういう形が次々来るわけでございますが、これをちゃんとやっていけるのかということにつきましては、私はやっていけると思っております。

といいますのは、現在、今、入院患者さんがいっぱいなんですけれども、とにかく周りからたくさんの方が押し寄せてきますので、在院日数を1日減らすだけで何億円か違うわけです。現在、うちの病院に30日以上長期入院している患者さんが30%以上いるわけです。そういう方々を、もううちの病院の治療が必要でなくなった方々はほかの施設に移っていただいて、いつも我が病院では必要な患者さんを診ると。現在、旭中央病院に行くとすぐ追い出されとかあるいは入院させてもらえないとかいろいろご不満がおありのようですけれども、これはすべて長期の入院患者さんが鬱滞しているために、適正な患者さんを適切に受けられないという体制があるわけです。

これを切り抜ける道はどういうことかといいますと、どういう方法があるかといいますと、近隣の病院では空床の病院がたくさん、民間病院はさておき自治体病院でもございます。それで、3月2日の議案質疑の中で市長がお話になったIHNのインテグレイテッド・ヘルスネットワーク、要するに経営統合ですね。自治体病院の経営統合というものを行われまして、我が病院で周りの自治体病院が経営統合して一体化しますと、職員の交流ができますし、患者さんもそこにぶっちゃんけた話でいいまして、私どもの病院の分院なんだからそこへ行ってくださいという形で患者さんも行ってもらえると。そういう形で病棟の有効利用等々ができる時代が来ると思います。そうしてもらわないと、現在の我が病院の状況では、これ以上の患者さんの受け入れはできないし、在院日数も短縮できませんし、収入も上がりません。

そういう意味で、現在東総地域医療連絡協議会というのが行政を中心に、千葉県健康福祉部理事の亀井理事が中心になって堂本知事の命令一下やっているわけで、これが現に動いているわけで、これは私どもは期待しております。堂本知事も大変それを早い時期にやってほしいと望んでいるんじゃないかと思っております。と申しますのは、亀井理事は厚生労働省からの出向でありますけれども、本来今年で帰るはずだったのを、厚生労働省に堂本知事が頼んでもう1年残すと。千葉県に残ってもらうことになったということは、この計画に対する県

の思い入れも相当強いものだと思います。

最近、この近隣の成東病院の医師不足、それから佐原病院の医師不足等々でますます我が病院の充実度が必要になってくるわけですが、そういう受け入れ態勢をするためにも単に我が病院だけではなくて、この近隣の病院とのネットワークづくりが不可欠であります。そういう形でこれから進んでいけば、我が病院はますますこの地域の基幹病院として発展するものと思っております。

さらに、しかし、現在もう一つ問題点は、周りからたくさん患者さんがいらしていただくのはありがたいんですけども、現在の状況では職員がもうくたびれ果てている。はっきりいいますと看護師さんが足りなくなっています。ほとんどの看護師さんは20日ある公休を2日もとれていないんじゃないかと思えます。平均しましても。そして時間外勤務をたくさんやって、何とか押し寄せる患者さんをこなしておりますが、これがさらに在院日数を減らすということになると、さらにもっと忙しくなってしまいます。この点につきましては、人員集めに狂奔しているわけですが、現在看護師さんが少ない。これはもうずっとなんです。諸橋先生の時代から看護師さん足りない、足りないと言っていて、私が6年前に病院長になったときも看護師さん足りないで来たわけですが、それでこの6年間に看護師さん50人増えています。それでも足りないというのは、それだけ医療の質が上がって看護が必要になっているわけです。そういうところにつきまして対策も講じていかなきゃならんと。

それで、先ほど市長がお話になった地元で看護師さんが残ってもらえるような木内議員の提案のそういう機会も、私どもとしても心から望んでいるところで、そういう形でも看護師さんに残ってもらうという形、さらに看護学校を何らかの形でもっと増やしていただくなり何なり考えなきゃいかんかと、そういう形にもなっております。

以上、そういう点が今後我が病院の問題点と基幹病院としての将来像ということで、ご理解いただきたいと思えます。

それから、建物の老朽化についてご説明いたしますと、昭和57年に建築法が改正になって、それ以後の建築物は耐震強度があるわけですが、それ以後のものは耐震強度があるわけですが、それ以前のものはそういう基準になっておりません。

我が病院は、皆様方ご存じのように、次々と付け足し、付け足しと来まして、新しいところ、1号館、2号館、それから7号館の一部とかPET棟、これは大丈夫ですが、それ以前の建物がすべて昭和57年以前に建てたものでございますので、耐震性がございません。パーセントでいいますと多分50%だと思います。

それで、国の方では法律上、国土交通省の何ていう法律でしたか、ちょっと名前をうっかりど忘れしましたけれども、法律でこの5年以内にすべて耐震化しなきゃならんという法律が決められてしまったんです。しかし、耐震化しろといってもお金は出してくれるかといったら出してくれないで、勝手に変えろと言われて大変困っているわけですけども、しかし私どもの病院はいざ地震のときの基幹災害拠点病院、地震のときには最も中心で動かなきゃならない病院でありますので、これにつきましては何とかしなきゃならんということはおかねがね思っております、残りの50%の部分を何とかしようという形でマスタープラン、現在有料駐車場にしている玄関前のところを、あそこを2階建てにしないで今のまま1階のまま使っているのを、あそこに10階建てか12階建ての便利なものを作ろうという形で、今マスタープランづくりでやっているところであります。

そして、設計会社は一応入札で決まりまして、今後皆さん方のご意見も承りながら数年以内にあそこに今よりはもっと便利な形で、しかも免震構造の病院をつくる予定で現在鋭意取り組んでいるところでございます。

以上、ご質問にお答えいたしました。

議長（鈴木正道） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） ちょっと答弁漏れがありますので。

まず、病院長の2番目の問題で基準をクリアできない建物の比率は約半分、50%あるということですが、その中で改築を必要とするもの、それから補強のみで足りるもの、その数字ですね。それからそれらの改築、補強の計画、改築につきましてはちょっとお伺いしましたので、あと補強計画ですか。

それから、市長の答弁の中で組織機構で、私は機構に関してどのような構想をお持ちかということで質問したわけですが、その構想が全然ございませんので、その辺。それから適正人員ですか。当然配置をする上で、これだけは必要だけどこれだけ余っているんだよと、そういう一つの基準があると思うんですよね。ですから、その辺の答弁をいただきたいと思えます。

議長（鈴木正道） 答弁漏れがあったようでございますので、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） 機構の構想ということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、現在のところ合併をした直後でいろいろな事務の重複等がございます、目いっぱいな形で動いているというような段階でございます、今のところどのくらいの人員で済むの

か、こういった形にしたらいいのかという、しっかりとした数も構想もまだつかめておりません。これから十分検討をさせていただいて、そしてできるだけ市民に負担の軽いような形のものにしていきたい、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（鈴木正道） 病院事務部長。

病院事務部長（今井和夫） 補強工事の件につきまして、私の方からご説明を申し上げたいと存じます。

この点につきましては、先日、景山議員の質問の際にもお答えを申し上げたところですが、耐震基準を満たしていない部分、約50%近くございますけれども、補強工事の施工について専門家のご意見を伺いましたところ、医療法上の施設基準でありますとか、消防法等の規定によりまして、壁、天井、床、設備等々、1棟ごとに全面改修が必要になってしまうと。例えば壁の場合、開口部分、大きな壁の部分にバツテンのような補強をするというふうな形になってまいりまして、実際病室としてももう使えなくなってしまうということが想定されます。

そのようなこともございますし、そういった全面改修を行いますと、例えば経費について考えますと、新築するのと実はほぼ同等の金額がかかってしまうということがございます。それから、工事中におきます入院患者様の病室も用意しなくてはいけないと。それから検査部門でありますとか、手術室等の仮設建物も別途確保しなくてはいけないというようなさまざまな難点が想定されますことから、どうもあまり現実的ではないという結論になりまして、こういった部分につきましても補強ということではなくて、建て直すということが現実的な選択肢であるというふうな結論を得たわけでございます。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） それでは、再質問します。

まず、公共工事の問題でございますが、1番目の廃材の処理につきましては理解いたしました。

しかし、2番目の問題です。実は具体的に申し上げますと、今、遊正線というんですか、と場のわき干潟へ向かった新設道路、あの中で一部というより今改修工事をしていますね。その土ですか、これが広域農道を越えた旧干潟町の地先の個人の土地に埋められているわけですが、今土が貴重な中で公有財産ですよ。それが個人的に流用されていいものかどうか。

先ほど課長は、これは個人には使わせないと、あくまでも公共で利用するんだという話でございますが、公有財産を無断で勝手に、ましてこういう財政難のときに、そのように個人的にやるということは言語道断だと思います。それについて課長なり何なりご答弁いただきたいと思います。

議長（鈴木正道） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

建設課長（米本壽一） 公共工事の発生土、谷丁場遊正線のことだと思います。個人の土地へという話がありました。これは谷丁場遊正線と元干潟町1級5号がつながっているわけです。あそこは大規模農道で区切られているわけですね。1級5号線の用地交渉の時にその土をといた話があったわけです。発生土があれば自分の用地は提供するけれども、埋め立てをしてもらえないかという話があったわけです。その当時、もし発生すればいいよという約束をしたわけです。今の谷丁場遊正線の用地交渉が終わりまして、具体的に工事をやるときに発生土が出たわけです。具体的に申しますと、道路をつくる部分の表土の20センチ部分なんですけれども、それを発生土として約束のところに運んだというものでございます。

先ほど個人には利用いたしませんと申しましたけれども、これは原則論であって、用地交渉の段階で約束でしたもので、今回の場合には埋め立てをしましたというものでございます。

議長（鈴木正道） 高橋議員、いいですか。

高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） それでは、再質問いたします。

まず、ただいまの土砂の問題ですが、それであればまず契約書をお示ししていただきたいと思います。

それからあと、中央病院の問題でございます。中央病院の問題につきまして、病院長の答弁でございますと、これからは経営的には十分やっつけていけると。そういう中で、これからはいろいろな中で経営統合という話が出ておりますが、経営統合となりますと果たして今の病院の場所でいいのかどうか。当然のこととしてこれからやはりアクセスもかなり変わるわけですね。それから地域医療の絡みもだいが出てきます。そういう中で経営を含めた今度はあそこにあくまでも固執した病院を建てるんじゃなく、将来を見渡した中、見通した中での建設を含めた将来像ですね。

それからあと、耐震による改築計画でございますが、約半分が極端に言えば改築しなければならぬ。そういう中で今アクセス道路の建設、計画されておりますが、それと含めた中で

果たしていいのか。それからアクセス道路でございますが、事前説明は全くやっていない、個々にやっているということでございますが、個々にやっているのであれば、どのぐらいのコンセンサスを得ているのか。特にあの地域は網戸地区ですか。旧住民のいるところですね。そういう中で果たして銭、金で解決が付くのか。やはり旧住民というのは、地域のつながりの中で、金銭面では追いつかない部分がかかなりあると思います。ちょっとそういう中で説明が甘いんじゃないかと思うわけですね。

それから、概算路線ですが、あの予定しております道路でございますと何戸くらい立ち退きをしていかなければならないのか。遊正線、たったあれだけの農地に木を植えてあったものを片付けてもらうだけでも何年もかかっているわけですね。それから見ますと、かなりの今後用地買収等において難しい問題が出ると思うわけでございます。そういう中で概算路線の中で何戸ぐらい移転が伴うのか。

それからまた、概算予算の問題でございますが、果たして20数億円のできるのか。それと同時に、中央病院の将来、また現在の病院の患者、その辺の絡みから見て、警察の東では大正道路のかなり東側へいってしまうという問題が出るわけです。そんな中で果たしてそれがアクセス道路になるのかどうか。

それから、完成に要する年月は5年から10年ということでございますが、行政の場合は担当が変わるとなかなか遅々として進まない。民間企業であれば、これは企業の命がかかった中で、生き残りをかけた中で短期間に仕上げる。そしてそのためには専任の職員、行政であれば特命課長なんかを作ってやっていかなければならないと思うわけでございますが、そういう中でその考えはどうなのか、お尋ねします。

それから、行政改革の問題でございますが、まず組織機構につきまして1年過ぎた中で、だいぶ職員の皆さん方の話を聞きますといろいろ問題が出ております。問題が出ている中でもうそろそろやらなければ、やはり鉄は熱いうちに打てじゃありませんが、今のうちにやらないとこれがこのままいっちゃうわけです。特にこういう議会を見ても、これだけの高級官僚の皆さんがいるわけですよ。これを例えば部制とか何とかにすれば、何人もいなくて済むわけですね。この1日の経費、これは大変だと思うんですよ。やはりその辺は市長執行者としてなぜ合併したのか、その辺を十分念頭に置いた中で、これは当然課長の、部制でも何でもとればこれは痛みを伴うわけですね。これは痛みを伴わなければ、この行財政改革はできないわけです。その辺を認識に置いた中でいつごろまでに機構改革を含めてどうしていくか、ひとつご答弁をいただきたいと思います。

また、適正な人員配置でございますが、私らからの目線で見れば、例えば公用車の運転士、今まで首長の運転士が4人いたのが今度は1人になったと。また、議会事務局も旧町であれば2人で済んだわけですね。それが、議員がそんなに変わらない中で、見渡しても今やはり7人いるわけです。ただ、私らから見れば多いけれども、これは首が切られないからいいですよ。ですから、ただ上乘せしてあると。やはりそういう中で何人必要かは当然のこととして業務内容から把握してやっていくのが本当だと思うんですよ。ただ単に人がいるから、必要だから、そのまま配分しておけじゃなくて、本当は何人だよと。しかし、現状ではそれを減らすことができないから上乘せしておきますと。そうでないと、今度はこれが既定の事実になっちゃうわけですね。何にしたって行財政改革は全くできないんですよ。今のうちにやはりどういうふうにするか、これが必要だと思います。

そういう中でひとつご答弁いただきたいと思います。

議長（鈴木正道） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） それでは、行政改革の面でお答えをさせていただきますけれども、今の行政改革のアクションプランを作らせていただいております。これができましたら、このアクションプランに沿って5年間の計画でそういった削減等もしていくわけであります。きちんと各課でどのくらいの人員がいるのかという把握をするには、現状ではまだ1市3町の時からの事務の重複の部分があったり何かで、きちんとしたものが把握しきれませんものですから、もう少しお時間をいただいて、できるだけ早い段階で、アクションプランが作れるわけですから、間もなくそういった数も出していきたい。人員削減等についても、数の上でこういう形でこれからの行政改革を進めていきたい、そのような一つの目標を立てながら進めていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（鈴木正道） 病院事業管理者。

病院事業管理者（村上信乃） 新しい場所に移って、新しく作り直したらどうかと。それは大変いい話なので、お金さえあればやりたいんですけども、その方がすっきりした最も理想的な病院がつかれますけれども、しかしこれはもうちょっと現実的ではございません。と申しますのは、先ほど申しました残りの半分のところは使えるわけで、さらにそれ以外にかく私どもの病院は医者が全員病院構内に住んでいるというわけで、職員宿舎を完備しております。それも全部院内にあるというからこそ意味があるわけで、それもそれらの建物は

ほとんどが耐震構造の中にありますので、引っ越す必要がございません。新しいところに行きますともう1回作り直さなきゃなりません。かなり無駄になりますので、現在のところに行きたくないと考えております。

議長（鈴木正道） 建設課長。

建設課長（米本壽一） 谷丁場遊正線の発生土の関係なんですが、契約書を示してという話がありました。契約書はございません。これはなぜかといいますと、その当時、本当に出るかどうかわかりませんので、契約書は結んでありません。ただ、その当時の約束は、今我々の担当者にも引き継ぎは受けております。契約というのは、別に書類じゃなくても約束ですので、口頭でも約束です。これも契約です。それを我々は適切に守りたかったということがあります。

それから、アクセス道関係で何点かありました。網戸区民のコンセンサスはどのくらい得ているのかという具体的な話ということですが、あくまでも売ってくださいとか、ここを通りますとかという具体的な話はしていませんので、どうですかという具体的な話を聞いておりません。また聞くつもりもありませんでした。ただ、いろいろな意見を聞いていることは事実です。

それから、何戸ぐらい立ち退きかと申しますと、これは今交差点の設計をやっているところです。設計をやっているところですので、具体的には今明らかにできません。

それから、予算というか、全体事業費は本当に20数億円で行けるのかということなんですけれども、今まちづくり交付金だとか、合併特例債だとかという手続きをとるか、計画を出しております。ですから、その中で今概算で20数億円という数字を出しておりますので、本当にそうなのかといいますと、結果的にはまだわかりませんが、あくまでも計画では20数億円という数字を出しております。

それから、5年から10年ということなんですけれども、これも国の補助金の関係、国の起債の関係で、あくまでもそこで頑張るといふことの意気込みなんです。ですので、私は大事なところ、特に金のかかるところはそういう財源、国の財源を使いたいということで5年から10年と申し上げました。

それから、特命課長の話は、これは私が述べるべきではないと思うんですけれども、これは中에서도いろいろあるんです。建設課はこれからアクセス道をつくるから大勢にしようやとか、あと県から呼ぼうやとかいろいろ話がありました。ありましたんですけれども、やはりこれは相手は地権者ですので、誠意を持ってあたる、誠意を持ってあたる人間がど

れだけいるかということが早く道路ができると、これだと私は思っております。

以上です。

議長（鈴木正道） 高橋利彦議員、どうぞ。

21番（高橋利彦） これは質問ではなく、言わせていただきます。

遊正線の今の現場、工事をやっているわけですが、もう干潟町はとっくにあれ買収が終わったわけなんです。もう何年も前に終わっているんですよ。そういう中で旧干潟町、合併するということが分かっている、担当者もそういう契約をするのか、そういう詭弁の答弁はこの席でしていただいても困ります。当然契約であれば行政、口頭などで契約をすることはございません。口頭でそういう契約をしていたら大変な問題ですよ。そういう課長、うその答弁はしないでください。いずれにしても、後でその契約書がありましたら出していただきたいと思います。

以上です。

議長（鈴木正道） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

平野 浩

議長（鈴木正道） 続いて、平野浩議員、ご登壇願います。

（14番 平野 浩 登壇）

14番（平野 浩） 14番、平野浩です。

3月定例議会にあたり、一般質問をいたします。通告に従いまして質問をいたします。

1点目の飯岡駅北側地域の住環境整備でございますが、最初に地理的な点について申し上げますと、後草高生線4068号線を境といたしまして、東へ約1キロメートルほどと総堀線0204号線とJR総武本線との間の約13ヘクタール余りの地域でございます。

さて、財政問題に触れますけれども、国の経済もようやく回復の兆しが見られて、地方にも緩やかではありますが、その影響が今後とも見込まれるものと思われま。平成18年度は三位一体改革の総仕上げの年度で、4兆円規模の補助金の削減や3兆円規模の財源の移譲を行ってきております。

旭市の平成18年度当初予算においても、国の地方財政計画等を参考に編成され、自主財源の根幹である市税についても増加が見込まれているようでありますが、平成18年度は固定資産税の評価替えの年でもあり、固定資産税の減額が見込まれます。

それと、人口でございますが、平成17年度国勢調査速報値においても、前回調査の平成12

年度の国勢調査による人口を下回っております。今後、少子・高齢化社会が続く中で、医療と福祉の里、食の里、交流の里づくりにうたわれている事業を通して、旭市に住みたいと言われるようにするべきと強く思うものでございます。

今後の市民税、地方交付税にも影響が及ぶものと思われる少子・高齢化社会のこのような状況下で、旭市においても自主財源の確保の観点から、安心して安全で快適な生活が営める住環境の整備が喫緊の課題と思われまます。予算編成方針にあるように事業の緊急性、投資効果を考え、事業の推進を図らなければならないと思われまます。

そこで、飯岡駅北側の道路整備についてでございますが、飯岡駅北側については後草406号線が通り、この路線については嚶鳴小学校区の通学路として利用されているところですが、住宅地の通勤路としても使用されています。この路線は幅員が狭く、交通量も多いことから、非常に危険な状況になっています。子どもたちの交通安全の観点から、この路線の整備計画をまずお尋ねしたいと思ひまます。

それと、先ほども申し上げましたが、狭い幅員のため路線を拡幅し、歩道を整備し、子どもたちが安心して安全に通学できる路線にしていだきたいと思ひまます。

2点目は、旭市庁舎等の省エネルギー対策について質問させていただきます。

財政の削減並びに効率環境改善に資するものと思ひまます。京都議定書が発効して1年が経過し、地球温暖化対策の記事等が新聞紙上でとみに多くなっています。地球温暖化対策として二酸化炭素排出量の削減が、1999年発効の省エネ法第8条で規定されています。市町村に対する温室効果ガス排出の抑制等のため、実行計画の策定や実施に対する公表を義務づけたものでありますので、そのために電気や燃料などエネルギー使用料の削減が求められています。実際の電気料金は幾らになるのでしょうか、お伺ひいたします。

電気料金は基本料金と使用料金になっています。国の二酸化炭素の削減の指針として、使用料の1%ずつを削減し続ける必要があります。他の燃料についても同様のことが言えます。計画どおり削減できれば、旭市財政の効率的運用に大きく資することができます。毎年1%の削減の目標達成には具体的にどのように施策されるか伺ひまます。

また、環境ISO14001の認証取得はいつごろを考えているのでしょうか、伺ひたいと思ひまます。

次に、3点目の海上中学校通学区域についてであります。平成19年4月から海上中学校が移転開校するわけですが、海上中学校の建設には合併特例債が充てられています。合併特例債についてはいろいろな要件があり、学区の問題もあると思ひまます。

そこで、海上中学校が開校した時点で、江ヶ崎地区及び琴田地区の学区についてお尋ねいたします。

旭二中が市内でもマンモス校でこの解消策として、またこの地域の生徒は通学のため国道を横断するわけで、交通安全上の問題から、生徒が安心して安全に通学できることから、江ヶ崎、琴田地区及び海上地区に隣接する地域の生徒を開校と併せて海上中に通学させてはいいかかと思えます。所見を伺いたいと思えます。

以上、3点ほど申し上げました。再質問は自席で行います。

議長（鈴木正道） 平野浩議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

建設課長（米本壽一） 飯岡駅北側地域の住環境整備向上のため4064号等の道路整備をすべきではないかというご質問にお答え申し上げます。

市内の道路整備につきましては、これは何回も申し上げてしまいますけれども、危険性だとかあと不便さ、それから利用頻度、整備後の費用対効果、それから地域のバランス、あとは拡幅の用地の確保の状況など総合的に考慮しまして優先順位を決めて整備させていただいております。

本路線につきましては、整備の必要性を感じております。しかし今の市に要望のある路線は278路線あるわけです。認定道路は1,100キロあるわけなんです。こういった現状の中で、今後どういうふうに整備したらいいのかということの計画を作ります。ですので、その計画の中で検討させていただきたいと、こう思います。

以上です。

議長（鈴木正道） 総務課長。

総務課長（増田雅男） それでは、庁舎等のエネルギー対策についてお答えいたします。

庁舎内での省エネの取り組みといたしましては、昼休みは必要な箇所を除き消灯を心がけております。また、冷房中の室温は28度を目安、また暖房中の室温は19度を目安に設定し、職員に対しては適切な服装を心がけるなど奨励し、電気や冷暖房用燃料の使用料の削減に努めているところでございます。

それと、2点目のISO10024ですか、これの認証取得の関係でございますが、現段階では取得について考えておりません。

以上です。

議長（鈴木正道） 学校教育課長。

学校教育課長（多田清司） それでは、海上中学校の通学区域ということでお答えさせていただきます。

海上中学校は、基本的には旧海上町を通学区域としております。先ほども木内議員のご質問にお答えしました。さらに市長からの答弁もございましたように、合併したばかりで直ちに学区編成では、かえって保護者や地域の不安を仰ぐだけではないかと思われれます。消極的かもしれませんが、学区の再編は長期的に時間をかけてじっくり取り組む必要があるのではないかというふうに考えております。

現在は、区域外就学の制度を非常に弾力的に運用しておりますので、しかるべき理由があれば希望する学校で就学することができるようになっておりますので、どうぞご理解いただきたいと思えます。

以上です。

議長（鈴木正道） 総務課長。

総務課長（増田雅男） すみません。答弁漏れがありました。電気料の関係。

それでは、合併後、昨年17年7月から12月までこの半年間についてお答えいたします。

まず、電気料です。本庁471万4,799円、それから海上支所261万936円、それから飯岡支所258万4,326円、それから干潟支所212万5,372円、合計で1,203万5,433円。

それから、冷暖房用の燃料の関係です。やはりこれも昨年の7月から12月分です。まず本庁109万4,400円、それから海上支所93万5,130円、それから飯岡支所24万9,900円、それから干潟支所47万2,500円。飯岡支所の金額につきまして少ないのは、これは暖房だけの金額でございます。

それと、先ほどの環境の認証取得ですが、番号を私は間違えました。14001でした。どうも失礼しました。

以上です。

議長（鈴木正道） 平野浩議員。

14番（平野 浩） それでは、1点目の住環境整備の再質問から進めさせていただきます。

この地域につきましては、旧海上時代に10年間に14度、先輩議員方の努力の中でいろいろお骨折りをいただきまして、この地域のあらゆる問題につきまして討議がなされております。もちろん、通学区域、通学道路の問題もありますし、投資的効果もあるし、また優良宅地としても位置づけられる等々、それと市税の問題もございませぬ。あらゆる件に関して質疑がされているところでございまして、この1点のみでございませぬので、そういった言うならば

発展する地域でもございますし、それが新旭市にとっても大きにプラスになると、そのように考えての皆さんの今までの質疑でございました。

それと、この地域約13ヘクタールの面積を要しておりますけれども、4061号より4067号線までの幅員についてご説明を、報告をしていただきたいと思います。これについてはいかに幅員が狭いかということが皆さん承知できると思いますので、お願いをいたしたいと思ます。行政とこういうことについて認識を共有することも必要ではないかなと、そのように思っております。

次に、庁舎等のエネルギー対策についての中で、電気料を単純に3町の庁舎で半年で1,200万円、1年間でそうしますと2,400万円、そのほかにも各施設等がございますけれども、この基本料金と使用料金でございますので、これが1,200万円でございます。その1%ということであれば12万円ということですが少なくはなりませんけれども、これは要するに庁舎のみの金額でございますので、少なくなるような印象を持たれていると思ますけれども、実際は相当な金額になると思ます。これを5年間にしまして考えますと相当な金額になり、いろいろ財源的な不足を来している中で、有効な財源の利用ができるのではないかと、そのように思っております。

続きまして、3点目の通学区域の問題でございますけれども、学区の変更はないと、先ほど課長より木内欽市議員の質問の中にごございましたけれども、これは16年2月28日ですか、合併協議会53号で調整方針により学区については現行どおりとしますが、市・町境の地域については弾力的に運用し、必要に応じて通学区域の見直しを行うとこのようにされており、また海上中学建設の教室の方針の中でも、基本設計においても生徒数に応じて、生徒数が多くなってもその対応ができるように教室の確保をするとそのようになっておりましたので、規則として出ておりますけれども、この規則を曲げるということは条例の中であるわけですが、けれども、もともと琴田江ヶ崎地区は元嚶鳴ということで、昔から歴史的、文化的な行事と申しますか、そういうのはいまだに一体となってやっているようなことで、市長が当時は問題ないというようなことで、最近は行かされるという、そういったような意識が出ている方々がいるということでございますけれども、合併特例債の関係もあるということで、仮に一緒になった場合には合併特例債の増減があるのかないのか、その辺も含めてお尋ねをいたしたいと思います。

それと、通学区域は恐らく教育委員会より対象家庭に対しまして、通学の連絡がいくと思ますけれども、その文書においてもはっきりした内容のものでないと、ある程度柔軟性を

持たせるといっても、なかなかそれは判断に迷うことでもございますので、その点も教育の自由化ではありませんけれども、少しでもよい教育環境の中で勉強をさせてやりたいという考えの中で皆さんいると思いますので、そういったこともありますので、はっきりした文書内容で示す必要があるのではないのかなと、そのように思っておりますので、あらかじめ早くその辺の区域の周知徹底を図っていただきたいと、このように思います。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 平野浩議員の再質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） それでは、通学区域の問題でご答弁を申し上げたいと思います。

海上中学ができて、非常にいい環境の学校が整備をされるわけであります。そういった意味で旧旭市の江ヶ崎あるいは琴田の皆さん方、そこへ希望をして行ってくれるということであれば、これはもう大いに結構なことで、大いにそういったことは進めさせていただきたい、そのように考えますけれども、それを行政の方からここへ行けという形をとりますと、今の段階では少しまずいのではないのか、そのように考えますので、住民の皆さん方の意思に任せたい。そして教育委員会の方も先ほどの答弁の中で、柔軟に対応するというお話を申し上げているわけですから、そういった形でぜひご理解をいただきたいと思います。

私自身、個人的に考えましても、すべての校舎が新しくなるわけですし、しかも江ヶ崎から琴田の皆さん方からすればあの総堀の道路を通っていけば、ほとんど危険なところもない、そういった非常にいい環境にあるわけですし、そんな意味では慌てないで、住民の皆さん方の意思に任せれば自然にそこへ行くんじゃないのか、そういう期待を持っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

以上です。

議長（鈴木正道） 建設課長。

建設課長（米本壽一） 先ほど道路幅員の関係のご質問がございました。

406号、これは3.6メートル、2間道路でございます。3.6メートルなんですが、これは境界はできております。それから4061、これから海上中学校に向けての通学路として整備するところであります。4068は、これは16年度に整備したはずです。ですので、4068は西の縦の線、これから整備する4061は東の縦の線、議員が質問で言われているのは4065の中の線、東西線なんでしょうけれども、これはとにかく3.6メートルですので、できれば4メートル以上で、恐らく先ほどの説明の中で通学路としても交通量も多い、地域の発展にもという話で

すから、これはU字溝はぜひ設置したい。そうしますと4.5から5.5と、だんだんやるときは  
広げてやりたいなというふうに考えています。

以上です。

議長（鈴木正道） 財政課長。

財政課長（高埜英俊） 合併特例債についてお答えいたします。

海上中学校の合併特例債はもう許可を受けておりますので、今後の事情で変わることはご  
ざいませぬ。

以上です。

議長（鈴木正道） いいですか。

14番（平野 浩） それでは、一般質問を終わります。

以上です。

議長（鈴木正道） 平野浩議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時31分

議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（鈴木正道） 本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第46号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に  
ついての1議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 配布漏れないものと認めます。

おはかりいたします。議案第46号を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(鈴木正道) ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

#### 追加日程第1 議案上程

議長(鈴木正道) 追加日程第1、議案上程。

議案第46号の1議案を上程いたします。

#### 追加日程第2 提案理由の説明

議長(鈴木正道) 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

(市長 伊藤忠良 登壇)

市長(伊藤忠良) 本日、議案1件を追加提案し、ご審議いただくことといたしました。

提案いたしました議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第46号は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、合併協議に基づき、不均一課税を行っていた介護保険の料率等を平成18年度から統一すること並びに介護保険法及び地方税法などの一部改正に基づき所要の改正をするものであります。

以上、追加提案いたしました案件の趣旨をご説明いたしました。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えしますので、よろしくご審議のうえ、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長(鈴木正道) 提案理由の説明は終わりました。

### 追加日程第3 議案の補足説明

議長（鈴木正道） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第46号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇）

高齢者福祉課長（横山秀喜） 議案第46号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

それでは、表紙を1枚めくってください。

第3条は、保険料率を改正するもので、合併協議に基づき平成17年度は、旧市町の保険料率でありましたものを、18年度から第3期介護保険事業計画に基づき統一するものです。

介護保険施行令の改正に伴い、所得段階が今までの第2段階を二つに分けたため、第5段階から第6段階へ改正になったことによりまして、基準額は今までの第3段階から第4段階へと変わります。基準額は4号でお示しのとおり年額3万5,400円で、月額では2,950円となります。1号及び2号は基準額の0.5倍で1万7,700円、3号は0.75倍で2万6,550円、5号は1.25倍で4万4,250円、6号は1.5倍で5万3,100円となります。

基準額は、第3期介護保険事業計画で見込んだ3年間の給付費見込額の第1号被保険者の負担割合である19%分を、所得段階を考慮した第1号被保険者全体で負担するというものです。

また、その負担割合も改正され、第2期までは18%であったものが、第3期からは19%と1%増え、その分第2号被保険者の負担割合が32%から31%に減りました。第1号被保険者の負担する基準額は、旭市では理論上3,298円になりましたが、3年間で準備基金を1億8,650万円取り崩すこととし2,950円といたしました。

合併前の保険料は異なっていましたので、旧1市3町の加重平均と比較しますと14.7%の増となります。参考までに県が取りまとめた2月時点の調査では、千葉県内では3,984円から2,364円の間で検討されております。3,500円以上が56市町村中31市町村、3,000円から3,500円未満が14市町村、3,000円未満が11市町村という状況です。

次に、第4条第1項は、普通徴収に係る納期を旧市町ごとの納期を定めた別表を削除し、新たに8期とし定めるものです。

第4条第3項の改正は、誤りを修正するものです。

第5条、次のページになりますが、及び第6条の改正は基準額を定めた所得段階が変更

なったための文言の整理です。

第18条は、罰則規定ですが、そこで加える「法第33条の3第1項後段」とは、法改正で要支援の区分が2段階に改正されたためのものです。

次に、「改正附則第3条第1項に定める日」とは、新予防給付の開始をいつまで実施しないかを条例で定めるもので、旭市では新予防給付を19年4月1日より開始したい旨を定めたものです。

続きまして、附則ですが、第1条は施行期日を定めるものです。

第2条は、経過措置を定めたものです。

附則第3条は、新条例第3条で保険料率を定めていますが、第4段階と第5段階のもので、18年度分及び19年度に限り、当該年度の地方税法の規定による市町村民税が課税されていないものとした場合の所得段階と比較し、上昇する者に対し新条例第3条の規定にかかわらず激変緩和措置を実施するための規定であります。具体的には、第4段階に該当する者の保険料率は1.0倍ですが、税制改正がなかった場合、例えば第2段階に当たるものが第4段階になるというケースでは、新条例第3条の規定である1.0倍ではなく、18年度は0.66倍、19年度は0.83倍とし、計画の最終年度である20年度に本来の保険料率である1.0倍にするという激変緩和を行う旨の附則の制定であります。

以上で議案第46号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 議案の補足説明は終わりました。

#### 追加日程第4 議案質疑

議長（鈴木正道） 追加日程第4、議案質疑。

議案第46号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

以上で議案の質疑を終わります。

追加日程第5 常任委員会議案付託

議長（鈴木正道） 追加日程第5、常任委員会議案付託。

これより議案を付託いたします。

文教福祉常任委員会に、議案第46号の1議案を付託いたします。

付託いたしました議案は、3月16日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

議長（鈴木正道） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は20日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時41分

## 平成18年旭市議会第1回定例会会議録

### 議事日程（第5号）

平成18年3月20日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長陳情報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 事務報告
- 第 6 閉 会

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長陳情報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 追加日程第 1 議案上程
- 追加日程第 2 提案理由の説明
- 追加日程第 3 議案の補足説明
- 追加日程第 4 質疑、討論、採決
- 追加日程第 5 発議案上程
- 追加日程第 6 提案理由の説明
- 追加日程第 7 質疑、討論、採決
- 日程第 5 事務報告
- 日程第 6 閉 会

### 出席議員（26名）

- |    |         |    |         |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 伊 藤 保   | 2番 | 島 田 和 雄 |
| 3番 | 平 野 忠 作 | 4番 | 伊 藤 房 代 |

5番	林 七 巳	6番	向 後 悦 世
7番	景 山 岩三郎	8番	滑 川 公 英
9番	嶋 田 哲 純	10番	柴 田 徹 也
11番	木 内 欽 市	12番	佐久間 茂 樹
13番	日 下 昭 治	14番	平 野 浩
15番	林 俊 介	16番	明 智 忠 直
17番	林 一 雄	18番	高 木 武 雄
19番	嶋 田 茂 樹	20番	向 後 和 夫
21番	高 橋 利 彦	22番	林 正一郎
23番	鈴 木 正 道	24番	神 子 功
25番	伊 藤 鐵	26番	林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	伊 藤 忠 良	助 役	重 田 雅 行
教 育 長	米 本 弥榮子	病院事務部長	今 井 和 夫
総 務 課 長	増 田 雅 男	新 市 行 政 推 進 室 長	加 瀬 博 夫
秘書広報課長	平 野 哲 也	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	高 埜 英 俊	税 務 課 長	江ヶ崎 純 敏
市 民 課 長	小長谷 博	環 境 課 長	堀 川 茂 博
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	浪 川 敏 夫
社会福祉課長	林 久 男	高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	小 田 雄 治	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都 市 整 備 課 長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	山 崎 健 次	会 計 課 長	遠 藤 純 夫
消 防 長	佐 藤 眞 一	水 道 課 長	宮 本 英 一
庶 務 課 長	在 田 豊	学 校 教 育 課 長	多 田 清 司
生涯学習課長	神 原 房 雄	監 査 委 員 長	花 香 寛 源

農業委員會  
事務局長  
病院經理課長

野口徳和  
鏑木友孝

飯岡莊支配人

野口國男

事務局職員出席者

事務局長  
主査  
主任主事

来栖昭一  
穴澤昭和  
飯田裕紀子

事務局次長  
主任主事  
主任主事

堀江通洋  
石毛勝子  
飯笹浩一

開議 午前10時 6分

議長（鈴木正道） おはようございます。

ただいまの出席議員は26名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 常任委員長報告

議長（鈴木正道） 議案第1号から議案第46号までの46議案と陳情第1号から陳情第6号までの陳情6件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 配布漏れないものと認めます。

日程第1、常任委員長報告。

各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、林一雄議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 一雄 登壇）

文教福祉常任委員長（林 一雄） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月2日の本会議において付託されました議案第1号 平成18年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第2号 平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第3号 平成18年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、議案第4号 平成18年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第10号

平成17年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第11号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第26号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 旭市重度心身障害者医療

費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号 東総衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第41号 指定管理者の指定について、議案第42号 指定管理者の指定について、議案第43号 指定管理者の指定について、議案第44号 指定管理者の指定についての13議案と去る3月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案第46号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての1議案、合わせて14議案について審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月9日、午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

民生費の住宅改修費補助事業、老人性白内障補助眼鏡等購入助成事業、家族介護用品給付事業など、合併によりサービスがよくなっている点において、前年予算と比べどのくらい増えているのかとの質疑では、住宅改修費助成事業は、旧旭市のみで行っていた事業で、手すりの設置や段差解消工事等を行った場合、対象経費の2分の1の範囲で、限度額18万円を助成する事業で、今年度198万円を計上した。

前年度予算の途中で合併が行われていることから一概に比較はできないが、旧旭市ではおむね7件程度であったのに対し11件を見込んでいる。

老人性白内障補助眼鏡等購入助成事業については、旧旭市のみで行った事業であり、30万円の予算であったのに対し44万円を計上した。家族介護用品給付事業の紙おむつ支給においては、旧1市3町全域で行われた事業だが、旧3町では1日1枚に対し、旧旭市が2枚支給していたことから、1日2枚を支給することで計上した。

また、予算については、介護保険制度の改正と若干絡んでくるので、単純に比較はできないが、改正により一部の対象者については、介護保険の財源を使って地域支援事業が実施できるので、その予算と合わせて1,416万4,000円の予算規模となり、旧旭市の平成17年度予算と比較して約200万円の増額となっているとの答弁がありました。

次に、外出支援サービス事業の委託先と委託料はどのくらいか。また、何人くらい利用しているのかとの質疑では、委託先については、旧旭市が委託した社会福祉協議会に委託することを考えている。委託料としては、1日2,600円で2,170回を見込んでいる。また、利用者については42名を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、議案第4号の主な質疑について申し上げます。

特定入所者介護サービス事業とは、どんな事業なのかとの質疑では、昨年10月に施設入所者の食費と居住費を保険から外すという措置がされたため、低所得者に対していきなり負担増は大変だということから、段階別に補足給付を行っていく制度であるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、そのほか質疑を尽くし慎重審査の結果、別紙報告書のとおり14議案とも全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年3月20日、文教福祉常任委員会委員長、林 一雄。

議長（鈴木正道） 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、建設経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、向後和夫議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 向後和夫 登壇）

建設経済常任委員長（向後和夫） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月2日の本会議において付託されました議案第1号 平成18年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第5号 平成18年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第6号 平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第12号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第20号 旭市都市計画審議会条例の制定について、議案第29号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第45号 市道路線の認定についての8議案についての審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月10日、午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より助役ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑5点について申し上げます。

1点目として、労働費の旭市雇用対策協議会補助金として75万円が計上されているが、合併により旧干潟、旧飯岡にも工業団地という位置付けから、もっと幅広く交流をしなければいけないと考えるが、本予算において、そのような検討をされたのか。また、商工費の負担金補助及び交付金として1,100万円が計上されているが、これは企業が誘致されたときに、

その企業に対して奨励をするもので、来なければ不用額になってしまう。企業誘致の促進事業を考えた場合に、市として情報の収集や他県、県内を含めて各事業所に営業活動を行うことも必要と思うが、どう考えているのかとの質疑では、労働費の75万円については、当初35社で補助金を想定していたが、合併により50社に拡大して予算化を図った。

また、商工費の負担金補助及び交付金の1,100万円は、企業誘致を図った際に、排水処理施設並びに緑化事業等を施工した場合に、奨励金という形で交付するもので、1社分の1,000万円を計上した。企業誘致促進のための活動費としては、100万円を土地開発公社へ補助し、誘致活動に当たることになるが、スタッフとしては商工観光課の中の工業振興班職員3名と土地開発公社の1名の計4名の職員で行っているとの答弁がありました。

次に、観光費の負担金補助及び交付金の中のちば観光プロモーション協議会負担金と国際観光テーマ地区推進協議会負担金について、全体の負担金はどのくらいになるか。また、観光協会の合併についてはどうなっているかとの質疑では、ちば観光プロモーション協議会負担金は、観光客の誘致活動に資するために設置し、平成18年度の総額は1億500万円で、負担金は観光客の入込客、宿泊客等の人数割合によって試算されている。また、国際観光テーマ地区推進協議会負担金の総額は300万円で、県下32市町村が加入している。観光協会の合併については、新市の合併に合わせて両観光協会も合併に向かって調整をしているとの答弁がありました。

次に、農業後継者育成事業として、就農者研修支援事業補助金442万円があるが、どういう事業の補助なのかとの質疑では、旧干潟地区で新規就農者に対して就農支援金を5年間支給するもので、平成17年からは新規就農者への補助は行っていないが、5年間支給する継続分で、25人の認定者に対して1人年間10万円支給しているので250万円を計上している。また、新規就農者里親支援事業で農業後継者が研修に行った際、あるいは市内で研修生を受け入れる方に対して月2万円の年間で24万円を8人と見込んで192万円を計上しているとの答弁がありました。

次に、農業委員会運営費の電算業務委託料について、今回の農振法の見直しによるものなのか、それとも毎年かかるものなのかとの質疑では、農振とは別で、旧市町のばらばらであった農家台帳システムの電算の統合化をするものであるとの答弁がありました。

最後に、排水路整備事業の6,100万円についてどのような計画をしているかとの質疑では、大きく分けて清滝バイパス絡みの岩井排水路整備と平成17年度から行われた椎名団地の排水整備の二つである。

岩井排水路については、主に委託関係で詳細設計や測量関係を行い、工事関係については、まちづくり交付金、国の補助金を有効に使うことを考えているので、工事請負費は椎名団地のみで約500メートル分を計上したとの答弁がありました。

次に、議案第5号の主な質疑について申し上げます。

維持管理費の下水道運転業務委託料について、本来ならば市独自で行うことがよいわけだが、今後、メンテナンスを含めて運転業務についてはどのようにしていくのかとの質疑では、運転業務の内容としては、各使用機器の運転、点検、調整、また運転操作に必要な機械電気の保守管理、水処理施設の運転管理に必要な水質分析、汚泥の分析等で、専門的な国家資格が必要で、引き続き外部に委託していくとの答弁がありました。

次に、議案第6号の主な質疑について申し上げます。

普及率としては、70%が一応の目安となっており、それ以上になると難しい。計画人口もあると思うが、これは農業集落排水だけでなく水道においても同様であるが、隣接している地域においては、管を延長して普及に努めることもあると思うが、そのような検討をしているのかとの質疑では、計画区域の拡大という部分については、県と協議をしているところであり、施設の処理能力に余裕があることと合併の効果を考慮して、国庫補助の中で可能であれば、地域住民の方々に制度を理解していただいて、加入率のアップをしたいとの答弁がありました。

次に、議案第10号の主な質疑について申し上げます。

農林水産業費の制度資金利子補給事業で700万円減額した理由は何か。また、園芸用廃プラスチック処理対策事業において、増額した理由は何かとの質疑では、農業近代化資金については、農業者がより有利な方ということで、農業経営基盤強化資金の方に移行しているためである。

また、廃プラスチック処理料については、市と県で1キロ当たり21円を補助しており、合併により当初見込んだ数より多くなったためであるとの答弁がありました。

次に、議案第20号の主な質疑について申し上げます。

旭市都市計画審議会について、組織の委員は10人以内となっているが、人数の内訳はどうなっているのかとの質疑では、現在考えているのは、学識経験を有する者4名、市議会議員2名、関係行政機関の職員2名、公募の委員2名を予定している。学識経験を有する者は、建築士会、商工業団体、農業団体、県のOB、関係行政機関は県の出先機関、警察署長、公募の委員としては男女を問わず市民の方をお願いしたいと考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、8議案とも全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年3月20日、建設経済常任委員長、向後和夫。

議長（鈴木正道） 建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、公営企業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（公営企業常任委員長 高橋利彦 登壇）

公営企業常任委員長（高橋利彦） 公営企業常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月2日の本会議において付託されました議案第7号 平成18年度 旭市水道事業会計予算の議決について、議案第8号 平成18年度旭市病院事業会計予算の議決について、議案第9号 平成18年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について、議案第13号 平成17年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第31号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての7議案についての審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月13日、午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第7号の主な質疑4点について申し上げます。

1点目として、東総水道企業団からの割り当て受水量は、旧1市3町の今までの受水量で足りるのかとの質疑では、1日の受水量の目安として6万4,596トンを申し込む予定である。今後の見通しとして、今の状況であれば水量は足りると思われるとの答弁がありました。

次に、水道の加入率がどのくらいあれば採算が合うのか、その目安はどのくらいなのか、また加入率を上げるための検討をしているのかとの質疑では、水道会計については、収入の17%を他会計からの補助金で占めており、収益が上がると県の補助金あるいは高料金対策補助金が減ってしまうジレンマがある。採算がとれる目安としては難しいが、加入率を上げる対策としては、水道の引き込みまではしてあるが、使用していない世帯が約2,000世帯ある

ことから、まずそこから使っていただけるよう努力したいとの答弁がありました。

次に、水道を引きたくても距離があって引けない件数はどのくらいあるのか。また、健康を維持するためにも水は必要で、10万円前後の補助金を出すところもあるが、1件ずつ浄化装置を設置して飲める水を確保するなど、その考え方、対策はあるのかとの質疑では、本管の通っていない地域での件数としては、旧旭が472件、旧海上が97件、旧飯岡が54件、旧干潟が98件である。

補助金については、旧旭市が平成5年から取出し工事については自己負担にしており、また、旧3町においては、ある程度件数がまとまれば町で引いていた状況もあることから、水道料金の統一とともに補助するかしないかも含めて検討したいとの答弁がありました。

最後に、水道の使用について、隣接している他市の管を使用することは可能かとの質疑では、旧飯岡町において、飯岡バイパスの関係で事業体を超えて、旧海上町から水道管を取り出し、旧海上町に料金を支払っていた経緯があるので、協定を結んでできるのではないかと考える。しかし、他市の管を使用するとなれば、本管の大きさやどこまで引けるのか調査が必要になるので、他市と十分に協議、検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第8号の主な質疑5点について申し上げます。

初めに、看護師の不足に伴い、定員を増やすなど早急に人材育成の確保に取り組む必要があると思うが、どんな対策をとっているのかとの質疑では、現在、看護学校の定員は40名であり、これを増員するには国、県の許可が必要となる。定員の増においては、病院としても問題視しており、内々で検討しているが、許可の関係もあるので、来年度すぐにはいれないが、数年のうちに実現したいとの答弁がありました。

次に、ペットについて、がんを見つけられない報道があったが、ペットに対する問題点と利用状況はどのくらいかとの質疑では、国立がんセンターによると、人間ドックよりはかなり発見率が高く、甲状腺がん等10種類以上のがんを発見できるが、苦手な部分もあり、胃がん等、発見しにくいものもあるので、従来の有効性が確立している検査方法を併用して、総合的な判断を行っている。また、ペットの利用状況については、1日9人の利用があるとの答弁がありました。

次に、臨時職員が派遣会社に移るということであるが、身分や給与はどうなるのか。また、派遣会社は何社くらいになるのかとの質疑では、現在、臨時職員が100名ほどおり、今回の電子カルテ導入を契機に移っていただくことになっている。身分や給料については、派遣会社で正社員という形で身分も安定するので、影響が出ないように考慮している。

また、派遣会社については、見積もりを取って決定するということになるが、人数が多いので1社に絞るのも問題があることから、複数にお願いしたいと考えているとの答弁がありました。

次に、耐震診断について、先の一般質問においてマスタープランを練っており、その設計等が入札で決定したような答弁があったが、どういう入札なのか。また、現在の場所については、液状化が心配されるのでお勧めできないが、地盤の強い他の場所という考えはあるのかとの質疑では、昭和56年以前の建物はどのように改築したらよいか、7社の設計事務所にマスタープラン構想のプレゼンテーションを実施して3社に絞り、さらに検討した結果、横河建築設計事務所1社となった。

この入札は、設計の依頼ではなく、基本構想の構築をお願いするものであり、現状の病院施設の問題点、建設事業に係る費用、職員の配置等、基本的なものを調べて図面に載せるといふ作業である。

今後の予定としては、基本構想がこの3月末にできる予定なので、平成18年度において検討委員会を立ち上げ、設計というより基本計画という形で予算計上しているので、その範囲内で実施して、構築できれば、平成19年度に新たに設計料の予算計上を進めたい。現在の場所の液状化については、1号館の建設にあたっての地質調査等のデータから推測して、12階建てを建てることについては問題ないとのことでありました。

また、他の場所への建設については、中央病院がこの地域の中心的な病院となっている大きな理由として、救急体制が整っていることが挙げられ、特に医師が病院の隣接地に住んでいることで、その体制がとれている。したがって、他の場所に建てることも魅力ではあるが、救急体制と医師の住宅建て直し等の制限の要素があり、費用や財政上の制約を考えると、現在の敷地に建てるのが最善の選択肢であるとの答弁がありました。

最後に、オーダーリングシステムを開設し、電子カルテに取り組んでいるとのことであるが、導入した場合、医師がパソコンばかりに目をやり患者に対するサービスの低下等の問題があるのではないかと質疑では、電子カルテのメリットとしては患者の情報をその場で患者とともに見ることができるものであり、また、デメリットについては、今までの診察より時間がかかることはあるかと思われるが、サービスの低下、セキュリティ等の問題について、十分考慮して検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第9号の主な質疑3点について申し上げます。

初めに、利用者について、ピーク時と比べて20%減ということだが、月別の利用者人数と

市内、市外の利用状況、また市内利用者に対しての優遇的なものはあるのかとの質疑では、夏の利用がピークで約3,000人であり、通常は約1,000人の宿泊がある。内訳としては、県内が30%、東京が24%、埼玉が17%で、以下神奈川、茨城と続く。

県内の内訳としては、千葉市が17.6%、船橋市が7.3%、市川市が5.6%で、以下、柏市、松戸市と続く。

また、市内利用者に対してのサービスについては、基盤になるのは市民の方だと思うので、まず老人介護から始めて順を追って考えていきたいとの答弁がありました。

次に、食材について、地場産品を使っているのかとの質疑では、鮮魚については、海匠漁協の入札権を持っている4軒の鮮魚点から仕入れている。また、野菜については、1日に使う量が限定されているので、旧飯岡町の八百屋3軒から仕入れているが、半分程度は地元以外からのものになってしまう。今後は、米も含めて十分検討し、地産地消に努めていきたいとの答弁がありました。

最後に、修繕、改築についてどういう計画をしているのか。また、運営委員会ではどんな検討をしているのかとの質疑では、再整備計画については、専門の目から見た経営診断で、現状での問題点をどう改善したらよいかをお願いしている。基本的なスタンスとしては、できるだけ大きな整備は避け、現状の施設をうまく利用して、ソフト面で十分な対応を図っていけるような方向性を見出したいと考えている。運営委員会においても、ソフト面が重要で、サービスがお金を生む時代ということから、民間に近い運営をしていくことが必要で、民間のマネージャーを導入してはどうかという意見もあるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、そのほか質疑を尽くし、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、7議案とも全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年3月20日、公営企業常任委員会委員長、高橋利彦。

議長（鈴木正道） 公営企業常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、林俊介議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 林 俊介 登壇）

総務常任委員長（林 俊介） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月2日の本会議において付託されました議案第1号 平成18年度旭市一般会計予算

の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第14号 旭市総合計画審議会条例の制定について、議案第15号 旭市国民保護対策本部及び旭市緊急対処事態対策本部条例の制定について、議案第16号 旭市国民保護協議会条例の制定について、議案第17号 旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、議案第18号 市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について、議案第19号 旭市地域振興基金条例の制定について、議案第21号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第35号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体から匝瑳郡光町を除くことに伴う財産の処分に関する協議について、議案第36号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第37号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について、議案第38号 千葉県自治センターの解散に関する協議について、議案第39号 千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議についての21議案についての審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月16日、午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より助役ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑5点について申し上げます。

1点目として、総務費の行政連絡事務委託料について、合併前と比べ減額となっているが、その理由は何か。また、市政を運営していく中で、区長の協力は欠かせないと思うが、合併前と比較してその関係は今までどおりと理解してよいのかとの質疑では、旧1市3町での制度が異なっており、旧旭が委託方式、旧町が非常勤の特別職という扱いであったため、旧1

市3町の現在の区長会長、副会長等と協議した結果、旧旭の委託方式に決定した。

しかし、一度に合わせると減額という面も出てくるので、3年間かけて少しずつ緩和措置で調整していくことで予算計上した。また、区との関係であるが、今までどおり維持したいと考えているとの答弁がありました。

次に、市税等徴収補助員の活動内容とその徴収成果はどうであったか。また、本来は税務課で行うべき仕事だと思うが、臨時職員にお願いするということで、職員はどんな形で仕事を行っているのかとの質疑では、徴収補助員の制度は、旧旭において平成14年度から導入した制度であり、予算上は一般会計で1名、国保会計で1名計上している。

徴収補助員の活動内容としては、定期分納の方や比較的容易に徴収可能な未納者への集金、口座振替の推進をお願いしている。

成果については、平成16年度の実績で、稼働日数は429日、訪問件数は2,306件、うち徴収できた件数が1,881件で81.6%の徴収率となり、徴収総額は4,884万5,186円となる。これによる収税職員の仕事であるが、徴収困難な滞納者や新規滞納者との交渉に多く充てられ、滞納者の実態把握により多くの時間を充てることで、本来の滞納整理のための調査、差し押さえ等の滞納処分は積極的に行うことができた。

なお、旧旭市において、平成16年度に51件の差し押さえ処分を行っているとの答弁がありました。

次に、消防費の防災アセスメント調査委託料とは、どのような調査をして、その結果が何に反映されるのかとの質疑では、この地域における過去の災害等の被害を調査していただき、それをもとに現在作成中の防災計画に使用するためのものであるとの答弁がありました。

次に、今回の予算書を見ると、全体的に賃金という項目がかなり多くなっている。賃金で支払うものについては、当然外部に払うわけであるが、行政改革アクションプランでの職員の適正化等を推進する上で必要であるのかとの質疑では、定員適正化を進める中で、賃金による職員を雇っていくということではない。アクションプランの中では、臨時職員等の見直しということで、資格や免許を必要とする専門職や季節的な繁忙期などにおいては、臨時職員等を活用していくが、雇用に当たっては業務内容等について精査した上で、削減の方向で進めていきたいとの答弁がありました。

最後に、市税について、固定資産税と都市計画税の徴収率の違いがあるが、その理由は何かとの質疑では、固定資産税には土地、家屋のほかに償却資産が含まれており、都市計画税については、償却資産は含まれていない。その償却資産については、会社等で納めていただ

く部分の徴収率が高いことと、旧3町区域の固定資産税の徴収率が高かったために、若干高く見込むことができた。

また、都市計画税については、旧旭地区のみの状況で徴収率を積算するので、若干低く見込んでいるとの答弁がありました。

次に、議案第19号の主な質疑について申し上げます。

旭市地域振興基金条例の第4条に、基金の運用から生ずる収益とあるが、いつから生じて、どのくらいを見込んでいるか。また、基金の設置目的を達成するために必要な事業の財源に充てるとしているが、どういう事業を想定しているのかとの質疑では、平成18年度の積み立てとしては合併特例債を見込んでいるので、許可額が認められれば、その時点で積み立てる形になる。時期としては、年度末になってしまうと思うが、低金利であることからどれだけの収益が出るか、現時点において予測できない。また、基金の利用については、合併前の旧市町の一体感の醸成に資するものに使えるということで、現時点においてはイベントの開催、新しい文化の創造に関する事業の実施、市民団体への助成といったものが考えられるとの答弁がありました。

次に、議案第24号の主な質疑について申し上げます。

旅費について、千葉県内全域を対象外とし新たに茨城県の3市を含んでいるが、改正前の本市からの路程100キロメートル未満の地域からすると、短くなっているが、その扱いはどうなのかとの質疑では、改正にあたっての考え方は、行財政改革、経費削減の一環として行うものである。県内出張の交通手段としては、原則、公用車を使用することから、距離に関係なくわかりやすく県内すべてを対象外とした。

また、利根川沿いの3市については、県外ではあるが、日常生活圏の範囲内であるということによって明確にしたとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、21議案とも全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年3月20日、総務常任委員会委員長、林 俊介。

議長（鈴木正道） 総務常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各常任委員会委員長の報告は終わりました。

## 日程第2 質疑、討論、採決

議長（鈴木正道） 日程第2、質疑、討論、採決。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

日下議員。

13番（日下昭治） 各4常任委員会とも全員賛成でございます。私も、総務常任委員会で賛成をした一人でございますけれども、委員会の中において、1点まだ報告をいただくべき質疑事項が残っておったわけでございますけれども、いまだに報告がございませんので、ここで質疑をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それは、委員長でなく執行部の方でなければ分からないと思っておりますけれども。

議長（鈴木正道） ただいまの日下議員の質疑でございますけれども、委員長報告でございますので。

13番（日下昭治） 分かりました。

議長（鈴木正道） そのほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

日下昭治議員。

（13番 日下昭治 登壇）

13番（日下昭治） 私も今申し上げましたけれども、委員会の中においては賛成をした一人でございますけれども、あえて意見を1点申し述べさせて、ならば反対ということになるかと思いますが、予算書について、私ども議会に提出される際には、私どもが質疑を出した際には、ぜひその際に質疑に対しては答弁をいただきたいと、まずそれを1点申し上げさせていただきたいと思っております。

なぜかと言いますと、私どもについては、予算書すべて提出されたものは見ておるわけでございます。予算書編成においては、市長から各担当部署において移管されたものが、それらに基づきまして編成されたものと思っておるわけでございますので、当然、担当課等においては、質疑に対しては答弁いただけるものと思っておったわけでございますけれども、た

だ質疑したものについては、級別職員数が6か月間において相当人数が変わっていると、一般行政職と税務職の内容が変わっていったということで、質疑を申し上げたわけでございます。当然、そういったものが6か月間において変わっているのがあれば、当然そこで答弁いただけるものと思っておったわけでございますが、それらの報告もいまだにございませんでしたので、その辺、こういったものを出す際には、当然よく精査した中を出していただきたいと、あえて意見を申し上げまして反対討論とさせていただきたいと思っております。

議長（鈴木正道） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 討論を終わります。

これより議案第1号から議案第46号までの46議案について採決いたします。

議案第1号 平成18年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

議案第2号 平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

議案第3号 平成18年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

議案第4号 平成18年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

議案第5号 平成18年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を

求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

議案第6号 平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

議案第7号 平成18年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

議案第8号 平成18年度旭市病院事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

議案第9号 平成18年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

議案第11号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の

方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

議案第12号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

議案第13号 平成17年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

議案第14号 旭市総合計画審議会条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

議案第15号 旭市国民保護対策本部及び旭市緊急対処事態対策本部条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

議案第16号 旭市国民保護協議会条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

議案第17号 旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

議案第18号 市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

議案第19号 旭市地域振興基金条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

議案第20号 旭市都市計画審議会条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

議案第21号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

議案第22号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

議案第23号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

議案第24号 旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

議案第25号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

議案第26号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

議案第27号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

議案第28号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

議案第29号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

議案第30号 旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

議案第31号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

議案第32号 旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

議案第33号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

議案第34号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

議案第35号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体から匝瑳郡光町を除くことに伴う財産の処分に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

議案第36号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

議案第37号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

議案第38号 千葉県自治センターの解散に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

議案第39号 千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

議案第40号 東総衛生組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

しばらく休憩いたします。議員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時10分

(議長、副議長と交代)

再開 午前11時11分

副議長(高木武雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、地方自治法第117条の規定により、議案第41号に関係いたします林一哉議員、鈴木正道議員、嶋田茂樹議員、明智忠直議員、平野浩議員、木内欽市議員の退場を求めます。

しばらく休憩いたします。議員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

(26番 林 一哉 退場)

(23番 鈴木正道 退場)

(19番 嶋田茂樹 退場)

(16番 明智忠直 退場)

(14番 平野 浩 退場)

(11番 木内欽市 退場)

休憩 午前11時12分

再開 午前11時13分

副議長(高木武雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第41号の採決を行います。

議案第41号 指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(高木武雄) 全員賛成。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

本議題が終了いたしましたので、林一哉議員、鈴木正道議員、嶋田茂樹議員、明智忠直議員、平野浩議員、木内欽市議員の入場を求めます。

しばらく休憩いたします。議員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

(26番 林 一哉 入場)

( 2 3 番 鈴木正道 入場 )

( 1 9 番 嶋田茂樹 入場 )

( 1 6 番 明智忠直 入場 )

( 1 4 番 平野 浩 入場 )

( 1 1 番 木内欽市 入場 )

休憩 午前 1 1 時 1 4 分

( 副議長、議長と交代 )

再開 午前 1 1 時 1 5 分

議長 ( 鈴木正道 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第42号の採決を行います。

議案第42号 指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

議長 ( 鈴木正道 ) 全員賛成。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

議案第43号 指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

議長 ( 鈴木正道 ) 全員賛成。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

議案第44号 指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

議長 ( 鈴木正道 ) 全員賛成。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

議案第45号 市道路線の認定について、賛成の方の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

議長 ( 鈴木正道 ) 全員賛成。

よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

議案第46号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

ここで、11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時26分

議長(鈴木正道) 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 日程第3 常任委員長陳情報告

議長(鈴木正道) 日程第3、常任委員長陳情報告。

総務常任委員会と文教福祉常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、林俊介議員、ご登壇願います。

(総務常任委員長 林 俊介 登壇)

総務常任委員長(林 俊介) 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月2日の本会議において付託されました陳情第1号 庶民大增税の中止を求める陳情についての審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、3月16日付託議案の審査終了後、担当課長より本陳情の内容について説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、税が重くなることはよいとは思わないが、今の国、地方の状況から負担をしなければならないとの意見が出され、結果、別紙報告書のとおり、陳情第1号については、全員異議なく不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年3月20日、総務常任委員会委員長、林 俊介。

議長（鈴木正道） 総務常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、林一雄議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 一雄 登壇）

文教福祉常任委員長（林 一雄） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月2日、本会議において付託されました陳情第2号 児童扶養手当の減額率の緩和についての陳情について、陳情第3号 医療制度の改善を求める陳情について、陳情第4号 国民健康保険制度の改善を求める陳情について、陳情第5号 介護保険制度の改善を求める陳情について、陳情第6号 小児慢性特定疾患医療費助成について意見書の採択に関する陳情についての陳情5件についての審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、3月9日、付託議案の審査終了後、担当課長より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、陳情第3号、陳情第4号、陳情第5号の陳情の趣旨は分かるが、県と市にかかわる問題もあり、もう少し調査が必要であるという意見が多く出され、結果、別紙報告書のとおり、陳情第3号、陳情第4号、陳情第5号については全員賛成で、それぞれ閉会中の継続審査とし、陳情第2号、陳情第6号については、全員異議なく採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年3月20日、文教福祉常任委員会委員長、林 一雄。

議長（鈴木正道） 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で、付託陳情に対する各常任委員会委員長の報告は終わりました。

#### 日程第4 質疑、討論、採決

議長（鈴木正道） 日程第4、質疑、討論、採決。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより陳情第1号から陳情第6号までの陳情6件について採決いたします。

陳情第1号 庶民大増税の中止を求める陳情について、総務常任委員会委員長の報告のとおり、不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、陳情第1号は不採択と決しました。

陳情第2号 児童扶養手当の減額率の緩和についての陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、陳情第2号は採択と決しました。

陳情第3号 医療制度の改善を求める陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、陳情第3号は閉会中の継続審査と決しました。

陳情第4号 国民健康保険制度の改善を求める陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、陳情第4号は閉会中の継続審査と決しました。

陳情第5号 介護保険制度の改善を求める陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、陳情第5号は閉会中の継続審査と決しました。

陳情第6号 小児慢性特定疾患医療費助成についての意見書の採択に関する陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、陳情第5号は採択と決しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時43分

議長(鈴木正道) 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 追加日程第1 議案上程

議長(鈴木正道) 本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は議案第47号 旭市監査委員の選任につき同意を求めることについての1議案であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 配布漏れないものと認めます。

おはかりいたします。議案第47号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(鈴木正道) ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

なお、地方自治法第117条の規定により、本議題に関係いたします林正一郎議員の退場を求めます。

しばらく休憩いたします。議員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

(22番 林 正一郎 退場)

休憩 午前 11時44分

再開 午前 11時45分

議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1、議案上程。

議案第47号の1議案を上程いたします。

#### 追加日程第2 提案理由の説明

議長（鈴木正道） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議いただくことといたしました。提案いたしました議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第47号は、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、地方自治法第196条第1項の規定により、旭市監査委員を選任するにあたり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。

私は、市議会議員から選任する監査委員として、林正一郎氏が適任であると考え提案するものであります。

詳しくは、事務担当者から説明いたしますので、何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（鈴木正道） 提案理由の説明は終わりました。

#### 追加日程第3 議案の補足説明

議長（鈴木正道） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第47号について、総務課長、ご登壇願います。

( 総務課長 増田雅男 登壇 )

総務課長(増田雅男) 議案第47号 旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて、補足説明を申し上げます。

旭市監査委員に選任したい方は、旭市三川9019番地にお住いの林正一郎氏で、昭和14年10月5日生まれの方であります。

林氏は、昭和62年に旧飯岡町の町議会議員に初当選、以来19年の長きにわたり議員として町政、市政に携わってきており、平成15年5月から平成17年3月までの約2年間、監査委員を務めた経験もあり、まさに市政全般に豊富な知識と経験を有しており、監査委員として適任の方であります。

なお、地方自治法に規定されている欠格条項、欠格事項、兼職や兼業の禁止については抵触しておりません。

以上で、議案第47号の補足説明を終わります。

議長(鈴木正道) 総務課長の補足説明は終わりました。

#### 追加日程第4 質疑、討論、採決

議長(鈴木正道) おはかりいたします。議案第47号は、委員会付託を省略して、直接審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(鈴木正道) ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は直接審議することに決しました。

追加日程第4、質疑、討論、採決。

おはかりいたします。本議案は、人事案件でございますので、質疑、討論を省略して採決いたします。

議案第47号 旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第47号は同意することに決しました。

本議題が終了いたしましたので、林正一郎議員の入場を求めます。

しばらく休憩いたします。議員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

（ 22番 林 正一郎 入場 ）

休憩 午前 11時48分

再開 午前 11時49分

議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 追加日程第5 発議案上程

議長（鈴木正道） 本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号 旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、発議第2号 児童扶養手当の減額率の緩和に関する意見書の提出について、発議第3号 小児慢性特定疾患医療費についての意見書の提出についての3発議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 配布漏れないものと認めます。

おはかりいたします。発議第1号から発議第3号までの3発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案は本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第5、発議案上程。

発議第1号から発議第3号までの3発議案を一括上程いたします。

## 追加日程第6 提案理由の説明

議長（鈴木正道） 追加日程第6、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、林俊介議員、ご登壇願います。

（15番 林 俊介 登壇）

15番（林 俊介） 発議第1号 旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本発議案につきましては、先ほど議案第21号の旭市行政組織条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴いまして、委員会条例別表中の総務常任委員会の所管であります新市行政推進室の所管に関する事項を削るため、提案するものでございます。

以上、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

議長（鈴木正道） 林俊介議員の提案理由の説明は終わりました。

続いて、発議第2号、発議第3号について、林一雄議員、ご登壇願います。

（17番 林 一雄 登壇）

17番（林 一雄） それでは、発議第2号及び第3号について、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第2号 児童扶養手当の減額率の緩和に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

児童扶養手当は、母子家庭の子どもの健やかな養育のために必要な支援である。

児童扶養手当の受給者が増加する中、政府は合理化、効率化を進め、児童扶養手当法を改正し、手当の受給期間が5年（事由発生から7年）を超える場合、「政令により手当の額の2分の1に相当する額を超えない額を支給しない」とした。児童扶養手当制度が母子家庭の自立を支援する制度として、将来にわたり機能するよう、このたび制度変更が行われたものであるとされている。

しかしながら、厚生労働省が平成15年11月に行った平成15年度全国母子世帯調査結果によると、母子世帯となったときの母の平均年齢は33.5歳で、そのときの末子の平均年齢は4.8歳となっている。4.8歳のこの5年後は、小学校中学年ころにあたり、成長に伴う食費増、教育費増などが重なる時期となり、児童扶養手当の減額は、子どもの健やかな成長期を直撃

することになりかねない。

よって、政府は児童扶養手当の見直しによる受給5年後の減額率を緩和するとともに、自立に向けた就労支援のより一層の充実を図れるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、少子化担当大臣あてでございます。

続きまして、発議第3号 小児慢性特定疾患医療費についての意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

国においては、小児難病10疾患群について、児童の健全な育成を阻害する恐れがあるところから、小児慢性特定疾患治療研究事業を実施し、医療費の助成を行ってきました。

しかし、国は昨年度、難病対策を見直し、同事業について所得に応じた自己負担の導入、対象疾患の基準見直しなどの制度改正を行いました。

国の制度改正を受けて、千葉県においても国制度への上乗せとして実施していた小児慢性特定疾患医療費助成事業を廃止しました。

その結果、昨年4月から患者の多くが負担増となり、昨年度の助成対象者の9割が対象外とされました。

旭市においても、小児ぜんそくを含む慢性呼吸器疾患の認定患者は、379名から2名に激減する事態となっています。そのため、病気の子どもを抱える家庭には、これまでも大きかった経済負担が、より一層の負担増となり、治療を中断するなど療養に悪影響を与えることは必至となっています。

よって、県においては、国に対して小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患の基準の緩和を求めること。また、国独自の小児慢性特定疾患医療費助成の復活、もしくは国制度を補完できるような医療費助成を実施することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

意見書の提出先でございますが、千葉県知事あてでございます。

以上でございます。皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。  
議長（鈴木正道） 林一雄議員の提案理由の説明は終わりました。

追加日程第7 質疑、討論、採決

議長（鈴木正道） おはかりいたします。発議第1号から発議第3号までの3発議案は、委員会付託を省略して直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案は、委員会付託を省略して、直接審議することに決しました。

追加日程第7、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

発議第2号について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

発議第3号について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

以上で、発議案の質疑は終わりました。

これより発議第1号から発議第3号までの3発議案について一括して討論に入ります。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第1号から発議第3号までの3発議案について採決いたします。

発議第1号 旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

発議第2号 児童扶養手当の減額率の緩和に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

発議第3号 小児慢性特定疾患医療費についての意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、発議第3号は原案どおり可決されました。

#### 日程第5 事務報告

議長(鈴木正道) 日程第5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 増田雅男 登壇)

総務課長(増田雅男) 篤志寄附を受納しましたので、報告いたします。

1、ミニサッカーゴール1組、ダンベル30組及びエキスパンダー20個(17万4,000円相当)を、旭市立中央小学校及び干潟中学校の備品として、旭市鎌数5146番地、旭市ゴルフ協会様より、平成17年12月16日受納いたしました。

1、刀2振及び薙刀1振(370万円相当)を、大原幽学記念館の資料として、旭市幾世462番地、安藤元春様より、平成18年2月2日受納いたしました。

1、金20万円を、沖縄交流事業費として、沖縄県沖縄市中央3丁目5番38号、上原清善様より、平成18年2月16日受納いたしました。

1、防犯灯25基(67万5,000円相当)を、市内各地の防犯用として、成田市花崎町822番地1、東京電力株式会社成田支社様より、平成18年2月17日受納いたしました。

1、図書券10万円を、旭市図書館図書購入費として、旭市三川字犬林セの4334番地1、カインズホーム旭飯岡店様より、平成18年2月22日受納いたしました。

1、サクラ1本(10万円相当)を、袋公園の修景木として旭市鎌数9229番地1、旭ロータ

リークラブ様より、平成18年3月1日受納いたしました。

1、花壇10基、13層塔1基他（120万円相当）を、木曾義昌公史跡公園の施設として、旭市口の810番地9、旭ライオンズクラブ様より、平成18年3月13日受納いたしました。

1、図書（10万円相当）を、旭市立まんざい保育所及び古城保育所の備品として、旭市萬歳1584番地、干潟ライオンズクラブ様、平成18年3月15日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

議長（鈴木正道） 事務報告は終わりました。

#### 日程第6 閉 会

議長（鈴木正道） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成18年旭市議会第1回定例会を閉会いたします。

長期間にわたりまして、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時 3分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 鈴木正道

副議長 高木武雄

議員 平野忠作

議員 伊藤房代